

博士論文 令和六（二〇二四）年度

元禄・享保期上層民の経済思想に見る「作為」と市場経済
―河内屋可正、伊能景利、田中休愚の事例によせて―

田口 英明

元禄・享保期上層民の経済思想に見る「作為」と市場経済

―河内屋可正、伊能景利、田中休愚の事例によせて―

田口英明

序章 元禄・享保期上層民の経済思想の視角と対象・・・一

一 江戸時代の経済思想史研究の流れと本論の視角・・・一

(一) 江戸時代の実務家の経済思想史研究の流れと対象時代の設定・・・一

(二) 元禄・享保期の民間社会の経済思想に対する視角・・・三

二 研究対象の共通性と本論の構成・・・七

第一章 河内屋可正の経済思想―元禄期畿内在郷町における「工夫」と「進退」・・・一四

一 本章の対象と視角・・・一四

一・一 「工夫」を重視する可正の思想基調・・・一六

(一) 「処世訓」の要としての「工夫」・・・一七

(二) 「工夫」の実践事例・・・二〇

一・三 可正の貧福観と「人為」・「工夫」・・・二二

(一) 宿命論的貧福観と「人為」の相克・・・二二

(二) 可正の農業観・・・二四

(三) 「農人帳」を「書く」と・・・二八

一・四 商売と「智」―あるべき農商バランス・・・二八

(一) 「商売」に対するアンビバレントな認識・・・二八

- (二) 商人の「智」と農商バランス・・・三一
- 一五 「貧福和合」と「進退」の限界・・・三三
- (二) 「貧福和合」・・・三三
- (二) 「進退」の限界を意識する・・・三五
- 一六 おわりに・・・三七

第二章 伊能景利の紀行文とその社会経済観・・・四五

- 一一 伊能景利の文化活動と本章の視角・・・四五
- 一二 景利の旅行歴と『千代古見知』『記行部』の構成・・・四八
 - (一) 景利の旅行歴・・・四八
 - (二) 「千代古見知」「記行部」の構成・・・四九
- 一三 景利紀行文にみる旅行の意義―「無垢世界」での精神的安堵と風雅への憧憬・・・五一
 - (一) 「無垢世界」での精神的安堵・・・五一
 - (二) 風雅への憧憬・・・五四
- 一四 景利の紀行文に見る社会経済観―「御代」に対する認識と「無常」観・・・五六
 - (一) 「御代」に対する認識・・・五七
 - (二) 「鄙」での仮宿と「無常」観・・・五九
- 一五 紀行文・教訓書における社会経済観の比較と『日本永代蔵』・・・六三
- 一六 おわりに・・・六八

第三章 伊能景利の文書編纂活動から見る地域史観と経済観・・・七四

三一 景利の文書編纂活動と本章の視角・・・七四

(一) 景利の文書編纂活動の特色・・・七四

(二) 十八世紀初頭の佐原村の概観と村役人の立場の変化・・・七六

(三) 本章の考察対象と視角・・・七八

三二 元禄・宝永期の市場出入と『先年ヨリ市場出入之留書』に見る景利の経済観・・・八〇

(一) 『先年ヨリ市場出入之留書』について・・・八〇

(二) 元禄・宝永期の佐原村六斎市の市場出入・・・八一

(三) 市場出入についての景利の考察・・・八六

(四) 小括・・・九一

三三 享保期幕府地方政策の展開をめぐる景利の模索・・・九二

(一) 享保八〇年の幕府地方政策の展開と景利の「覚書」・・・九二

(二) 享保八年の「覚書」に見る川除普請政策をめぐる景利の認識と模索・・・九三

(三) 享保九年の「覚書」と佐原村新田に関する景利の歴史観・・・九八

(四) 小括・・・一〇二

三四 おわりに―二つの「村長」と佐原村の歴史・・・一〇三

第四章 享保期の民間経済思想の展開―「変」・宿命論的貧福観と「心」の相克・・・一一一

四一 可正から景利、休愚へ―その思想・感性の共通性・・・一一一

(一) 「不定」と「変」―「自然」に対する視線・・・一二一

(二) 宿命論的貧福観と主体性の相克・・・一二六

四・一 「辰巳上り」と主体性確立の相克・・・一八

(一) 「辰巳上り」・・・一九

(二) 社交・儀礼の奢侈化・・・二〇

(三) 「一得一失」と判断力・・・二二

四・三 享保期上層民における「心」の確立の思想的過程と特質・・・二四

(一) 景利における「本心」のあり方・・・二四

(二) 経済生活における「心」の働き・・・二七

(三) 休愚における「心」の確立―「心を付」けること・「術」・「工夫」・・・三〇

四・四 おわりに―景利と休愚の共通点と相違点・・・三六

第五章 田中休愚における公共性と「術」―『民間省要』における「作為」の展開・・・四五

五・一 本章の視角―「国恩」への自覚と『民間省要』・・・四五

五・二 『民間省要』の道中・宿駅論に見る休愚の制度観・・・四七

五・三 「禄重キ」百姓・「術商」・あるべき普請・・・五一

(一) 「禄重キ」百姓と「役」負担の増加・・・五二

(二) 「術商」とあるべき普請・・・五四

五・四 休愚の川除普請論と「術」・・・五八

五・五 おわりに―休愚における「術」・制度・市場・・・六二

終章 元禄・享保期上層民の経済思想の特質と「自然」から「作為」へ・・・六九

六・一 元禄・享保期上層民の経済思想の共通性・・・六九

(一) 「和合」と「堪忍」の経済思想・・・・一六九	
(二) 地域独自の経済思想・・・・一七一	
(三) 「書く」ことの経済思想史上の意義・・・・一七四	
六二二 元禄・享保期上層民の経済思想における「自然」と「作為」・・・・一七六	
初出一覧・・・・一八一	
史料および参考文献・・・・一八三	

序章 元禄・享保期上層民の経済思想の視角と対象

一 江戸時代の経済思想史研究の流れと本論の視角

(一) 江戸時代の実務家の経済思想史研究の流れと対象時代の設定

江戸時代の経済思想史研究には大きくわけて二つの研究の流れがある。一つは思索を生業とする頂点的思想家を対象とするものであり、もう一つは実務家の経済思想を考察するものである。本論は、後者に属する。

実務家の経済思想史研究は、頂点的思想家のそれに比して研究の数が少なく、また比較的近年になって研究が進展した領域である^一。その初期の代表的なものとして、中井信彦氏による色川三中の研究がある^二。中井氏は、幕末期の常陸国土浦の薬種商および醬油醸造業者であつた三中と、彼と交遊関係にあつた人物を考察対象として、三中の日記を基本史料としながら、彼らの経営のありかた、意識、思想、行動を「重層的な一つの全体として捉えること」^三を研究目的としている。また、三中は『香取文書纂』の編纂者であり、土浦を一带とする国学者、水戸学者とも親交を結んでいた。中井氏は、三中の行動と思想を考察し、その双方の影響を受けながら形成された生活・思想空間を構造的に捉えようとする。さらに、中井氏の研究で重要な点は、それが叙述的な思想史研究であることである。思想史研究はテキストの解釈・分析を通じてその思索を論理的に再構築することに主眼を置く。だが、実務家の多くは体系的な著作を遺しているわけではない。したがって、彼らの経済思想を扱ううえではそのみならず、具体的なエピソードや日常生活の実相からその思索を読み取ることが同様に重要であることを中井氏の研究は示している。

このような日常生活の実相から実務家の経済思想を読み取る研究手法は、小室正紀氏に受け継がれた。小室氏の方法論の前提には、中井氏が『歴史学的方法の基準』において「習俗」・「日常性次元」を捉える歴史学の視点の重要性を提唱したことがある^四。それを踏まえて小室氏は「草莽の経済思想」として、享保期の田中休愚から幕末期常陸国の下士・村役人層の経済思想を扱う^五。「草莽の経済思想」とは、中井氏の言うところの「日常性次元」の経済思想を考察するものであり、それは経済活動の実務のなかで形成される点で、頂点的思想とは異質なものである。その一方で、それは時に頂点的思想を換骨奪胎したり、または時代の心性に影響されたりするなど、当時の思潮との緊張関

係のなかで醸成されるものでもあった。経済実態と当時の思潮の双方からの影響を重層的に捉えるという点に、小室氏はこれら実務家の経済思想を扱う意義があると考えている。

また小室氏は、政治思想史研究と対比したうえでの経済思想史の独自性として、「経済思想は、その時代の技術、市場状態、人口、人々の嗜好などの実態を前提として、その実態との応答を通して生み出され」るものであると述べる⁹。経済思想史研究全般に言えることだが、とりわけ経済活動に携わりながら、そこで得た経験的知見をもとに思想を形成させる実務家の経済思想を取り組む際には、経済実態との相互作用を読み取る作業が不可欠となる。そして、江戸時代全体を通じて経済実態は大きな変化を見せた。ゆえに、その経済思想を研究する場合には、江戸時代を大きなひとくくりとして扱うのではなく、その実態区分に応じたそれぞれの時期の特質を見出す必要がある、と小室氏は述べる。

本論は、この小室氏の指摘を受けて、元禄から享保期という十七世紀末から十八世紀初頭の三十年間の民間社会の経済思想の特質とその展開について考察するものである。この時代は、十七世紀後半の経済成長を背景に、大坂・江戸の近郊農村まで商業が浸透した。近世の地方経済の特質の一つが、農業と商業という異なる経済活動の調和的な発展にあったとするならば、元禄・享保期の地方、とりわけ町場や宿場²に生活した実務家は、両者のバランスをとりながら経済活動を行いつつ、在地社会の調和を希求した最初の世代であったといえるだろう。彼らの模索のなかに江戸時代民間社会の経済思想の一つの原型を見出すことができる³と筆者は考える。

それに加えて、この時代は出版文化・産業の成長を受けて、読書する上層民が農村において広く見られるようになった⁴。彼らは、実務のなかで経験的に培われた知見を、書物の言葉を用いてより客観的・一般的なものに高めるのみならず、書物から得た知識に拠りながら社会・経済の現実を批判的に考えるようになった⁵。その意味で、社会・経済の実態と時代の思潮の間の緊張関係のなかに成立する実務家の経済思想を考察するうえで、この時代は好個な対象であるといえる⁶。

また、元禄から享保期の三十年間は、田中休愚が主著『民間省要』において繰り返し述べているように、同時代を生きた人間にとっても大きな変化を実感した時代であった。そして、元禄・宝永・正徳・享保と時代を経るなかで、経済活動の様々な領域で大きな制度の変更があった。こうした制度変更を経験した実務家の側でも、それに対応・対抗するようなかたちで思想の転換が見られたのではないだろうか。本論では、元禄から享保期の間にいかに民間社会の経済思想が展開していったのかという点を、幕府の制度変遷を意識しながら検討してみ

たい。さらに本論は、一方でこの三十年間の経済思想の共通性を明らかにすることに主眼を置きながらも、元禄・宝永・正徳という大きな制度の転換期に村役人を務めた人物（伊能景利と田中休愚）と、それ以前の世代（河内屋可正）の違いについてもあわせて考察し、この三十年間における民間社会の経済思想の成長という側面にも光をあてることを試みている。

最後に、享保期以降の近世社会は、「記憶から記録の時代」¹⁰になるという指摘があるように、享保期の民間社会では様々な文書が広く作成されるようになる。この点を踏まえると、元禄から享保期を生きた実務家は、民間社会において後世に対して自らの生き方や考えを伝えることができた最初の世代であったといえる。言い換えると、この時期は（記録に残ったという点で）民間経済思想史の流れの起点として位置付けられ、その特質をつかむことは江戸時代全体の経済思想を考えるうえで有効な示唆や視座を与えるものではないかと筆者は考える。この時代に多くの文書が残されるようになった背景には、当然のことながら市場経済の進展に伴う活発な経済活動があった¹¹。民間社会において「書く」という行為がどのような意味をもったのか。「書く」ことの江戸時代の経済思想史上の意義を考察することも本論の重要な課題である。

（二）元禄・享保期の民間社会の経済思想に対する視角

十七世紀から十八世紀の初頭という時代は幕藩制が確立・定着するのみならず、江戸時代に適合した儒教の成長を見た時代であった。その儒教に主に依拠しながら頂点的思想家の経済思想は大きな展開を見ることになる。川口浩氏は、江戸時代前期の熊沢蕃山、山鹿素行、荻生徂徠、伊藤仁斎、西川如見、石田梅岩といった思想家を取り上げて、彼らのなかに「経済主体」の原型の確立を見る¹²。「経済主体」とは、一方で現実経済の状況に対する経験的・合理的な認識を行い、それに基づいて適応していく思惟を備えた人格である。これを川口氏は「経済主体」成立の「客観性の契機」と呼ぶ。と同時に、「経済主体」は、経済活動に対して積極的に働きかけを行い、経済行為に対してプラスの価値を付与する人格、すなわち「主観性の契機」を持たなければならないと川口氏は述べる。合理的に所与の経済状況を把握すると同時に、主体的かつ前向きにそれへの適応を図るメンタリテイの確立が、明治期以降の資本主義の展開を可能にした一つの要素であり、川口氏はその原型を先にあげた江戸時代前期の頂点的思想家のなかに見出すのである。この分析枠組みは、近年の江戸時代経済思想史研究に大きな影響を与える重要なものであった¹³。

しかし、川口氏の研究対象は、石田梅岩を除けば実務から離れた頂点的思想家であり^四、彼らは自らの思索の論理的な完結性、整合性をより重視し、その思想は実際の経済の動向に必ずしも左右されるものではなかった。その点で、本論が対象とする実務家の経済思想とは異質なものである。本論の視点から言えば川口氏の挙げている人物のうち、少なくとも蕃山、素行、徂徠は「経済主体」というよりは「経済政策主体」といふべきである。それに対して本論は、まさに民間社会で実務を担った「経済主体」を考察対象とする。また、江戸時代前半の頂点的思想家は主に儒教を思想的基盤としているが、後述するように実務家は様々なジャンルの知に基づいて思索を行った。その点でも異質であると言える。もちろん、川口氏の「経済主体」の形成という枠組みは、実務家の経済思想史研究においても大きな示唆を与えるものであることは言うまでもなく、とりわけ「客観性の契機」と「主観性の契機」という捉え方から本論は大きな影響を受けている。また、経済活動に対する能動的な主体性が、頂点的思想家の儒教の枠組みのなかでの思索とはいえ、それが経済状況の的確な認識のうえに展開している点で有効性はある。しかし、ここで本論が問題にしたいのは、その思索が基本的に儒教的思维に軸足を置くのか、経済実態に軸足を置くのかである。頂点的思想家は言うまでもなく前者であり、それは一般の人々とは異なる。本論は、頂点的思想家のそれとは違う形で同時期の実務家のなかに「客観性の契機」と「主観性の契機」を備えた「経済主体」の原型が生まれ、むしろ実務家のなかにこそ、江戸時代4全体を通じた「経済主体」の性質を考えるうえでの重要な洞察が得られるのではないかと考える。

このような本論の立場から見ると興味深いのは、福沢諭吉の江戸時代の儒教観である。福沢は、一般武士の道徳は儒教に拠ったのではなく、封建主従関係という実態から生じた社会の気風により自らを律したのであり、むしろ、江戸時代の武士は、それぞれの「家」固有の精神に儒教を合わせていった（束縛した）のだと述べるのである^五。福沢自身がいわゆる江戸時代の儒教社会のなかで基礎教育を受けた者だけに、その言葉は実態をよく反映しているといえるが、武士においてそうであるならば、民間社会の実務家の倫理や思想を考えるうえではなおさら儒教の役割を過大視してはならないことをこの福沢の発言は示している。この点で儒者のなかに「経済主体」の成立を見ることには注意を要するのである。

さて、前項で述べたように、実務家の経済思想を考えるうえでは、彼らの残したテキストの解釈のみならず、日常生活と連関させながらその思索の過程、そしてそれに知的刺激を与えた様々な背景を考察する必要がある。この視点は、中井氏の言う「日常性次元」の経済思想を対象とする際には、「経済を含めて宗教、審美、性愛、技術などの様々な諸領域」まで総合的に考慮する必要がある、という小室氏の指摘

一六と軌を一にしている。こうした実務家の日常的な思想空間、とりわけ元禄から享保期にかけてのそれを再構築するうえで参考となるのが、近年大きな進展を見せている書物の社会史研究である。

横田冬彦氏は、これまでの儒教を主体とした思想史研究において、「二流」とみなされていた貝原益軒のような思想家や、その教化対象となった一般民衆が問題にされることがなかった点を指摘したうえで、民衆思想史の道を切り開いた代表的な研究者として安丸良夫氏をあげる^{二七}。安丸氏は、本論でも取り上げている河内屋可正を典型例として、元禄期に勤勉・儉約・謙讓・正直・孝行といった生活規範、すなわち「通俗道徳」を体現する主体が形成され始めたことを指摘する。彼らは、能動性をもって日常生活に対して働きかけ、主体的な営為を実践する存在である^{二八}。その点で、川口氏の考察対象である頂点的思想家と同様に、「主体性の契機」を当該期の民間社会においても確認できるわけである。その安丸氏の研究を踏まえつつ横田氏は、そのような「通俗道徳」を実践する主体が、儒書・仏書・軍書・浮世草子・農書、さらには『徒然草』のような中世書物の熱心な読者であったことを明らかにし、元禄から享保期にかけて、「厳しい自己鍛錬と熱い学習熱・読書熱を持った、意外に巾広い連続性を持った分厚い中間層が形成されていた」と述べている^{二九}。横田氏の見解をまとめると、当時の在地社会の上層民の思想は、彼らが直面する社会・経済の実態とのやりとりのなかで芽生えたものであるが、実態そのものを純粹に体現しているわけではなく、書物の知識に影響を受け、その表現や論理を用いることでより一般的で客観的なものに高められたということになるだろう。そして実態と書物との相互作用のなかで形成された彼らの思想の成立過程を辿ることが重要な研究テーマであると横田氏は考える。江戸時代の実務家の経済思想を考察するうえで、この横田氏の見解は非常に重要であり、経済思想史研究と書物の社会史研究の架橋となるような視角・分析枠組みを設定することが民間社会の経済思想史研究を進めていくうえで有効であると言える。

それでは、このような知の成長が見られた元禄から享保期の経済思想を研究するうえで、どのような視角を設定することが可能であろうか。ここで同時期に関する政治思想史研究に目を転じると、丸山眞男氏の古典的名著『日本政治思想史研究』の構図・論点が思い浮かぶ^{三〇}。丸山氏は、朱子学的「自然」から徂徠学の「作為」への転換という形で、十八世紀前期に頂点的な思想界において大きな変化を見ている。「自然」から「作為」への転換を促した要因として丸山氏は、封建社会の諸制度の存立基盤が自明なものではなくなった状況を指摘する。そして、その経済的背景として、「本来自然経済を地盤とし、土地を媒介として、ごく限定されたサークルの間に成立した封建的主従関係が、「金ニテ諸事ノ物ヲ買調ナバ一日モ暮サレヌ」商品経済の真只中で、広大な範囲にわたって結ばれ」た点をあげている^{三一}。ここで丸山氏は、

具体的な事例に基づいて「作為」の思想が生まれた経済的背景を考察しているわけではないが、「作為」の思想の一つの頂点にある徂徠が元禄から享保期にかけての社会経済の観察に基づきながら市場経済化を抑える思想を展開したことに「作為」の思想の特質を見ている。具体的に言う、徂徠は経験的な観察・実証を重視し、主観的な内省に軸足を置いた朱子学ではなく、実証的な古文辞学を確立する。儒教の古典、とりわけ「六経」の実証的な研究を通じて、「聖人」が策定した歴史的な制度に「道」が存在すると徂徠は主張し、制度による統治、すなわち「政治」の発見に至る。丸山氏は、このような観察に基づいて市場経済化が進む実態への政治的対応という形で、徂徠によって復古的な制度が政治思想として「作為」されたのだと考えるのである^{二二}。

このように享保期の政治思想において「作為」の思想が成立するという丸山氏の見解を踏まえつつ^{二三}、本論では頂点的思想家や政治思想と同時期に、否、むしろそれに先行して民間社会の実務家において社会・経済の観察に基づきながら「作為」を志向する意識が芽生えたのではないかという視角から彼らの経済思想を再構築してみたい。そして、同時期の実態観察に基づきながらも、徂徠が市場経済を抑え込む制度を構想したのに対して、実務家はそれを積極的に自分たちの経済的枠組みに位置づけるための「作為」を行ったのではないかという仮説を本論は立てる。言い換えれば両者は盾の両面であり、前者が市場経済に対して後ろ向きの対応であるのに対して、後者は前向きな姿勢であったと本論は仮定するのである^{二四}。

ところで、次節で述べるように本論は、当該期の畿内在郷町、および関東地方の宿場・町場の上層民を対象にしている。彼らが模索した大きな問題の一つが、生活の基盤たる農業（「耕作」「田畠」）と、大きな進展を見せる商業（「商ひ」「金銀」）のバランスを取りつつ、「家」の「長久」と村の「和合」を実現することにあつた。そうした経済環境のなかで、高尾一彦氏は、畿内の農村において商品経済の進展に対応するために上層民のなかに経験的合理主義が芽生え、それに支えられながら勤労倫理や新たな経済的主体性の形成があつた点を指摘する^{二五}。こうした合理主義は、先に述べた横田氏の研究を踏まえると、実務のなかで経験的に形成される一方で、読書を通じて獲得した知識によってより高次の知見となり、さらに彼らがそれを「書く」ことで客観化されるようになる。そうした知的な動きは元禄期の畿内で始まり、享保期になると関東地方や甲斐国といった地域にまで広がりを見せるようになった^{二六}。

この高尾氏や横田氏の研究は、あるべき社会・経済へと導いていく理念的な「作為」という形ではないが、経験的知見をもとに、個々の「家」が所与の経済状況に対して適合的に働きかけるという意味で「作為」的な思考が芽生えてきた状況を示唆する。とりわけ、経済が比

較的發展し、農業と商業の交点となるような地域において、「作為」的な経済行動をとることはその経営のうえで不可欠であったように思われる。本論の対象である河内屋可正が、「人為」と「工夫」をその生活思想の根幹に置いていたことからそうしたメンタリティがうかがえる。また、田中休愚は、宮崎安貞の『農業全書』を評価するが、同書は「理」（理念、原則）に重きを置き過ぎており、「事」（制度運用上のスキル）のレベルにおいては活用できないと批判する。休愚は、『農業全書』の理念を受け継ぎつつも、それを実際に運用できるようにすることを『民間省要』執筆の動機の一つとしている^{二七}。ここからも経験的な知見を活かして経済生活において「作為」を働かせようとする意識を読み取ることができる。本論では、このような経験的合理主義に基づいて経済活動に能動的な働きかけを行う思想の萌芽を、元禄期の河内屋可正の「工夫」という概念を通じて考察し（第一章）、さらに享保期の関東地方において、そうした経済的な働きかけを行う主体の形成を「心」の確立と同義であると捉えた上層民の思想の過程を、伊能景利と田中休愚を取り上げて辿っていく（第四章）。

先述のように元禄期から享保期にかけて幕府の経済政策において大きな改編があったが、これに対応・対抗するかたちで民間社会においてもより実態に即した制度を求める意識が芽生え、それがやがて言語化されていったと筆者は考える。為政者の側で制度の改編という形で「作為」があったが、民間社会においても現行の制度の不備を実感し、それが原因となって在地社会に負の影響がもたらされているという意識が明瞭に表れた。民間社会の側でもよりよい制度を「作為」しようとする動きが胎動したのである。そしてそうした動きは、幕府の制度改編を間近で経験し、その都度幕府役人と折衝する機会をもたざるを得なかった関東地方の幕領の上層民のなかに強く見られたものであったと仮定できる。そうした観点から、本論では、元禄から宝永期にかけて名主役を務め、享保期になって自らの実務経験を振り返りつつ記録を遺した伊能景利（第三章）と田中休愚（第五章）を取り上げて、民間社会において経済問題を制度の観点から客観的、歴史的に考察し、そのうえで実態に適合した制度のありかたを模索した様子を明らかにしていく。

二 研究対象の共通性と本論の構成

以上の視点を踏まえて、本論では、河内屋可正（壺井五兵衛、寛永一三「一六三六」→正徳三「一七二三」年）、田中休愚（丘隅、延宝二「一六六二」→享保一四「一七二九」年）、伊能景利（三郎右衛門、延宝八「一六六八」→享保一一「一七二六」）を研究対象として取りあげる（三

者の年譜に関しては一三頁に続く表1を見よ。休愚と景利はともに寛文期に生れ、享保期に没する六〇年前後の人生をおくった。それに対して可正は、寛永期に生を受けた一世代前の人物である。可正は当時の最先進地域であった畿内南河内の在郷町（河内国石川郡大ヶ塚村、現大阪府南河内郡河南町）で生活したのに対して、休愚は東海道の宿場（武蔵国川崎宿、現神奈川県川崎市川崎区）、景利は下利根川筋有数の町場（下総国香取郡佐原村、現千葉県香取市）でそれぞれ名主役を務めた。三者は大坂や江戸へ一日から二日でアクセスできるところで生活したが、当時の在地社会のなかでも市場経済がかなり発達した地域であった。

三者に共通する点として本論がまず着目するのが、彼らが生活する地域の特殊な状況を踏まえ、それに密着した経済思想を説こうとした点である^{二八}。景利は、「当所の事町場ゆへ、年中の物入多つかひまけ致候、耕作計二而ハ中々暮し兼申候、商売事無油断心に懸ケ可申事」^{二九}と述べるが、彼は佐原村が周辺農村と異なる経済状況にあることを認識しており、「耕作」と「商売」の交点である町場に即した経済生活のありかたを模索した。そうした地域の独自性に対する意識は、大ヶ塚村に生活した可正においてより明瞭な形で表れる。在郷町の発展は、大都市大坂との結びつきを背景にしたものであったが、かといって大ヶ塚の住民が「商売」一辺倒になることに可正は警鐘を鳴らす。第一章では、「当地相応の理り」という言葉によって、大ヶ塚固有の経済思想を模索した可正について具体的な考察を加える。休愚が名主役を務めた川崎宿も、在地社会では異質な空間であった。宿駅は、在地社会において市場活動と非市場的な道中制度が交わる場所であるが、各宿駅は成立事情、規模、市場活動等において一様ではないと休愚は考えていた。第五章でみるように、一律的な制度と多様な在地社会の事情を調整するような経済制度の運用を休愚は強く求めたのである。

このように大ヶ塚、佐原、川崎は当該期の在地社会のなかで経済、とりわけ市場経済が比較的成長した地域であった。そのなかで彼らが近世初期からの在地社会の枠組みを念頭に置きながら、いかに市場経済に向き合ったのか。この問題について本論全体を通して検討し、江戸時代の上層民にとつての市場経済の意味を考えてみたい。

次に、本論が取り上げる重要な問題の一つとして、三者が自らの経済思想を考える際に共通に用いていた言葉である「無常」に注目したい。これまでの江戸時代の経済思想史研究は、先の川口氏の研究に代表されるように、儒教に軸足を置いて考察を進める場合が多かった。しかし、近年の書物の社会史研究や仏教思想史の側から近世前期の民衆思想に関する興味深い指摘がなされている。たとえば、大桑斉氏は、当該期に「因果」・「無常」・「煩惱即菩提」といった仏教概念が、文芸作品を通じて民衆のなかに広まり、主体的に受け入れられていったこ

とを明らかにする^{三〇}。また、引野亨輔氏の研究によると、同時代に出版された書物の過半を仏書が占めていた^{三一}。両者の研究を踏まえると、近世前期の民間社会の経済思想を考えるうえで、これまで以上に仏教思想や仏教概念の影響を考慮に入れる必要がある。そして、この点でもまた福沢諭吉の江戸時代認識が参考になる。福沢は、「我国は幸にして古来下流の人民に仏法を信ずる者多く、民間の道德は全く仏法より生じたるものなれば、此旧習慣を維持して毫も之を妨ることなく、其教導のまゝに放任したらば、民間の徳育に足らざるものなかる可し」と述べ、民間社会の道德形成は儒教によるものではないと主張する。しかも仏教を軸にした「下流人民の気風」が「公議輿論」となり、それが武士の徳義をも制していたのだと福沢は考えている^{三二}。この福沢の指摘を踏まえても、民間の実務家の経済思想、そしてそれに与えた儒教以外の思想の影響を考える意義があるといえるだろう。

そうしたなかで本論は、「無常」という概念の経済思想における受容という点に着目する。小室氏は、休愚の社会認識と俳諧的な「無常」観の関係について触れ、その「無常」観は中世的で厭世的なものではなく、変わりゆく自然、社会を認めつつも、それを受け止めて前向きに働きかける能動性を持つものであったと述べる^{三三}。また、大桑氏は、倉地克直氏の見解を受けつつ^{三四}、「無常」観の民間社会での受容とともに、それを媒介としながら、「心」の主体性を涵養し、職分の実践者として能動性を促す人物―その代表例が鈴木正三（天正七―一五七九）―明暦元（一六五五）年―である―が現れたことを明らかにする^{三五}。こうした先行研究を受けて本論は、近世的な「無常」観が上層民の経済思想形成にあたえた影響について主に第一章と第二章で検討をする。

また、この「無常」観と密接なかかわりを持つものとして、宿命論的な貧福観の問題がある。元禄から享保期にかけて畿内在郷町を中心に上層民のあいだで通俗道德が芽生える一方で、努力をしても必ずしも報われるわけではなく、人の貧富は不如意であるという問題を抱えることになる。横田氏はこれを通俗道德最大の「アポリア」と呼ぶ^{三六}。人や「家」の境遇は、自然現象、相場、豊凶、疾病、さらには「仕合」（運）によって大きく左右され、それは井原西鶴の言葉を借りれば（そして西鶴を愛読していた景利の言葉を借りれば）、「三面の大黒殿のまゝ」にもならないものであった。その不如意さを目の当たりにして多くの人間は、「過去ノ業」や「因縁」といった言葉によりながら諦観してしまう。本論のテーマである「自然」から「作為」という議論に引き付けて考えると、この宿命論的な貧福観は、元禄・享保期の上層民にとって経済思想上の「自然」として立ちはだかったといえるのではないか。こうした仮定のもとで、本論では、この「自然」＝宿命論的貧福観を三者がどのように乗り越えようとしたのかという問題を検討する。そしてそのうえで、「自然」を克服するための「作為」の意

識が元禄から享保期にかけてどのように生まれ、展開していったのかという問題を、当該期の市場経済の進展と経済制度に関する彼らの意識と関連付けながら考察していきたい。

以下では本論の構成について説明する。

第一章では、『河内屋可正旧記』を素材として可正の経済思想を検討する。ここでのキーワードは「人為」と「工夫」である。特定の教義や理念に拘泥することなく、大ケ塚の経済状況を観察したうえで、経験的知見を柔軟に適応させることを通じて、商業的農業に対応し、「耕作」と「商ひ」の適切なバランスを見極める主体性の確立を可正は説く。可正の「工夫」の実践例を丁寧に取りつつ、その背景にある都市の経済思想に包摂されない「当地相応の理り」を模索する可正の一貫した姿勢を明らかにする。

第二章と第三章では景利を考察対象にする。第二章は、景利の紀行文と教訓書の比較考察を行う。紀行文という非日常性の次元、そして個人的な嗜好の観点から書かれた記録を通じて、人の境遇が不如意であるという「無常」観に共鳴し、そこに人間のありかたの本質を見ようとする景利の心性が明らかになる。その一方で、教訓書では不如意である現実を認めつつも勤勉・努力の実践を景利は説く。西鶴の『日本永代蔵』に強い共感をしつつ、その文言を用いながら、横田氏の言う「アポリア」に正面から向き合った景利の模索に光をあてる。

第三章は、景利の大きな文化的業績として、近世の始まり以来の百年の間に書かれた佐原村を中心とする在地社会の文書を調査・編纂した活動に着目し、そこから析出される村役人の地域史観と経済観を解明する。景利が村役人を務めていた時代に佐原村は大きな経済変化を経験する。第一に、発展する佐原村の商業化と寛永期からの市場に関する慣行の間に齟齬が生じ、大きな係争が生じたことであり、第二に、元禄期以降の幕府の地方政策の進展と、近世初期からの在地社会の枠組みの間に折り合いを付ける必要性が生じたことである。景利は、近世初期から積み重ねられてきた在地社会の枠組みに精通し、それと新たな経済の趨勢との間に調整を図ることが「村長」の責務であると考えた。文書という確固とした史料に基づきながら、佐原村固有の経済のありかたを求めた景利の模索を考えると、経済問題を考えるうえで経済制度に対する関心が在地社会に芽生えた点を指摘する。

第四章は、休愚と景利の比較考察を通じて、享保期上層民がいかにして宿命論的な貧福観を乗り越えようとしたかについて検討している。ここでのキーワードは「心を付」けることである。「辰巳上り」という社会全体が奢侈化する世相のなかで、「家」を維持・継承するうえで、両者は貨幣支出のバランスを取ることを重視する。そのために日常生活の細部まで観察し、そのうえで事物の軽重を図る判断力を持つこと

が「本心」を確立することであると述べる。第四章では、その「心」の確立の思想的過程と、「心」の働きの実相に光を当てる。そして両者の共通性を指摘する一方で、その相違点として休愚が「心」のみでは当該期の経済問題に対処することが困難であると認識していたことに触れ、休愚における経済制度に対する意識・関心の高まりについて言及する。

第五章は、享保期民間社会における「作為」の経済思想の到達点として休愚の制度観について、『民間省要』の道中論と普請論を取り上げて考察している。休愚の制度に対する基本認識は、近世初期からの制度の基本理念(「常」、「理」)を枠組みとしつつ、当該期の経済実態(「変」)に合わせて制度を改編していくことにあった。その主体の一翼として休愚は「禄重キ」百姓を念頭に置いて議論を進めているが、そこでキーワードとなるのが「術」である。在地社会に経験的に積み重ねられた知見のなから、経済実態を鑑みて最善手を選ぶという「術」についての考えを明らかにしたうえで、休愚における「術」と市場経済の関係について考察し、休愚が制度を改編する上で市場をどのように組み込んでいったのかを検討している。

このように本論は、子孫向けの教訓書、紀行文、文書編纂物、農政提言書といった多彩な資料を用い、互いにその存在を知ることがなかった可正、景利、休愚という人物たちに通奏低音的に流れる共通性を浮き彫りにするものである。そして、在地社会の特性を理解しつつ、彼らがどのように「自然」Ⅱ宿命論的貧福観に立ちむかい、進展する市場経済を取り込みながら在地社会固有の経済思想を「作為」していたのかをこれから五章にわたって考えていく。

- 一 この領域の先行研究をサーベイしたものとして、小室正紀『日本経済思想史…江戸から明治へ―江戸時代経済思想史研究の二十年』『経済学史学会年報』四三号、六八―八六頁、二〇〇三年六月、がある。
- 二 中井信彦『色川三中の研究 伝記篇』塙書房、一九八八年。『色川三中の研究 学問と思想篇』塙書房、一九九三年。
- 三 中井信彦『色川三中の研究 伝記篇』、一一頁。
- 四 中井信彦『歴史学的方法の基準』塙書房、一九七三年。
- 五 小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代における市場・「道」・権利』御茶の水書房、一九九九年。
- 六 小室正紀『幕藩制転換期の経済思想』慶應義塾大学出版会、vi頁、二〇一六年。
- 七 後述する書物の社会史研究に関する優れた文献は数多くある。代表的な研究は次の通り。横田冬彦『読書と読者』シリーズ本の文化史

一、平凡社、二〇一五年。横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』岩波書店、二〇一八年。

八 そのような批判的に経済問題を考える人物の代表例として、本論終章第一節で休愚を取り上げている。また、若尾政希氏は近世前期の政治思想全体に与えた『太平記』注釈本の影響力を多面的に論じ、それが民間社会の政治批判意識に対しても及んだことを明らかにする（若尾政希『「太平記読み」の時代—近世政治思想史の構想』平凡社、一九九九年）。

九 深谷克己氏は、本研究に先立つ十七世紀後半を生きた五人の人物を取り上げて、日記などの長期間にわたって執筆された記録を通じて、彼らに共通する人格的特質を析出しようとする（深谷克己『近世人の研究—江戸時代の日記に見る人間像』名著刊行会、二〇〇三年）。本研究が研究対象を選び、そして研究の枠組みを設定する上で、同書における深谷氏の方法論は大いに参考となった。

一〇 岩橋清美『近世日本の地域社会と情報空間』名著出版、二〇一〇年。

一一 バス・ファン・バヴェルは、大量の文書史料が遺された時代が、生産要素をはじめとする市場が発展する時期と重なるのは偶然の一致ではなく、それは「初期の市場経済にもあてはまると述べている（Bas van Bavel, *The Invisible Hand?—How Market Economies Have Emerged and Declined since AD500*, Oxford University Press, 2016, 25-26.）。

一二 川口浩『江戸時代の経済思想—「経済主体」の形成』勁草書房、一九九二年。

一三 小室氏は、川口氏の「経済主体」の枠組を援用しつつ、江戸時代中期から後期にかけての民間社会のなかで「経済主体」の前期的な形成がいかに見られたのかを「草莽の経済思想」の課題としている。また、川口氏の「経済主体」という観点からの実務家の経済思想研究としては、塩川隆文氏の名古屋町人—東利助の事例がある（塩川隆文「東利助の経済思想—賑わいの観点から」『日本経済思想史研究』六号、一〇二二頁、二〇〇六年三月）。

一四 この意味で石田梅岩（貞享二「一六八五」→延享元「一七四四」年）は、頂点的思想家の経済思想と実務家のそれとをつなぐ重要な位置にいと筆者は考える。本論は、第一章で河内屋可正との比較で簡単な考察を行っているが、十分なものではない。本論の内容を踏まえたより精緻な梅岩の考察と、先行研究のなかでの位置づけは今後の課題としたい。

一五 福沢諭吉「儒教之説」『時事新報』明治一六年一月二二→二九日、『福沢諭吉全集』第九巻、岩波書店、二七七→二九四頁、一九六〇年。

一六 小室正紀『草莽の経済思想—江戸時代における市場・道・「権利」』八頁。

一七 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』。

一八 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』平凡社ライブラリー三〇六、平凡社、一九九九年。

一九 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』、一二頁。

二〇 丸山眞男『日本政治思想史研究』新装版、東京大学出版会、一九八三年。

二一 丸山眞男『日本政治思想史研究』、一二二頁。

二二 丸山眞男『日本政治思想史研究』、二〇八→一二二頁。以上の丸山氏の論点をまとめる上で、小室正紀氏から教示をうけた。また徂徠に関しては、渡辺浩『日本政治思想史—十七世紀→十九世紀』東京大学出版会、一七六→一九九頁、二〇一〇年、を参考にした。

二三 経済思想史研究において、この丸山氏の「自然」から「作為」への変化という図式を意識したものとして、藤田貞一郎氏の研究がある

（藤田貞一郎『国益思想の系譜と展開―徳川期から明治期への歩み』清文堂出版、一九九八年）。藤田氏は、十八世紀後半において、藩官僚の間に「国益」思想が成立し、その思想に基づきながら、藩の富の量的拡大を目指す政策が展開されるというパラダイムを提示する。従来の「御救」という「自然」的秩序概念からの転換をこの「国益」思想に見ているのである。

（四）ただし、本論は、当該期の実務家が考える市場経済とは、価格メカニズムは働いているものの、多分に地域性をもち、既知の人間関係の交渉に軸足を置き、都市の市場経済に接続はしていても、包摂されてはいないような市場であったと仮定している。当該期実務家の市場経済観については終章で総合的に検討する。また、尾藤正英氏の指摘のように、近世の在地社会は役の体系によって支配され、村高、持高に依りて資源が徴発される封建村落を基本としていた（尾藤正英『江戸時代とは何か―日本史上の近世と近代』岩波書店、一九九二年）。そのような環境のなかで徐々に在地市場を通じて資源の一部を調達する環境が生まれ、また入札請負を通じて都市資本が参入する状況にあった。ゲマインシャフトを軸にする在地社会のなかで、いかにゲゼルシャフトの要素を加え、折り合いを付けるかが当該期上層民の経済思想の大きな課題であったと本論は捉えている。

（五）高尾一彦『近世の庶民文化』岩波書店、一九六八年。

（六）横田氏はそのような読書をする上層民の享保期の事例として、本研究の対象である伊能景利や、甲斐国の依田長安をあげている（横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』）。

（七）田中休愚『民間省要』村上直校訂『新訂民間省要』有隣堂、二〇三頁、一九九六年。

（八）地域に密着した経済思想を生活の実相から浮き彫りにした研究が、中井信彦氏の色川三中の研究である（中井信彦『色川三中の研究伝記篇』）。近世を通じて在地市場が大都市の市場と結びつきつつも自律性をもって展開していたことについては、井奥成彦『十九世紀日本の商品生産と流通―農業・農産加工業の発展と地域市場』日本経済評論社、二〇〇六年、を見よ。

（九）伊能景利『病家寂寞』『千葉県の歴史』資料編近世五下総一、千葉県、五五一頁、二〇〇八年。

（一〇）大桑斉『民衆仏教思想史論』ペリかん社、二〇一三年。

（一一）引野亨輔『仏書と僧侶・信徒』横田冬彦編『読書と読者』シリーズ本の文化史一、平凡社、二〇九―二三九頁、二〇一五年。

（一二）福沢諭吉『徳育余論』『時事新報』明治一五年二月二二―二三日、『福沢諭吉全集』第八巻、岩波書店、四六八―四六九頁、一九六〇年。

（一三）小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代における市場・「道」・権利』。

（一四）倉地克直『近世民衆思想と支配思想』柏書房、一九九六年。

（一五）大桑斉『民衆仏教思想史論』一四二―一八八頁。

（一六）横田冬彦『日本近世書物史の研究』、二七七頁。

表1 可正、景利、休愚の年譜

西暦	和暦	可正の事項	景利の事項	休愚の事項
1636	寛永13年	河内国石川郡大ケ塚村（現大阪府南河内郡河南町）に生れる。		
		慶安期（1648～1652）に初めて俳諧に触れる。大坂天満の西山宗因や京都の松江重頼ら俳諧師と交流を持ち、安原貞室の門弟となる。その後大坂・堺・平野から俳諧師を自宅に招き、河内国における俳諧の拠点を作る。		
1662	寛文2年			武威国多摩郡平沢村（現東京都あきる野市）、窪島八左衛門家当主重冬の子長男として生まれる。
1668	寛文8年		下総国香取郡佐原村（現千葉県香取市）本宿組名主伊能三郎右衛門当主景知の長男として生まれる。	
				15歳の頃、生家が借財を抱え、分家を創設する。
		この頃南河内では綿作や煙草の栽培が始まる。		20歳を過ぎた頃、借財を皆済した後、家に離れ、絹商売に従事するようになる。
		元禄期に入り、俳諧から離れる。その一方で、能は生涯続け、大坂などで定期興行を行う。また、河内国を舞台にした謡曲「正成」「御暮山」「千早山」を作成する。		
1689	元禄2年		このころ祖父景善の谷地係争に関する草稿を発見し、佐原村周辺の古記録・古証文の調査・収集を決意する。	元禄2～5年頃、橘樹郡小向村（現神奈川県川崎市幸区）の田中源左衛門家に出入するようになる。
1691	元禄4年		佐原村六斎市をめぐり市場出入発生。	
1693	元禄6年	『河内屋可正旧記』の執筆を始める。		
1694	元禄7年		父の死を受けて家督を継ぎ、佐原村本宿組名主に就任。	
1695	元禄8年	『河内屋可正旧記』巻12を著し、商業的農業への適応を図る。またこの年に『河内屋可正旧記』序文を書く。		
1697	元禄10年			江戸俳人志村無倫が編集した句集『紙文夾』に入集。
1698	元禄11年		酒造業を休止する。この年より私用日記が現存する。	
1699	元禄12年	母妙寿が90歳没する。		
1700	元禄13年		上京し、高野山などをめぐり。	
1701	元禄14年			俳人大淀三千風が編集した『和漢田鳥集』に俳句を寄せる。
1702	元禄15年		相模、富士大宮を参詣する。	
1703	元禄16年	大ケ塚村の戸数は380軒、人口は1445人を数える。	伊勢両宮を参詣する。	元禄大地震発生。
1704	宝永元年		筑波山、坂東札所をめぐり、さらに南奥州・越後・信濃を旅する。利根川が決壊し、大洪水に見舞われる。	川崎宿の間屋役田中兵庫家の養子となる。
1705	宝永2年		前年の洪水の復旧事業である大名手伝普請を請負う。	川崎宿の間屋・村役人を兼任する。

1706	宝永3年	『河内屋可正日記』の執筆を終える(全19巻)。	相模に巡礼旅行をする。佐原村六斎市をめぐり係争が発展し、村方騒動に至る。	
1707	宝永4年		幕府御林巡察一行を応接する。	宝永富士山噴火発生。関東郡代伊奈半左衛門忠順を通じて六郷川永代渡船権を川崎宿に与えるように嘆願する。
1709	宝永6年			六郷川永代渡船権を獲得し、川崎宿の立て直しを図る。
1710	宝永7年		酒造業を再開する。佐原村の戸数830軒、人口3550人を数える。	
1711	正徳元年			問屋役を嫡子太郎右衛門に譲り、江戸遊学をする。荻生徂徠の門下に入る。また、同門の成島道筑から指導を受ける。
1712	正徳2年			幕府、道中・宿駅制度の綱紀肅正を図る。
1713	正徳3年	78歳で没する。	旗本天方氏に名主役の退任を認可される。	
1714	正徳4年		勘解由と改名。嫡男が名主役に就任。近世初期以来の佐原村周辺の文書を調査・編集した『部冊帳』前巻12巻を完成させる。	
1716	正徳6年		四国巡礼の旅をする。	
1719	享保4年		家督を嫡男に譲り、隠居する。	
1720	享保5年		病気を患い、右手が不自由になるが、その後回復し、文書編纂活動・読書ノートの整理を再開。資産目録『古来ヨリ持伝候田畑条目』を作成する。	自伝的教訓書『走庭記』を書き、その翌日、西国巡礼の旅に出る。この巡礼中の吟詠を『この夏』としてまとめる。なお、旅の道中紀州那智山の麓で就寝中に「奇異の靈夢」を見て『民間省要』の執筆を決意する。
1721	享保6年		読書ノート『千代古見知』全7巻、教訓書『病家寂寥』を作成する。	『民間省要』を脱稿。
1722	享保7年			体調不良のため湯治に行く途中、江戸で成島道筑に『民間省要』を託す。
1723	享保8年			「川方御普請御用勤、十人扶持」として幕府下役に登用され、荒川の治水工事に従事する。この年から享保12年まで雑記帳『玉川堂稿』を、また14年まで雑記帳『玉匣』を遺す。
1724	享保9年		死期を自覚し、遺書『伊能研忍病中并死去之節定書』を記す。	
1725	享保10年		読書ノート『続千代古見知』全9巻完成。	
1726	享保11年		『部冊帳』後巻全14巻完成。剃髪し、まもなく死去。	相模川・酒匂川の治水工事を完成させる。
1729	享保14年			「三十人扶持、支配勘定格」として武蔵国内3万石を管理する代官に任じられる。同年12月、江戸浜町の役宅で病没。

【参考資料】青木美智男「近世相武の農政家」神奈川県県民部県史編纂室『神奈川県史』各論篇3文化、神奈川県、413～506頁、1980年。
坂上洋之「田中丘隅と『民間省要』」『郷土あれこれ』5号、1～4頁、1998年10月。小室正紀『草莽の経済思想—江戸時代における市場・「道」・権利』。酒井右二「村政に関する元禄～享保期の記録編纂活動—下総佐原伊能景利の事例から」『千葉県史研究』5号、53～68頁、1997年2月。山中浩之「解題」大阪大谷大学博物館報告書第62冊『影印河内屋可正日記』1、2015年。

第一章 河内屋可正の経済思想―元禄期畿内在郷町における「工夫」と「進退」

一 本章の対象と視角

『河内屋可正旧記』（以下、『旧記』）は、河内国石川郡大ケ塚村の上層民河内屋可正によって、元禄六（一六九三）―宝永三（一七〇六）年にかけて執筆されたものである。『旧記』執筆の目的は、山中浩之氏の言葉によると、「大ケ塚が十六世紀末、寺内町として形成されて以来、その後約百年間にわたるその地域の家々の盛衰をつぶさに記し、その盛衰がなぜ生じてきたのかを、可正独自の視点から論評」―することにあった。また、深谷克己氏はその目的を、子孫に対して、「一般的教義を展開するのではなく、栄枯盛衰の歴史の具体例を提示して「我等」とき庶人」の生き様の参考にしようという、いわば歴史主義的な認識法で教訓を引き出そうとする」二ことにあったと述べる。

『旧記』巻四―巻十九（巻十一は欠けている）は、一九五五年に翻刻版^三が出版されて以来、様々な領域において活用されており、その先行研究は非常に多い。また近年、山中氏によって『旧記』の序、および巻一から巻三が発見、公開された^四。山中氏はこれを踏まえて、可正の先行研究をまとめ、今後の研究課題を整理している^五。

民衆思想史における『旧記』の先行研究といえば、序章で述べた安丸良夫氏の研究が重要である。安丸氏は、『旧記』の執筆動機を「家」の没落についての恐怖心にあったとし、『旧記』が首尾一貫した原理を獲得すれば石田梅岩の思想になると述べている^六。そして可正の思想は、民衆の主體的な活動を導き、生活実践を促すものであったと評価する。これは、山中氏が指摘するように、『旧記』研究の方向性を示す重要な視点であり、今なお『旧記』研究の土台となっている。また、深谷氏は、可正の思想が、宿命論から脱却し、「人為」の実践を重視するものであったと述べ、さらに可正における「人為」の強調は精神論的なものでは必ずしもなく、人為を尽くせばだれでもうまくいくというような考えではなかったと指摘する^七。本章は、この両氏の見解に基本的に異を唱えるものではない。しかし、「進退」と表現された「家」の経営に関する考えを説くなかで可正が強調した「人為」、そしてそれと密接に関連した「工夫」という概念に焦点を当て、その具体的な意味内容を本章では説明していきたい。そして、「人為」・「工夫」という社会経済に対して能動的な働きかけを行う姿勢が元禄期の畿内在郷町で形成されたことの経済思想史的な意義を考えてみたい。

ところで、可正が「家」の経営を表す語として用いる「進退」の語義を『日本国語大辞典』で調べると、「身代」と同じ意味での用例がある。「身代」は、①「個人、または一家が有するすべての財産」、②「財産を有している状態。個人または一家の財政状況。生計。暮らしむき。身上」、③「財産・俸禄などを所有する立場。身分。地位・境遇」という意味で用いられている。同辞典によると、もともと「身代」の語源にあたるのが「進退」であったが、近世より現代にいたるまで「身代」のほうが一般的に用いられるようになった。近世では「身袋」もしくは「身体」という字もあてられていた^{二〇}。また、「進退」について同辞典には、「自分の思うままに土地や人間を扱う意が派生し、そこから財産の意味をも表わすようにな」ったとの説明がある。まとめると、近世以前では「進退」が財産・財産運営の意味を表していたが、近世に入り「身代」という字があてられるようになり、とりわけ井原西鶴の町人物などで頻繁に使われるようになった^{二一}。たとえば、『日本永代蔵』には巻三に「紙子身代の破れ時」、巻六に「身代かたまる淀川の漆」という段があり、「金銀も有所には、瓦石のごとし。身袋程高下の有物はなし」^{二二}という有名な一節もある。可正は西鶴の作品に触れていたが、にもかかわらず「身代」ではなく、その語源である「進退」という語句を使っている。その理由は、「進ムコトヲ知テ退ク事ヲシラサル者ハ必悔有」^{二三}と述べるように、「家」を経営するうえで、「進むこと」、すなわち積極的に商機を掴み「家」を拡大していく姿勢と、「退くこと」、すなわち経営規模を縮小し安定的な継承を求める姿勢とのバランスを重視し、それが「進退」という言葉によって表現されると可正が考えたためであると推測できる。

さて、本章で注目する「人為」や「工夫」という概念に示唆を与える研究として、序章で本論の分析枠組みとして言及した丸山眞男氏の『日本政治思想史研究』を念頭に置いている。丸山氏は、朱子学的「自然」から徂徠学の「作為」への転換という形で、十八世紀前期の頂点的な思想界における大きな変化を見ている。可正の説く「人為」や「工夫」は、丸山氏のいうところの「作為」に当たる。徂徠学の成立にやや先行する元禄期の畿内在郷町において、「人為」や「工夫」という言葉によって主体的かつ経験的（後述するように実験的ともいえる）な思想が語られたことの意義を考えつつ、『日本政治思想史研究』においてほとんど言及のない上記の転換の経済的背景、そして政治思想とは異なる民間経済思想の固有性について検討を加えてみたい。

また、高尾一彦氏が、可正のなかに「経験的合理主義」が芽生え、それに支えられながら勤労倫理の形成があったと指摘したのも重要である^{二四}。ただし、高尾氏は、西鶴の町人物に見られる「才覚」などの利発的な徳目が、『旧記』のなかでは確認できず、可正の経済思想は都市の思想に比べて「保守性」が強かったと述べている。だが、たとえば『旧記』で展開されている農業論は、同時代に広く流布した『農業全書』

の先を行く先進性があつた。商売については、慎重な姿勢を一貫して持っていたが、そうした可正の意識を、都市の影響を受けつつも、在郷町固有の経済思想の確立を目指す模索として再検討する必要があると筆者は考える。都市の経済思想とは異なる、耕作と商売、田畠と金銀の交点にある在郷町の経済思想を読み解く素材として本章は『旧記』を扱っていきたい。

このような問題意識を踏まえ、新たに公開された巻一から三も加えて、本章はこれまであまり強調されてこなかった「人為」と「工夫」という言葉に着目して考察を進める^{二五}。第二節および第三節では、特に可正の思想の基調となつた「工夫」という言葉の可正の定義、およびその実践事例を、貧福観・農業観と関わりながら考察する。

大ケ塚における経済上の問題として、耕作と商売、田畠と金銀のバランスを取ることの重要性を可正は認識していた。大坂や京の影響を受けながらも、「当地相応の理り」の確立を目指す可正の模索を、第四節において彼の商売観と合わせながら明らかにする。

可正は、「進退」について、先に述べたように、「進むこと」と「退くこと」のバランス感覚を重視する。商業化に適応するための「工夫」を強調しつつも、「進退」について、可正はできるだけコンパクトにすることを強調するとともに、その成長限界を明確に意識していた。第五節では、このことの経済思想史的な意味を大ケ塚の置かれた時代状況を意識しながら再検討していく。

一・二 「工夫」を重視する可正の思想基調

本節では「工夫」という言葉に着目して、可正の経済思想の基調を明らかにする。それに先だつて、「工夫」の一般的な語義をここで確認してみたい。『大漢和辞典』には、①「手段を講ずる。思慮をめぐらす。又其のこと」、②「心の修養・意志の鍛錬等に心を用いること」^{一六}とあり、『日本国語大辞典』では①「いろいろ思案して、よい方法を考え出すこと」、②「一心に仏道修行などに精進努力すること」とある^{一七}。①の語義は、「功」と同じ意味で使われており^{一八}、その用例は、『大学』や『太平記』など様々なジャンルの書物から引かれている。それとは対照的に、②の用例は「心」の修養という点で、禅宗やその影響を受けた朱子学の書物から引かれている。石田梅岩は、享保期に自らの思想の完成を確信したときの境地について、「昼夜枕ヲクダキ工夫シ侍リシニ、或時ニ夜半ニ成テ草臥フシケルガ、夜モ明ケケレドモ、夫レヲモ知ラズ臥シ居タルニ、後ノ森ニテ雀鳴声聞ケバ、我ガ腹ノ中ハ大海ノ中ノ静々タルニ似テ如青天」^{一九}と述べている。梅岩において「工夫」は、

先の用例でいうと②の意味合いで用いられていたことがわかる。以上の語義や用例を念頭に置きつつ、可正の「工夫」の定義、そしてその具体的な意味内容について以下で明らかにする。

(一)「処世訓」の要としての「工夫」

『旧記』の全編を通じて「能々工夫スベシ」や「人々工夫せよ」といった文言をみることができる。たとえば、卷三では「夫文武ノ二ツハ車ノ両輪ノ如、車一輪ニシテハ行事アタハシ、・・・車ノ両輪ノ如シ、此者ノ家必長久也、能々工夫スベシ」二〇のように使われている。この引用のように、「工夫」という文言は、可正が論評するときや自らの考えを開陳するときの締め言葉として使用されるものであるが、この「工夫」について可正は、『旧記』の最終巻である卷十九の巻末に位置する「処世訓」において次のようにまとめている。

【史料一・二】二

有人の云、諸芸をなす事、師に逢て能ならひ覚え、又家を斉へ身をおさむる事も、功者なる人に能々談合するにはしかじと也。然れ共、人の異見をうけて能なると計心得たるハ、実しらぬ人なり。・・・先以人の異見受て、師匠にならひて、それを便りにして工夫すべし。工夫熟するに及びて、其道々の理りをしるに近し。此工夫に深き意味有としるべし。

「諸芸」を行う者は「師」に、「家」を経営する際には「功者」に相談することが大切であるが、その教えをそのまま実践するだけでは駄目である。その教えをもとに「工夫」することが大切であり、「工夫」が上達することで、それぞれの「道」において「理り」を知ることができる。さらに【史料一・二】に続いて、可正は「進退」と「工夫」の関連について次のように述べる。

【史料一・二】三

進退をかせぐにも、其業々に精を出して、心にハ工夫すべし。聖賢の教に随ふ事尤よろし。其上に又工夫すべし。其所に相応不相応有。時代々々に叶とかなハぬと有。とにかくに工夫にしくハなし。

「進退をかせぐ」場合にも「工夫」が必要な理由として、可正は「其所に相応不相応」があり、時代に応じてある考えが通じる場合とそうでない場合があるからだ、と述べている。「当地相応不相応のことばかりを工夫すべし」^{二三}というように、現状把握が必要であり、それに基づいて教えを適応させることが、「進退」を保つ上で大切であると考えたのである。また、仏教や儒教の説くところは、確かに道理ではあるが、「余り道理の高きは、還而あしかるべし。物には相応不相応あり」^{二四}と述べるように、絶対視すべきではない。むしろその教えを固守するところが、「家」の衰退につながることもある。「時と氣とに相応不相応の差別有。是を能見わくるを智者と云」^{二五}と、可正は実務家の立場から「智」のありようを定義する。そして、それは自身の見解についてもあてはまった。農業、商売、そして「進退」のあるべき姿を語る際に、「当地相応の理りを書残すもの也。他所に出てハ相替るべしと心得よ」^{二六}と述べる。実務家として、原理や信念にこだわるよりも、状況を観察する力を重視し、それが「工夫」であると可正は考えたのである。このように「工夫」とは、状況の的確な把握と、それに基づく知識の柔軟な運用を意味した。そして、人間の営為を成功裡に遂行するうえでの要として、「工夫」は位置づけられたのである^{二七}。

ところで、可正の説く「当地相応の理り」や「工夫」という考えは、近世前半の経済思想を考える上で重要な論点を含んでいる。十七世紀を代表する陽明学者である熊沢蕃山（元和五「一六一九」く元禄四「一六九二」年）は、時空を超越した普遍的な道德規範として「道」が存在する^{二八}と考え、川口浩氏が明らかにしたように、普遍的な道德を實踐することに対する強い志向性を持っていた^{二九}。その一方で、蕃山には実践が行われる現実状況に対する関心もあった。ゆえに、実践がなされる具体的な社会経済的状況と、普遍的な「道」を追求することとの間に齟齬をきたす場合が蕃山のなかに存在したのである。この論理的なジレンマを解決する上で川口氏が注目するのが、「道」と「法」の区別である。蕃山は「法」を考えることによって、具体的な状況のなかでの「道」の実現を目指したのである。その「法」を、「法は聖人時処位に応じて、事の宜きを制作し給へり。故に其代にありては道に配す。時去り人位かはりぬれば、聖法といへども用ひがたきものあり。不合を行ふときは、却て道に害あり。今の学者の道とし行ふは多は法なり。時処位に至善に叶はされば道にあらず」^{三〇}と、蕃山は定義する。「法」は、時間的にも空間的にも一定の範囲のなかで、「時処位」に応じて「制作」されるものだったのである。ここで注目したいのが、この文章が書かれてから間もない元禄期の畿内在郷町において「当地相応の理り」という言葉を用いて、蕃山の「時処位」や「法」に相通じる思想が述べられたことである。蕃山は、「法」を「自然に応じて作為」するものであると述べているが、可正の「工夫」がそれと同様の意味で用いられていたことは強調してよい事実である。

また、古学を提唱する山鹿素行（元和八「一六二二」貞享二「一六八五」年）は、朱子学批判の立場にあったが、朱子学に理がある側面として、「愚謂へらく、六經四書の註解古今に乏しからず、唯だ朱子は学を以て日用を論じ、下学して上達するの工夫あり。是れ其の意志の聖学に功ある所以なり。惜しい哉、先儒の余流を汲むに因つて、猶ほ本然の善を尋ねて、天命の性に復らんと欲し、持敬存心の弊あり。此を以て其の下学上達の言辞交渉することなし。論出し来れば乃ち又性心の工夫は上帝に對越するに至る。其の標的正しからずと雖も、其の学志は聖学に遠からざるなり」^{三〇}と述べている。この引用において、素行が朱子学を評価する理由は、学問と「日用」を結び付けて考えたところにある。「日用」での実践を通じて学問が「上達」することを「工夫」と素行が呼んでいる点に注目したい。もちろん後述するように、「工夫」の具体的な意味内容については大きな違いがあるが、それでも素行と可正が「日用」における応用実践という意味で「工夫」という言葉を用いていたことは興味深いことである。

さらに、「工夫」は、十八世紀の経済思想を考える上でも重要な出発点になる可能性をもっている。大坂の懷徳堂の代表的思想家中西竹山（享保一五「一七三〇」〜享和四「一八〇四」年）について、西岡幹雄氏は、「聖人といえども、時処の転変に對應して人間の本性（良心）にもとづく自己の行いの研鑽を怠れば、聖人たる資格を失う」と述べている^{三一}。竹山の考えは、「道」と「法」に関する蕃山の考えと近似していることは明らかである。普遍的に人間に存在する「本性」を「時処」に合わせながら応用実践し、体得することを目指すのが懷徳堂の思想であった。したがって、十七世紀から十八世紀を通して「時処位」に應じた応用実践という蕃山の考えは、経済思想の通奏低音のような形で流れていたと言えるのである。

頂点的思想家である蕃山や竹山が普遍性への志向性を持つのに對して、可正にはその意識は薄い。あくまで「当地相應の理り」を認識し、「工夫」を通じてそれを体得・実践することに彼の主眼はあった。しかし、地域性と普遍性という違いはあるが、「時処位」を重視する思想が在地社会のなかで頂点的思想家と同時期に、そしてそれとは違う文脈のなかで表現されたことは強調してよい事実である。それが頂点的な思想からの換骨奪胎なのか、それとも経済生活のなかで自ずと生まれた思想なのか、またはその相互作用のなかで生まれたのかについてはさらなる検討が必要であるが、十七世紀から十八世紀の経済思想の一つの基調をなす概念として「工夫」を位置付けることができる。そしてそれは、畿内に限らず、変化する経済社会に直面し、それに対応するなかで生じた思想であった。

(二)「工夫」の実践事例

それでは可正の「工夫」は、どのように実践されていたのであろうか。次の三点を紹介したい。なお、農業に関わる「工夫」については次節で考察する。

第一は、「名聞」と「利養」、すなわち「名利」に関する「工夫」である。「利養」とは「名聞」と並列されることが多く、「財産を作り、生活を豊かにすること」を意味する言葉である。「名利ノ二ツハ仏法ニ嫌事」^{三二}と述べるように、「名利」は仏教において忌避の対象である。しかし、優れた僧侶自身でさえ、「名利」を動機に仏門に入る。したがって、「其道々ノ芸者、名ヲ恥人ノ聞モ悦モ、心ハ皆利養ニ有、利ニマドフハスグレテ愚ナル人ニ非ズヤ」^{三三}とあるように、「名利」を脱することは簡単ではない。むしろ、「利養ヲ離ルトテ、金銀ヲ遣ヒ捨、寺ヲモ芋頭ニカヘ、名聞ヲ捨ルトテ、赤ハダカニ成テカケ廻ルハ、今時イカナラン。唯是ハ名ヲ愛シ、利ヲムサボル人ノ為ニ云ノミナリ。工夫アルベシ」と、その時代の世間に準じて許容できる範囲で「名利」を保つことを「工夫」すべきであると主張する^{三四}。ここからは仏教的な理想と経済活動の現実を調和させ、在地社会の枠内であるべき「名利」を求めようとする可正の考えをうかがい知ることができる。

第二は、村役人の「仁」の実践と「工夫」である。可正は、村役人が村民に対して「憐み」を実践することが、在地社会を安定させるうえで重要であると感じていた^{三五}。しかし、それに続いて「憐み」とは、貧しい村民への財施にとどまるものではないと主張する。可正は、村民の生活について次のように述べる。

【史料一・二】 三六

わき／＼小百姓の有様を見るに、極月御年貢皆済の時分には、子を売、家を売、衣類を質物に置、ありとあらゆる苦勞をしても皆済成がたく、未進銀と成ては高利をかき、難儀をする事目前の事なれば、誰かは是をしらざらん。如此の者共を憐み、めぐむ心のなきものは人倫にあらず。

このように毎年の年貢皆済にさえ苦慮する村民にとって大きな負担となったのが、「支配銀」、すなわち村入用であった。村役人は、公用で大坂や京に上る際、自己負担ではないことを理由に馬や籠で移動し、自己負担ならば日帰りで済ますのに、公務が終わっても滞在を続ける。

また、村の寄合でも「始末」をするという心がけがない。可正は、「支配銀」の負担を減らすような「工夫」をすることが「憐み」であると考えており、「随分始末を能して、支配の懸物のすくなきやうにすべき」^{三七}であると述べる。可正自身も、「先我等など御礼に上りし時は、津の辺迄馬か籠かにて行、夫よりは歩行にて上りし也。一度にても淀迄皆乗たる事なし。大坂よりの帰りにも馬に乗たる事なし。幾度にても歩行より帰りし也。是諸人の知所也。唯今旁々の行来を聞に大形は馬籠に乗ける由、道理に不叶やうに存る。人々工夫せよ」^{三八}と言うように、「支配銀」軽減は日頃よりの心がけであった。このように「仁」とは財施であるという通念を拡充させ、「支配銀」の軽減という当時の在地社会の枠組みに合わせて応用しているところに、可正の「工夫」の特質をみることができる。

第三は、「芸」と「家」を治めることの間の「工夫」である。可正は、「芸」を「徳」の多いものと重視しており、自らも能に励んでいた。だが、大切なことは「芸」と家業のバランスを取ることであり、「商ひ耕作、其外家々の業家々に有。是を専勤て生涯を過すべし。若いとま有者ハ、あしき遊び事をなさんよりも、何にても芸を仕習ふべし」^{三九}と、家業優先の姿勢を強調する。可正がこのように警句を述べるのは、母方の叔父壺井一安が書物に没頭し過ぎたために「進退」が行き詰まってしまった例が身近にあったからである。もちろん「芸」によって生計を立てるものもいる。だが、このような「芸」の側面を認めつつも、実務家は「芸」に没頭することなく家業を優先すべきであると考えている。家業を前提したうえでの「芸」であり、それを行ううえでも衣装にかかる費用の節約を図るなどの「工夫」が必要であると考えている^{四〇}。

ただし、その範囲内であっても、可正が「芸」を重視していたことは注目すべきである。「芸」を重視した理由は、それが「工夫」の実践の場になると考えたからである。「能ハ唯習ヒノ上ニ、謡ノ文句ヲ能々工夫シテ業ヲナスベシ」と述べたうえで、次のエピソードを紹介する^{四一}。以前堺で「船弁慶」を公演した際に、能に精通した見物客ばかりであったため、従来の流れとは異なる所作をした。後日、知人が可正に「珍敷仕廻」をした理由を尋ねたところ、自分が演じた役の「掟」を熟知しているが、弁慶の文句をよく考えたと「掟」の所作は「不快」である。ゆえに弁慶の心に適った新しい所作を演じたのだ、と述べるのである。このエピソードから、「芸」を「工夫」を通して新たな価値を見出す場と可正が考えていたことがわかる。そして、こうした姿勢は、「芸」のみならず経済活動においても見られたように思われる。この点について次節で考察していきたい。

一三 可正の貧福觀と「人為」・「工夫」

「工夫」を基調とする可正の經濟思想は、貧福觀とどのように関わっていたのであろうか。本節では可正の貧福觀を「人為」という言葉に焦点をあてて考察し、その上で「人為」や「工夫」の成果を強調する彼の農業觀を明らかにしていく。

(一) 宿命論的貧福觀と「人為」の相克

可正の貧福觀の基礎となる考えは「人為」を尽くしたうえで、その成否を「天命」や「過去の業」として受け入れるというものであった。可正は、次のように述べる。

【史料一四】 四二

家々の道を専勤め、我身のをこなひに誤りなきやうにせば、是人為を尽すと云物なれば、縦身の上にあしき事出来たり共、天命也、過去の業なりと思ひて、さのミ歎く間敷事なるに、世に随ふわれ人のかんがへ思ふに、歎くべき事ハなげかずして、なげく間敷事をなげく者多し。

もちろん、「人為」を重視するからと言って、それで必ず致富を実現できるとは考えていない。「進退ト云物ハ、一度ハ榮ヘ一度ハオトロフル。是則世ノナラヒナレバ、タトヒマツタウ家業ヲツトメ、萬ニツシミ深ク世ヲワタル者ニテモ、前生ノムクヒ有テオトロフルモ有」^{四三}と述べるように、勤勉に生活しても没落するものがあることを認めている。それは「人為」では如何ともしがたい「前生ノムクヒ」であった。しかし、可正は人の「進退」が「定ガタキ物」であることを認めつつも、価値觀として貧福は「人為」の實踐で決まるといふ考えにこだわりの持っていた。そして、多くの人が歎いても仕方ない過去のことばかりを気にして、本来行うべき今日の仕事の反省を怠ることを非難する。この可正の貧福觀は、『旧記』卷十九にある長い一節によく表れている^{四四}。「進退の善惡も皆運の長短に有べき事」であるとしたうえで、「嘆く間敷事」として天災をあげる一方で、「歎くべき事」として「其家々の業」を怠ることをあげ、「今生にて己が仕業のあしき事をくやまずし

て、過去の業也、天命なりなんと云事何事ぞや」とその姿勢を非難する。「天命」は不可知であり、「人為」の結果が「天命」なのだと思はれるのである^{四五}。

【史料一・五】^{四六}

今時儒仏共に、縦広学無双の衆中成とも、過去をしり給ふ事あたハジ。況愚かなる者共をや。すべて中分以下の者には、天命の沙汰聖人も仰られず。人為の尽る所是天命なりと、のたまひたると也……先以人為を尽す所肝要也。

仏教は「過去ノ業」を、聖人は「天命」を説くが、庶民にはそれらを事前に知る術はない。「此故二人為ノ尽ル所、是天命也ト聖人ノタマヘリ。サレバ、教ヘニ随テ能行ヒタル上ニ、貧キ者有病者ナル人有、命ノ短キ者有、是ヲ過去ノ業共天命共仰ラレタリ。人々随分能行ヒテ後ニ、過去ノ業也天命也ト云事ヲ明ラメヨ」^{四七}と述べるように、「人為」を実践してはじめて自分の「天命」がわかるのである。したがって結果はさておき、「人為」の地道な実践それ自体が肯定されるのであり、肝要だと可正は考えたのである。

ところで、「人為」という言葉は、『大漢和辞典』では「人の力ですること。人間わざ」^{四八}と、『日本国語大辞典』では「(天然、自然によって行われるのではなく)人によってなされること。人のしわざ。人の行為」^{四九}と説明している。その用例として、どちらの辞典も儒教の古典である前漢の揚雄の思想書『法言』の卷六「問明」にある、「或問命曰、命者天之命也、非人為也、人為不為命」という一節を取り上げているのが興味深い。ここでは「人為」の結果が「天命」となるといふ発想はなく、むしろ自然・天然の「命」に反するものとして否定的に位置づけられている。中国古代儒教におけるこのような「人為」に対する否定的な解釈は、近世初期の日本の思想界にも継承されていた。たとえば山崎闇斎(元和四「一六一九」〜天和二「一六八二」年)の『大学垂加先生講義』では「本明ナル明德ノ、氣稟人欲ノクモリニカ、リタル、其クモリヲ除イテ、ヤツパリ其ノ本ノ明ニスルコトナレバ、ソツトモ人為ハナキゾ」^{五〇}と述べるように、「明德」の実現のうえで「人為」は否定の対象となっていた。

それに対して【史料一・五】にある「人為の尽る所是天命」というのは、「人為」の延長線上に「天命」を考えるものであり、儒教の伝統からは外れている。「天」を不可知なものであるという考えは、山鹿素行、荻生徂徠といった頂点的儒学者にとって朱子学を乗り越える上で大

きな論点になったが、それとは違う立場から、「人為」を通じて「天命」を知るといふ発想が元禄期の畿内に生れたのである^{五二}。

序章で述べたように、宿命論的な貧福観を乗り越えて、民衆をいかに主体的・能動的な実践へと促していくかは十七世紀の民衆思想の大きな問題の一つであり、儒教、仏教の双方からその問題に取り組む必要性があった。たとえば、陽明学者である中江藤樹（慶安一三「一六〇八」）慶安元「一六四八」年）は『翁問答』において「天道じや福善禍淫とて、善をなす人には福をあたへ、あくをなすものには禍をあたへたまふといけたまはりをよび候に、善人も仕合あしく、あるひはわざはひあふ事あり、悪人も或は仕合よく、かへるてさいはひをうるものおほく候は、なにとる道理にておはしまし候や」^{五三}と述べ、宿命論的な貧福観の抱える矛盾について指摘する。その問題に仏教の立場から格闘したのが、大桑齊氏が考察する鈴木正三（天正七「一五七九」）明暦元「一六五五」年）であった。大桑氏は仏教の信心を媒介にしながら、「心」の主体性を涵養し、職分の実践者として能動性を促す思想を正三が説いていたことを明らかにする^{五三}。

このような十七世紀の民衆思想上の問題は、右の藤樹の引用に限らず、浮世草子を始めとする多くの書物に見られたものであったが、可正の貧福観は、仏教や儒教の教えを受容しつつも、特定の学問に属さないより自由な立場から宿命論的な考えを乗り越え、現実の経済生活での地道な実践を強調するところにその特徴があった。言い換えると、宿命論と「人為」の相克をいかに解決するかを模索するところに『旧記』24執筆の目的の一つがあったのである。また、この貧福観においては、「人為」の結果である「進退」の現状は、絶対的な価値基準ではなかった。『旧記』全編を通して、苦境のなかでも勤勉努力を通じてなんとか「進退」の維持を図る人物を、可正は好意的に描写しており、その営為を「末代に残しをかれん事」^{五四}が『旧記』の意図するところであった^{五五}。もちろん、「進退」の向上は経済活動の重要な動機であるが、結果は状況によって変化する。だからこそそれにこだわら過ぎず、地道な「人為」の実践を強調することに可正の力点があったのである。

（二）可正の農業観

さて、「人為」の実践を重視する可正の貧福観との関係で興味深いのが、『旧記』巻十二に収録されている農業論である。巻十二は、「予所々に於功有農夫に近付、耕作の大事秘する事共を具に習ひ伝へて爰に記す。……是則農業に功をつミ、工夫をとげて大利を得たる上手の教へ也」^{五六}と述べるように、周囲の農業巧者の教えを集め、それを開陳することを目的としたものであった。横田冬彦氏によれば、巻十二は体系的に整理されてはいないが、可正自身はこれが「農書」であるとの自覚を持って執筆した^{五七}。この「農書」をもとに本節では可正の農業論を

考察する。

可正は、諸芸・諸学のなかで農業が重要かつ難しいものであると考えていた。それは農業が「天地の変」に対応しなければならないからである。しかし、可正はそれに続けて、「天地の変なれば、いかなる上手の農夫成共、人のちからの及べき所に非。然共是等の年ハ稀なる儀なれば、功無功の外にして、せんかたなき事也と其沙汰をせずもやあらん」^{五八}と述べる。「天地の変」の結果は是非に及ばないことであり、その人の評価につながらない。しかも、そうした年は稀であり、不順な年でさえ、「耕作に功有シ者共ハ、種々の了簡をなして、少々利を得たる事有ぞかし」^{五九}というように、成果を収める者もあつた。ゆえに、農業経営の成否は、おおかたその「功」と「工夫」によつて決まると可正は考えたのである。

以上のことからわかるように、農業の実践のうえで可正が重視するのが、「功」・「工夫」であつた。次の引用は、可正が貧福のあるべき姿を農業に関連付けて述べたものである。

【史料一六】 六〇

産業ハ当地相応の職也。是を捨てハ当地の者共渡世叶ふべからず。但是をなすに功有ものハ得。功なきものは失ふ。貧福是よりわかつてり。

【史料一七】 六一

諸芸の中に医道の業と、農業の道程、大事の物ハあらじ。六ヶ敷物ハあらじとぞ覚ゆる。されハ医道を学ぶ衆中、其大事也と云事を能知て、昼夜情を津くし此道に骨を折事世に明らけし。爰元農業を勤る者共を見るに、大かたハ左には非。唯心安く思ひて、一大事成と云事を志らずして油断がち也。……昼夜油断なく作るならば、とめる身とならん事必然也。己が無情無功をいはずして、得失ハ其者の運と不運とに有。其年の雨露の恩ミによれりなど、大事の農業をいひ破ル事なかれ。

農業において貧福を分けるのは、「功」・「工夫」をしたか否かである。だが、農業は「大事」であるにもかかわらず、多くの農民はそれを忘れ、「油断」ばかりしている。そして不作の場合には、自分の運のなさをなげき、「得失」を「運」の問題として片づけてしまう。可正はそ

のような農業に対する姿勢を厳しく批判している。

それでは、農業における「功」や「工夫」とはどのようなものであったのだろうか。巻十二の記載されている一一九条のうち、木綿が三九条、煙草が三九条を占めている。この二つの商品作物について検討してみよう。

大坂近郊では寛文期（一六六一―一六七三）を面期として商業的農業の成長を見た^{六二}。

木綿については、河内国では元禄から宝永にかけてピークを迎える。巻十二は、この綿作ブーム期に合わせて執筆されたものである。木綿は、換金性の高さという利点もあったが、反面で、天候により豊凶の差が大きいこと、稲作より二倍から三倍の肥料代を要すること、そして稲作の二倍の労働力を必要とするという悪条件があり、いかに肥料代と人件費を抑えるかが成功の鍵であった。

可正の木綿栽培についての要諦もこの点にあり、そこで説かれる種々の改良はいずれも『農業全書』の一步先を行くもの^{六三}であった。木綿栽培は、麦作との連作を前提しており、その土づくりについては「木わたを作るに、其地を早く鋤を入、うがちやハラげ置事あし。麦の根両方より指こみ、蒔はだのこやしを吸取、木わたの生やうあしく、麦の根に木わたの根をからまれ、ちいさき時の生立をのづからをくるゝ也」^{六四}とあるように、畑に早く鋤を入れて耕してはならず、麦の根を丹念に除去し、残った麦の根のために木綿の生育が遅れることがないようにすべきであると述べている。種選びについては、「右の通木わたの実を能々撰み揃て蒔ぬれば、性斉故に、…一畠ヶ平等なる故に、吹出すに遅速もなし。如此作り立てハ、必定多く吹出すと也」^{六五}とあるように、事前に種をよく選んでおけば、均一に成長し、効率よく肥料を投入できる。そして、中耕作業における人件費も節約できる。上質の金肥が必ずしもいいわけではなく、「農夫此時を能々かんがへてこやしをすべし。大事の中の大事じやぞ。功無功百姓の貧福爰に有也」^{六六}と述べるように、その成長に合わせて投入肥料を変えることが肝要だと言う。さらに「昔ハわた実かすに、引からのせたけと云物を多く入たる故、いかほと置ても木わたにあたる事なし、此比ハ上々の糟成し故、多ク置ぬればあしゝ、心せよ」^{六七}と、肥料品質が向上したため、以前とは肥料投入の仕方が改善されている点にも考慮している。

煙草は、南河内では元禄期に栽培が始まった。煙草も『旧記』執筆時に利得機会の大きな作物であったが、数ある商品作物のなかでも最も多くの肥料を必要とし、綿作と比べてもその経営は容易なものではなかった。次の引用のように、可正もこの点を的確に認識していた。

たばこを作る事、取分六ヶ數物也。……利を得る者數人有。尤農業の内にはすぐれて益有物也。然共無功無精なる輩ハ作る事なかれ。損の多き物じやぞ。されば功者なる者共作里得て、眼前に益有事を見て、無功なる者共の云。我等もたばこを作りて大利を得、借銀を済すべし。情を出すに至てハ昼夜のわかちもなく、怠るまじきとて、勇猛のはたらきをなすといへ共、元来無功者なる故に、或ハまひついたりつ、又ハ葉色をあしくし、匂ひのよろしからぬやうに作り立ル故に、直段下直也。さればまうくる事ハ扱置ぬ。還而損をして、借銀の上に借銀を重ね、迷惑するもの所々に是有。

煙草は利益の多いものだが、上質の物を栽培することは難しい。「無功なる者」が大利を得ようと、「巧者」の見様見真似で作ったところで損をするだけである。ここで注目したいのが、煙草においては「情を出すに至てハ昼夜のわかちもなく、怠るまじきとて、勇猛のはたらきをなすといへ共」というように、ただ勤勉に努力するだけでは成功をおさめることはできないと考えている点である^{六九}。と同時に、可正は「然共物の上手には是迄と云かぎりのなき物也」^{七〇}とも述べている。すなわち、「功者」は一反につき銀三〇〇目の売上をあげれば「手柄」である²⁷が、なかには「工夫」をすることで五〇〇から六〇〇目の売上を残すものもある。市場向けの生産は、これまでの農業実績を上回ろうとする意欲を喚起するものであり、そうした農業に対する可正の前向きな姿勢をこの発言から読み取れる。

このように商品作物においては「工夫」、とりわけ播種、肥培管理^{七一}における「工夫」がなにより重要であった。商品作物栽培がブームになるなかで、農民の利得機会が高まる一方で、没落の危険性もあった。『旧記』巻十二は、その成功の鍵となる「工夫」を客観的に記すために執筆されたのである。そこからは、農業技術における進歩の可能性について可正が前向きな考えをもっていたことがわかる。定まった真理を悟り、そこに安住するのではなく、「上手には是迄と云かぎりのなき物也」というように、未経験の領域に挑戦していく実験的な知を追求する姿勢が強調されたのである。その点に元禄期畿内上層民の先進性を見ることができ、そしてその姿勢は、商品作物生産の高まりと歩調を合わせながら形成されたものである。

(三)「農人帳」を「書く」こと

以上のように、可正は「人為」を実践すること、そして既存の知識や体験に基づく単なる経験的な知から一步踏み出し、未知の知識・技術を獲得しようとする実験的经验知を重視した。それによって、農業が経営を安定させるうえで最も確実な営みになると考えたのである。その点に関連して、「工夫」の土台として、可正が「農人帳」を「書く」ことを勧めた点をここで強調したい。すなわち、「耕作の上手に至て、進退能成たきと思ふ者ハ、先農人帳と云日記を一巻調へ置て、其田地には何月幾日に木わたをまきし、こやしハいつの比置しと、具に書付置べし」^{七三}と述べるように、「進退」を向上させるためには、「必日記に一代の書を記して置くべし」^{七三}と、生涯にわたって農業日誌を「書く」ことが不可欠であると可正は考えた。この「書く」という行為は、農業技術に関する自らの知見を経験的に積み重ね、客観的に反省可能なものにし、さらなる「工夫」の拠り所となるものである。このように可正は、「書く」ことによる知的反省を通じて、宿命論的貧福観を乗り越えようとした。以上の本節の行論から、可正の説く「人為」とは、単なる精勤・勤勉ではなく、実験的・経験的な知の積み重ねを踏まえ、さらなる技術の進歩を目指すものであったと言えるのである。

一・四 商売と「智」―あるべき農商バランス

大ケ塚村は、元禄一六（一七〇三）年時点で戸数三八〇軒、人口一四四五人を数える単婚小家族を主体とする在郷町であつた^{七四}。十七世紀中葉、大坂の後背地に在郷町が発展し、大ケ塚もその一つであつたが、そこでの商売とはどのような形をとるべきであると可正は考えたのであろうか。そして、農業とのバランスについてどのような見解をもっていたのであろうか。これまでの議論を念頭に置きながら考察していきたい。

(一)「商売」に対するアンビバレントな認識

可正は、農業を高く評価するのに対して、『旧記』の至るところで商売を批判的に捉えている。たとえば次の引用では、商売は「偽」の多い、倫理的に見て問題のある営みであると考えている。

農人程よろしき物はあらじ。人々精を出すべし。……爰元の者共、農人を大事の物と云事をわきまへず、かたはらになし、商売計を能事と思ふ輩ハ、縦一旦進退能なる者是有共、子孫の衰へ近かるべし。家の長久ハ有べからず。其故ハ、商人と云物ハ心ざしのきたなき物也。やゝもすれば不義の行ひ顯れ、偽の多き物也。

可正が商売を「不義」「偽」と捉えるのは、「商人の何にても高直に売て利を得てよろこば、買者に損有」や、「商家のならひとて、五穀の類を買置、木わたなどを買込てハ、大風ふけかし、大日照になれかし、大雨降て高直になれかしと、さかさま成願ひをなす」^{七九}と述べるように、自己の利益は他者や社会の不利の裏返しであり、商売はすべての人が潤う営みではないという考えを払拭できなかったからである。それとは対照的に、農業は、「拾石作り出すべき田地に、拾石作り出さバ、其家の宝也。是を弘くす時ハ天下の重宝なり。されバとて失ある者もなく、かなしむべき相手もなし」^{八〇}と述べるように、個々の百姓が耕作を拡大することで「天下」の富も増大すると考えている。

そうした倫理的な問題と同時に、商売を否定的に捉える理由として、それが不確実性に左右される営みであると考えていた点にも注意したい。たとえば、「相場」は常に変動し、自分の思うようにはならない。ある時は、「うれはさがる。かへば上がる」というように有利に働く。その結果「金銀ハ儲やすき物」と思い込み、安易な商売を続けるが、「世ハ定なき」ゆえに、転じて「うれはあがる、かへばさが」^{八一}るようになり、損失を蒙る。だが、商売から手を引くことを知らず、借銀を重ねてしまう^{八二}。このような不確実さを十分に理解しないまま商売を営む者が多いことを可正は嘆く。

また、投機性が強い遠隔地商業に対しても否定的な態度を取る。すなわち、「旁々所々の他国へ趣し商人に、進退の能成たる者ハ一人もなし。是当地に不相応なる理り有にやあらん」^{八三}と述べるように、大ケ塚一帯の商人が遠隔地商業に従事することは不要である^{八四}と考える。それによつて経営が不如意となる例が多かつたからである。

しかし、次の引用のように、可正は商売を全面的に否定しているわけではない。

【史料一・一〇】^{八〇}

世の中の相場のならひとて、あがらんと思ひてもさがる事有。やすからんと思ひても高き事有て、損をすれ共さのミ心にくつする事もなく、まうくれ共ほこる事なし。若商ひ心に叶はずして、度々損銀是有時ハ、しばらく退きて時の来るをはかる。其間にも商ひをわするゝに非。商ひにすゝむを誉れ共せず、退くを恥共思はず。

商売は「相場」に大きく影響される。したがって「不仕合」の場合には、商売から撤退すべきであり、それは恥すべきことではない。むしろ、休業中も商売のことを忘れず、再起のタイミングを計るべきだと述べる。ここからは、商売のうえでは商況、相場を的確にとらえる判断力と、結果に一喜一憂しない思慮深さが必要であると可正が考えていたことがわかる。さらに、「商人の、不仕合にてしばらく其わざをやめて、しりぞきゐる共、心をくつする事なかれ。今一度ハ是非共本望を達せんと、常に是を思ふべし」^{八一}というように、過去を歎くことなく再起を図る強い意志が、その成功のために不可欠だと可正は考えたのである。

こうしてみると、可正の商売観は全面的に否定的なものであったとはいえない。もちろん、思慮もなく耕作と商売を天秤にかけて、商売に30傾いていくようなことは避けねばならなかったが、商売それ自体は「心」を尽くして、「本望」を抱くに値する営みであった。こうした可正のアンビバレントな商売観を、次の引用からも読み取ることができる。

【史料一・一一】^{八一}

世を渡るに、人の心に大小有。器量大なる者にハ、商ひにても耕作にても、広くなさしめて、儉約を専をしゆべし。小機なる子共には、其業のすくなきやうにして、心の大きなやうを教べし。予が子孫の躰、今見る所の器量にてハ、広く大きな業は不相応也。退きてひそかに世を渡るにはしカジ・・・いつ迄も、唯今の通に、竊に暮すを能とのミ思ふべからじ。子孫の中に器量有と見ゆる者あらバ、商売少ハ広くすべし。又ハ時の至れりと思ふ事あらば、大きな事をもなすべし。能々了簡をめぐらして油断すべからじ。

ここで可正は、家長の「心」の大小、「器量」の有無に応じて商売への関与の程度を変えていくべきだと考えている。「器量」あるものが子

孫に現れたら、「儉約」の重要性を教えつつも、商売を拡大させるべきだと述べる。可正は、「器量」に優れたものは、世間並に暮らすには惜しく、「善悪の工夫に心をゆだね」つつも、「勇猛」に立身をとげるべきだと考える^{八三}。このように「器量」あるものは、「大きな事」を実行すべきであり、その「本望」を遂げるうえで商売は不可欠だと可正は考えたのである。

以上をまとめると、商売はリスクの大きな営みであり、先の商品作物の栽培と同様に成功することが難しかった。しかし、成長のチャンスもそこにはあり、能力のあるものが挑戦するに値する営みでもあった。その意味で商売は「器量」あるものだけが成功裡になしうる営みだと可正は考えたのである。そして、ここで重要なのが【史料一・一〇】から析出できる可正の市場経済観である。可正にとって商売の場、つまり市場は、「進退」を向上させるためには必要であるが、必ずしも依存しなければならないものではなかった。不利な状況にあれば、市場から退出することができた。可正にとって経済活動とは、耕作、商売、そして「慈悲」や後述する「和合」といった共同性によって構成され、そのなかで市場はそうしたものの比較のうえで選択される要素の一つであった。このような市場観は、小農経営に立脚した当時の在郷町の経済思想を見るうえで大きな意味があるように思われる。このように市場への参入、ないしは市場からの退出のタイミングを見極める「智」を持つことが「進退」を維持・成長させるうえで不可欠であると可正は考えたのである。

(二) 商人の「智」と農商バランス

十七世紀末、大坂近郊の在郷町では人口の半数近くが商工業に従事していたが、これらの業者の多くは同時に農業従事者であり、商工業の専業化には至っていなかった。そうした時期に『旧記』は執筆されたのであるが、ここで可正には一つの懸念があった。それは「田畠による渡世は見るし。金銀を以て身を過すはけ高き物也」^{八四}とあるように、商売に憧れ、耕作を卑しめる風潮と、田畠ではなく金銀を「宝」とみなす考えが大ケ塚の住民の間に見られたことである^{八五}。しかし、それは長期的には「進退」に悪影響をもたらす。たとえば、大ケ塚で「器量」の優れた人物が代々営んでいた「菟蒻屋」は、次第に衰えていった。その理由として、「京大坂とは違ひて、当地は田畠を宝とすべき事をしらざりし故」^{八六}という点を可正は指摘する。商売の拡大とともに、都市の経済生活を理想とするようになるが、それは「当地相応不相応のことわり」を知らないものの考えである、と可正は非難する。

こうした風潮が高まるなかで、可正には、大ケ塚で「進退」を保つうえで大切にしていた父清右衛門の遺訓があった。

【史料一・一二】 八七

親清右衛門予に語て云、当地の境内せばし。万大器なる事不相応也。家の相続を思はゞ小を用べし。又いかほど進退有共、銀子と田畠と半分づゝにして、世を渡るべし。金銀計もあしゝ、田畠計もあしゝ。是当地相応の謀なりと、常々庭訓を残せし也。

大ケ塚では、「進退」の半分は貨幣の形で商売の資本とする一方で、もう半分は田畠を買求めるべきであり、「商ひと耕作とを、車の両輪の如く」^{八八}するのが理想である、と父は強調する。この父の考えを受けて可正は、商売の進展につれて、それに対応しなければならぬことを理解しつつも、「諸商人、馬追者共も、耕作をわするゝ事なかれ」や、「大小によらず耕作を捨る事なかれ」との発言のように、耕作を決して捨てるべきではないと主張する^{八九}。

その主張には二つの理由があつた。第一は、「若一旦進退能なる共程なく衰ふべし。其故は金銀米穀はいつ迄も沢山にはまうけがたし」^{九〇}というように、商売で長期的に利得をあげ続けるのが難しいことである。また、【史料一・一二】で「当地の境内せばし」と語っているように、その商圏には限界があると可正は感じていた。

第二は、「金銀はげんじやすき物也。田畠は縦大きな不熟の年に逢ても、損のすくなき物也。又進退衰えても、跡に残る物は田畠也」^{九一}と述べるように、耕作は収益が小さくても、堅実なものであると認識していたことである。田畠は、確実な資産として没落の危機が迫っても掘り所となりうるものだと考えたのである。

このように可正は、耕作と商売を「車の両輪の如く」営むことを説くが、その上で重要なのは、大ケ塚に即した「智」をもつことであつた。

【史料一・一三】 九二

可正親可寿、常に語て云。当地に住者ハ商ひ斗にても其家久敷ハとゝなひがたからん。又耕作のミにてもさかふる事さのミあらじ。商売と耕作とを車の両輪の如にすべし。其内時の変に應じて、商売を六七歩にし、耕作を三四分になす事もあらん。又耕作を大にし、商売を小にする事も有べし。是時のよろしきに志たがふ智也。謀也。

このように「智」とは、「時の変」に應じて商売と耕作の比率を柔軟に変えていくことであり、「其売買すべき物のよしあしの目きゝをよくして、買込べき時をたがへず、売はなつべき折からをうしハぬハ智也」^{九三}というように、相場を適切に判断することであった。商売と耕作が完全に分業化することなく成長する十七世紀終わりの在郷町において、商機を見つけて「進退」の成長のチャンスをうかがいつつも、堅実な耕作によって「進退」の維持を図ろうとする姿勢を『旧記』から見出すことができる。そのうえで大切なことは大ケ塚に即した「智」を持つことであり、それは前節で見た「工夫」と同様に、状況観察に基づいた経験的な判断を意味したのである。

一・五 「貧福和合」と「進退」の限界

「進退」の重要性が高まり、「世間の人々、金銀を多くたもたん事を専らとせり」という風潮のなかで、大ケ塚の人々は「進退」でもって人の善悪をはかるようになっていく。たとえば、寄合の座は「進退」によって左右されるようになる^{九四}。こうした状況を「改ムベシ」と可正は憂慮する。このようななかで、当時の大ケ塚において「進退」の問題を可正はどのように捉えていたのだろうか。本節では、「進退」のあるべき姿に関する可正の考えを二つの点にわけて考察してみたい。

(一) 「貧福和合」

大ケ塚の「進退」の問題に関連して、次のような興味深い可正の発言がある。

【史料一・一四】 九五

進退ノ能者貧乏人ニ銀ヲカシ、若損ヲスレバ、横道者メノニクキヤツメノト云テ、メリノ、シル。尤左モ有ベキ事ナレ共、貧ナル者ガアレバコソ、銀ヲカシテ利銀ヲ取、田畠ヲ下作サセテハ作徳ヲ取ゾヤ。若一国ニ手前ノ能者計ナラバ、争カ利銀ヲトラン。其上カル程ノ者皆損ヲカクルニモ非。多クハ定ノ通り相済セリ。……損銀ノ有モ、銀ヲ持テ人ニカス故也。能々思案ヲ廻ラセヨ。富ル者ノ為ニハ、貧ナル者ハ旦那殿也。アダニモ思フ間敷事也。富ル者ノ方ヨリ哀レミヲナセバ、貧ナル者ノ方ヨリモ其心有。貧福和合スル時ハ云事ハナキ

物也。

ここからわかるのは、在地社会は貸借関係を通じて成り立っていることである。富者は、貧者がいるからこそ利子や小作料をとることができる。世間が富者ばかりならばそうはいかない。その意味で富者は貧者がいるからこそ富者でいることができるのだと可正は考えるのである。また、多くの貸借は「定ノ通り相済」むものであり、時に貸し倒れが起きたとしても、それは貸す側が当然負うべきリスクであって、借りる側を責めてはならない。厳しい時には返済を猶予する配慮を示すことで「貧福和合」が実現し、それを通じて在地社会が円満になる、と可正は考えたのである。そして、可正のこうした考えには、次のような時代の変化に対する認識があった。

【史料一・一五】
九六

乗了語テ云、昔ハ金銀持タル者マレ也、其故ハ田地五反所持ノ百姓等、五兩十兩ノ借金ナレハ外ヨリ指ヲサシテ、アノ者ハ未進負也、鎌フランナト云テ恐レシカ、今ハ借屋住居ノ者モ少シ商ヒラスレハ五貫目三貫目ノ借銀有者所々ニ有、是世間ニ金多キ故也ト。

昔は貨幣を持つものが少なく、借金のあるものは地域住民から蔑みの対象となったが、今では「進退」の小さなものでも、商売を行ううえで借金をするのが当たり前になっている、と可正は述べる。【史料一・一五】は、元禄改铸以前に書かれたものであるが、畿内ではすでに、小経営であっても貨幣の貸借を無視しては成り立たない状況にあったのである。

さらに、父清右衛門の語るところでは、以前は銀十貫目の「進退」ならば、五貫目は田畠に、四貫目は商売に投じて、残り一貫目は「用意銀」としてストックしておくのが通常であった。だが、今は「用意銀」の風習はなくなり、皆が借金をして商売を広げようとする。可正は、富裕な家においては「用意銀」が必要であると語る^{九七}。直截には述べてはいないが、それは自家の経営危機に備えるためのものであったのと同時に、他者の不時の窮迫を救う際の元手の意味もあつたのであろう。

多くの貸借は「定ノ通り相済」むと言っても、貸し倒れもある。なかには、「内証ハ大形ニ宜ケレ共、借銀多クシテ何共進退ナラヌト云テ、横道ヲ構ヘテ、借銀スマサヌ者有」^{九八}という不屈きものもある。「貧福和合」を実現するためには、「進退」のよきもののそれなりの覚悟が必

要だったのである。にもかかわらず、可正がそれを求めたのは、「同ジ国同ジ所ニ住者ハ、常ニ中ヲ能シ、互ニ堪忍ヲ致シ、頼ミツタノマレツ、世ヲ渡リタキ事也」^九という在地社会に関する理想があったからである。在地社会が円満になるためには、「貧福和合」が必要である。それには「進退」のよきものが「堪忍」をしなければならぬときがあった。可正において「堪忍」という言葉は、もちろん感情的・精神的な意味合いを含むものであったが、同時に金銭貸借上の我慢というニュアンスを強くもつものでもあった。貨幣経済が浸透するに伴い、貧富の問題が顕在化する。その状況に対して貨幣経済を否定するのではなく、「貧福」の間の相互扶助性を経済的に合理的なものと捉えなおす姿勢を、この「貧福和合」という考えから読み取ることができる。

(二)「進退」の限界を意識する

大ケ塚の多くの人間は借金をしてでも経営を拡大しようとする。また可正も【史料一・二一】にあるように、「器量」あるものが現れた場合には、商売の規模を拡大してもよいと述べている。しかし、先行研究で指摘されているように、可正の基本的な経営スタンスは、「進退」をコンパクトにし、「長久」を保つというものであった^{一〇}。ここでは、可正のそうした発言の背後にある意識を検討する。

【史料一・二五】二〇二

相かまへて家の長久を思ハゞ、所帯をちいさくすべし、耕作の業も壹町作らんと思ハゞ、五六反作るべし。五反を思ハゞ三反にすべし。とかく業を少にして、つゝまやかにするには志かじ。是当地無上の謀也。

【史料一・二六】二〇二

商ひにても耕作にても、十の物六七分にすべし。大分まうけんと、大懸りにするものハあやうし。若大懸りにせし者、大分利徳を得る事あり共、還而衰への左右としるべし。予が子孫是を第一と慎べし。

可正は、経営規模を可能な限度の六割程度にとどめることが、大ケ塚における最良の経営戦略、すなわち「当地無上の謀也」と考えた。「所帯」を大きくすると、大きな利得を得られる反面で、没落のリスクが付きまとう。このように、自らの経営資源の及ぶ範囲内で堅実な経営を

することが、「家」を維持するうえで確実な選択だと可正は考えたのである。

そして可正は、大ケ塚での「進退」の限界についても明確な考えを持っていた。すなわち、「進退の大ならん事を、誰かハ欲せざる。然其当地に住者共の進退を論ぜば、田畠の作徳四五十石に、銀子四五拾貫目迄ハ望むべし。此上を願ふ者ハ還て身を亡すべし」^{一〇三}と述べる。「進退」を大きくすることは皆の望むところである。しかし、その結果没落した事例も多い。「進むこと」の限界を知り、そこから「退くこと」の重要性を意識することが、「家」を「長久」に維持するうえで必要であると可正は考えたのである。

こうしたなかで、可正の生活の核となつたのが「儉約」である。可正は、「進退を能すると云基本ハ、所帯をつゝまやかにするに有。何程まうくる事をしたり共、儉約をしらざる者の進退、長久には有べからじ」^{一〇四}と「儉約」の重要性を説く。景氣がいい時もあれば、悪い時もある。そのような環境のなかで、「所帯を儉約にくらす者は、進退年々おなじ物に見えて、美々敷事はなけれ共、さのみのおとろへはなき物也」^{一〇五}というように、収穫・相場の変動に左右されることなく、「進退」を保つことができる。また、「儉約」の上で重要なことは、貨幣を使う頃合を見極めることである。「驕」や「吝」と見られることなく、「工夫」をして適切な貨幣支出をすることが大切であると考えるのである^{一〇六}。たとえば、日頃は質素な食事であっても、折に触れて地域住民を饗応するなど、使うべきときには使うことが重要であると述べる。さらに、ある程度の「進退」を確立した大ケ塚住民もまた「儉約」を実践すべきであり^{一〇七}、上層民は率先して「家」を「長久」に保つ方向に村民を導くべきだと主張するのである^{一〇八}。

このようにしてみると、可正の意識のなかには大ケ塚の経済生活をめぐって現実認識と望むべき姿があつて、その両者の溝を埋めるべく模索したのだといえる。その現実認識とは、人々が「進退」を大きくするために市場にかかわり、経営をやりくりするも、相場や豊凶に左右され、その多くが没落するというものである。可正は自らの「朋友」を振り返り、「数多の田畠を買求めし相手は、皆進退調兼し故也。多くは絶たる家有。我方へ損を懸し輩の事共を思ひつゞくれば、大かたは進退亡びたり」^{一〇九}と述べている。それに対して望むべき姿とは、ある程度の「進退」を確立した後は、市場に完全に依存するのではなく、そこから「退くこと」のタイミングを見極め、さらに「儉約」を通じて「進退」を維持しつつ、不確実な経済状況のなかで余力をもって「家」の存続を図ることである。そして、それが大ケ塚全体に及んでいくことを可正は望んだ。

また商業化が進展した在郷町において、経営をするうえで貨幣の貸借は必要であり、そこから遊離することはかえって没落を招くことにな

る。だが、過度な貸借も没落に繋がる。貨幣の適切な使用を「工夫」することが大切であり、常に余力ある経営を目指す「儉約」も、そうした過度な貸借を避け、経営を完全に市場に委ねる状況を回避するための「工夫」の一つであった。つまり、可正の「儉約」は、貨幣経済に背を向けて、単純に貨幣支出を削減することだけを目的とするものではなく、商業化した経済環境を前提として、そのなかで「家」の存続を図るための「工夫」であるという点にその特質があったのである。

一六 おわりに

『旧記』執筆の目的は、「家」を「長久」に保つという点にあった。本章の議論を踏まえると、それに対する可正の答えは、大ケ塚の状況を客観的に把握し、適切な「工夫」をすることにあった。すなわち、市場に対応すると同時に、地域の状況を踏まえない過度な市場化を回避する。そのバランスを見極めることであった。「家」を保つ以上、「名利」を求めることが必要である。市場経済の進展の影響を受けて、大ケ塚でも貨幣を増やすことを重視する風潮が見られた。そのなかで、仏教や儒教の理念を否定せぬものの、日々の「工夫」の実践を可正は強調する。そして、「工夫」は、新たな創意を生み出すという点で積極的な意味を持っていた。田畠に軸をおいた大ケ塚の地域性を前提としつつ、市場に適応する能動性を可正の「工夫」という概念から析出することができる。それは未知なるものに経験的・実験的に挑戦していく知性とも見なせるだろう。

一方、「工夫」は「進退」の限界を意識するという点でも大きな意味をもっていた。「進退」の限界を設けることで、商売での失敗を回避するとともに、過剰な耕地への投資を抑えることによって、余力ある経営を目指した。そのうえで大切なことは、貨幣使用のバランスを取る「工夫」であった。大ケ塚の置かれた状況下で、「家」の成長限界を客観的に認識するという意味で、可正の「工夫」の「保守的」な側面を見ることもできる。ただし、その「保守的」とは、貨幣経済を受け入れることを前提し、そのもとで「家」の「長久」と、地域社会の「和合」を目指すという意味であったことに注意したい。

こうした可正の模索は、小農民まで貨幣を必要とする新たな経済環境のもと、都市の経済生活の影響を強くうけるなかで、「当地相應の理り」の確立を目指すものであった。それを示唆するエピソードとして次のようなものがある²⁰。叔父の壺井一安を訪れた際、一安が牡丹を

購入しそれを庭に飾っていることを可正は非難する。それに対して一安は、「汝辺地のいやしきにならつて、都の風流をしらず」と言い返す。牡丹は古くから謡の対象であり、俳句を嗜む可正がそのような発言をすることを一安は理解できないのである。しかし可正は、「都」では牡丹を購入することに一理あるかもしれないが、大ケ塚ではその貨幣を貧民の救恤に使う方が適切であり、実のあるものだと反論する。この一例からもわかるように、都市の風潮が入りこみ、それに憧れるものも出てくる。しかし、それでは大ケ塚で「家」の「長久」と村の「和合」を実現することはできない。その流れに対応・対抗するために、大ケ塚に即した経済思想の必要性を可正は痛感し、それが『旧記』執筆の原動力の一つとなったのだといえるだろう^{二二}。

最後に、当該期、政治思想上の「自然」として朱子学の秩序思想があったが、民間経済思想において「自然」と感じられた大きな問題として、宿命論的貧福観があった。大ケ塚の多くの人々も自らの経済状況を宿命と諦観してしまふ。畿内民間人の間に勤勞倫理が生まれた元禄期に、努力しても必ずしも報われるわけではないという問題を抱えることになるが、可正は、「人為」の実践を通じてそれを乗り越えようとする。「人為」とは、精勤・勤勉を意味するだけでなく、状況観察を通じた「工夫」をすることであつた。こうした「作為」的な意識が、仏教・儒教の思想はひとまず置いて、頂点的な政治思想に並行して（徂徠学とくらべたら先行して）民間人の経済思想のなかに芽生えていた。さらに可正は、大ケ塚の経験的觀察に基づいて、「当地相応の理り」を確立し、それを文字化しようとした。かかる点に、この時期の民間経済思想の固有性があると筆者は考える。

人の貧福は、不可知かつ不如意なものであり、その厳しい現実を元禄期の多くの民間人は受け入れていたし、彼らの人生を振り返り、そのような現実を見聞・体験したことが多々あつたに違いない。そしてその問題は、仏教であれ、儒教であれ、仮名草子であれ、十七世紀に流布した様々なジャンルの書物において目にすることができた。しかし、そのなかで可正の「工夫」のように、「作為」的な行為を通じて、「家」の継承、さらには村の「和合」を求めて、日々の営為を模索・実践する動きも見られた。その現実と理想、「自然」と「作為」の相克が、主體的に認識され、民間の実務家の「書く」という行為を通じて、経験的、反省的に明示された。その点に当該期の民間経済思想の特質がある。その模索が、その後享保期にかけての三十年の間にどのように展開していったのか、そしてそこからどのような新たな思想が生まれたのか。この点について、可正が『旧記』を執筆した頃に、可正と似たような家業を勤しみ、村役人を務めた伊能景利を対象にして考察を進めていきたい。

一 『影印河内屋可正旧記』一、大阪大谷大学博物館報告書第六二冊、「解題」一頁、二〇一五年。

二 深谷克己『近世人の研究―江戸時代の日記に見る人間像』名著刊行会、一三一頁、二〇〇三年。

三 野村豊・由井喜太郎編『河内屋可正旧記』清文堂出版、一九五五年。本論における『旧記』巻四十九からの引用は、同書からのものである。

四 『影印河内屋可正旧記』一、大阪大谷大学博物館報告書第六二冊、二〇一五年。本論における『旧記』巻一―三からの引用は、同書からのものである。

五 山中浩之『河内屋可正旧記』の現在『日本史研究』六七〇号、五三―六七頁、二〇一八年六月。

六 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』平凡社ライブラリー三〇六、平凡社、一九九九年。ここで可正と梅岩の比較を簡単に行う。両者は、ともに内面的な陶冶を通じて自らの「心」を知り、それに基づいて実践的な営為を重視する点で共通している。そして安丸氏によれば、その背後には「家」の没落に対する恐怖心があった。可正と梅岩の相違については、筆者は以下のように理解している。すなわち、『旧記』執筆の目的の一つは「心」を正すことにあったが、その序文において、「然共経論の教へ心にさとしかたし、聖賢の書眼につうせず」

『旧記』序、九二頁とあるように、その求める「心」とは「聖賢」の「心」とは異なるものであり、あくまで「当地相応の理り」を知るための「心」であった。それに対して梅岩は、「聖人」さらには「天地万物」と自己の「心」が同一なものであると考える。この「心」の普遍的な一体性を求める点に梅岩の特質がある。可正における地域の生活に根差した「心」から、普遍性を持つ「心」へと民間思想は大きく転換していくが、その思想的過程については今後の課題としたい。また自然、社会経済に対して一方で「人為」を強調する可正と、もう一方で「作為」を否定する梅岩という対比があり、社会経済に対して主体的に働きかけを行うという点で両者は大きく異なっている。この点については、注五一をあわせてみよ。

七 深谷克己『近世人の研究―江戸時代の日記に見る人間像』。

八 河内屋の家業については、天正期から代々酒造業を営んでいた。持高について具体的な数字は不明であるが、多数の田畠屋敷を所持し、それを小作に出していた。小作料として収納された米・麦・木綿・大豆等を販売して利益を上げるとともに、元禄期には油屋を兼業していた。可正の代に河内屋の「進退」は、田畠を買求めて拡大していったが、その規模は四〇〇五〇石を上限とするものであったと思われる。

九 『日本国語大辞典』第二版第七巻、小学館、六五九頁、二〇〇一年。

一〇 第二章で見る伊能景利は「身体」という字をあてている。

一一 『日本永代蔵』では一―一か所で「身代」・「身袋」が使用されている。麻生磯次・富士昭雄『日本永代蔵』決定版対訳西鶴全集十二、明治書院、三四頁、一九七五年、によると、「正しくは進退と書き」という注釈がついている。

一二 麻生磯次・富士昭雄『日本永代蔵』、四五頁。この引用は、第三章でも触れる。

一三 『旧記』一卷、九二頁。

四 高尾一彦『近世の庶民文化』岩波書店、一九六八年。

五 先の述べたように深谷氏は、可正の経済倫理の基調が人為優先論であった点を指摘するが、「人為」がなぜ「家」の長久と結びつくのか、そして「人為」がどのように宿命論的な貧富観を乗り越えることと結びつくのかについての具体的な考察をしていない。本論は「工夫」という視点を通じてこの相克に対する可正の思想の具体相に迫るものである。

六 『大漢和辞典』修訂第二版巻四、大修館書店、三四四頁、一九八九年。

七 『日本国語大辞典』第二版第四巻、小学館、九八二頁、二〇〇一年。

八 後掲の『史料一六』や『史料一七』にあるように、可正は農業に関する知識の実践・応用を「功」と呼んでいる。

九 『石田先生語録』巻八、柴田實編『石田梅岩全集』上巻、石門心学会、四三九頁、一九五六年。

一〇 『旧記』巻三、一三五頁。

一一 『旧記』巻十九、三七七頁。

一二 『旧記』巻十九、三七七頁。

一三 『旧記』巻十五、二七〇頁。

一四 『旧記』巻十五、二六九頁。

一五 『旧記』巻十五、二六九頁。

一六 『旧記』巻十二、二一〇頁。

一七 「工夫」という言葉は、『日本永代蔵』でも使用されている。鯨突の天狗源内を例に、「いつとても捨置骨を、源内もらひ置て是をはたかせ、又油をとりけるに、思ひの外成徳より分限に成、すゝくの人のため、大分の事なるを、今まで気のつかぬこととおろかなれ。近年工夫をして、鯨網を拵、見付次第に取損ずる事なく、今浦々には是を仕出しぬ」(『日本永代蔵』、六二頁)とあるように、経済活動における通念に従うのではなく、新たな創意工夫をして「身代」を大きくする様子を描写している。

一八 以下の蕃山の「道」と「法」に関する議論は、川口浩『江戸時代の経済思想—経済主体の形成』、六四〇六六頁、に依っている。

一九 熊沢蕃山『集義外書』巻三、正宗敦夫編『増訂蕃山全集』第二巻、名著出版、六三〇六四頁、一九七八年。なお『集義外書』は貞享三(一六八八)年に書かれたものであると推定されている。

二〇 山鹿素行『山鹿語類』三五、広瀬豊編『山鹿素行全集』第九巻、岩波書店、二六六〇二六七頁、一九四一年。以下の素行に関する説明は、田原嗣郎「山鹿素行の人間論—政治思想的考察」『北海道大学文学部紀要』九号、五三〇八九頁、一九六一年三月、を参考にした。

二一 西岡幹雄「中井竹山における「義利」と「制度組立」—制度認識に立脚した政治経済観を中心に—」『経済学論叢』六〇巻二号、一六五〇二二頁、二〇〇八年九月。

二二 『旧記』巻五、五二頁。

二三 『旧記』巻五、五二頁。

二四 『旧記』巻五、五三頁。

二五 『旧記』巻六、八三頁。

三六 『旧記』 卷六、八四頁。

三七 『旧記』 卷六、八四頁。

三八 『旧記』 卷六、八四頁。

三九 『旧記』 卷十、一八七頁。

四〇 こうした家業と芸の両立に関する見方は休愚にも見られる。杉仁氏は、近世の在地社会において「業雅一致」の在村文化の担い手について広範な考察を行っている（杉仁『近世の地域と在村文化―技術と商品と風雅の交流』吉川弘文館、二〇〇一年）。

四一 『旧記』 卷五、六六頁。

四二 『旧記』 卷十四、二四六頁。

四三 『旧記』 卷七、一二四頁。

四四 『旧記』 卷十九、三六三―三六四頁。

四五 薊蕪屋七右衛門の娘「嶋」は、先祖も徳があり、自身も「一生の行ひ皆義に当」りているにも関わらず、「淫乱醉狂」の夫に先立たれ、自身も尼となるも二十六歳で生涯を終える。この「嶋」について、可正は「是天命のなす所」としつつも、大きな共感をこめてその生涯を長文にわたって綴り、讀んでいる（『旧記』 卷十四、二五四―二五七頁）。

四六 『旧記』 卷十九、三六四頁。

四七 『旧記』 卷八、一四四頁。

四八 『大漢和辞典』 修訂第二版卷一、大修館書店、五五六頁、一九八九年。

四九 『日本国語大辞典』 第二版第七卷、小学館、五三七頁、二〇〇一年。

五〇 山崎闇斎『大学垂加先生講義』 西順蔵、阿部隆一、丸山眞男校注『山崎闇斎学派』 岩波思想体系三一、岩波書店、二六頁、一九八〇年。

五一 石田梅岩は、「天命」を次のように捉えている。「此時ノ天命ニ安ジ玉フ。コレヲ法トシテ士農工商共ニ、我家業ニテ足コトヲ知ルベシ。……今日我身ノアル所則天命トシル。……此義ヲ知ラバ我職分ヲ疎ニスル心有ランヤ」（『石田先生語録』 補遺、『石田梅岩全集』 下巻、四一五頁）。川口浩氏によれば、たとえば商人にとつてその職分にあることが「天命」であり、その現実をありのまま受け止め、人間に外在する「物の法」を経験的に認識し、職分に努めることが「天命」に適うものであると梅岩は考えた。その点で日常の実践を「天命」と結びつける点で可正と一定の共通性があるといえる。ただし、梅岩は「天地」「万物」に全面的にしたがうことが人間のあり方だと考えており、「作為」を否定する。梅岩は人間が客体を人為的に弁別し、意識的・意図的な行為に出ることは有害であると考えた（川口浩『江戸時代の経済思想』、三三三―三三八頁）。また、梅岩は、老荘思想と儒教が「無為」を重視している点で共通しており、「聖人ノ教」は「無為」というあり方を尊んでいると考えた（深谷克己『民衆社会の点と神仏―江戸時代人の超越観念』 敬文舎、一七六―一七九頁、二〇一五年）。この点は、「人為」を重視する可正と大きな対照をなしている。さらにこれに関連して、『都置問答』 卷三における「聖知」と「私知」の区別が興味深い。梅岩は「私知トハ品品ノ料簡ヲ加ルユヘニ、自然ノ知ニアラス」（『都置問答』 卷之三、『石田梅岩全集』 上巻、石門心学会、一三頁、一九五六年）と述べ、個人が「料簡」を働かすことに否定的な立場を取っている。

五二 中江藤樹『翁問答』、日本史思想体系『中江藤樹』岩波書店、八〇頁、一九七四年。

五三 大桑齊『民衆仏教思想史論』ペリかん社、二〇一三年。

五四 『旧記』卷九、一五八頁。

五五 このような事例は多く見出せるが、卷九にある「東町堺屋次郎兵衛夫婦死たり跡にて、石と云うむすめ家相続の功をなし、物語の事」に出てくる「石」に対する可正の評価がその典型である（『旧記』卷九、一五七〜一五九頁）。

五六 『旧記』卷十二、一九七頁。なお、この引用、および後掲の【史料一六】の引用には「功」という言葉が使われているが、先述の『大漢和辞典』にあるように、「功」は「工夫」と同義で用いられることがあり、可正においても「功」と「工夫」は同様の意味で並列されている場合が多い。

五七 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』、三五九頁。

五八 『旧記』卷十二、二〇二頁。

五九 『旧記』卷十二、二〇二頁。

六〇 『旧記』卷十二、一九七頁。

六一 『旧記』卷十二、二〇七頁。

六二 以下の南河内における商業的農業の展開については、大阪府史編集専門委員会『大阪府史』第五卷近世編一、大阪府、六六三〜六七〇頁、一九八五年、を参考にした。

六三 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』、三六二頁。横田氏は、可正の木綿栽培の先進性として①播種方法、②摘心、③肥培管理の三点を具体的に明らかにしている。

六四 『旧記』卷十二、一九九頁。

六五 『旧記』卷十二、一九九頁。

六六 『旧記』卷十二、二〇一頁。

六七 『旧記』卷十二、二〇〇頁。

六八 『旧記』卷十二、二〇二〜二〇三頁。

六九 煙草に限らず、可正は農業について、「耕作の秘伝を何ほど聞覚えたれ共、其地の土の性を能々見わけて、時節の遅速、こやしの多少をかんがへ志らずば、造り得る事かたからん。されば、作る所の田畠の土の性を能々見わけ、其上にて老農の教を受けて、年々心を留めて作るならバ、などかハ上手に至ららん」（『旧記』卷十二、二〇七頁）と述べ、農作状況の観察力を一貫して重視する。こうした観察を重視する考えの背景には、依然として確固とした商品作物の栽培方法が確立しておらず、試行錯誤の段階にあつたことがうかがえる。それゆえに後述する「農人帳」の存在が重要だと可正は考えたのである。

七〇 『旧記』卷十二、二〇三頁。

七一 煙草の播種方法については、「上々たばこを作らんと思ハ、先たねのふせやう肝要也。冬十月の比より、其たねを婦せべき地を度々かちうがち、十ぺん斗もかち返し、土をなるほどこまかにすべし。……此故に第一たねをはやくふせて、はやく作るやうにすべし。農夫

右の段々心得て、工夫して上手に至るべし」(『旧記』卷十二、二〇五頁)と、また木綿の肥培管理については、「木わたの蒔肌に、あしきわたの実糟と、干鰯のあしきとをまぜ合て置事有。尤道理の能事也。上々のかす上々のほしかハつよき故に、還てあし」。せたの入たる実かす、油を取たるほしかを置よと也。・・・惣して木わたのちいさき間ハ、こやしのよハきを用べし。此心持肝要也。農夫工夫すべし」(『旧記』卷十二、二〇〇頁)と述べる。それぞれにおいて「工夫」が強調されている。

七二 『旧記』卷十二、二〇二頁。

七三 『旧記』卷十二、二〇二頁。

七四 以下の元禄期の南河内の在郷町については、『大阪府史』第五卷近世編一、六二九～六五三頁、を参考にした。

七五 『旧記』卷十七、三二四頁。

七六 『旧記』卷十二、二〇七～二〇八頁。

七七 『旧記』卷十二、二〇七頁。

七八 『旧記』卷十三、二二七～二二八頁。

七九 『旧記』卷十二、二〇九頁。

八〇 『旧記』卷十三、二二八頁。

八一 『旧記』卷十三、二二八頁。

八二 『旧記』卷十七、三二四頁。

八三 『旧記』卷十九、三六九頁。

八四 『旧記』卷十五、二八四頁。

八五 こうした懸念は、元禄・享保期の社会経済の客観的な観察者において共通のものであったように思われる。たとえば、次の荻生徂徠の発言を見よ。「当時諸国の民耕作をいとい、米の飯を悦び、百姓を棄て商人になる故、衰微したる村々多き事、たびたび承る事也」(荻生徂徠『政談』、辻達也校注『政談』岩波文庫、三九頁、一九八七年)。

八六 『旧記』卷十五、二八三頁。

八七 『旧記』卷十五、二八四頁。

八八 『旧記』卷十五、二八三頁。

八九 『旧記』卷十二、二〇九頁。

九〇 『旧記』卷十五、二六八頁。

九一 『旧記』卷十五、二八三頁。

九二 『旧記』卷十二、二〇八頁。

九三 『旧記』卷十五、二六五頁。

九四 『旧記』卷八、一四五頁。

九五 『旧記』卷七、一一七頁。

九六 『旧記』卷一、九三〜九四頁。

九七 『旧記』卷十六、二九七頁。

九八 『旧記』卷七、一一七頁。

九九 『旧記』卷五、七五頁。

一〇〇 代表的なものに『大阪府史』第五卷近世編一、八三六〜八三九頁、がある。

一〇一 『旧記』卷十二、二〇九頁。

一〇二 『旧記』卷十五、二七九頁。

一〇三 『旧記』卷十二、二〇九頁。

一〇四 『旧記』卷十五、二七八頁。

一〇五 『旧記』卷十五、二六八頁。

一〇六 『旧記』卷十七、三二六頁。

一〇七 『旧記』卷十七、三三七頁。

一〇八 ここで可正と梅岩の「儉約」を比較する。両者の「儉約」は、「始末」以上の経済的な意味を持っている。それぞれの「分限」に依じて「費」をなくし、資源を有効利用するだけにとどまらず、「吝嗇」と「儉約」を混同せずに、状況に応じた貨幣支出の頃合を見計らう能力を意味した。しかし、可正の「儉約」の適応範囲が「家」の「長久」、広くても村の「和合」にとどまるのに対して、梅岩には人は「小天」であり、本来的に「私欲」のない存在であるとの理解があった。その私欲なき「正直」な人間の行う経済活動そのものが「儉約」であり、それは時にあたり「法」に適用するように経済活動を実践することであると考える。とりわけ、所有関係・契約関係の尊重といった形で、人間社会における経済活動一般を意味する点に梅岩の「儉約」の特質があった（佐久間正「石田梅岩の思想」『季刊日本思想史』六五号、三〜二六頁、二〇〇四年四月）。また、川口浩氏は、梅岩の「儉約」は経済的な意味では、何らかの最終目的を実現するための有限な資源の獲得・配分・利用に関する行為であったが、その前提には道徳的な意味があり、「天命」によって示された「物」の「法に随」って行動する、つまり事実をありのままに認識し、それに即して行動するという意味合いがあったと述べる。そして道徳的な「儉約」が経済的な「儉約」の実践を支え、促進していったのだと結論づけている（川口浩『江戸時代の経済思想』三四一〜三四二頁）。

一〇九 『旧記』卷十八、三四〇頁。

一一〇 『旧記』卷十八、三四六〜三四七頁。

一一一 佐々木潤之介氏は、『旧記』には在郷町経済が大坂の経済に包摂されていく過程が反映されていると指摘する（「可正と西鶴」『地方史研究』一二四号、五〜九頁、一九七三年八月）。それに対し本論は、都市に影響されながらも在郷町の独自性を維持しようとする可正の模索に焦点をあてている。

第二章 伊能景利の紀行文とその社会経済観

本章と第三章では、下総国香取郡佐原村で名主役を務めた地主兼酒造家伊能景利を考察対象として取り上げる。それに先立って景利の生涯とその文化活動について簡単に紹介することからはじめよう。

二・一 伊能景利の文化活動と本章の視角

伊能景利は、寛文八（一六六八）年に、伊能三郎右衛門家の五代目当主景知の長男として生まれる。三郎右衛門家は戦国期に佐原村を中心とする香取郡一帯を支配した土豪国分氏の家臣の系譜をもち、天正期に帰農し、江戸幕府が成立すると割元名主に任命されるなど在地社会で大きな影響力を持っていた。景利は元禄七（一六九四）年に父の死を受けて、佐原村本宿組名主に就き、正徳三（一七一三）年まで同職にあった^二。

三郎右衛門家の持高は、享保五（一七二〇）年に五二石七斗余りであり、本宿組内での所持地は三三石余りと組高三五〇石のおよそ一割を占めていた^三。同家の経営の中心は、所持地から上がる小作料収入および屋敷地の地代・店賃収入であり、さらに寛文期に始まり、元禄一（一六九八）年に一度休止していた酒造業は、宝永期以降急速に拡大し、享保二から三年の酒売上が一一五八両となるなど、土地経営とともに経営の柱に成長した。また、近世初頭より領主年貢米の江戸廻送に携わっていたが、次第に米穀取引にも従事するようになり、景利の子の昌雄の代には、江戸小網町二丁目（東京都中央区）に米穀ならびに酒問屋を開くというように多角的な経営をしていた^三。

景利の日常生活を考えるうえで重要な点は、隣村牧野村（千葉県香取市）の観福寺を中心とする寺院や僧侶との交流である。観福寺は、寛平二（八九〇）年建立の真言宗豊山派の寺院であり、戦国期は土豪千葉氏の祈祷所であった。十六世紀末、千葉氏配下の国分氏が没落すると佐原村に居所を移した伊能氏との関係を深め、一族の菩提寺として特別な寺檀関係を結ぶようになる。江戸時代に入り、傘下に末寺・門徒五十三寺を抱える中本山に成長する。また地方檀林（学問所）としての機能を持ち、報恩講・陀羅尼講などを開講し、寺僧を対象に論議を行っていた。同時に祈祷寺院として地域の現世利益信仰の拠点として発展した。

この観福寺と伊能家の関係について研究した長谷川匡俊氏によると、江戸時代の観福寺の二十五人の住職のうち、伊能家から入院した事例が四例あった。特に、天和二（一六八二）年と元禄十二（一六九九）年の間に住職を務めた春海は、三郎右衛門家の分家である茂左衛門家から入院しており、元禄期には七年に一度、年始の独礼の拝謁が許されて江戸城に参内し、当時の仏教界の最高権力者であった護持院と関係を持つなど、観福寺の発展に大きく貢献した。このように青年期の景利にとつて、観福寺との交流は親戚との付き合いでもあった。

三郎右衛門家は観福寺の檀家のなかでも格別な地位にあり、正月の年礼、正月の日待、三月の弘法大師御影供、七月の盂蘭盆の際には、互酬的なやり取りや儀礼が慣例化しており、景利は享保六（一七二一）年に、こうした年中行事の心得や応接の仕方について細かく規定した『続千代古見知・年中行事』を作成する^五。また、観福寺との関係は年中行事に限らず、表二（四六頁の後に掲載）のように、元禄十五（一七〇二）年だけでも、景利・観福寺を中心に、茂左衛門家や権之丞家といった伊能一族や周辺寺院を加えた「振廻」「基会」などを開くサークルが形成されており、景利の日常において僧侶との交流が大きな比重を占めていたことがわかる。

景利の知的関心はこのような環境のなかで広がっていったに違いないが、彼の関心の対象は仏教だけにとどまるものではなかった。それを示す好個な史料が彼の読書ノートである『千代古見知』および『続千代古見知』である。

『千代古見知』（全六部、七巻）は、名主役退任後の正徳六（一七一六）～享保五（一七二〇）年にかけて景利が読んだ書物から重要と感じた一節を抜き書きして作成した読書ノート『千代の古道』を、享保六年に分野ごとに再編成（六部七巻編成）したものであり、第一巻神祇部（神道）、第二巻・第三巻釈教部（仏教）、第四巻儒書部（儒教）、第五巻雑部、第六巻農業部、第七巻記行部からなる。先述の通り、景利の知的関心における仏教の大きさは、仏教関連の釈教部が二巻編成になっていることからわかる。その一方で、種々の教え・書物を日常生活での関心から主体的に取り入れようとする姿勢が見て取れ、それは『千代古見知』「跋文」の「若一道に落入一理に泥ンて心鑑を偏執の曇りに穢し邪僻の繩に縛られは却て書を見るの弊、道に至の失ならんとこれをいまいめ」^六という一節から窺える。知的関心として仏教に重きを置きつつも、生活レベルでは特定に書物・思想に縛られることなく、柔軟な知の受容を図ることを重視する。この点は前章で見た可正の知識・書物観に通じるものであるが、そこが専門的な智を追求する頂点的思想家との大きな違いである。

『千代古見知』を編纂後、享保六（一七二一）年から亡くなる二年前の享保九年にかけて『続千代古見知』（全九巻）を作成する。これは『千代古見知』の補遺であるが、趣はやや異なり、第三巻の『病家寂寞』は景利自身の手からなる教訓書であり、彼の意識・考えが直截に

表2 元禄15年の景利の寺社関係者との交流

日付	目的	会場	参加者
4月13日	藤の花見	三郎右衛門家	観福寺（牧野村）、慈眼寺（佐原村）、観照院（石納村）、金蔵院（永山村）、地藏院（古内村）、東光寺（鎗木村）、権之丞（佐原村、伊能家）
4月14日	「振廻」	権之丞家	観福寺（牧野村）、慈眼寺（佐原村）、観照院（石納村）、地藏院（古内村）、東光寺（鎗木村）、茂左衛門（佐原村、伊能家）権之丞（佐原村、伊能家）
4月27日	碁会	三郎右衛門家	薬王院（佐原村）、（小倉）武右衛門、団右衛門、了佐（佐原村）、小四郎
5月1日	碁会	薬王院（佐原村）	大宝寺（森戸村）、源之丞
5月2日	碁会	勝徳寺（佐原村）	
6月12日	「振廻」	浄国寺（佐原村）	
6月14日	碁会	三郎右衛門家	勝徳寺、神宮寺（香取村）、小倉常法、乗竹弥平次
6月15日	碁会	観照院	
6月20日	「振廻」	観福寺	
6月22日	大般若経転読	牛頭天王拜殿	観福寺、延寿寺（佐原村）、持宝院（佐原村）、清浄院（佐原村）、吉祥院（佐原村）、観照院（佐原村）、持福寺（佐原村）、観徳寺（佐原村）
7月4日	碁会	荘厳寺（佐原村）	権右衛門（大戸川村）、平右衛門（森戸村）、長庵
7月6日	大般若経転読	三郎右衛門家	観福寺
7月25日	「振廻」	与十郎家（佐原村新田）	観福寺、延寿寺、吉祥院、浄国寺、奥村小左衛門、吉左衛門（佐原村）
閏8月8日	「振廻」	吉祥院	観福寺、浄国寺
閏8月9日	初茸取り	牧野山	観福寺、浄国寺
9月1日	高野山宿坊御史と会食	観福寺	慈眼寺、権之丞
9月22日	蕎麦切、芝居見物	三郎右衛門家	観福寺、延寿寺、浄国寺、神宮寺、茂左衛門、権之丞、田中宗育
9月27日	「振廻」	浄国寺	観福寺、延寿寺、神宮寺、奥村小左衛門、田中宗育
10月19日	「振廻」	神宮寺	観福寺、延寿寺、浄国寺、奥村小左衛門、了佐、伊能友之助、喜四郎（佐原村）、国分宮之助（香取村）
10月25日	「振廻」	茂左衛門	観福寺、浄国寺、神宮寺、権之丞、渡邊佐助、奥村小左衛門、小倉武右衛門、勘右衛門（飯島村）

【出所】「元禄十五壬午年日帳」（伊能忠敬記念館写真帳を使用）

述べられたものである。また、先述の第四巻の『年中行事』は伊能三郎右衛門家の慣例をまとめたものである。さらに「釈教部」の比重が大きくなり、死期を自覚した景利において仏教的関心がさらに高まりを見せたことが窺える。

『千代古見知』を体系的に整理し、その文化史的な意義を述べたのが酒井右二氏である^七。酒井氏は、横田冬彦氏らの近年の書物の社会史研究を参照しつつ、その生活面での書物の知の応用という側面に光をあてる一方で、景利の家格・由緒に対するこだわりを踏まえて、その文化活動から在地社会のなかで知的優位性を示そうとする意識が窺えると結論付けている。また、石井七海氏は、『千代古見知』の各巻で引用された書物をリスト化した上で、景利の思想形成に影響を与えた書物について『千代古見知』各巻ごとに詳細に整理している^八。

十八世紀前期の関東地方で、こうした文化活動の足跡を史料の形で遺した景利に対する関心は近年高まり、それは二〇〇八年に刊行された『千葉県の歴史』の資料編・通史編において景利関連のものが多く割かれていることからわかる。本章はこうした近年の景利の研究を踏まえつつ、少し趣を変えて『千代古見知』第七巻「記行部」に着目し、その考察を通じて彼の社会経済観を析出することを試みる。景利の生活空間のなかで旅行が一定の位置を占めていたことは、次の『千代古見知』の「跋文」の一節からもわかる。

【史料二十一】^九

人はそれ／＼の勉る道急にすへしといへとも、又緩なる事もなきにしもあらず、其いとまあらハ名山霊場にも詣ふて、二世の祈りをも子孫にすゝめんと自他の記行を第六段に結べり

日常生活では、それぞれの「勉る道」を滞ることなく勤めるべきであるが、ゆつくりすることも必要であり、名山霊場参詣を子孫に勧めするために、「自他」の紀行文を第六部に収めたのだ、と述べている。このように景利の生活のなかで、旅行は欠かすことができないものであった。本章は、この「記行部」に収められている景利の手による紀行文を素材とし、その考察を通じて従来の景利に関する研究、さらには当該期の民間経済思想史研究とはいささか違った観点から彼の社会経済観を明らかにすることを目的とする。

ただし、紀行文を思想史研究の史料として扱ううえで注意すべきことは、それが教訓書のように自らの経験的知見を明確に記したものである^{一〇}、ましてや政策提言書のような論理性があるものでもないということである。執筆者の感情、思い付き、感性にもとづく描写が多分

に含まれている。このため八木清治氏が述べるように、旅は近世人の生活・思想を考える上で不可欠な領域であるにもかかわらず、紀行文は文化史的なテーマとなりえても、思想的なテーマとはなりにくいのであった¹⁰。また八木氏は、その非日常性ゆえに、日常的な生活経験に比べてその主体・思想形成の基礎としての役割が小さいため、紀行文は思想史研究の対象にはなりづらいのだと、旅・紀行文を扱った思想史研究の難しさを指摘する。

筆者も紀行文から析出された社会経済観をもつて、景利の意識の全貌を示すことができるとは思っていない。当然ながら、「家」の経営、村役人としての実務のなかで経験的に醸成された社会経済観があり、そちらの方が意識のなかで大きな比重を占めていたと考えられる。だが、序章で紹介した小室氏の思想史研究の方法、すなわち江戸時代の民間人の経済思想を考えるうえで、経済以外の領域を含めた生活全体の構造のなかで経済思想を位置付けることが重要であるという指摘を踏まえると、紀行文は民間人の経済思想を扱ううえで興味深い史料となりうる。八木氏が指摘する紀行文を思想的に考察することの難しさ・限界を十分に念頭に置いたうえで、本章では景利の教訓書などの他の目的のために作成された史料と比較考察を行いながら、日常（「家」・「村」）に密着した思想と、そこから離れた非日常の思想の相互関係に光を当ててみたい。

本章では以下、第二節では、景利の旅行歴と本章の主な素材たる「記行部」について簡単に紹介する。第三節では、紀行文から社会経済観を析出するための準備作業として、彼の旅行観・旅行の意義を、日常世界に対する認識と対比させながら明らかにする。第四節では、紀行文における景利の社会経済観について「無常」観をキーワードにしながらか考察し、それを踏まえて第五節では、紀行文と教訓書の内容を比較し、彼の社会経済観が持つアンビバレントな側面に光をあてる。そして自身の価値観を語る上で、景利が井原西鶴の『日本永代蔵』の影響を強く受けていた点を指摘し、当該期の民間経済思想における文芸作品の役割の一端を明らかにする。

二二 景利の旅行歴と『千代古見知』「記行部」の構成

（一）景利の旅行歴

ここではまず、生涯を通じて景利がどの程度旅行をしていたのかを確認したい（序章に掲載の表一）。確認できる最初の大きな旅行は、元

禄一三（一七〇〇）年に上京し、高野山などを参詣したものである。それを皮切りに、元禄一五年には相模・富士大宮、翌十六年には伊勢両宮を参詣する。宝永期に入ると、坂東札所めぐりが始まるとともに、湯殿山・越後・信濃を旅する。そして名主役を辞した後、正徳六（一七一六）年には四国巡礼まで果たしている。このように景利は、三十代後半から四十代にかけて家業や村政の傍ら、全国の主要な巡礼地を旅したことになる。

こうした環境にあったのは景利だけではなく、佐原村の富裕層の間で一種の旅行ブームのような状況があったことが推測できる。試しに、景利の元禄一五（一七〇二）年の日記^二を紐解くと、「今日権之丞、吉之助連而伊勢参宮ニ立、八つ時分爰元発足」（四月二十六日）^{一三}、「長屋伊右衛門、伊藤半次郎伊勢参宮ニ登り候」（六月十三日）^{一四}、「当月五日ニ発足致候湯殿山参詣之宝性院、丸屋伊右衛門、向洲与十郎、肴屋加右衛門今日下向ス」（六月二十九日）^{一五}、「貞寿坂東之札打ニ船ニ而銚子ニ被参、是より上総、安房へ被廻候筈也、同行貞法、角太左衛門御袋、橋本新左衛門内儀、同平七母、近江屋五郎兵衛妻、常入房、善兵衛、清五郎、茂左衛門、家来老人、合同行十人ニ而茶船式艘ニ而被候」（九月十六日）^{一六}といった記載がある。また、元禄一五年の時点ですでに伊勢講ができており、七名の参加が確認でき、その数は翌年には十二名に増加している^{一六}。

さらに元禄一五年の日記からは、佐原村を訪問する宗教的職能者の存在を確認できる。たとえば七月二十一日には京都愛宕神社の御師^{一七}、閏八月二十八日には高野山宿坊金蔵院^{一八}、十一月十五日には伊勢御師竜太夫手代梅次左衛門^{一九}が佐原を訪問しており、「高野山御使僧良識房より牧野客廩ニ而御振廻ニ御呼候故罷越、権之丞・慈眼寺・我等会合」^{二〇}というように彼らと親交を結んだ。このような経験は、景利の旅行や巡礼意欲を刺激するとともに、彼の仏教関連の知識を深める一因となったであろう。

（二）『千代古見知』『記行部』の構成

次に、「記行部」の構成について記しておこう。「記行部」には八つの作品が収録されているが、それらは大きく三つに分類できる。第一は、他者の筆によるものを書き写したものであり、「徒然草四季段」と「遠州中泉宿大場金平法名了心廻国ノ砌上総記」がそれにあたる。前者は、四季の移り変わりについて描いた『徒然草』第一九段の全文をほぼ正確に引用したものであり、後者は、宝永四（一七〇七）年に遠州中泉の大場金平なる人物が上総国姉ヶ崎に滞在の際に聞いた教訓譚を抄録したものである。両者とも、紀行文の範疇に分類される内容と

は言えず、また景利がこれらを収録した理由は不明である。

第二は、「向洲東水庵高照法印六十六部供養節奉納記」および「享保四亥年暮予退隱ノ祝言トシテ高照法印ヨリ一草ヲ給フ」である。利根川の対岸「向洲」の住職東水庵は、景利が晩年に深い親交を結んだ人物で、先の【史料二一】で引用した『千代古見知』の「跋文」を書いた。前者の記録は、享保二（一七一七）年に東水庵が六十六部の日本行脚を成就したことを記念して、景利が奉納した一節であり、後者は、享保四年に景利が隠居した際の祝言として東水庵から差し出された一草である。

第三は、景利自作の紀行文であり、「相模巡礼記行」（以下「相模」）、「筑波記行」（以下「筑波」）、「正徳五乙未年五月漁獵場願ニ付江戸詰牛込記」（以下「牛込」）、「四国辺路の記の内抜書」（以下「四国」）が該当する。本章は、「記行部」のうちこの四作を素材として考察を進めていくが、ここでこの四作の内容について簡単に述べておこう。

「相模」は、宝永三（一七〇六）年、以前からの念願であった坂東巡礼を実現すべく、相模国の札所をめぐる六泊七日の旅行（行程は次頁表三を参照）に関する記録である。四つの紀行文では最も分量があり、各札所の縁起について「東鑑」を引用するなど、景利の教養の深さを窺い知ることができる史料である。また、道中の経路や風俗について詳細に記述しており、坂東巡礼ルートがまだ未整備の段階であつたらしく、途中歩行困難な山道を進んだり、宿がなく民家に仮宿したりするなどの体験についても相当の筆を割いて描写している。

「筑波」は、正徳四（一七一四）年の秋、若い頃より深い親交を結んだ筑波山陽林院泰念法印が、佐原村の景利宅にしばし滞在した後、筑波に帰る際に、見送りを兼ねて筑波に同行した時のものである。「すそ山の栞も手に取やう成気色、寔に此所ならでハと詠にあかず」と紅葉を愛でながら、「日比誓し靈地」を詣でる九泊十日の旅行（行程は次頁表四を参照）は、景利にとって最良の「一期のたのしみ」であつた。また、巡礼のみならず、帰途、常陸国土浦近郊の岩田村で仮宿した民家での一晚の様子など、「相模」同様に道中の風俗についても詳細に描いている。

「牛込」は、巡礼紀行文ではなく、正徳五（一七一五）年に隣村の津宮村との漁獵場をめぐる係争のため、江戸牛込の公事宿に滞在した際のものであり、公事を厭う気持ちと、牛込から佐原村への帰りに通りがかった江戸隅田川の賑わいの様子が記されている。同書には、本章で後述するように『日本永代蔵』からの引用が散見され、在地社会における西鶴町人物の受容の一端を示している点で興味深い史料と言える。

表3 「相模巡礼記行」行程

	日付	行程
1	10月2日	日本橋→品川→鈴の森→六郷→川崎→神奈川→保土ヶ谷→弘明寺
2	10月3日	弘明寺→永谷→本郷→鎌倉山ノ内→雪ノ下→杉本寺→岩殿寺→田代寺（安養院）→長谷
3	10月4日	長谷→江ノ島→藤沢引地→馬入（相模）川端→平塚八幡
4	10月5日	平塚八幡→大磯鳴立沢→二宮→飯泉勝福寺→曾我屋→井の口（中井）→金目
5	10月6日	金目光明寺→一ノ沢→日向薬師（伊勢原）→古沢→飯山（厚木）
6	10月7日	飯山長谷寺→厚木→海老名→座間→妙法山星谷村→鶴間→坂本→星川→神奈川
7	10月8日	神奈川→六郷→高輪→（船）→永代橋

表4 「筑波記行」行程

	日付	行程
1	9月15日	佐原→（船）→柏崎→（船）→高浜
2	9月16日	高浜→府中（石岡）→小幡→筑波西山
3	9月17日	雨のため外出できず
4	9月18日	雨のため外出できず
5	9月19日	筑波山観光
6	9月20日	雨のため外出できず
7	9月21日	筑波山西山→椎尾山→真壁→本木→雨引観音→真壁
8	9月22日	真壁→筑波西山
9	9月23日	筑波西山→神郡→北条→小田→真鍋→土浦→岩田
10	9月24日	岩田→君島→江戸崎→佐原

「四国」は、『千代古見知』編纂前にすでに完成していた「正徳六申年四国遍路道中覚書」から一部を抄録したものであるが、その内容は四国遍路に関するものではなく、四国への往路に宿を借りた甲斐国右左口村の民家での体験についてである。そこでの体験およびその描写の仕方は、「筑波」の岩田村でのそれと近似している。その点については本章第四節で検討することにした。

二二二 景利紀行文にみる旅行の意義―「無垢世界」での精神的安堵と風雅への憧憬

本節では、景利にとっての旅行の意義について、「無垢世界」での精神的安堵、および文芸作品への憧憬という二点に照準をあてて考察する。その際、景利の日常生活に対する認識・姿勢と対比させることで、彼の旅行観を相対化させながら、明示していきたい。

(一) 「無垢世界」での精神的安堵

西山松之助氏によると、江戸時代の庶民による寺社参詣とは、日常空間から非日常空間に身を置くことで、自己解放をする行為であった⁵¹。景利においても巡礼の旅は、佐原村での日常を一時的に離れ、「無垢世界」である非日常に身を置き、精神的安堵を得るための行為であった。

【史料二二二】三三

坂東巡礼の事、申の年乃夏おもひ立しより、世上の事に月日いとまあらではたして是をとげず、折にふれ時として命の内に成就せん事を願ふ、……江府へ出、公の事など勤おはりて此時折からよしと相模の国の巡礼に出ぬ、つらくおもふに昨日ハ袴脇指にて名利の門にただすまひ、今日ハ笈摺無刀の姿となつて、諸悪莫作諸善奉行自浄其意戒定恵の三字を心に置いて、正直慈悲堪忍を極メの一分判に両替して懷中にこめ、同行も一人ありて、上下三人、陽月始の二日曉に江戸の旅家を草鞋にて日本橋より品川へ二里南をさして歩行

寒からぬ 旅や南方 無垢世界

この引用は「相模」の書き出しの部分である。ここで景利は、「公の事など」を務めていた前日までの俗世間を「名利の門」と呼び、それに対置する形で、今日から赴く世界を「無垢世界」と呼んでいる。この対比は、景利の旅行観を考える上で重要な意味があると思われるので、以下では「無垢世界」が景利の精神生活においてどのような意味を持っていたのかについて考えてみたい。

言うまでもなく、景利の人生の大部分は「名利の門」のなかになり、家業と名主役を卒なくこなした彼は「名利の門」の成功者であった。また、「其所にて名のすたらぬやうに心得、所のものにくまれ不申やうに、身持嗜可申事」^{二三}と述べるように、俗世間でいかに「家」の「名」を保つかに腐心した人物であった。「名利」を離れることを説く仏教的理念と、俗世間での「名利」との間にどのように折り合いをつけるかを模索した点で、前章の可正と同じような思想的な課題を景利は抱えていたと言える^{二四}。

しかし、このような「名利」にこだわりを持ちつつも、その世界に生きることを感じる「辛勞」の程が窺える記述を景利の記録から散見できる。たとえば、本章第五節および第四章で詳述するが、景利が日常生活のうえで最重視していたのは、何事にも「うか／＼」せず「心を付」けることであつた^{二五}。また、「惣而業事前方へ取越拵候様に可致、春可致と存る事ハ年内より取掛るべし、秋可致と存る事ハ盆前に可致、閑敷事ハ不断の事也、随分無油断致候而も風雨の障り、又ハ不異の人障差相合出来、おもひの外に段々引延り事有、無油断其心得可^{二六}有候」^{二六}という条目が彼の教訓書『病家寂寞』にはある。こうした条目は、日常生活において油断なく諸事を心掛けることを説くものであるが、そこからは日常生活は「閑敷事ハ不断の事」という言葉が端的に表しているように、常に精神の緊張が強いられるものであるという景利の考えが読み取れる。

また、教訓書のみならず、実際の公務に関わる記録からも「辛勞」の様子が窺える。宝永二（一七〇五）年、関東地方で初めて実施された大名手伝い普請の際、景利は佐原村周辺の普請場の請負人となる^{二七}。その普請の経緯についてまとめた「宝永二酉年御料所御救御普請覚書」^{二八}を作成するが、その奥書で「右御請負仕候御普請所之儀、前書二記候通終、首尾能相勤候儀、自分之働ニも無之、仏神之御加護ニ而之事と被存、難有事ニ候、以来ケ様成入札請負事は勿論、少之事ニも御公儀之御請負事仕儀、子孫之者共堅無用ニ可被致候、為其如斯奥書仕置候」^{二九}と本音を漏らしている。大きな公務を成功させたことへの自負と同時に、今後一切請負をしてはならないという箇所からは、その代償としての経済的負担のみならず、精神的な負担の大きさを窺い知ることができるだろう。

さらに、公事沙汰に関わることも景利の大きな「辛勞」であつた。名主在職時であるならばともかく、退任後も公事沙汰で江戸に赴かな

ければならないことを厭う気持ちを、「牛込」において次のように述べている。

【史料二二】 三〇

己れ／＼か百品の目安天を響かし魂を消す、片角に寄りて国々の氣を察るに、爰に集るもの一人として疎く見ゆるハなし、・・・形律儀に見へても其心根知れがたし、予がごときの短才愚蒙のもの此所にて年月を送らハ、命ハ程なく入日に傾くべし、友なふ所の人々も心を悩し、昼夜木枕に胸を焦す、辛勞の余りにあたり近き仏地を尋るに、牛込魚町觀音堂牛頭山行願寺と云天台宗なり、彼御堂に至れば・・・目安の言種も普門品に聞替て、おのつから無垢世界なり

諸国から様々な訴状を抱えて江戸牛込の公事宿に集まる人々を、景利は「其心根知れがたし」と否定的に見ており、公事宿での滞在中「辛勞」を重ねていく様子がこの引用からわかる。さらに、その「辛勞」を癒す空間として「仏地」が位置付けられていたことに注目したい。「仏地」は、俗世間での「名利」を象徴するともいえる公事宿と対置される「無垢世界」と捉えられていたのである。

このように「名利の門」に生き、そこでの自己の活動に自負を持ちつつも、俗事に専心することをどこかで厭う気持ちを景利は抱いていたのである。その気持ちは、亡くなる二年前の享保九（一七二四）年に書かれた遺書において次のように鮮明な形で表されている。

【史料二四】 三一

煩之節看病ニ被寄候衆中、我等近所者勿論、次之座ニ而も、人の善惡或ハ商売事、田畠作徳の咄、公事出入之事、御料私領之沙汰、惣而世間の事之噂咄ハ無用ニ被成可被下候、・・・心しづかなる時ゆへ聞付可申候、我等も年来世上の事に立さはり、聞なれ候事ゆへ右咄心にうつり、観法のさまたげ可罷成事に候間其心得可有之事

以上のことから、景利の精神生活は「名利の門」に軸足を置きつつも、そこでの「辛勞」を「心しづか」に癒す「無垢世界」を必要とし、それとのバランスの上に成り立っていたといえる。もちろん、生きている限り俗世間から離れることは不可能であり、旅行において体験す

る「無垢世界」とは仮構といえるものかもしれない。それでもなお、そのような世界を一時的であれ体感でき、精神的安堵を得ることができる機会こそが、景利にとつての旅行の意義であつたといえるだろう。したがって『病家寂寞』のなかで、「伊勢参宮西国巡礼ニ参候節、はる／＼参詣致候而も其靈地に至り多の人々急候而、とくと礼拝巡見をも不致急罷立候事不可然候、其所々靈地に到てハ随分心をしづめ心をとめ、礼拝巡見緩々で見覚へ候様に可致事・・惣而旅行には余急不申、緩々で心持いたすべし」^{三二}と述べるように、旅行はあわただしい物見遊山であつてはならなかつた。そうではなく、心を静めて礼拝することを通じて精神的安堵を得ることが肝要であると景利は説くのである。

なお、巡礼・参詣に対する景利の熱意はルート選択にも表れている。「相模」における景利の行程は次のようなものであつた。

弘明寺（一四番札所）↓鎌倉（一番から四番札所）↓江ノ島↓勝福寺（五番札所）↓光明寺（七番札所）↓大山↓一の沢↓日向薬師↓厚木↓長谷寺（六番札所）↓星谷観音（八番札所）

原淳一郎氏によれば、近世、近代を通じて大山からの下山ルートとして日向口を利用することは、坂東巡礼者以外には見られず、日向口を「坂東巡礼者に限つて誰しもが利用するところに巡礼者特有のこだわり」があつた^{三三}。景利も大山から日向薬師を経由して厚木に至つて54おり、原氏の述べる巡礼者の「こだわり」が表れているように思える。また、弘明寺から鎌倉・江ノ島・大山を経て星谷観音に至る相模巡礼のルートは、享保七（一七二二）年に『坂東巡礼湯殿道中記』を著した武蔵国入間郡大谷村奥富万太郎が巡礼した際のルートと同じであり^{三四}、十八世紀初頭に巡礼ルートの確立期にあつたことが窺え、興味深い。

（二）風雅への憧憬

景利の旅の意義が、第一に「無垢世界」での精神的安堵のためであるとしたら、第二は彼が嗜んだ文芸作品の世界に浸ることであつた。その事例として、まず「相模」から次の部分を引用しよう。

【史料二一五】^{三五}

平塚大磯を越て、鳴立沢を見れハ三千風と云隠士中興の開山にて此地を改ける、流石名歌の旧跡今めかしからず、ゆゝしく圓住の像を

拝しぬ

おもひきやなかりし後の像迄鳴立沢にいおしめんとハ

西行上人

心なき身にも哀ハしられけり鳴立沢の秋の夕くれ

引用中の「三千風」とは大淀三千風（寛永一六「一六三九」〜宝永四「一七〇七」年）のことである。三千風は、相模の民間俳壇の形成に大きな影響を与えた俳人であり、門流としては、貞門、談林、蕉門の門外にあつたが、行脚と文学を結び付けた点で芭蕉と共通性があつた^{三六}。主要著作『日本行脚文集』（元禄三「一六九〇」年）は景利の愛読書の一つであり、『病家寂寞』にも引用されている^{三七}。三千風は、元禄一四年に『和漢田鳥集』を編むが、これは西行五〇〇年忌と西行ゆかりの大磯鳴立庵再興を記念して刊行されたものである。次に、「筑波」において常陸国真壁町の市の賑わいの様子を次のように描写している。

【史料二一六】三八

薬師の宝前に着、心しづかに聖霊仏果菩提を祈りて真壁の町へ出る、道の程三里余もあらんと覚ゆ、此日ハ此所の市なり、或記行の言種に、「外面にすたく市人のいたづらならて帰家づと」と有しもさなからの気色

市人日中集於利二競錘刀

おのかさまぐとりしたゝめ、何事かわしらず、ことごとしくのゝしりあひて、賑ハし往還の煮売見世に寄りて、むれつる中に休むも、知る人なけれハこそ、心の俣乃自由旅の一徳と同行と打笑ふ

この引用の「或記行の言種」とは、『東関紀行』の尾張萱津の市の賑わいについて記した「花ならぬ色香も知らぬ市人のいたづらならでかへる家づと」のことである。『東関紀行』は、仁治三（一二四二）年八月に都を出発した作者が東海道を下り、鎌倉に到着後そこに約二か月滞在し、十月に鎌倉を去るまでの旅を綴った紀行文であり、和漢混交文で書かれ、軍記物や近世の俳文、とりわけ芭蕉に影響を与えたと言

われている。『東関紀行』からの引用に続いて景利は、唐の詩人杜甫の「術古三言」の其二にある「市人日中集 於利競錘刀」という漢詩を引用している。

このように俗世間を離れて霊地を順礼し、さらに文芸の世界のなかに自らを置くことができる旅がこの上ない楽しみであることを、「筑波」のなかで次のように語っている。

【史料二一七】 三九

「一期のたのしみハ、仮寝の枕の上に極り、生涯の望ハ折々の美景に残れり」と古き言草、此あいたのたのしみにおもひ合す、「行川の流ハ絶ずしてしかも元の水にあらず」、此月の半に出しより今日までを算るに、左右の指を折るに残りなし、はや能程と明日の別れを申しに、今しばしとめ給へとも、さまざまと申なし、やう／＼と出るに定りぬ、・・・送り馬とて引来りしを、元来馬上心よからず、行ける所まで足に任て心の俣の歩行苦なかと、いろ／＼断を尽して帰す、法の山を出て俗事に帰る

ここで「古き言草」とあるのは、鴨長明『方丈記』のことであり、「大方世をのかれ身をすてしより、うらみもなくおそれもなし。命は天運にまかせて、おしますいとす、身は浮雲になすらへて、たのますまたしとせず。一期のたのしみはうたゝねの枕のうへにきはまり、生涯のそのみは、おり／＼の美景にのこれり」^{四〇}という一節を引き合いに出している。この【史料二一七】からは脱俗と風雅に憧れる景利の気持ちを読み取れるだろう。もちろん「俗事に帰る」ことは景利にとって必然のことであり、脱俗と風雅に対する気持ちも「俗事」を前提のうえでのものであった。しかし、そうした自覚があるがゆえに、旅は束の間であるが、脱俗と風雅の世界の双方を実感できる最良の「一期のたのしみ」となりえたのである。

二一四 景利の紀行文に見る社会経済観―「御代」に対する認識と「無常」観

これまで見てきたように景利の紀行文には脱俗と風雅への憧憬が強く表れているが、同時にそこには道中の風俗やそこで出会った人々と

の束の間の交流についても筆が割かれている。本節では、紀行文に描かれている元禄・享保期の社会経済の様相についての考察を通じ、そこから景利の社会経済観の一面面を浮き彫りにしたい。

(一)「御代」に対する認識

景利の紀行文の基本的な社会経済認識は、「民」が「富饒」であり、かつ「仁政」が実現されているというものであった。次の引用は、「相模」において巡礼を終え、江戸への帰途で立ち寄った六郷の渡しの様子を記したものである。

【史料二一八】 四一

六郷の江の里休、茶屋に腰かけて往来の物語を聞に、折から光明寺の十夜を心かけて行も有、身延の会式を心ざすも有、民富饒にして誠に仏法の繁昌も此時にて、己かさまざまの菩提の道なり

ここで、各地の霊地に向けて東海道を旅する人々の様子を見て景利は、個々人がそれぞれに「菩提の道」を実現できる豊かな社会を実感している。そして、民が豊かであるがゆえに「仏法」も「繁昌」しているのだと景利は考える。旅に行ける経済的余力が仏教的世界をより身近なものにさせたのだと理解したのである。出家脱俗と「煩惱」からの脱却を基本とする仏教であるが、景利には俗世の豊かさとして「仏法」を結び付ける発想がある。その点に民間社会における仏教観の新たな展開を見ることができよう。

この点につき、大桑斉氏の次のような見解が興味深い^{四二}。すなわち、近世初期の慶長期に徳川政権樹立のスローガンとして「国豊かに民安んず」や「現世安穩後生善処」といった言葉が出現し、人々の願望が充足される時代の到来が告げられた。そのなかで「願望は叶えられるべきものとしてあり、中世仏教世界のように否定し去るべきものとしての願望＝煩惱の姿はな^{四三}」^{四四}くなった。近世社会において人々は、願望を正当な欲求として肯定し、その充足を願うようになったのである。もともと、それが必ずしも叶うものではなく、なぜそうならないのかという問題に人々は悩むようになり、大桑氏によれば、それが「無常」観の新たな展開と結びついてくるのであるが、その点については次項で触れる。

さて、「相模」において、景利は六郷からさらに進み品川に至り、高輪から船に乗り江戸に帰着するが、海上からの江戸の街並みを観察しつつ、景利は次のように書いている。

【史料二一九】四四

栄行町々所狭なく、漫々たる海上に幾重も築出して、武官の御屋敷をつらねて立ならぶ、治りし御代のめぐみ普しや、此間行人稀成片鄙のわたらいして爰かしこ見侍しに、小河に橋有、大川に船有ていささに労はしき事なし、ましてや往還の事ハいうにや及ぶべき、九月に農畢りて徒枉成る事、是仁政の法也

この引用では、街道はいまでもなく、辺鄙な農村まで交通整備がなされ、勞せずして旅ができる状況を「御代のめぐみ」と称賛し、さらに孟子の「離婁章句下」四五を引き合いに出しながら「仁政の法也」と述べている。また、「牛込」において、公務を終えて江戸から佐原村への帰途、隅田川の賑わいの様子について次のように描写している。

【史料二一〇】四六

君が御代の途広く、昔し梅若の長咄しの艇も、今ハ百丈余の橋となつて、はるゞと歩行て、番小屋にて橋の中程をしりぬ、一日の命千金にも替へがたきと小判三両宛にて、日雇の屋形船何百艘其数をしらず、流石天下の御城下なれハこそ、人の心も大氣也・・・琴・笛・鼓・太鼓の音曲四方十町に響き渡り、歌舞の菩薩の来迎にて、喜見乃樂しみもかくやと道急ぐ人も、つれ引きの撥音に足をとめられ、隠者の珠数もくりながら心ハ余所になりぬべし、牛込乃つらさも忘れてしばらく此所に休む

牛込の公事宿での辛さを忘れて、「喜見城乃樂しみ」に佇む景利の筆は、江戸の賑わいに対して非常に好意的なものである。こうした景利の「御代」への認識は、この時代にある程度共通したものであったといえる。たとえば、元禄七（一六九四）年の『増補江戸咄』四七は「夫めでたき御代のためしには、唐土の堯舜本朝の延喜天曆の聖代とは申せ共、今此御代にはよもまさじ、まことに四海の波しづかにて、吹風

枝をならさねば、国富民富」というように、元禄期の「御代」を「聖代」以上の豊かな時代であると高く評価している。景利の紀行文の基本的な社会認識は、このような時代の共通認識といえるものだったのである^{四八}。

(二)「鄙」での仮宿と「無常」観

景利は、都市・町場・街道といった賑わいの場だけを描写しているわけではない。街道から外れた「鄙」の様子についても生き生きと描いている。

【史料二二二】^{四九}

夕陽に至りて根本仁兵衛といふし民家に其夜を舍りぬ、稲を稼むる余波家の中に所せきまでとりちらし何国も同じ民の業、此夕古郷も思ひ出しぬ、旅人に馴ぬ風俗、海道と品かはり農業に世渡る身は錢をむさぼる心もうとく、天性正路にして、縁取たる敷物を改め、旅のつかれをいとふ心とて、居風呂などしつらへ饗応中々なり

「相模」の初日、保土ヶ谷から東海道を外れ、弘明寺に向かう途中で日が暮れて根本仁兵衛宅に仮宿をとる。街道と違って雑然とした家ではあるが、丁寧なもてなしを受けた様子がうかがえる。こうした民家での仮宿は「相模」では四日目もあったが、景利に大きな印象を与えるものであった。本章第二節でも触れたが「筑波」の十日間の日程のなかで、民家に仮宿を取ったのは佐原村への帰路の常陸国岩田村でのことであつた。その一泊の様子について景利は「筑波」全体の六分の一を割いて記述している。また、「四国」の内容は甲斐国右左口村での体験を抄録したものであつた。こうした民家での仮宿の経験から景利は何を感じ取ったのであろうか。いささか長文になるが、その様子について引用してみよう。

【史料二二二】^{五〇}

民家もまばらにて泊める宿なし、寺へたよりて舍りの所を聞しに、此二軒目に行てかり給へとおしへしにより、彼のかたへ尋ゆくに荒

たる宿の垣間まばらに軒かたぶきて、時雨も月もさこそあらめと見へたれと、降来る雨にたよるべきかたもなく、一夜の舎りを頼しに六十余の親父其形ハ蝦夷人の有様もかくやと立出て、何かたより何かたへ行人やらん、御覽のごとく此あいたの永雨にて取ちらしやすませべき所もなし、さりながらおの／＼宿なくハ名主殿へ頼みなん、しからハかならずわが所へさし来たらんと物語するを聞に、形にも似ず志ざし有と見ゆ、一とせ相模巡礼の折からかゝる事有しを思ひ合せ、此宿今夜の泊りに極りし因縁ならんといよ／＼一夜をかりぬ・・・打伏してつく／＼と思ふに、今朝と今晚とはかくも替る物かは、人の常住にも十界有、此宿いつれの所にか当たらんや、七情六欲ハ人間の仮りの夢、一堆の下に埋れおなし黄泉の友なれハ貴賤のわかちハあらざりけりと聞けれど、いか成る前因にてかゝる所にも生れ来らんやと無常を觀して

夢の世の仮り寝かり穗の仮り枕

【史料二一三】 五一

彼瀬兵衛所へ尋行、夜泊の事たのミけるに、彼是と尋ねて麦秋の事に家とりちらしたりとて、ありき者を添て勝右衛門と云し者の家に入、此泊宿一方口にて、土座に敷たるねござ幾年古ともあらず、煤に黒ミていぶせきに、・・・枕をとりたれと不懷鼠噪てよろづいぶせていさゝか夢も結ばす

夏未来蚤の群れつゝ草の宿

遠き四国の行先にハかばかりの難行いか程も有べし、是も前修行なりとおもひはかり、心をしづめて南無大師遍照金剛と唱る、かやうの栖家も世の中の能事もしらずハさして苦なる事も有まじ、世間の無常ハ夜泊の夕へにあらはれ、渡りくらべて見れハ哀成事も有けり親子ともに志ハ真と有りと見ゆれと、かゝるあやしの山家に生るべき果ならめ、明て出るに善兵衛も案内なからしばし送り申べしとて出る

この二つの引用は、「あやし」と形容される住処に仮宿した際に、自らの生活環境とはかけ離れた境遇に接したことに景利が「無常」を感じる場面である。旅において世間の「無常」を感じることは、第四章で触れる田中休愚も「身二旅をして世間のうさつらさ、物の無常も心に弁え知へし」^五と述べている。こうした休愚の発言は、景利と共通しており興味深いが、本節では以下景利の「無常」観の特質について

二つの点を指摘したい。

第一に、人間の「志」(ここではとりわけ他人に対する心の持ちよう)の善し悪しに関係なく、貴賤・貧富の格差が存在することをしきりと実感した時に「無常」を感じたことである。岩田村の「親父」と右左口村の勝右衛門は、その「志」は真面目で親切なものであったが、街道や江戸の華美な環境とはかけ離れた住処にいる。言うなれば、市場経済化の波から離れた貧しさのなかに「志」があることを発見するが、その一方で市場経済を取り入れていかなければならない自らの生き方を再認識するところに、景利紀行文のアンビバレントな価値観があり、そのアンビバレンスの折り合いを付けるための気持ちとして「無常」があった。「無常」を感じる景利の前提には、市場経済に適合し「御代」の「仁政」のもとで、各地を順礼し「菩提の道」を実践し、風雅と戯れることができる、換言すれば「世の中の能事」を享受できる恵まれた側に自らが属しているという自己認識があったのである。

第二に、前章で考察した宿命論的貧富観を、景利の「無常」観においてより色濃くうかがうことができる。貴賤・貧富の格差は、個人の努力・能力では如何ともしがたい「前因」「果」によるものだという認識を【史料二一・二】【史料二一・三】から読み取れる。この理解は、生涯を通じて景利の意識の核にあった。たとえば、亡くなる二年前の遺書において、「つらくおもふに同じ人間に生来て貴人高人貧富のわかれ有、何れも前果の報ふ所にて心のまゝならず、或ハ人の奴となりて身を心にまかす事なく一生をくらすも有れハ、先祖の祿の余慶にて乏き事なく一生を心のまゝに送りぬ」^{五三}と書いている。「前生ノムクヒ有テオトロフルモ有」と書く可正と同様の貧富観を景利が持っていたことがわかる。そしてこの景利の遺書で注目したいのが(この点が可正との違いであるが)、「貧富のわかち」を決める「前果」とは、具体的には「先祖の祿の余慶」を指している点である。前述のように景利は、三郎右衛門家の家格に対して並々ならぬこだわりを持っている。景利にとって、旅における異質な境遇の一時的な体験は、自己の恵まれた環境を再認識させると同時に、個々の置かれた社会経済状況が個人の能力・人間性を超えた「先祖の祿の余慶」によるものであることを景利に実感させた。この意味で景利は、個人の力を超えたものによって貧富が決まると一方で考えつつ、それを「家」の連続性と結びつけようと思案したのである。それまでの先祖が積み重ねてきた「余慶」が、現在の「家」の貧富を決める。そうした点に景利の経済思想の特質があると筆者は考える。

本節で考察した紀行文から析出しうる景利の社会経済観をまとめると次のようになるだろうか。社会経済は心のままにならないものであり、貴賤・貧富の格差が存在する。「御代」のもと「喜見城乃樂しミ」を享受するものもあれば、「あやし」と形容される境遇にあるものもある。

こうした格差に対する景利の考えは、「何れも是とし、何れも悲とも定めがたし」^{五四}というものであった。それは、「前因」や「果」といった個人では如何ともしがたい要因によるところが大きかったからである。こうした旅の中で実感した「無常」観と、実務のなかで身に着いた社会経済観がどのような点で共通し、また違っていたのであろうか。この点を次節で考察していきたいが、それに関連して彼の教訓書である『病家寂寞』の冒頭の条目を紹介したい。

【史料二・一四】^{五五}

礼讓謙退を本とすべく候、むかし文王ハ鰥寡をもあなざらずとて、いやしき賤の男賤の女をも侮給はず候、其頃天下を三分か二有給ひて、聖人にておはしませども、如斯に候、まして夫より以下のものいかやうのいやしき者をもあなざる心有べからず候、殊に士ハいつれもかはる事ハ無之候、時の仕合にて貴賤乃わかちもあれハ、其差別もとより有へき事に候へ共、しかればとてをのれか貴に奢候て、ことをかるしめ人を侮申体ハ、あさはかに見くるしき儀に候

ここで景利は、人間には「貴賤」の「差別」はあるけれども、それは「時の仕合せ」によるものであり、自らの「貴」を誇ることは見苦しいものであると述べる。そして【史料二・一四】に続く条目において、家柄によらず「志」をもって他者と接するべきだと説く。このような景利の実際上の姿勢は、「貴賤乃わかち」と「志」が無関係であることをしみじみと実感した仮宿体験と矛盾するものではないであろう。旅は、書物や実務のなかで獲得したそうした経験知を静かに再認識する機会を与えてくれるものであったのである。

なお、「貴賤乃わかち」と「志」が無関係であるという発想は、「修身齐家治国平天下」を理念とする朱子学とは元来相容れないものである。第四章で考察するように、「心」の状態と「家」の盛衰を連続的に捉えようとする姿勢を教訓書のなかで景利は重視していたが、現実のうえでは両者が必ずしも連動するものではないことを理解していた。その不条理な現実を受け止める上で、儒教は必ずしも説得力のある教えではなかった。むしろ、「無常」という形でその現実の受け入れを諭す仏教的思惟が、経済社会を生きる実務家において重要な働きをしていた可能性を景利の紀行文から読み取れる。大桑氏は、鈴木正三の浮世草子を考察し、近世初期においてそれまでの情緒的詠嘆的な「無常」感から、現実的体験的な「無常」観という形で「無常」が深化し、現実の不条理を受け止めつつも、「心」の主体性の確立を模索する思想的展

開を見ている^{五六}。この大桑氏の見解を踏まえると、景利の「無常」観は、経済生活の厳しい現実を受け止めつつも、能動的な実践を説く主体性を支えるうえで鍵となる働きをしていたと言えるのである。

二・五 紀行文・教訓書における社会経済観の比較と『日本永代蔵』

貴賤・貧富は、個人の人柄・能力・努力では如何ともしがたいものであるという「無常」観は、紀行文のみならず、前掲の遺書からの引用や、本節で考察する教訓書にも表れており、景利の社会経済観の基調をなすものであった。『千代古見知』で仏教関連の釈教部が二巻を占めているように、景利の知的関心において仏教の占める比重が高いこと、そして、日頃より僧侶と深い親交を結んでいたことが景利の「無常」観の形成に大きな影響を与えたのであろう。

宿命論的な貧富観は元禄・享保期の民間経済思想の重要な一側面であつたと筆者は考えている。前章で考察した可正は、貧富が「定メナキ」ものであると認める一方で、それに諦観せず「工夫」の実践を説いていた。そこに実務家たる可正の特質があつたわけであるが、景利も同様に実務家であつた。「無常」観と実務に関わる思想がどのように景利の意識のなかで位置づけられ、折り合いが付けられていたのか。本節ではこの問題について、景利の愛読書の一つであつた井原西鶴の『日本永代蔵』からの影響を念頭に置きながら考えてみたい。

次に掲げる【史料二・二五】は紀行文「牛込」の書き出しの部分であり、【史料二・二六】は教訓書『病家寂寞』の跋文である。

【史料二・二五】^{五七}

夫天地ハ万物の逆旅光陰ハ百代の過客、浮世ハ夢幻のごとし、つらくおもふに一切の人間目有鼻有手足も替らず、生れ付て貴人高人愁喜貧富有、随分かしこき人の貧成に、愚成人の富貴有、是皆前果の報所にて三面の大黒殿のまゝにもならず、しかりといへとも苦樂の二つハまた各別にて富める人にも苦しミ有、貧しきひとにも樂しミ有、是則其氣質の請たる所のなすわざなり

【史料二・二六】^{五八}

跋

・・・・士農工商乃外出家神職其道々に随ひてこれを執行ふ、雖然世ハ愁喜貧富乃わがち有て、さりとともおもふまゝならず、かしこき人の素紙子着て、愚かなる人ハよき絹を身に累ねし事、是前果の報ひとばかりおもふべからず、其業とすべき耕作商売の道に怠り、其職にもあらざる遊芸を弄び、分限に応ぜぬ過奢を好むゆへなり、見ぬ島の鬼の持ちし隠れ笠かくれ蓑も暴雨の役に立ねハ、手遠き願を捨て近道にそれぐの家業を上げむべし、福德ハ其身の堅固にあり、朝夕油断する事なかれ、殊更仁義を本として神仏をまつるべし、是和国の風俗なり

【史料二・一五】の冒頭にある「夫天地ハ万物の逆旅光陰ハ百代の過客、浮世ハ夢幻のごとし」という李白の一句は、『日本永代蔵』巻一の（一）「初午は乗つてくる仕合せ」の序でも引用されている^{五九}。続いて注目したいのが、「三面の大黒殿のまゝにもならず」という部分で、これは『日本永代蔵』巻三の（四）「高野山借錢塚の施主」の「分限は、才覚に仕合手伝はでは成がたし。随分かしこき人の貧なるに、愚なる人の富貴。この有無の二つは、三面の大黒殿のまゝにもならず。鞍馬の多門天のをしへに任せ、百足のごとく身を働で、其上に身体のならぬ、是非もなし。天も憐み有り、諸人も不敏をかくるなり」^{六〇}という一節を念頭に置いて景利が書いたと考えられる^{六一}。これまでの経済思想史の観点から西鶴の町人物を考察した研究は、「才覚」を中心とする現世的な経済倫理を強調することが多かったが、「三面の大黒殿のまゝにもならず」に象徴される宿命論的な貧富観を『日本永代蔵』から読み取れることも無視できない。このような貧富観は、可正の事例のように、西鶴町人物が流行した元禄期の畿内で受け止められた^{六二}、享保期に至り関東地方の上層民の紀行文のなかで受容されていたのである。さらに景利は、『日本永代蔵』にはない「是皆前果の報所にて」という文言を「三面の大黒殿のまゝにもならず」の直前に置いている。個人的な感性の違いがあり、景利において宿命論的な意味合いはより強調されている。

一方で、【史料二・一六】は、一読しただけで『日本永代蔵』からの影響を読み取れる。「世ハ愁喜貧富乃わがち有て、さりとハおもふまゝならず、かしこき人の素紙子着て、愚かなる人ハよき絹を身に累ねし事」の部分は、巻二の（二）「怪我の冬神成」の「身袋程高下の有物はなし」と喜平次、荷物おろして無常観じける「我商に廻れるさきぐ」にも、世は愁喜貧富のわがち有て、・・・愚なる人はよき絹を身に累ねし。兎角、一仕合は分別の外ぞかし・・・」^{六三}の部分で踏まえている。ここで喜平次の感ずる「無常」が景利の「無常」観と似たような意味であることに注目したい。

また、『史料二一六』の後半の「見ぬ島の・・・」以降の部分は、「初午は乗ってくる仕合せ」の序の終わりの部分をほぼ正確に引用したものになっている^{六四}。ここでは「無常」な社会経済の現実を認めつつも、「是前果の報ひとばかりおもふべからず、其業とすべき耕作商売の道に怠り、其職にあらざる遊芸を遊び、分限に应ぜぬ過奢を好むゆへなり」^{六五}と、貧福は日常の経済生活を反映したものであり、勤勉努力を实践することが「和国の風俗」であると述べている。ここからは宿命論的貧福観と勤勉・努力の实践の相克に折り合いをつけることが、可正と同様に景利の思想的課題であったことがわかる。

以上のように『日本永代蔵』から引用しつつ、景利は紀行文では「前果」を、教訓書では勤勉・努力の实践をそれぞれ強調していたことがわかる。景利が、記録の性格や目的の違いに応じて、主張の力点を変えていたことが窺えて興味深いが、以下ではその違いを念頭に置きつつ、次の二つの点をさらに深掘りしていきたい。

第一に、『病家寂寞』で具体的に説かれている内容と【史料二一六】の内容の整合性を確認することである。景利には守るべき「家」があり、紀行文という個人的（私的）な世界のなかでは社会経済の不如意を実感しつつも、（より公的な立場である）「家」さらには村を治めるうえでは、「無常」観を承知したうえでそこからの脱却を図ろうとする。その模索はどのような形を取ったのであろうか。また、前章の65可正は、宿命論的な貧福観を乗り越えるために「工夫」の实践を説いた。景利にもそのような主体的な知の实践があつたのであろうか。この問いを念頭に置きながら、『病家寂寞』の内容を掘り下げてみよう。

本章第三節で述べたように景利は、日常生活は「閑敷事ハ不断の事」であると考えていた。そのなかで「家」を維持するために景利が強調するのが「心を付」けることであつた。その定義、思索過程および具体的な实践については、第四章で詳しく論じるが、要点を述べると日常生活の細部まで注意深く観察したうえで、事物の軽重を判断し、的確な行動を实践する心構えを持つことであつた。経験的な観察と判断という点では可正の「工夫」と共通する姿勢であつたといえる。この「心を付」けるという文言のある条目は、『病家寂寞』の全五〇条なかに一五点あるが、そのうち一二点が経済生活に関わることに注意したい。景利が、経済生活を他の領域に比して「心」の主体性を必要とする領域だと考えていたことがうかがえる。その一例をあげると次のようなものである。

【史料二・二七】 六六

人の身体ハ段々広くなり、家財も年増に多くなり、世間の儀里物入重り、年々勘定不足にてそろ／＼貧乏致候事也、依之、常々心を付、随分広ならざるやうに、うちばに暮し候様に可仕候

ここでは消費支出が次第に多くなるなかで、家計の引き締めを図らねばならないが、支出全体に占める交際上の支出が大きく、それを簡単に減らすわけにはいかない。家計の状況・規模をよく知り「うちば」での生活を求めるが、「うちば」とは所与のものではなく、交際関係、「勘定」を比較した上での確な判断をしなければならないのである。この引用のように景利の「心を付」けるとは「勘定」を念頭に置いた経済的判断という意味合いを強く持っており、彼の教訓の中心的な徳目となっていた。それでは、そうした姿勢、努力が実らず「家」が没落の危機に瀕するような場合に関して、景利はどのように考えていたのであろうか。次の引用を見てみよう。

【史料二・二八】 六七

家・屋敷・田畑・家財共に有来る分は、自分の物と心得べからず、先祖より預りものと心得、取失ひ不申子孫に伝へ渡し可申事、遊山・花麗・博奕等ニ而身体潰し候事大罪なり、且又病氣不異の損にて、心ならず身体にいたミ候事ハ、是非なき事なり

「心を付」けることを忘却し、弛緩したなかで遊行、奢侈によつて「家」が没落するのは「大罪」であるが、「心ならず身体」が没落することはやむを得ないことだと述べている。しかし、【史料二・二八】に続いて、「身体ちぢめ候事ハ、大体の心にてハ成かたく候、半外聞たおれにて其身を苦しめ候間、当分の外聞おもはず、先にて一年もはやく立直し候事を相考へ、即時に身体ちぢめ可申事」^{六八}と、経営が傾いた場合には、「外聞」を気にせず、即時に消費支出や経営規模を削減・縮小せよと述べ、立て直しのための努力の重要性を説くことを忘れてはいない。この点で、景利の「身体」に関する考えは、可正の「進退」のそれと同様のものであったといえる。このように『病家寂寞』では、「心を付」けることを軸に、「家」を維持するための細かい実践を説くが、その方向性はその序文の【史料二・一六】の趣旨と整合的であったと判断できる。

第二に、『日本永代蔵』の受容の仕方、すなわち【史料二一五】と【史料二一六】における受容の違いについて考えてみることである。筆者は、このような景利の引用の仕方を矛盾や誤読と片付けてしまうのではなく、一見すると矛盾する価値観の併存こそ、元禄・享保期の民間社会の経済思想の特質の一つがあるのでないかと考える。また、前述のように、『日本永代蔵』は「才覚」や経済倫理を実践し、致富の実現を称揚する一方で、社会経済における運命・偶然の大きさを描くという二面性があり、景利はそれを感じ取っていたのではないかと筆者は考えている。

中井信彦氏は、「西鶴のアイロニー」（元禄期のもつアイロニー）として、西鶴が経済倫理の重要性を説きつつも、その通用範囲の限界を同時に認識していた点を強調している^{六九}。その「アイロニー」は、不確実性に支配され、確固とした基盤に依拠していない都市生活を反映したものであった。この議論を深めて小室氏は、西鶴の作品の持つアンビバレントな性格を指摘し、西鶴が「才覚」を強調しつつも、それがままならない市場経済の厳しい現実の両面を描こうとしていたと述べている^{七〇}。ただし、中井氏も小室氏もそうした二面性を認めつつも、「人の分限なる事、仕合といふは言葉、まことは面／＼の知恵才覚を以てかせぎ出し、其家榮ゆる事ぞかし。是福の神のゑびす殿のまゝにもならぬ事也」^{七一}という『世間胸算用』の一節を引用して、「智恵」「才覚」によつてこそ富を成すというところに西鶴の主眼があったと述べている。一方、景利の場合は、どちらかと言えば、「先祖の祿の余慶」が強調されている。景利には「家」の維持・継承という大きな使命があった。その「家」という彼にとつての絶対的な価値観に引き付けながら『日本永代蔵』を受容している点が興味深い。

たしかに、西鶴町人物の世界は、「惣じて大坂の手前よろしき人、代々つゞきにはあらず。大かたは吉蔵・三助がなりあがり、銀持になり、其時をえて……むかしの片言もうさりぬ」^{七二}というように、徒手空拳で成り上がる町人の「才覚」を称揚していた。しかし、「才覚」によつて財を成すことは、十七世紀後半という経済が大きく拡張する時期に見られた、可能性に満ちているけれども束の間の現象であったことも自覚していた。実際に、西鶴自身は、経済活動において最終的なものをいうのが、「才覚」ではなく、「家」の財産であることを十分に認識していた。このような「才覚」の称揚と、安定した「家」への希求をめぐる葛藤を描いたことが、同時代に多くの読者を西鶴町人物に引き付けた理由の一つであったと考えられるのである。

「牛込」において景利は、「世を逃んとおもへとも、今さら新に事を発すにもあらず、先祖より持伝ふる所の由緒此節捨てがたく」^{七三}と述べている。「家」へのこだわりと、そこから離れ脱俗・風雅の世界のなかで自由に生きることへの希求という二面性を彼の人生観から見

取れる。そうしたアンビバレントな性質はその社会経済観にもはつきりと表れていた。すなわち、社会は心のままにはならないという不如意性（「無常」観）と、家の「由緒」を守り継承するための日々の実践（「心を付」けること）とが緊張関係を持ちながら併存していた。そしてそのようなアンビバレントな彼の気持ちを、具体的かつ鮮やかな語りを通じて代弁していると考えがゆえに、景利は『日本永代蔵』に惹かれたのである。

二一六 おわりに

商業が成長し町場として繁栄を見せ始めた元禄期以降の佐原村で、景利は家業を営みつつ村政に携わるなかで暇を見つけ、各地を旅した。景利にとって、旅行とは「名利の門」たる日常を一時的に離れ、「無垢世界」への自己解放と、嗜んできた文芸の世界に身を寄せる「一期のたのしみ」であり、「閑敷事ハ不断の事」であつた日常での「辛勞」を「心しづか」に癒すことができる不可欠な営みであつた。本章では、景利が自身の最良の体験を綴った紀行文を素材として、彼の旅行の意義を考えるのみならず、そこから析出される社会経済観について検討し、それと教訓書の条目との比較を行い、『日本永代蔵』からの影響を考察した。

景利の社会経済観の基調をなしたのが、貴賤・貧富の格差は、個人の人格・能力・努力では如何ともしがたいものであるという「無常」観である。旅先で「志」があるにも関わらず、「世の中の能事」を知らない生活をしている人々に接し、景利は「無常」を感じる。と同時に、自分の恵まれた環境を再認識し、それが「先祖の祿の余慶」によるものであることを実感した。このように景利は、「無常」観に大きな共感を寄せつつ、他方で不如意な社会のなかで如何にして近世初期から続く「家」を継承させるかに腐心した人物であつた。「由緒」に対するこだわりがあり、「名利の門」を離れて脱俗・風雅の世界に浸りたいと願いつつも、「由緒」を捨てきれない。そのようなアンビバレントな意識に景利の人格的特質がよく示されている。そして、こうした「無常」観と「由緒」を重視する価値観が併存していることを本人自身が強く自覚しているところに景利の知的関心の広さの基盤があつたように思えるのである。

景利のアンビバレントな価値観は、『日本永代蔵』の受容の仕方にも表れている。景利は、教訓書において『日本永代蔵』序文の一節を引用することで世俗的な努力の重要性を強調する一方で、宿命論的な貧富観にも大きな共感を示していた。『日本永代蔵』の持つアンビバレン

トな性格、すなわち中井氏の言葉を借りれば「西鶴のアイロニー」を、享保期の関東地方の在郷町に生きた景利が共感し、その文言を自らの価値観を語る際に用いたという事実は、当該期の民間社会の経済思想を考えるうえで重要な示唆を与えるものである。また、深谷克己氏は、江戸時代の人物研究をするうえでの方法論の一つとして、ある時代に生きた人が共通に持つ人格的特質を析出することが重要であると述べている^{七四}。景利のこのような二面性が元禄・享保期の共通の人格的特質であるか否かについてはさらなる考察、議論が必要であろう。

しかし、景利よりはるかに西鶴の生きた時空間に近接していた可正においてもそうした「アイロニー」を見て取れる。不確実性が大きな都市とは異なり、可正は「耕作」「田畠」に軸を据えて、「家」の「長久」を模索する在郷町固有の経済思想を説いた。だが、同時に、「家」が成り立っている基盤がそれほど確実なものではないことも可正は認識しており、それを示す事例は大ケ塚百年の歴史のなかで枚挙に暇がなかった。「人為」や「工夫」の実践を説く一方で、その基盤の不確実さも決して忘れはしない。その意味で、可正の経済思想から在郷町ならではの「アイロニー」が読み取れるのではないかと筆者は考える。西鶴、可正、景利の三者の思想に通奏低音的に流れる共通性と、生活空間の違いから生じる相違については終章においてさらに深く考えてみることにしたい。

最後に、このような社会経済観をもつ景利は、どのような姿勢で俗世間に向き合ったのであろうか。敢えて言えば、「無常」観や「無垢世⁶⁹界」といった仏教的世界を、俗世間に対置する形で認識することは、俗世間に対して距離感を維持しつつ客観的で冷静な対応をする力を生み出すことにつながったのではないだろうか。確かに、景利にとって「家」の継承は最重要な使命であった。そのために世俗的努力を放棄することは決してなかったが、仮に努力が報われず「家」の没落の危機にさらされても、仏教的世界の存在を信じることで、現実を受け入れ、また新たな努力を続ける基となったのではないだろうか。その意味で近世前期の民間経済思想に与えた仏教的思惟の影響を等閑視することはできない。すべてを合理的に解決することを試み、「心」の正しさがそのまま「齊家」につながると考える朱子学は、経済社会の冷徹な現実に対処する実務家の経済思想と距離があった。むしろ、「三面の大黒殿のまゝにもならず」という世の矛盾を、「無常」という不合理性のなかで受け入れる仏教的思惟のほうが、実務家が前向きに経済社会を生きるうえでの拠り所になったといえるのである。

また、仏教的世界を認めることが、「閑敷事ハ不断の事」であった俗世間において、肩の力を抜き、より自由に生きる力の源になっていたのではないだろうか。つまり、俗世間と仏教的世界の緊張関係のなかで、その境界にあり、どちらからも相対的に自由な立場を景利は求めたのではないかということである。この点で興味深いのが、景利の遺書を分析した横田冬彦氏の指摘である^{七五}。自己の死を目前にして、景

利は「共同体の民俗慣行にしたがうでもなく、仏僧にまかせてしまうのでもなく、自己の死と葬礼のあり方を主体的に選び取」^{七六}ろうとする。こうした選択は、俗世間と仏教的世界の緊張関係のなかで、より自由に生きようとした景利の人生観が死を前にして全面的な形で主張されたものであるとみるべきであろう。

本章は、景利の紀行文を中心に、教訓書を比較対象に用いながらその社会経済観を考察してきたが、それは彼の思想の重要ではあるが、一側面に光を当てたに過ぎない。また、景利の文化活動のなかには、『千代古見知』の作成だけではなく、それ以上に膨大な労力と時間をかけた近世百年の地域社会の歴史調査および文書編纂活動があった。その活動から析出される社会経済観はどのようなものであり、それが本章の考察結果とどのようにつながっていたのであろうか。次章においてその点について考えていきたい。

一 佐原村の村落体制、近世前期の佐原村の成長、およびそこにおける村役人の立場の変化については第三章第一節を見よ。

二 酒井右二「在町佐原の豪商と地域社会」『千葉県の歴史』通史編近世二、千葉県、三二五頁、表四五、二〇〇八年。

三 伊能三郎右衛門家の経営については、酒井右二「在町佐原の豪商と地域社会」三一九～三四九頁、を参照。

四 長谷川匡俊「佐原観福寺と伊能氏」『近世の地方寺院と庶民信仰』岩田書院、三一～五四頁、二〇〇七年。

五 『千葉県の歴史』資料編近世五下総一、千葉県、五三八～五四五頁、二〇〇八年。

六 『千代古見知』巻之七「記行部」、伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、三二九〇七上。これ以降同資料からの引用箇所に付された句点および括弧は筆者によるものである。

七 酒井右二「元禄・享保期在町上層民の文化活動―下総国佐原伊能景利の家政や文化にかかわる記録編纂の検討を中心に―」『千葉県史研究』一〇号別冊近世特集号、三七～五一頁、二〇〇二年二月。酒井右二「元禄・享保期在町上層民の文化活動」『千葉県の歴史』通史編近世二、千葉県、八六八～九〇〇頁、二〇〇八年。

八 石井七海「抜書きにみる近世中期村役人層の「知」の受容と形成」『書物・出版の社会変容』二九号、二二三～三〇七頁、二〇二二年一月。

九 『千代古見知』巻之七「記行部」。

一〇 八木清治『旅と交遊の江戸思想』花林書房、二〇〇六年。八木氏の旅・紀行文の思想史的研究の方法論については同書の序章を参照せよ。八木氏は今後の課題として、近世庶民の寺社参詣の思想的意義を、歴史学・近世文学史・民俗学の成果を踏まえて考察することを指摘する。

一一 「元禄十五壬午年日帳」『千葉県の歴史』資料編近世五（下総一）、千葉県、四九七～五三八頁、二〇〇四年。

- 二二 「元禄十五壬午年日帳」、五〇八頁。
- 二三 「元禄十五壬午年日帳」、五一二頁。
- 二四 「元禄十五壬午年日帳」、五一三頁。
- 二五 「元禄十五壬午年日帳」、五二五頁。
- 二六 「元禄十五壬午年日帳」、五三四頁。
- 二七 「元禄十五壬午年日帳」、五一五頁。
- 二八 「元禄十五壬午年日帳」、五二四頁。
- 二九 「元禄十五壬午年日帳」、五三四頁。
- 三〇 「元禄十五壬午年日帳」、五二四頁。
- 三一 西山松之助『江戸町人の研究』四卷、吉川弘文館、一九七五年。
- 三二 「相模巡礼記行」。
- 三三 『続千代古見知』三卷『病家寂寞』（享保六年）『千葉県の歴史』資料編近世五（下総一）、千葉県、五五二頁、二〇〇四年。
- 三四 景利の「家」の由緒や歴史に対して大きなこだわりを持っていたことはすでに酒井右二氏によって明らかにされている。景利は、『本朝神社考』などの書物を通じて、伊能氏がもともとは大和国に出自を持ち、十世紀に下総国香取郡に移住し、戦国期に小田原城の後北条氏に与する土豪国分氏の配下になったことを明らかにする。そして景利の五代前にあたる「老岐」を近世佐原伊能氏の初代と位置付ける。そのうえで、元禄一二（一六九九）年一月二十六日付で、景利は戦国期の主君であった国分氏の子孫に対して依頼状を送り、初代「老岐」から景利に至る六代の三郎右衛門の当主のなかで名乗りのない三名について、名付けを求める。このように景利は、古証文・古記録の調査を通じて、史実に裏付けられた「家」の由緒を確立する一方で、史実によって明示できなかった部分を旧領主の権威によって補うとしたのである（酒井右二「旧臣の由緒を求めて」『千葉県の歴史』資料編近世五、千葉県、六〇～六三頁、二〇〇四年）。また、酒井氏は景利の文書編纂活動についてもっぱら地域社会のなかでの家格の維持という側面と結びつけて考えているが、それだけでは括りきれない側面があったことを本論第三章第一節で考察している。
- 三五 『病家寂寞』、五五七頁。
- 三六 『病家寂寞』、五五〇頁。
- 三七 大名手伝い普請の請負人になったことについては、第四章で再び議論する。
- 三八 『部冊帳』十一卷『佐原市史』資料編別編一、佐原市、五一五～五六六頁、一九九六年。
- 三九 『部冊帳』十一卷、五六五頁。
- 四〇 「正徳五乙未年五月漁獵場願二付江戸詰牛込記」。
- 四一 『伊能研忍病中并死去之節定書』『千葉県の歴史』資料編近世五（下総一）、千葉県、五六〇頁、二〇〇四年。
- 四二 『病家寂寞』、五五三頁。
- 四三 原淳一郎『近世寺社参詣の研究』思文閣出版、一〇四～一〇五頁、二〇〇七年。

- 三四 原淳一郎『近世寺社参詣の研究』、一〇四頁。
- 三五 「相模巡礼記行」。
- 三六 小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代の市場・「道」・権利』、一〇〇頁。
- 三七 『病家寂寞』、五五八頁。「或書云」という形で、『日本行脚文集』巻之一の一節が引用されている。
- 三八 「筑波記行」。
- 三九 「筑波記行」。
- 四〇 鴨長明『方丈記』西尾實校注『方丈記・徒然草』日本古典文学大系三〇、岩波書店、五〇頁、一九五七年。
- 四一 「相模巡礼記行」。
- 四二 大桑斉『民衆仏教思想史論』。
- 四三 大桑斉『民衆仏教思想史論』、一六五―一六八頁。
- 四四 「相模巡礼記行」。
- 四五 「離婁章句下」の該当部分を示すと以下のようである。「子産聽鄭國之政、以其乘輿濟人於溱洧、孟子曰、惠而不知爲政、十二月興梁成、民未病涉也、君子平其政、行辟人可、焉得人人濟之、故爲政者每人而悅之、日亦不足矣」。
- 四六 「正徳五乙未年五月漁獵場願ニ付江戸詰牛込記」。
- 四七 山下彦兵衛『増補江戸咄』一卷、慶應義塾大学図書館所蔵、請求記号 Z1201891。
- 四八 元禄期以降の社会が物質的に豊かになったという認識は、田中休愚においても見られる。休愚はそれを「辰巳上り」と表現しているが、詳しくは第四章および第五章を見よ。
- 四九 「相模巡礼記行」。
- 五〇 「筑波記行」。
- 五一 「四国辺路の記の内抜書」。
- 五二 『新訂民間省要』坤之部巻之二、二四四頁。
- 五三 『伊能研忍病中并死去之節定書』、五六〇頁。
- 五四 「正徳五乙未年五月漁獵場願ニ付江戸詰牛込記」。
- 五五 『病家寂寞』、五四六頁。この一節は室鳩巢の『明君家訓』の一節を引用したものである。
- 五六 大桑斉『民衆仏教思想史論』、一四二―一九九頁。
- 五七 「正徳五乙未年五月漁獵場願ニ付江戸詰牛込記」。
- 五八 『病家寂寞』、五五八―五五九頁。
- 五九 井原西鶴『日本永代蔵』麻生磯次・富士昭雄『日本永代蔵』決定版対訳西鶴全集十二、明治書院、四頁、一九九三年。
- 六〇 『日本永代蔵』、九三―九四頁。

六二 また、「牛込」には「竊におもふに人間長く見れば朝をしらず、短くおもへハ夕に驚く、夢とやいはん、うつつとやせん、いつしか人々の色艶もなをり、世に住むかハ何事も案したるか損なり」という記述がある。前半部分は『日本永代蔵』巻一の一の冒頭の一節(四頁)を引用しており、後半の「世に住む・・・」以降は、巻四の五「伊勢多びの高買」の冒頭の一節(一一三頁)を引用している、ここからは心労を抱えずに(この文脈では公事に関わることを)、その身に応じた「楽しみ」を実践する生き方への憧れが読み取れる。

六三 横田氏によれば、元禄期畿内における出版文化の隆盛とともに、在郷町を中心に広く浸透した同時代の作家が、井原西鶴であり、貝原益軒であった(横田冬彦『天下泰平』日本の歴史十六、講談社、三一五～三七三頁、二〇〇九年)。

六四 『日本永代蔵』四五頁。

六五 上記の部分は、『日本永代蔵』からの一節に加えて、正徳三(一七一三)年四月に幕府が諸国に通達した触書の書き出しの部分、『諸国

御料所御仕置の次第前々より御条目御定書等有之候所に近年に及び在々の法度ゆるひ、所々の風俗正しからず、其業とすへき耕作の事に怠りその職にあらざる芸能の事を翫ひ屋作衣類食物を初め万事につきて其分限にすぎ・・・」という部分の言葉を改変したものからなっている。幕府の風俗是正を打ち出した触書に同調しつつも、それを『日本永代蔵』と組み合わせることに、在郷町の実務家なりの独自性があるが、興味深い。

六六 『病家寂寞』、五五一頁。

六七 『病家寂寞』、五五一頁。

六八 『病家寂寞』、五五一頁。

六九 中井信彦『町人』日本の歴史第二巻、小学館、一三六～二四九頁、一九七五年。

七〇 小室正紀『経済思想としての井原西鶴』『三田学会雑誌』一〇八巻二号、五～三七頁、二〇一五年七月。

七一 井原西鶴『世間胸算用』麻生磯次・富士昭雄『世間胸算用』決定版対訳西鶴全集十三、明治書院、三八頁、一九九三年。

七二 『日本永代蔵』、一九頁。

七三 「正徳五乙未年五月漁獵場願二付江戸詰牛込記」。

七四 深谷克己『近世人の研究―江戸時代の日記に見る人間像』。深谷氏は同著で、十七世紀後半を生きた五人の人物を取り上げる。そしてその共通の人格的特質として、①日記をつけることと家持続の情熱、②太平の世への喜びとそれを保証する公儀支配の肯定、③神威や超常現象への畏怖の念、④自然・気象への懸念、⑤乱心事件等への関心、⑥風雅や数寄の嗜み、⑦自他の死への凝視、といったものを指摘する。この指摘の多くは景利の人格にもあてはまるものであり、妥当性の高いものであると筆者は考えている。

七五 横田冬彦『死と葬礼についての覚書』『千葉県史のしおり』『千葉県の歴史』通史編近世二所収、一～三頁、二〇〇八年。

七六 横田冬彦『死と葬礼についての覚書』、三頁。

第三章 伊能景利の文書編纂活動から見る地域史観と経済観

伊能景利の最大の文化活動は、名主役退任後の正徳四（一七一四）年から亡くなる前年の享保一〇（一七二五）年までの間に、佐原村を中心とする地域社会に関わる膨大な文書の編纂活動を行ったことである。そのなかでも際立つのが、天正期から正徳三年までをまとめた『部冊帳』前巻（全一二巻、正徳四年）と、正徳期から享保前半までをまとめた『部冊帳』後巻（全一四巻、享保一〇年）である。同資料は、その実証的な編集方法や記載内容の正確さから早くから利根川下流域の実態研究に用いられてきた。本章では、この『部冊帳』に代表される近世百年間の地域社会の歴史調査・文書編纂活動の背景、意義について概観したうえで、近世前期の佐原村の経済を考える際に画期となるような事例を具体的に検討しつつ、そこから浮かび上がる景利の地域史観、経済観の析出を試みたい。前章ではもっぱら景利の意識の私的な領域に光を当てたが、ここでは村役人というより公的な立場から、景利が佐原村百年の歴史をどのように捉え、経済活動における村役人の役割をどのように位置づけていたのかという点を検討してみたい。

三一 景利の文書編纂活動と本章の視角

（一）景利の文書編纂活動の特色

景利の文書編纂活動の始まりは、元禄七（一六九四）年に名主役に就任する以前の元禄二年、二十二歳の時であった。その経緯について『部冊帳』前巻の跋文で次のように述べる^三。すなわち、元禄二年に景利は、亡き祖父景善の佐原村新田および新島領（利根川北岸に広がる新田村落。その成立経緯と佐原村新田とのやり取りについては本章第三節で述べる）の成り立ちに関してまとめた遺稿を発見する。その当時景善は、佐原村新田の境界等をめぐる係争に苦しんでいたが、老翁の助言に従って古文書を収集し調査したところ、「闇夜二灯ヲ求ムル」が如く、解決に導くことができた。古文書・在地社会の成り立ちに熟知することの有用性を知った景善は、「始終」を記録することを欲したが、道半ばで没した。景利は、村政に携わるなかで、その祖父の草稿を度々参照したところ、「時々其安行ヲ得タリ」というように円滑な実務を遂行することができた。そして祖父の意志を継いで、「当国香取郡矢作領根郷五ヶ村并新嶋ノ訳」、すなわち在地社会の近世百年の歴史をまとめる

ことを決意する。このように景利の文書編纂物は、後述する係争や幕府との折衝という「当用」の際の、資料的基盤の作成という意図が強く表れていたといえるのである。

次に、酒井右二氏の研究を参照しながら、景利の文書編纂活動の特色について三点確認してみよう^四。第一に、徹底した古文書調査を行った点である。自家に関しては、古水帳や諸証文の調査をするが、「先年は物毎只今之ことく念ヲ入不申、用所之書物反故と一つ二して櫃へ入置申候由、当六十年程以前二屏風張助左衛門と申者二屏風はらせ候節、右書物入候櫃改不申其儘助左衛門方へ相渡し屏風はらせ候故、此節書物取失ひ候由承候間、我等代二至中奥古屏風共取はなし書物共相尋候共一切無之候」^五というように、古文書を求めて古い屏風を剥がすといったエピソードを残すほどの熱の入れようであった。調査は、他の村役人の家、さらには領主が所持する文書まで広がり、丁寧に写し取っていく。そして、このように調査した史料を「校合シテ勘察令」^六、すなわち考証し、その結果正しいものだけを書き綴っていったと景利は語る。そこからは「末代まで残る所の記録を、虚実をも正さずして、疎に記せん事、冥慮の程もおそれ有」^七というような、正確な資料集を編纂したいという彼の気持ちを読み取ることができる。

第二に、編纂物の典拠となる原史料の管理方法についても景利は気を配っていた。自家が所持する文書、そして他家から書き写した文書は、一点一点浄書した上で袋に入れて保存し、子孫に対して自身の手で土用干しすることを命じるなど、細部にわたって保管方法を定めた。また、『古来ヨリ持伝候田畑条目』という資産目録は、「五ヶ村御料私領諸証文所持所附」という副題がついており、たとえば「上宿林七右衛門所ニ有之諸証文之覚」というように、佐原村および周辺村落の村役人が所持する文書を、家ごとに整理して記載している^八。このことは、実際に原資料にあたる際の利便を図る意味もあつたが、そうした資料にアクセスすることが、田畑同様に自家にとつての資産になると景利が考えていた点は興味深い。

第三に、文書の考証を通じて、その文書が書かれた背景事情や、その文書が出された後の頓末を解明することを重視したことである。この意味で景利の文書編纂活動は地域史の調査という意味合いを強く持っていた。景利が名主役を務めていた元禄から正徳期にかけて、景利だけでなく他の村役人も公的文書を保持・整理するようになっていた。だが景利は、彼らの文書に対する姿勢について次のように述べている。

【史料三一】 九

前々公事之節訴返留書、前々茂左衛門所ニ有之所ニ、近年直月權之丞代ニ茂左衛門幼少ニ付賄候節、權之丞家へ持參候由、何も一枚紙ニ書留有之候、直月部冊ニ仕立候様ニも承及候得共、我等數年相改候を以考候ニ、縦部冊ニ被仕立候共相違成所可有之様ニ被存候、・・・若又直月部冊ニ致不置候而一枚紙之通ニ而被差置候ハ、猶又前後しかと当用ニハ相知れ申間敷候

【史料三一】 一〇

天正年中ヨリ当子歳迄之分、古来ヨリ御公用其外之事共年号次第二段々ニ帳面ニ仕立、尤右帳數袋共ニ目錄有、是ハ其一部一部ニ書不申、年号しだひニ致候ゆへ書申候、用所之節は此帳取出し見用可申候、此帳ニハ不殘書記有之候、・・・前々ヨリ近年之留書共ニ佐原年番へ茂左衛門・七右衛門方ニ而留書候得共、其品々落着之訳も書加へ不申、殊帳面清書も無之打込置候故、後々訳しれ不申候様ニ罷成申候

この二つの引用の要点は、一紙ものの文書を未整理のまま所持しているだけでは、各文書間の前後関係がわからず、係争の結果やその後の影響が判明しないため、「当用」、すなわち用事のある時に役に立つことではないということにある。また、仮に部冊の形で整理したとしても考証を経たものでなければ不十分だと述べる。このように景利の文書編纂物は、係争処理などの実務上で文書が用いられる際の利便性を考慮したものであり、また文書の前後関係を熟知してはじめて文書が意味あるものになるという点からもわかるように、その活動は近世百年の在地社会の歴史調査と結びついていた。こうした景利の活動を導いた社会背景、すなわちその活動の必要性を実感した背景とはどのようなものであったのか。次にこの点を概観してみたい。

(二) 十八世紀初頭の佐原村の概観と村役人の立場の変化

まず、本章に関係する範囲で近世前期の佐原村について紹介する。佐原村は本田と新田に分かれており、本田部分の村高は一八一七石であった。利根川に注ぐ小野川が村を南北に貫流し、その右岸を本宿、左岸を新宿と称していた。本宿は三つの組、すなわち本宿組、浜宿組、仁井宿組に分かれ、新宿は上宿組、下宿組に分かれており、各組にはそれぞれ名主と組頭の村役人が置かれた。佐原村本田の支配体制は近世

前期を通じて幾度か変化するが、享保四（一七一九）年の時点では、旗本天方氏が本宿組（三五〇石）、旗本興津氏が浜宿組（五〇〇石）と下宿組（五〇〇石）、旗本近藤氏が仁井宿組（一一七石）と上宿組（三五〇石）を支配する相給村であった。また、後述するように天正期より六斎市が立つ町場であったが、元禄期を前後して小野川の河岸場が発達し、それに接する下宿組を中心に常設店舗の町並みが形成されるようになり、宝永七（一七一〇）年には人口三五五〇人（家数八三〇）を数える下利根川屈指の町場に成長する。

他方、佐原村北方の沖積洲島の開発によって形成された佐原村新田（一七七五石五斗）は、近世を通じて幕府領であり、その運営にあたっては本田の名主が年番で新田名主に就任する体制が寛文三（一六六三）年より始まり、延宝六（一六七八）年からは新田関係の文書が新田名主の持ち回りで管理される体制がつくられた。

次に、景利が生きた時代の佐原村の村役人の立場について簡単にまとめてみたい^{二二}。伊能三郎右衛門家をはじめとする国分氏家臣の流れを汲む旧土豪層は、近世初期において後述する佐原村北方の香取海に形成された沖積洲島における新田開発を主導し、在地社会のなかで大きな影響力を保持していた。元和元（一六一五）年には、彼らが中心となって近隣村落とともに「根郷五ヶ村組合」を結成し、谷地の所持権を確保する。そして幕府に対して新田開発を請負うことになった。彼らは、万治期において、隠田したものを「所払い」に処すなどの大きな裁量権を保持していた。また、三郎右衛門家の分家、茂左衛門家は、佐原村六斎市の開基に関わった家であり、十七世紀中葉まで市開催日に商人を差配する権限を持っていた。

しかし、本章で詳細に考察する新田検地および市場の発展・常設店舗の形成という事態は、村役人の立場を大きく変えることとなった。佐原村新田では延宝期に入って新田開発が進み、本田から新田への百姓の移住が見られるようになると、元禄二（一六八九）年には、新田に住する百姓と本田の村役人の一部が共同して、本田からの独立分村を画策する。この動きは三郎右衛門家などの対応もあって抑え込むことができたが、その後も元禄八年に新田に居住する百姓が、村役人の年貢納入時の不正を訴えるなど、村役人の特権や不正を糾弾する動きが見られるようになる。また、この時期以降作成される文書には「名主」「組頭」と並んで「惣百姓」という役名が登場するようになった。このように十七世紀末になると、村役人層の裁量権は縮小し、一般百姓の動向を視野に入れた村落体制へと移行するようになり始めた。

町場化の進展も村役人の立場に変化をもたらした。本章のテーマの一つである定期市と常設店舗をめぐる係争のなかで最大の騒動となつた宝永三（一七〇六）年の出入では、下宿組の名主茂左衛門が騒動の責任を取らされる形で退任を命じられ、分家である権之丞が代わって名

主に就任するが、その就任に反対する一般百姓との間で再び係争が起こった。またこの一件を境に、十八世紀中葉にかけて商業が発達した下宿組では、一般百姓の動向が名主の就任を左右するようになり、ときに名主就任をめぐる組内が二分することもあった。こうした動向の背景には、村外からの商工業者の流入、定着する状況もあった。

以上のように、佐原村では元禄期を境に、近世初期からの「由緒」を持つ家の権威が相対的に後退し、惣百姓の動向によって村役人の立場が左右される状況になった。つまり、家柄のみならず、人間性、そして幕府との折衝や係争処理を円滑に遂行できる実務能力が求められるようになった。このような村役人の性格が変化する過渡期に景利は名主を務めていたのであるが、彼は晩年になって村役人の立場について、「元来名主も百姓も一同之民百姓也、当時名主役ハ百姓に先達までと心得、百姓の心になりて見る時ハ、いかりも恨もしづまるへし」^{二三}と述べ、名主は百姓の「先達」である、と村役人の立場を自覚的に捉えなおしている。さらに百姓の動向を踏まえた村政の在り方として次のような衆議の必要性を述べている。

【史料三一二】^{一四}

役儀にかゝり候儀少事ニ而も自分之了簡に済事も組頭中打寄可遂相談、落着難成重き事ハ頭百姓あまた寄加へ了簡為致可遂相談、大勢之了簡ニ而致事ハ相違有之而も一人の越度ニならず、世話ニも三人寄ハ文殊の智恵と云からハ大勢寄集相談を遂たらハ如何其内よりハ名言も可出事也、一度ニ而落着不仕儀は幾度も寄合可遂相談、終ニハ落着せぬと云事なし

このような百姓の動向を踏まえた衆議を円滑に取り仕切る実務能力を景利が重視していたことが右の引用からわかる。以上のような佐原村の実態を踏まえつつ、本章では、村政の実務を遂行するうえで、近世百年の歴史を熟知することが景利のなかでどのように位置づけられていたのか、そして、なぜ元禄から享保期にかけて文書編纂物作成の必要性が生じたのか、という問題について考察していきたい。

(三) 本章の考察対象と視角

景利の文書編纂物の意義や意図について酒井右二氏は次のように考察している。すなわち、先述のように近世初期にこの地域を切り開いた

旧土豪の系譜を持つ村役人層の裁量権が後退する一方で、惣百姓が成長し村政に影響力を及ぼすようになるという時代状況のなかで、景利は近世初期以来の文書に関する情報を独占的に保持し、幕府・領主・他村に対して自村の権益を保護・主張することを通じて村役人としての家格を保とうとした、というものである。前章で触れたように、景利の「由緒」に対するこだわりは並々ならぬものがあり、その点で酒井氏の指摘と整合的であり、また景利自身も次のように述べている。

【史料三十四】 一五

右帳面共ハ我等数年致丹誠、殊ニ紙筆墨入用自分之物入ニ而仕立、おろそかニ出来不仕候帳ニ而候間随分大切ニ仕、子孫之代々ニ持伝可申候、昔ヨリ伝り候古キもの有之ヲ以テ古来ヨリ之人と云へし、尤人も其所之なにかしと云用ひ家もおもく相見へ可申事也

景利は文書編纂物を村の共有物ではなく、あくまでも三郎右衛門家の資産であると見なしており、その背後には「由緒」ある家は、「古キ書物」があるからこそ「古キ家」と在地社会のなかで認知されるという考えがあった。この引用からも酒井氏の結論は説得的である。

しかし、景利の文書編纂活動の意義はその点に尽きるものではないと筆者は考えている^{二六}。景利の村役人として活躍した元禄から正徳期にかけて佐原村の経済においても、また幕府の政策においても大きな進展があり、近世初頭に確立した経済活動の場における従来の慣行や枠組みが、経済・政策実態と齟齬をきたすようになった。その結果、佐原村で係争が発生する一方、幕府役人と折衝する機会が増えた。このようなかで景利の文書編纂活動を、係争処理・折衝を円滑にすすめる、制度と実態をより適合的に調整する際に用いる資料的基盤を作るための営みであったと本章は仮定したい。

また、これまでの景利研究で示された文書編纂活動の意義・思想的背景は、『部冊帳』などに記載されている個別の事例・事件に即して導き出されたものではなかった。その理由として、景利の文書編纂物が圧倒的な量の資料そのものをもって地域の歴史を語るものであり、自身の評価や見解を述べることを彼が抑制していたことがあげられる。しかし、そのなかで景利の名主在職時の最大の騒動となった市場出入に関する『先年ヨリ市場出入之留書』には、彼の感想や考察が他の資料に比して多く記載されている。さらに、晩年の享保八（一七二三）年、九年の事項をまとめた『部冊帳』後巻第二二巻、二三巻には、佐原村新田の年貢率および利根川通の川除普請政策についての自身の考えを述べ

た比較的に長い「覚書」がある。本章は、これらの記録を手掛かりに、そうした現場に関わってきた景利が、晩年になってその経緯をまとめるなかで近世百年の佐原村の歴史をどのように捉えたのか、そしてその歴史における村役人の役割、とりわけ村の経済活動における役割をどのように理解していたのか、という問題を改めて考察してみたい。

ところで、『部冊帳』のような文書編纂物は、近世後期を通じて全国的に広く作成されるようになるが、工藤航平氏は、その文書編纂物の精査を通じて、「埋もれていた民衆の思想・文化の一端を明らかにすることが可能である」と考える^{一七}。工藤氏は、文書編纂物を、支配行政の円滑化を可能にし、地域の権益確保を実現するものと把握するだけでなく、地域内部において調整機能を果たすものであり、さらに地域独自の論理の構築につながるものであると捉えている^{一八}。本章は、この工藤氏の解釈を踏まえつつ、元禄から享保期という早い時期に営まれた景利の文書編纂活動から析出される地域独自の歴史観、経済観を明らかにし、思想的な立場から文書編纂物研究の可能性をさぐることを試みたい。

以下本章は、第二節で本田の町場で発生した市場出入を扱い、第三節で新田の川除普請、年貢率、定免制実施を取り上げて考察を行う。第二節は、定期市から常設店舗という佐原村の商業機能の画期と言える事象を取り上げて、調停者としての村役人のありかたについて市場出入の事例に即しながら考えていきたい。とりわけ、調停の際に重要であると景利が捉えていた過去の規定、すなわち先規に対する彼の認識形成過程について考察し、さらにそこから析出される景利の経済観を明らかにする。第三節は、幕府の広域的・一元的な政策と在地社会固有の枠組みの間の調整という問題に対する景利の考えを、最晩年に記した「覚書」をもとに考察する。そして、享保期に幕府の地方政策が大きく展開するなかでよりよい調整の方策を模索し続けた景利の意識に光を当てる。

三二 元禄・宝永期の市場出入と『先年ヨリ市場出入之留書』に見る景利の経済観

(一) 『先年ヨリ市場出入之留書』について

前節で述べたように、佐原村には五つの組と、複数の村役人が存在していたが、彼らは経済活動をめぐって決して一枚岩ではなかった。この点について、本節では景利の名主在職時に大きな騒動に発展した市場出入を通じて検討し、地域の経済発展において村役人が果たした役割

についての景利の見方を明らかにしていきたい。

本節で用いる基本史料は、景利が享保六（一七二一）年四月に清書した『先年ヨリ市場出入之留書』（以下『市場出入』）である^{一九}。佐原村六斎市は、天正期以来、新宿の三つの宿、すなわち上宿（上宿組）、中宿（上宿組と下宿組の入会）、下宿（下宿組）において、五日おきのローテーションを組んで開催されたが、この市をめぐって近世前期に起こった四つの出入の経緯がこの史料には記載されている。すなわち、①寛永二〇（一六四三）から二一年にかけての本宿と新宿の出入、②元禄四（一六九一）年の上宿組と下宿組の出入、③元禄八年の本宿と新宿の出入、④宝永三（一七〇六）年から正徳二（一七一一）年にかけての上宿組と下宿組の出入、である^{二〇}。①と③は、市場権がない本宿側の新たな市開催を画策したために新宿との間に生じたものであり、②と④は、同じ新宿のなかでも河岸場に接し繁栄する下宿において常設店舗の町並みが形成された結果、市日の店舗営業をめぐって上宿組と下宿組の間で起こったものである。本節では主に②と④を中心に考察を進めるが、その理由はこの新宿の出入が、在地社会において定期市から常設店舗へと商業形態が移行するなかで、旧来の枠組みと新たな営みの間に生じた摩擦であるといえるからである。そして、この出入に当事者として関わり、その経緯を克明につづった景利の感想・考察を分析することは、元禄・享保期の民間実務家の経済思想、とりわけ市場経済に対する見方を論じるうえでの一助になると考えるからである。そうした視点から、本節では『市場出入』から析出される彼の経済観について迫っていきたい。

（二）元禄・宝永期の佐原村六斎市の市場出入

『市場出入』によると、元禄四（一六九一）年の係争の発端は、同年十一月三日に上宿で市が開催された際に、上宿の人間が営業を行っていた下宿の常設店舗に踏み込み、商品を押収した事件であった。それを受けて、下宿組では七左衛門・安右衛門・新左衛門の三人の組頭が江戸に上り、幕府評定所に出訴することになった。ここで下宿組の訴状のうち、景利のちになって問題視した部分を紹介しよう。

【史料三一五】

佐原村之儀町並二而、前々々常店を構、毎日商売仕来り候、市日二ハ時々之商売物市場へ出シ、其外難致持運物は、常店ニ差置申候処ニ、・・・興津内記様御知行所下町常店江、近藤作左衛門様御知行所上町之者共大勢二而ふミ込、家内之商売物諸品らうせきに取参候ニ付、其節

作左衛門様御知行所名主方へ相断、預け置申候、如此理不尽成致方迷惑仕候・・・

ここで下宿組は、常設店舗の営業は以前から行ってきた慣行であり、したがって市日の上宿組の商品押収は「らうせき」にほかならないものだから、「理不尽」な行為として処断してもらいたいと願ひ出たのである。これに対して、上宿組は翌十二月に長文の返答書を提出する。それによると、下宿は「船着二而市勝手能」ため以前より「市猥」、すなわち市日に市場以外の場所で商売を行うことをたびたび起こしていた。そのため「当四拾九年以前、六ヶ敷不仕候様二と両地頭様方市場御法度書両御判二而被置下、如前々急度市立来り申候」というように、寛永二〇（一六四三）年に新宿の領主によって以下のような「市場定」が制定されることになったと上宿組は述べる。

【史料三一六】二

定

一 佐原村市之儀前々之ことく上宿中宿下宿にて六斎たて可申事

一 市の日たて前之宿之外わき二て商人売人も着申間敷事

一 縦当所之ものたりと云共、市の日たて前之宿之外一切売買仕ましき事

右之条々相背候ハ、其町中より為過錢商人売人二付代物一貫文宛可出之候、若於違背仕候は、両地頭江申上急度曲事二可申付者也

近藤勘右衛門 用 清御書判

寛永廿年未霜月十五日

興津内記 忠 行御書判

両知行 名主

この「市場定」は、市日に市場以外の場所に、行商に来る商人を差配して市場料を徴収したり、また佐原村の人間であっても市場以外の場所でも商売したりすることを禁じ、違反者には過料を科するというものである。上宿組はこの先規を定めた「御判」を証拠に、「従先規、市場三ヶ所二相究申候故、市之節ハ上中之商人其売物持ちはこひ、市場へ罷出商売仕候、上中之市日二も右之通り二而、市日二は一切脇店二而売

買不仕候処ニ、常店と申上候儀各別ニ御座候、市日立前之外ニ而売買御座候得は、上中之市ハ潰迷惑仕候」と述べる。先規によれば市日には市場以外での商売は禁じられており、「常店」であつても例外ではない。だから十一月三日、営業をしていた下宿の「常店」に先規に従つて過料を科したのだが、支払いを拒否したため商品を押収したまでであつて「らうせき」ではない。そう述べたうえで、最後に「先規之通り御慈悲ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候」と結んでいる。

この訴状、返答書を踏まえて同年十二月十四日に評定所で裁定が下され、「市場定」を根拠に上宿組の全面的な勝訴となつた。そして、下宿組の名主・組頭、および下宿の違反商人から自らの過ちを認める証文（景利の言葉で言う「重証文」）が上宿組に渡ることになった。

このような形で元禄四年の市場出入は上宿組の勝訴となつたが、係争はこれで収まらなかった。元禄の出入の後の六斎市の様子について、景利は次のように述べている。

【史料三二七】

先年元禄四未ノ年上宿と下宿市公事有之節、寛永廿未年近藤勘右衛門様・興津内記様被成置候市場御定書之御加判迄通、上宿ニ所持致候ヲ、年久敷事故下宿之者共不存、御評定所江罷出対決致シ、右御加判ヲ以、下宿負公事ニ罷成候、右出入相済以後は、上宿方一入致吟味、上市・中市之節は下宿江上宿之者共相廻敵敷相改、少之売物致候而も踏込、壹貫文宛之過錢取之、別而一兩年以来ハ上宿ニ而市改役人ニ助藏・仁兵衛兩人を定置、其外組頭百姓差加り、上市・中市之節ハ下宿へ相廻り、五錢三錢之物売候而も過錢壹貫文宛押へ取、威勢振ひ申候由

右の引用部分から元禄の出入の後、上宿組は、市日の市場外での商売の取り締まりを強化し、少額の取引であつても過料を徴収するようになり、さらに宝永期に入ると、「市改役人」を設置し、それに村役人や百姓まで加わつて取り締まりを行い、過料徴収を徹底するようになった。この様子を景利は「威勢」という言葉で表現している。この「威勢」についてはあとで検討を加える。さて、この上宿組の過度な取り締まりに対して下宿組の側でも対抗措置を取るようになる。その経緯について景利は次のように書いている。

【史料三一八】

宝永三年戊七月廿二日夕、薬王院へ寄合付、下宿名主茂左衛門組頭共、并下宿之惣商人共致会合、段々相談有之处ニ、其中方申出候は、上中両市之節、助藏・仁兵衛方江勝手有之者ハ、致売物候而も上宿之者は大目を遣構不申候間、其余之もの共売物致候得は、少之売物ニ而も老貫文宛之過銭とられ、商人の内ニも高下有之猥ニ御座候、向後は御相判之趣堅相守、商売仕度者ハ壹銭之売物成共、市場へ持運売可申候、市場へ難出ものハ戸ヲ立右市日ニは一切売買相止可然候、如此相極候而之上破り候者有之は、上宿へとられ申候過銭老貫文之外ニ下宿へも老貫文取候様ニ仕可然候、左候ハ、内証吟味立、猥ニ有之間敷由申出、何茂一同致シ右之通相守可申之由連判書相認候由

宝永三（一七〇六）年夏、下宿組名主・組頭・惣商人が会合を開き、そこで上宿の「市改役人」の取り締まりに最煩があり、公正なやり方ではないことが議論された。そして、今後は「市場定」の徹底順守の立場を取り、下宿組の側でも取り締まりを実施し、過料を徴収することに決め、連判する。この時の様子について「此節薬王院之森振動致候而、町方ハ薬王院ニ喧嘩ニ而も有之哉と欠付」と記されており、下宿組が異様な雰囲気にあつたことが窺える。その後下宿組は取り締まりを実行し、上宿市日に市場外で商売をしていた上宿組の人間を摘発し過銭を徴収する。だが、これに怒つた上宿組は寄合を行い、「上市之節下宿方終ニ致吟味事無之处ニ、今度過銭取候間、下市之節向後横宿・新河岸ヲ上宿方致吟味可申」と、今度はその報復として、下宿市日に、下宿の新開地であり、市場が開催される香取街道から外れたところに位置する横宿・新河岸での商売を取り締まることに決める。この横宿・新河岸は商慣行としては下宿組のそれに従っていたが、行政的には入会地であつて三組の住民が混在していた。その結果、「権之丞（下宿組名主、筆者注）持分借地ニ居候上宿支配之百姓店借」というような大家は下宿組だが、自身は上宿組に属しているというような「店借」が多く住んでいた。このように宝永期の市場出入は、新開地も「市場定」の適用範囲とするのかという新たな問題を抱えることとなつたのである。

また、こうした出入は市日の佐原村の市場機能を著しく悪化させることにもなつた。

【史料三一九】

八月三日上市同八日之中市江、在々方付出候竹木薪等并島々方参候者共、市場之外ニ而売買不罷成候由下宿方申渡シ、縄張之内市場へ牛

馬追込、市場之外へ置不申候故、市場殊ノ外込合候由、又十三之市日ニハ、上宿方市場之外売買不罷成候由ニ而、竹木薪付候牛馬下宿へ押込、市外ニ不置故込合候而、在々之者共致難儀、市日ニハ不参之者も有之由

市日は、通常よりも大いに賑つていたのであろう。多くの物資、来客があつた。当時の佐原村では市日には、下宿のみならず、新開地での取引が行われていた様子が上の引用からは窺える。もはや市場だけでは対処しきれないほど佐原村の商業は発展していたのである。そのような「市場定」を徹底順守し、上宿組と下宿組の双方が市日の取引可能区域を「縄張」によって囲い込み、そこに物資・来客を押し込んだため、取引が困難になった。その結果、市日の佐原村を敬遠するものも出てくるようになったのである。

こうして対立が激化するなかで、検見に訪れた新宿領主の家臣が、八月二十七日に調停に入り、「市場定」の順守と市日の市場監督のあり方を定めた書付を上宿組と下宿組の双方に下す。この新たな「定」は、これ以降寛永の「市場定」の違反者が不服を申し立て、訴訟を起こすことを禁じ、該当者は「所追放」を申し付ける罰則を定めた。しかし、この「定」は、新開地の扱いについては触れておらず、この翌日の下宿市から再び新開地での商売をめぐつて上宿組と下宿組の市改役人が対立する事態となる。そして、これ以降「市場定」違反があると、逐一上宿組が江戸の領主に通達するようになる。たとえば、「十月廿三日之市ニ下宿組ニ而平左衛門・善四郎・清五郎・彦兵衛・太郎右衛門右五人売物致候間、過錢被申付候様ニと茂左衛門方へ上宿方断有之由、下宿方返事ニ致吟味、是可申遣と返事致候由、然ニ上宿之者共致断捨ニ、其日江戸へ罷登、興津伝之助様御屋敷へ訴状を以て願出候」という事態となる。この上宿組の通告で「市場定」違反を知った興津氏は、違反した商人五人のみならず、組頭四人、大家二人を江戸に呼び寄せ、結局名主茂左衛門を含めて十二名が「閉門」に処された。さらに、年末に領主興津氏は以下のような通達をし、それを認める証文の提出を下宿組の惣百姓に求めた。

【史料三一〇】

雲平殿方惣百姓へ被仰渡候ハ向後市破候ハ、当人は不及申ニ、大屋共ニ町並之屋敷被召放追放可被仰付由之証文仰付候ニ付、百姓共申候ハ、大切之証文ニ候間御免可被下候、店借り之かるき者共、大屋ニ恨有之者わざと市破り候而、大屋ニ身体為打候事も可有之候間、御証文之儀は幾重ニも御訴訟申上候、先規之通市破り候者共方ハ壹貫文宛之過錢ニ而可被下旨達而御訴訟申上候由、權之丞申候ハ御屋敷方

被仰出候儀不致候ハ、違背之科可有之由申候由、百姓申候ハ違背は不仕候迷惑成証文ニ候間、御訴訟申上候由ニ而、もめ合埒明不申候

度重なる「市破」に立腹した興津氏は、下宿組惣百姓に対して今後「市場定」の違反があった場合には、本人はもとより、大屋共々「追放」に処すこととし、それを受け入れる証文の提出を百姓側に求めた。これに百姓は猛反対し、証文の提出を拒否するが、権之丞ら下宿組の村役人層は「違背之科」を恐れ、受け入れを主張したため、百姓側から反発を受けることとなった。この結果、新宿の市場出入は、興津氏の新たな罰則規定を受け入れようとする下宿組の村役人層と、断固拒絶する下宿組惣百姓の間の対立となり、混迷を深めていき、正徳二（一七一二）年まで続く大きな騒動となったのである。

（三）市場出入についての景利の考察

先に述べたように『市場出入』は、他の文書編纂物に比して、景利の感想や考察を述べた部分を見る機会が多い史料である。ここでは、そうした部分を手掛かりに市場出入に対する景利の考察を二つに分けて検討してみたい。

第一に、この市場出入が、幕府や領主の定めた規定、すなわち先規（景利の言葉でいう「御加判」）の先々の経済活動に対する影響の大きさについて景利が考えるきっかけとなったことである。『市場出入』で寛永二〇（一六四三）年の「市場定」を記したあと、景利は次のような注記をしている。

【史料三一―一】

但此御加判ハ本宿と新宿市取合ニ付被成候御加判ニ而御座候所ニ、下宿百姓末代之難儀ニ罷成候、予相考ニ、惣而加判之事末々外之事之障リニ成候事世間ニ多有之候、末代事ニ而候間、能々思慮有べき事也

景利の考察では、「市場定」の本来の目的は、寛永二〇年に新宿に対抗して新たな六斎市の開催を企てた本宿の動きを抑えることにあり、新宿の領主の定める規定を通じてそれまで慣例として行われてきた六斎市の権利を保全することにあつた。ところが、六斎市開設から百年、

「市場定」制定から五十年近く経った元禄期に入り、下宿一帯に常設店舗が並ぶようになると、「市場定」は常設店舗の市日の営業を禁ずる規定となり、「下宿百姓末代之難儀」という事態を招いた。この事例から景利は、「惣而加判之事末々外之事之障りニ成候事世間ニ多有之候、末代事ニ而候間、能々思慮有べき事也」という考えを持つに至る。すなわち、先々のことを考えずに不用意に規定を定めると、別の経済活動の足かせとなり、係争につながると考えたのである。また、この考察部分からは、経済活動の枠組みを形作る主体は、先規の影響力や係争発生のリスクなどを考慮する思慮深さを伴っていなければならない、という考えを読み取ることができる。そうした舵取りをする主体、すなわち村役人にとって過去の係争の経緯を調査・考察することは、今後起こりうる係争リスクを予測するうえで有効であると景利は考えたのではなからうか。第一節で述べたように、景利が自身の文書編纂物の特筆すべき点として、「品々其落着之訳」を詳細に書き留めていることをあげているのは、こうした名主時代の経験と結びついていたのである。

第二に、景利が市場出入の根本的な原因として、村役人の内面性を問題視していることに注意したい。次の引用は、『市場出入』の奥書にある彼の感想部分である。

【史料三一―二】

經ニ曰、八万四千ノ煩惱ハ貪・瞋・痴ノ三毒ヲ以テ根本トスト有リ、此出入ノ根元ヲ糾察ニ、貪欲ト侈ヨリ出タリ、貪ト侈ノ二ツニ闇サレ、慈悲心ナク、ナサケヲワスレテ本心ヲウシナフ、本心クラキカユヘニ、邪心ヲ生ス、故ニ邪法ヲ行ヒ、諸人ヲ苦シミ、其身モ亦苦シム

右の引用では、「本心」（この用語については第四章で考察する）を失い、他者に対する「慈悲心」も忘れ、「邪心」と「侈」を持った人物によってこの出入が起こったと景利は考えている。ここではその人間が村役人であるとは述べられていないが、別の史料において景利は次のように語っている。

世間の公事沙汰を考るに、多くハ欲心侈高ふりより出たり、子細ハ名主自分侈有之故其身を高上におもひ、自分と威勢有らん事をおもへ共、百姓それ程不随、依之しかりふすべ候而も不聞、自分の力に及ばざるゆへに地頭役人へ内証手入して其身はしらざるふりニ而糺明にあわす

「侈」という語は、一般的には「贅沢」というような物質的な高ぶりを意味し、同時代を生きた田中休愚は「侈」をそのような意味で用いる場合が多いが、景利の場合には内面的な高ぶりが強調されている。すなわち、それは自分の優位性（「威勢」）を誇り、他人を蔑ろにして利用するような姿勢を意味した^{三三}。こうした「侈」を村役人が持つと、下層の百姓との間に大きな恨を生むことになるが、景利が問題視するのは「威勢」を保つために「侈」った村役人が領主に働きかけて、下層の百姓の不利益となる処置を企てることであつた。これが景利の考える公事沙汰に至るプロセスであるが、ここからは村役人の内面性が村全体の経済・風俗の善し悪しを決める要因であるとの考えが読み取れる。また、「地頭役人へ内証手入して其身はしらざるふりニ而糺明にあわす」という文言からは、領主の介入に対する好意的な印象をまったく感ぜない。むしろ、それは「侈」った村役人の「威勢」に拍車をかけるだけだと景利は感じたのである^{三四}。

先規の硬直的な性質がもたらす影響に、村役人の「侈」が組み合わされて、市場出入は激化したのだと景利は考えたのであるが、とりわけ景利が問題視したのが、「元禄四未年下宿之者共、先年兩地頭市場御定書之御加判、上宿ニ所持仕候ヲ不存、懸公事致候訴状之文言之内ニ常店ニ而売物致候と書出シ候、是御相判之儀不存はまり候ゆへ負公事ニ成、重証文上宿へ渡末々迄不宜候事也」という点である。この引用を見ると、「市場定」という先規の存在を知らずに「懸公事」を企て、それを通じて市日の店舗営業の公認を得ようとした下宿組の側にも、また評定所の裁定によって全面的に主張が認められたことで「威勢」を張り、過度の取り締まりを行った上宿組の側にも、「侈」があつたと景利は判断していたと言える^{三五}。双方の「侈」に共通するのは、幕府評定所という権威の力に頼ろうとする意識である。つまり、「侈」とは現実の場では、公権力の認可を振りかざして「威勢」を張る形で顕在化し、それが経済活動の場での係争の火種になっていると景利は考えたのである。

それでは、旧来の六斎市という枠組みと、常設店舗営業という新たな経済活動の展開とがせめぎ合うなかで、景利はどのような経済のあり

方を模索したのだろうか。それは村役人による村全体の利害に沿った調整というものであろう。そのために必要なことは、「市場定」をはじめとする過去の先規の調査を通じて旧来の枠組みを明確にすることであり、元禄四年の下宿組の村役人のような対応は避けねばならなかった。もちろん、「此如之御加判御座候事、内記様御屋敷ニ而御存候方無之、下宿名主百姓も曾而不存」というように、元禄の出入の時点で下宿組では領主役人も含めて誰も「市場定」の存在を認識しておらず、また、景利が調査を進めるまでは、市場に関する証文は上宿組が独占的に保持している状態であった。しかし、だからといって景利は下宿組の対応に同情しているわけではなく、「不宜候事」であると断ずるのである。

また、先規を熟知しているからといって、それを自己の営みや權益を幕府や領主に認可してもらうために利用することに対して景利は否定的であった。「以来本宿方懸公事必可有用捨候」といった文言が『市場出入』にあるように、「公事沙汰企てべからず」^{二六}というのが景利の信念であった。では、景利は『市場出入』のような文書編纂物をどのように活用すべきであると考えたのか。次の引用を見てみよう。

【史料三一四】

此市公事之書物ハ前々手前ニ一切留書無之處ニ、我等数年心をくだき、所々ニ諸証文ヲ段々写取、近年ニ至漸写取極メ如此一冊ニ致清書置候、此之帳ニ記候外ニ証文有之間敷と被相考候、尤此帳他見可為仕書物にあらず、用事之節ハ密に可披見、勿論無紛失様ニ大切ニ可仕候、為後代寄集一冊ニ仕置者也

『市場出入』は普段は秘しておき、「用事之節」に参照すべき資料であると述べており、係争調停の際に依拠すべきものと位置づけられていたことがわかる。こうした先規をどのように調停の際に用いるべきと考えていたかが問題になるが、景利はそれについては直截には語っていない。しかし、考えうることで、先規を守りつつも、それが恣意的に拡大解釈されるのを防ぐことで、新たな営みとの間に折り合いをつける方向を目指したのではないか。

たとえば、元禄期の商業発展に伴って、下宿のみならず市場権を持っていない本宿側にも常設店舗が形成されるようになる。それを受けて、この本宿の常設店舗に対しても、上宿組は市日の店舗営業停止を要求し、商品押収未遂事件が発生する。そこで景利は、上宿組名主が所持す

証文等の調査を通じて、本宿組領主天方氏から上宿組領主近藤氏への寛永二〇（一六四三）年の書状を発見し、その考証から本宿は佐原村六斎市とは無関係であり、「市場定」の適用範囲外にあることを明らかにする。そして、「天方主馬様近藤逢坂介様方近藤勘右衛門様へ被遣候御状之趣」二面は、以来本宿市場ニ成事難成様子ニ相聞へ候間、其心得可有候、只今之通ニ而候得者、市場ニ而無之候共、不苦商売仕候事、前ニ記候通り上宿之者共ニ売物とられ不申候様ニ常々相心得候か肝要也」と述べる。相手の「威勢」に対して、「威勢」を以て対応するのではなく、先規の分析を通じて冷静な対応をすることで、新たに芽生えた本宿の常設店舗という営みと折り合いを付けることができると景利は考えたのである。

さらに、先規の適用範囲を決めるうえで景利には考慮すべきもう一つの重要な点があった。それは【史料三一・二】にあるこの出入の当事者たちが失っていた「慈悲心」と「ナサケ」である。それでは、市場出入で「慈悲心」および「ナサケ」をかける対象とは誰だったのか。それに関して、宝永の市場出入に際して、新開地である新河岸で商売をしていた上宿組頭治郎兵衛の店借で零細商人の酔屋善兵衛から以下のような聞き取りを景利が行っていたことが興味深い。

【史料三一・五】

右之内、上宿組頭治郎兵衛借地ニ居候酔屋善兵衛申候ハ、十三日廿八日下市ハ先年方河岸通りニ而商売仕来候儀偽無之候間、其通之口書下宿へ相渡申候、尤其節私ハ留守ニ而名代ニ而印判致候共、先年方商売致候儀紛無候、殊ニ一組のなさけも無之上市中市之節ハ商売不為致、少之もの売候而も過錢御取被成候、下市ニ而して商売致、妻子はこくみ罷有候、あやまり証文罷成間敷由申候由、依之大屋上宿組頭治郎兵衛方店押立候由

酔屋善兵衛は、上宿中宿で市が開催されている時は商売を自粛し、下宿市開催時に河岸通りで細々と商売を行っていた。商慣行としては下宿に合わせていたが、支配的には上宿組に属し上宿組頭治郎兵衛の借地に住む、佐原村ではマージナルな存在であった。宝永三（一七〇六）年八月、上宿組が横宿・新河岸の取り締まりを行うに先だって、下宿組名主組頭は横宿・新河岸で活動する商人を呼び寄せ、下宿市日に以前よりこの新開地でも商売をしていたか否かの確認をとり、証拠として「口上書」を提出させる。酔屋善兵衛もその一人であった。だが、彼は

上宿組支配の人間であるため、「口上書」を下宿組に提出した事実が上宿組に発覚すると、上宿組組頭より「市之儀ニ付、下宿へ連判相渡候段不調法至極仕あやまり候間、此上如何様ニ被仰付候共少し御恨申上間敷」という文言の「あやまり証文」の提出を命じられた。しかし、酔屋善兵衛はこの提出を拒否したため、治郎兵衛の借地から追い出されることになった。景利がこの酔屋善兵衛の聞き取りを取り上げた理由は直截には述べられていないが、おそらく彼に対する同情からであろう。と同時に、こうした零細な商人の生活を左右する重要な証文の提出を安易に命ずる上宿組・下宿組双方の村役人に対する憤慨の気持ちをうかがうことができる。

横宿・新河岸といった新開地における商業活動は、おそらく「市場定」制定の寛永期には想定されるものではなかったであろう。こうした先規の適用範囲に入るか否か判断しがたい活動は、この時期の経済活動の場にそれなりにあったのではないだろうか。そして、そこには酔屋善兵衛のような零細な営みがあった。「妻子」のためにそうした空間で行われる営みを杓子定規に禁ずるのではなく、明白な先規違反でない限りそれを許容する、そのような姿勢を景利は村役人に期待したのではなからうか。

(四) 小括

『市場出入』の考察内容をまとめると次のようになるか。景利にとって円滑な村民の経済活動を保証するうえで必要なことは、過去の先規に精通し、それがいかなる理由で生まれ、そしてその適用範囲がどこまでかを史実に裏付ける形で熟知しておくことであつた。それが既存の先規と新たな経済の営みの間で生じた摩擦を、公権力に頼ることなく在地社会の枠内で解決できる方策だと考えたのである。そのうえで重要なかじ取りをするのが村役人であると景利は考えていた。また、村役人には先規の熟知と、それを適切に扱う能力が求められると同時に、「侈」と「威勢」を抑え、ある程度の「慈悲心」を持った内面性も陶冶しなければならなかった。「能々相考障無之様ニ」とか、「越度ニならざる様に勘弁可有之事也」というように、問題発生時に村役人の思慮深い判断力を求めたのも、先規と自己の内面性に基づく判断のバランスが大切であると景利が考えたからにはかならない。

ところで、近世初期からの市場の歴史を辿るなかで、経済の実態やそこに関わる人々が大きく変化してきたことを景利は実感したに違いない。たとえば佐原村六斎市の開基に関わった天正期の有力者三人のうち、一人は依然として商売を営んでいたが、かつての商人を差配する特権は失われ、また他の二人は市場から姿を消していた^{二八}。と同時に、そうした経済主体が消長するなかで唯一変化しないもの、それが紙に書

かれた先規であるという印象を抱いたのではないだろうか。前章の議論を踏まえて言い換えると、「無常」に変化する社会経済のなかで、先規だけはある種の硬直性をもって存在する。だが、古い時代に定められた先規を墨守することに当然疑問や抵抗が景利にはあったであろう。先規はそれとして守りながらも、新しい経済状況に対応していくことを模索するところに景利の村役人としての苦悩があった。祖法順守は幕藩体制の根幹であり、公事となれば時代遅れとなった先規が適用される^{一九}。それゆえに、公事を避け、先規を何らかの形で尊重しながらも、新たな経済状況に対応していく力量を村役人に求めたのである。さらに、先規はその硬直性ゆえに、扱いを間違えれば経済主体の間に恨を生み出し、公事出入の要因となりうるが、同時に円滑な方向へと村民全体の経済活動を導くうえで出発点となるものと景利は考えたのではなからうか。「末々外之事之障り」になるというように、先規が経済活動の足かせとなる危険性を理解する一方で、第一節で見たように景利は青年期から晩年に至るまで、暇を見ては先規の調査に情熱を注いだ。このような姿勢からは、景利の先規に対するアンビバレントな意識を読み取ることができる。筆者は考える。

三・三 享保期幕府地方政策の展開をめぐる景利の模索

(一) 享保八〜一〇年の幕府地方政策の展開と景利の「覚書」

『部冊帳』後巻は、正徳五(一七一五)年から享保一〇(一七二五)年の間に主に幕府より発給された通達文書を中心に構成されているが、同時代の出来事に関する記録であるために、景利の考証部分や考察部分がほとんどない。天正期から正徳四年までを扱った『部冊帳』前巻には「下総国香取郡佐原村古来ヨリ留書」という副題がついており、歴史書の様相が与えられているのに対し、後巻は毎年編纂される公用留日記と位置付けられていたようである。

そうした『部冊帳』後巻のなかで、例外的に景利の考えが述べられている箇所がある。それが、第二三巻収録の佐原村新田の川除普請の経緯について述べた「覚書」と、第三三巻収録の佐原村新田の年貢率に関する幕府役人との想定問答を記した「覚書」である。本節はこの「覚書」を基本史料として、広域的・一元的な支配政策を展開する幕府(役人)に対して景利がどのように地域の事情を示し、調整をはかることが望ましいと考えたのかという問題を検討してみたい。だが、本題に入る前に、なぜ景利が死期を自覚した最晩年のこの時期に「覚書」を書

いたのか、その背景について簡単に考えてみよう。

まず、川除普請について。元禄期に始まった広域的な川除普請政策は、享保期に見直しが行われる。大谷貞夫氏によると、幕府勘定所は、増加の一途を辿る普請費用の削減、より広域的な管理・負担体制の確立を目指して改革を行う^{三〇}。たとえば、享保九（一七二四）年に川除普請の設計を担当する「普請役」が設置され、翌一〇年にはそれまでの川除奉行に代わって新たに江戸川・鬼怒川・小貝川・下利根川の関東四川の普請を広域的に管理する「四川奉行」が設置される。ただし、「四川奉行」は早くも享保一六年に廃止されるように、広域管理をめぐっては幕府勘定所のなかでも実効性のある方策を打ち出せずにいた。「覚書」はこうした改革の前年に書かれたものであるが、それは幕府と同様に、在地社会の側でもそれまでの広域政策の問題点が認識されていたことの表れとみてよいだろう。

次に、佐原村新田の年貢率についての「覚書」は、享保七（一七二二）年より始まっていた定免制が、九年になって佐原村でも実施する運びになったことが背景にあった。戦国末期から近世前期に佐原村の北東に広がる香取海の沖積洲島の開発によって成立した新田は、菊地利夫氏の研究によると、享保期に入り連年のごとく水害と稲作水腐に見舞われた^{三一}。景利の存命中の享保六年と八年には大きな水害が発生し、この二年は年貢が免除され、享保七年には復旧・救恤のための「御救普請」が実施されている。享保六年二月に作成された佐原村新田の村鑑明細帳^{三二}には、「田畑質入直段之義水損場故過半直段下直二御座候」とあるように資産価値は低く、その生産性も低いうえに「右田畑取石之儀御新田故、或水腐又ハ潮のさし引も御座候而不作仕候、年ニより皆損仕、書上仕候より過半相違ニ出申候得共、大概豊年ノ積り如此」と不安定であった。このようななかで佐原村新田の定免を設定する際に幕府役人との交渉に臨む村役人のためにこの「覚書」は書かれたのである。以上のような享保期の幕府の諸改革が在地社会で実施されていくなか、死期を悟った景利は何を考えたのであろうか。この点を掘り下げて考察していこう。

（二）享保八年の「覚書」に見る川除普請政策をめぐる景利の認識と模索

佐原村新田村鑑明細帳には、「一堤長八千七百貳拾五間、高踏六尺、鋪四間」と川除堤に関する記載がある。それに続いて「右ハ利根川川除岩ヶ崎・佐原・篠原・津宮・大倉五ヶ村御田地かこいにて御普請所ニ御座候、川除御奉行様へ奉願毎年御普請被仰付候」^{三三}とあるように、川除奉行に願書を出し、その査定のうえで毎年「御普請」をしていると述べている。この新田の川除普請に関して、景利は以下のような「覚

書」を書いている。

【史料二一六】三四

覚書

御料所川除御普請之儀、先年ハ村切之御普請ニ而、御支配之御代官様へ願上、入用之杭木ハ御林ニ而被下、竹萱木ハ御買上ニ而、人足御扶持方ハ一日一人ニ米五合宛之積り被下、一村切之田地囲普請仕、他村へ人足被引候儀も無之、又他村より人足引候儀も無之候故、毎年普請ハ不在五年七年或ハ十年ニ一度程宛普請致候故、御公儀様御入用もすくなく百姓村入用も左已懸り不申候所ニ、中奥川除御奉行出来候而、村々御普請組合ニ被仰付候故、御普請願不仕候得ハ、二三里有之他村迄も引人足被仰付百姓難儀仕候間、相延シ候能場所も村々ニ而毎年御普請願仕候、依之先年と違、休閒なく村々ニ毎年御普請有之、年増ニ御普請多罷成、御公儀様御入用も多懸り候ニ付段々御吟味有之、直竹ハ前度より百姓役仰付、其後九尺より短き杭木ハ百姓役ニ被仰付、御扶持米被下候儀も御止ニ罷成候上ニ、依之先年と違、他村之御普請入用之分村々より出し村入用段々多罷成候事、元禄十四巳年川通へ右手代衆六人下役十式人御普請改ニ被廻村々御普請組合ニ被仰付、依之所々へ引人足仰付候、遠方へ被引候節ハ、一日之御用往還三日宛懸り百姓難儀仕、其村并近村之者共へ人足賃金渡シ仕候故、百姓臨時之入用かかり申候、村々難儀ニ存候得共、一人立候而御訴訟可仕事ニも無之人並ニ仕罷有候

この「覚書」を見ると、下利根川通の普請政策は元禄一四〜一五（一七〇一〜〇二）年に大きな画期はあったと景利が考えていたことがわかる。すなわち、元禄一四年以前は、普請を行う主体は村であり、村ごと（「村切」）に自村に接する川除の普請を代官に願い上げ、そして幕府からは資材が提供され、扶持米の支給もあった。また、村ごとであるため、他村との間に人足のやりとりはなく、「御普請」も毎年は実施されないため、幕府、村双方にとって負担が少なかった。以上のように「先年」の状況をまとめている。

ところが、元禄一四年に川除奉行が設置され、それまでの「村切」で出願・実施していた「御普請」が、支配関係にかかわらず川除奉行の管理下に置かれることとなった。この点につき、元禄一四から一五年の『部冊帳』によって補足すると、元禄一五年二月に勘定奉行四名によって、「常陸国下総国利根川通御料私領当年春堤川除普請之儀、前々組合之村ニ無構、今年より川通高割ヲ以申付候、なよ竹は村役ニ為出

之候間平岡三郎右衛門諸星内蔵助兩人より相触次第少しも無滯急度可出之者也」^{三五}という通達が来る。同年から、川通りの村々の村高に応じて人足を徴発し、それを川除奉行（平岡三郎右衛門・諸星内蔵助）が川通りのそれぞれの普請場に差配する制度が始まったのである。この制度は、宝永・正徳期の多少の制度変更を経て享保期に至るが、そのために「百姓」が「難儀」していると景利は考える。それは人足徴用の問題であり、自村の「御普請場」を出願しない場合には、「二三里有之他村」の普請に徴用され、さらに遠方の場合には三日を要するため、やむなく人足賃を支払って別の人を雇うことになり、百姓の大きな負担になっているというものである。この「引人足」問題を回避するため、各村は、普請の必要のない箇所も毎年「御普請」として願い上げるようになった。その結果、幕府の支出は多くなり、村が負担する資材も増え、扶持米の支給も止まってしまったと振り返っている。

ところで、この普請費用負担および普請件数の増加につながった「引人足」の問題は、どのような経緯を以て利根川通で始まったのであるうか。この点を簡単に確認してみよう。

利根川通で広域的に人足を徴用して幕府が川除普請を実施したのは、『部冊帳』によると貞享五（一六八八）年のことであつた。すなわち、「右之通今度鍋子新田御普請、高割二而引人足被仰付、相勤、他村へ引人足二罷出事此年より始ル」^{三六}とあるように、鍋子新田（現千葉県印旛郡栄町）の開発に伴うものであり、支配関係にかかわらず下利根川流域の村々から人足が徴発された。しかし、その後「引人足」に関連する記事は元禄一〇（一六九七）年三月の代官岡田五右衛門から佐原、岩ヶ崎、篠原村への以下のような通達まで確認できない。

【史料三一七】^{三七}

一其村当春御普請人足之儀、新川通新御普請上須田新田前へ出シ可被申候、尤右御普請之訳并丁場等相渡シ可申候間、組頭一兩人宛明日
釜井村迄可被差越候、以上

三月十一日

大沢谷右衛門印

岩ヶ崎村 佐原村 篠原村 右名主中

上須田村（茨城県稲敷市）周辺の「新川通新堤三千間」の「御普請」に際して、三ヶ村に対して担当の普請場が割り当てられることとなつ

た。これに対する三ヶ村の反応は次のようなものであったと景利は回想している。

【史料三二八】三八

脇川より結佐迄新川通新堤三千間、当春御普請、岡田五右衛門様守屋助次郎様御立合ニ而被仰付候、爰許三ヶ村自普請大分有之処ニ、前度右新川通御普請之御目論見之様子曾而不存罷有候処ニ右御廻状参、皆々驚入寄合附候而、自普請訳当月廿日迄如何様之儀有之共急度仕立可申段何も致加判願書相認、佐原長兵衛篠原十兵衛、助次郎様手代吉村平内殿被居候羽根野村へ罷越、三ヶ村大分之自普請御座候処ニ、今度上須田へ引人足被仰付何共迷惑仕候、百姓自普請之儀候間存違前度不願上候、上須田へ引人足御赦免被成候、我々田地圍之自普請仕候様被仰付可被下候、段々願上候処平内殿被仰候は、自普請申立ニ難成候、最早御普請人足仕組候間不罷成候由、縦江戸迄訴訟ニ罷出候而も不叶事ニ候間、普請人足可出旨被仰付、無是悲罷帰候

代官より上須田村への普請派遣を不意に命ぜられた三ヶ村は動揺し、代官の手代に対して、三ヶ村の普請場の大部分は「自普請」によるものであるので、他村への「引人足」を命ぜられる理由はなく、迷惑であり、免除してもらいたいと回答する。そして、自分たちの川除普請に専従できるようにと嘆願するが、却下され、やむなく「引人足」を受け入れることとなった。

興味深いこととして、同年十二月に三ヶ村は、従来まで「自普請」であった三ヶ村の普請場を「御普請場」として認可してもらうために願書を提出する。この願書提出の際の三ヶ村の思惑について景利は次のように記している。

【史料三二九】三九

右願書ハ御手代不留川兵八殿佐原村泊ニ而差上願申候、御料地川除堤此節迄ハ百姓自普請ニ毎年致来候所、何も相談ニ自普請申立ニ不成、他村へ引人足被仰付候間、御公儀御普請ニ願上可然旨相談相極願上候ニ付、此節より御公儀御普請ニ成、来寅春中須田近所之村々引人足ニ而御普請被遊被下候、尤此節より人足御扶持方被下候事

川除普請は「村切」（佐原村新田の場合は三ヶ村共同）で管理・実施するというこれまでの慣行は、川除奉行・御普請組合の成立に先立つ元禄一〇年頃に崩れつつあり、幕府の命令によつて他村の「御普請場」に「引人足」が徴発される懸念が高まった。こうしたなかで三ヶ村は対抗措置として、自らも「御普請場」の出願をし、逆に他村からの「引人足」を活用しようと考えたのである。ここからは、利根川という大河川の一元的管理をもくろむ幕府と、他村への「引人足」を回避し、他村からの「引人足」を利用しようとする地域の思惑が水面下で揺れ動いていたことがうかがえる。このように広域的な普請政策には、必然的に「引人足」の問題が発生し、それを回避するために自村の「御普請」を毎年出願するのは、長期的に見れば全体の負担を増加させることにつながるとはいえ、やむを得ないことだ、と景利は自らの名主経験に照らして考えたのであろう。この「引人足」問題に対する認識のギャップが幕府と在地社会の間に生じ、普請の現場では実態と政策との齟齬を調整していかなくてはならない状況にあったと思われる。だが、その調整を在地社会の負担増加にならないように円滑に行うのは困難なことであった。

このように元禄期に制度化された川除奉行と御普請組合は、川除普請行政の広域化・一元化を目指すものであったが、享保期に至り幕府・百姓の双方にとって負担の大きなものとなり、改善が必要であると景利は考えたのである。しかも、それに前後して「当卯ノ春より川除御奉行御止ニ罷成、松平九郎左衛門様小宮山森之進様野田三郎左衛門様御三人へ御支配切ニ御普請所被仰付候」^{四〇}というように、享保八（一七二三）年に川除奉行が廃止となるという制度変更があった。今後もさらなる抜本的な制度改革が行われる予感が景利のなかにあったのかもしれない。だが、「覚書」で「菅人立候而御訴訟可仕事ニも無之人並ニ仕罷有候」と述べるように、今後の川除普請のあり方について方向性のある見通しを持つことができず、「人並」のままではいるのだと述べている。

景利は、基本的に川除普請は「村切」で行うのが良いと思っていたはずである。前章で触れた宝永二（一七〇五）年に、関東地方で初めて実施された大名手伝い普請の際、当時新田の年番名主であった景利は、佐原村周辺の普請場を五七五両余りで入札し、請負人となる。景利は、その入札の動機について「今年は御料所年番ニ而候得は、御用之度々罷出申事ニ御座候、他之請負にかゝり候ハ、手代衆へ申込かすめられ候事も可有事、殊ニ所之百姓ニ日雇賃とらせ候ためニも能々旨致了簡、入札思立候」^{四一}と述べているが、他地域の請負人による普請では、地元の実情や要望ではなく、他地域の人間の利益が優先される方向に幕府役人が傾いてしまうと述べている点に注意したい。この点については第五章で考察する田中休愚の普請に対する考えと軌を一にしている。その意味でその地に住む人間の手による普請が理想であった。だが、大河

川の「落口」にある「長八千七百式拾五間」の川除堤を在地社会の費用負担だけで維持するには困難を伴うと景利は考えていたのではなからうか。このように利根川通川除の維持・管理は最晩年になっても景利が模索し続ける難しい問題だったのである^{四〇}。

(三) 享保九年の「覚書」と佐原村新田に関する景利の歴史観

享保九(一七二四)年、佐原村に過去五ヶ年の年貢収量の調査に関する通達があり、定免制による年貢納入が行われることになった。こうした状況のなか、景利は左のような「覚書」を記す。

【史料三一〇】^{四三}

覚書 以来御尋之節答可申訳有増書付置

一 御尋ニ、佐原村新田御取ケ之儀、世間ニ無之下免ニ而有之候、尤永引高等有之候得共、夫共ニ有高へ平均候而も下免ニ相見江候、如何様之訳ニ而下免ニ而候哉

一 答言、佐原村新田之儀、年々御検見引方有之ニ付下免ニ相見へ申候、子細ハ元来水付之田地ニ而、先年ハ新嶋村々同前之内検地ニ而御見取場ニ而御座候処ニ、中奥百姓中間出入ニ而、御公儀様より御検地入候節、百姓存寄ニハ高石ニ罷成候儀、百姓永々難儀ニ御座候段様々御訴訟申上候得共、不相叶、高石ニ罷成候、利根川末嶋田ニ而、取分佐原岩ヶ崎田地ハ利根川ハ不及申、其外所々之川々落口之水当り而大分川欠ニ罷成候、然ニ不断は田地より川水ひくき用水かかり不申、銚子より汐之差引ニ而真水を押返し候ヲ用水ニ仕候、・・・世間水損無之年も込上ケ水ニ而水損仕、又は潮くさりニ罷成満作ニ収納仕候年無御座候、右之訳ニ而、年々引方多有之ニ付、下免ニハ相見へ候得共、百姓ハ困窮仕候、其訳ハ佐原村之儀町並家居大体ニ相見へ候共、此等は百姓ニ而無御座候、上方之商人共借地ニ仕其者共普請仕商売仕候、百姓之儀は裏家にかがみ候而暮し兼申候、此段ハ近村ニ而御尋候得は慥ニ相知れ申候、勿論二年三年ニ一度宛之満水仕候故、其節ハ種夫食等うしない種買調夫食借用を以取続候故、縦ハ老年計満作仕候而も跡引ニ罷成、ゆたか成事無御座候、前二記候通り世間満作之年もさわり無之収納仕候無之場所ニ而、年々引方有之土地ニ而御座候

佐原村新田の年貢率が「世間ニ無之下免」である理由として、利根川の「落口之水当り」であるため水害に見舞われやすいことに加え、平時には河川が田地よりも低位にあるため用水が引きづらく、満潮時を利用して田に水を入れるという水郷地帯特有の田地形態をあげている。また、世間で水損のない年でも「込上ケ水」によって水損を被り、また塩害も重なるという特殊な環境にあった。だが、このような耕地であるため本来ならば「御見取場」であるべきはずなのに、延宝六（一六七八）年の検地で石盛が付され、石高が設定された。佐原村の石盛は新田にしては高く、その生産力に比して一七一五石余りの石高は過重なものであり、したがって毎年相応の減免が行われるのは当然であると景利は考えたのである。

このように佐原村新田の特殊性を考えるうえで、景利が重要視したのが延宝検地であった。そこで「覚書」の考察に入る前に、佐原村新田の形成から延宝検地までの経緯について『部冊帳』を用いて考察した酒井右二氏の研究に拠りながらまとめておこう^{四四}。

香取海の沖積洲島の開発によって形成された地域は「新嶋」と呼ばれた。その開発は、旧江戸崎城主土岐氏の家臣であった土豪によって始められ、天正一九（一五九一）から寛永一七（一六四〇）年までの間に新嶋領一六島新田が成立した。しかしこの間、「根郷」と呼ばれた佐原村などの香取海南岸村落も新洲島への進出を開始したため、洲島の野場の用益や洲島の開発権をめぐる新嶋新田側と根郷側の対立が慶長末期から寛文初期まで続くこととなった。

慶長一三（一六〇八）年に始まった佐原村・篠原村・津宮村の根郷三ヶ村と新嶋新田との係争は、元和三（一六一七）年、常陸・下総の国境検地として、幕府大番頭と代官が出向した際に、根郷・新嶋の論所を検分し、野場の引き分けが行われ、決着がついた。この係争の当初、根郷三ヶ村は新嶋領の代官の内意を得て、係争中の野場の新開百町歩（以下「定納地」）を請負、その代わりとして年貢米千俵を定納することを申し入れ、承認される。酒井氏によれば、この申し出は、野場保有の既成事実を作ることによって、係争を有利に進めることを意図するものであり、結果的に根郷側は元和三年に「定納地」に一七九町歩の付随する野場を確保することができた。しかし三ヶ村だけでは新開田地百町歩の開発と定納年貢を賄いきれず、香取海対岸の常陸国板久村・牛堀村に五十町歩を内請し、残り五十町歩について三ヶ村は両隣にある岩ヶ崎村・大倉村を加え、ここに百町歩の「定納地」の開拓と、それに付随する「定納地」野場の所持権を持つ根郷五ヶ村組合が結成されることになった。

その後、明暦期から寛文二（一六六二）年にかけて、再度新嶋新田村との間で境界係争が発生するが、そのなかで根郷五ヶ村組合は、明暦

元（一六五五）年に、旧来の海・川・野場の共同利用慣行を成文化させ結束を強化し、元和三年の野場の引き分けを根拠に新嶋との係争に勝利した。そして、新嶋側から取り戻した田地について、割替原則を定め、経済活動にかかわる共同体的機能を拡大させていった。このような根郷村落の再生産に不可欠な海・川・野場の共同利用の慣行を維持するとともに、その權益を対外的（対新嶋、対幕府）に主張するところに五ヶ村組合の存在意義があった。

延宝期に入り、この「定納地」と「定納地野場」が幕府の検地を受けることになる。その経緯については、延宝二（一六七四）年に、幕府代官が「新嶋・根郷田地惣而猥ニ可有之候間、委細内縄ニ而相改書上候様ニ」^{四五}と通達し、根郷五ヶ村に内検地をするように命じた。これに對して、根郷五ヶ村は内検地の免除を申し出たが受け入れず、同年に新嶋領の村々とともに内検地を実施する運びとなった。もともと酒井氏が指摘するように、根郷五ヶ村の対応は消極的なものであり、内検地による新開地の打出し面積は、延宝六年の幕府役人による検地のそれと比べて極めて過少なものであった。また、内検地のあとも、「定納地」および「定納地野場」に対する根郷五ヶ村組合の共同的所持権は消失せず、幕府の土地把握を貫徹させず、自主裁量権を維持することができた。

ところが、延宝五（一六七七）年に入り、上宿組名主七右衛門が内検地の際に見落としがあったと指摘し、「只今迄御米八拾俵余差上候所、此度式百式表上納可仕由」^{四六}と奉行所に注進した。この注進に對して、佐原村・篠原村・津宮村の名主六名が江戸に上り、七右衛門の注進の内容を把握しようとした。しかし、代官手代衆から注進の詳細を聞き出すことができず、相談のうえで、七右衛門の注進に對処するためには代官による検地を願ひ出る以外にはないと判断したのである。その間の名主たちの思惑について、景利は次のように考察している。

【史料三一・二】^{四七}

寅年内検地被仰付改上候以来、干場出来、百姓持地ニ高下御座候間、御公儀様御検地ニ被成被下候様ニ願可然候、然共注進人ハ新須斗申上候間、定納・本田ハ除可申候哉と相談申候へ共、左候ハ、又々七右衛門、定納・本田も百姓縄ニ而高下有之旨、御注進申候へ者、又々迷惑ニも罷成候間、次而ニ定納・本田・新須共ニ不殘御検地願可然旨、相談相極、絵図訴状相認、助次郎様へ罷出候

七右衛門との対立が新洲（「干場」）の所持権であるがゆえに、三ヶ村は新洲のみの検地に限定したかったが、七右衛門の注進内容がわから

ないために、大事を取って新田地帯全体の検地を願ひ出た。酒井氏は、この係争を通じて、延宝二年の内検地の際に打ち出さなかった田地が発覚する事態が生じ、代官からその不当性を指摘されることを恐れた結果、三ヶ村の名主は一切を支配者側の手による検地に委ねざるを得なかったであろうと推察している。そして、翌年の検地の結果、たとえば、佐原村新嶋領の田畑の総反高は二三一町七反余とされたが、これは内検地の総反高の二倍以上のものであった。また、上田一石一斗、中田九斗、下田七斗、下々田五斗と新田にしては高い石盛が付され、一七一五石五斗という石高が設定された^{四八}。実際の年貢納入量も、延宝六年の検地を機に二倍から四倍の増徴となった。さらに、この検地では田畑以外の野場なども「蒲地」として把握され、一村ごとの境界が立つことで従来の「定納地野場」は解消された。これにより根郷五ヶ村はそれまでの組合として持っていた共同的所持権と、野場に対する自主的な裁量権を失うことになったのである。

以上、酒井氏の研究によりながら佐原村新田の延宝検地の経緯を紹介した。これを踏まえて【史料三一〇】を二つの点から考察してみたい。

第一に、「百姓中間出入」、すなわち延宝五（一六七七）年の七右衛門の注進に端を発する係争が幕府の介入を招き、検地の原因となったという景利の見方である。本章第二節で明らかにしたように、景利は公権力を利用して企てをすることを「威勢」「侈」とみなした。その立場からすると七右衛門の注進は「侈」であり、幕府の介入を招いた点で非難の対象になるものであった。もともと、佐原村新田の検地が行われた寛文・延宝期（一六六一―一六八一）には幕府の農政を担う勘定所の機能が整備され、一元的な体制のもとで総検地が各地で行われた。その結果、小農を主体とする近世村落構造に即応した徹底的な土地把握がなされた^{四九}。新嶋一帯の検地もこうした時代の流れのなかにあり、七右衛門の一件がなくても検地が不可避であったことは景利も認識していただろう。だが、時代の流れとは別に、景利の意識のうえでは、この注進一件が検地を招き、高い石盛設定と年貢増徴につながる契機となったと理解されたのである。

佐原村新田におけるこうした幕府への注進・請願はそれ以降も見られ、元禄二（一六八九）年には、先の七右衛門が「御検見之節御代官守屋助次郎様へ向洲林七右衛門罷出奉願候は、向洲新田本村と引分ヶ別村ニ仕度候」^{五〇}というように、新田を独立させ別村にする請願を行う。これは取り上げられることはなかったが、これに驚いた本宿組三郎右衛門（景利の父景知）などの他の名主は、急いで新田に進出した自組の百姓に対して佐原村から独立する意思がない旨の手形を提出させている。このような注進・請願を防ぐうえで、新田の権益に関する由来とその史料を十全に把握することが必要であったのであろう。景利が新田の権益に関する史料調査を決意するきっかけとなったのは、本章第一節

で触れたように、祖父の草稿に接したことによるものであったが、それは元禄二（一六八九）年のことであつた。その背景には、こうした新田をめぐる係争とその処理があつたのではないかと考えられる。

もちろん、七右衛門の請願の背景には、酒井氏が指摘するように佐原村新田に進出した小農の自立の動きがあつたのであり^{五二}、それを抑止しようとする名主側の動き、およびそれを支持する景利の立場は保守的なものであつたといえよう。しかし、景利の注進・請願を忌避する意識が、延宝検地の考察を通じて形成されたものであり、幕府の介入がもたらす在地社会への負の影響を鑑みた結果であることも無視してはならない。

次に考察すべき点として、佐原村の経済的な豊かさを考えるうえで、百姓と商人の間の格差の問題を景利が認識していたことである。「佐原村之儀町並家居大体二相見へ候」とあるように、佐原村は下利根川流域屈指の町場に発展した。だが、繁盛する町並みを形成するのは、上方などから移住してきた商人たちであつて、「百姓之儀は裏家にかがみ候而暮し兼申候」というのが実情であつた。ここで景利が危惧するのは、商人たちによつて形成された町並みの繁盛から、佐原村全体が富裕化していると幕府役人が捉え、商工業の発展に合わせて佐原村新田の減免率を下げて、年貢増徴をしてしまうことであつた^{五三}。もちろん、新田の収量を増やすための努力を佐原村百姓も行ってきた。たとえば、景利は新田の劣悪な条件を克服すべく、「元禄年中手前入用金三拾両程日雇人足代出シ、新堤築立申候・・・二三年以来小作年貢右之通上り申候、但土手外うね田共二右俵数二付申候、高二応シ候而ハ過半作徳不足二相見へ申候」^{五三}というように、三十両ほどの費用を投じて堤を築き耕地を保全した結果、ようやく小作料が得られるようになった。だが、それでも収量は石高に比したら「過半作徳不足」であつたのである。こうした新田の生産量と石高の不均衡の歴史的経緯、そして商工業の繁栄する町場と、高い石高負担に苦しむ新田とが併存する複雑な経済環境を幕府役人に理解させることなしには、佐原村全体の豊かさは実現できないと景利は考えたのである。定免制導入を控えて、この佐原村の歴史的、経済的枠組みをいかに享保期幕府の地方政策に折り合わせるかが当該期の村役人の責務であると景利は考えた。そして、そのための方策を最晩年まで模索し続けたのである。

（四）小括

以上の本節の考察から、享保期に進展した幕府の広域的・一元的な地方政策に、佐原村固有の枠組みを保ちつつどのように折り合いをつけ

るのか、という模索を景利が最晩年まで続けたことが明らかになったであろう。その模索の際に不可欠な近世初期からの歴史を解明するなかで、村役人が裁量権を持つ村主体の時代から、一元的な支配を図る幕府と固有の枠組みを保持しようとする在地社会とがせめぎ合う時代へと転換していく流れを、景利は理解したに違いない。酒井右二氏の指摘のように、景利はそれを調整するのが村役人の務めであると自覚することとで、在地社会における自己・自家の役割を捉えなおしたわけだが、同時に享保期へと時代を経るなかで、両者を調整しつつ望ましい方向に舵取りすることがたやすいものではないと実感したに違いない。川除普請関係資料を『部冊帳』後巻のなかでかなりの部分を割いているにもかかわらず、景利は現状の問題点を指摘するのみで、実効性のある示唆をすることができなかったことからそれがうかがえる。

そして、それは景利が幕府の享保期の地方行政から望ましい在地社会のあり方を感じ取れなかったことの裏返しでもあった。その一例として、定免算出に際して次のようなトラブルがあった。村の計算では、過去五年の年貢量は四七五石一斗九升であるため、平均した定免は九五石三升となるはずであった。ところが、実際の幕府からの割付は一〇六石七斗七升であり、しかも「手代衆如何様ニ勘定被致候哉」というように加重の理由およびその算出の明細等の説明は一切なかった^{五四}。このような年貢増徴は当然村役人を納得させるものではなかったが、手代の返答は「当分ハ認直シがたく候」という埒が明かないものであった^{五五}。また、景利は「御公儀人江対シ利口を出すべからず、少々鈍に見へたるか能可有之候・・且又御間無之事差出申べからず、物云すくなきか能候半哉、但御巡見等御案内ニ罷出候節、あまり御咄も不仕候而ハ、何事か不異にとはれ差支事有、其節見計ひ御用の筋に無之香取鹿島などの神社の御嘶可仕候」^{五六}と、幕府役人への対応の仕方を述べている。ここからは、役人の機嫌を損ねないようにとの姑息な百姓根性というよりは、むしろ役人などうまくあしらうことができるという自覚が垣間見える。また、折衝するような事態が生ずるまでは意図的に距離を置くという姿勢からは幕府地方政策に対する冷ややかな視線を感じ取ることができる。このような幕府への冷静な反骨精神を持ちつつ、同時に制度変更と新たな制度の導入への予感を覚えながら、死期を自覚した景利の模索は続くのであった。

三四 おわりに―二つの「村長」と佐原村の歴史

本章は、景利の文書編纂物の考察を通じて、彼の在地社会の歴史の見方、および経済活動における村役人の役割に対する見方について、市

場出入、佐原新田の堤川除普請、新田検地と定免制を対象に据えて検討を加えてきた。各節のまとめは小括でしたので、ここでは地域の歴史・経済を牽引する主体として位置付けられていた村役人について、景利が二つのタイプを想定していたことを指摘し、結びに代えたい。

次の引用は、景利が名主役退任後はじめて作成した文書編纂物である『根郷五ヶ村谷地御定納記』の跋文の冒頭である。

【史料三一・二】 五七

萬眺須臾に變じ、百年眼裏にちゞむ、不定國の變化ハ兼て期したる事ながら、いにしへ人達ハ、筆跡にとどめて、見ぬ旅に赴き名のミ残り、情慮に、積善の種子耕田と成、末代に到るまで、惣百姓の安樂しむ事ハ、往古ハ元和、中古ハ明暦、万治の村長の恩沢なり、然るに時代過、其ノ謂をさだかに知る人稀なり

市場出入、河川の広域支配化、「村切」と検地、そして定免制の実施などにより大きく「変化」を続ける佐原村の経済を牽引し、百年の歴史を形作ってきたのは村役人Ⅱ「村長」であると景利は確信していた。そして、その来歴を調べるなかで、現在そして未来に至るまで佐原村住民が安寧に生活できるのはかつての「村長の恩沢」によるものであるという実感を持つに至る。この「元和」（一六一五～一六二四）の「村長」とは、近世佐原伊能家の二代目と位置付けられた景常（一五五九～一六三四）のこと、また「明暦」（一六五五～一六五八）・「万治」（一六五八～一六六二）の「村長」とは、祖父である四代目景善（一六二四～一六六二）のことである。自分の先祖にあたる「村長」が築き上げた村の権益が、現在の佐原村住民の生活基盤になっていると景利は考えたのである。換言すると、景利はかつての「村長」を開発者として高く評価していたと言えようが、左の引用は、とりわけ景利が尊敬していた景善について記したものである。

【史料三一・三】 五八

明暦元年未正月伊能三郎右衛門法名宗恵、板久村石田助右衛門方へ年礼ニ罷越候節、津之宮前之海通り申候節、其節は満々たる海ニ而有之候処ニ、三郎右衛門存付候ハ、すへずへに至候ハ、此海江新洲出来候而大分之田地ニ可罷成候、然ニ今迄村々前洲切ニ取来候は定而津宮村一村之支配ニ可罷成候、何とそ入相証文取置申度存付、則佐原四人名主へひそかに致内談候共、むさと申出候ハ津宮村之者共心付可

申段無心元、時節を相待候処同年八月始から・・・末々迄互ニ自由能様ニ海川入会之証文取替シ候而は如何可有之哉と申候得は何も尤も由申候、則文言もかるく致候様ニと申相認申候、此儀正月より心掛候而之事に御座候間、文言等もとくと拵、空に覺へ候而申出シ証文取替シ申候

明暦元年正月、満々と広がる香取海を見て、この一帯が将来広大な新田として開発されることを見通した景善は、対岸の津宮村の「一村之支配」とならないようにすべく、香取海の入会を画策する。そして景善は、入会証文の文言も事前に用意するなどの周到な準備をして機会をうかがい、同年八月に香取海の漁業問題をめぐって両村間で係争が起こったのを好機と捉え、香取海を周辺五ヶ村の入会とする証文を取り交わすことに成功する。この経緯を記した【史料三一・二三】からは、景利が景善を先見の明を持ち、的確に好機を捉える政治力と交渉力を備えた「村長」として評価していたことがうかがえよう。このように近世初期の「村切」の進行過程、つまり近世村落の成立は、領主権力による上からの「村切」のみによるのではなく、「村長」の政治力と交渉力によって行われた側面もあったのであるが、景利もこの「村長」の開発による在地社会の成立という見方を持っていたことがわかる。そして、時代が経つにつれてかつての「村長」は人々の記憶からは消えてしまつてはいるが、その活動の跡は史料として確実に残っており、それが現在の村民の経済活動の基調を形作っているというのが景利の歴史観であつたといえるだろう。

それでは、元禄・享保期を生きた景利にとって、その時期の「村長」とはどのような存在であつたのか。この「村長」は二つの事態に対応しなければならなかつた。すなわち、第一に先規に収まりきらない新たな経済活動の出現であり、第二に幕府の広域的・一元的地方政策の展開である。これらをかつての「村長」が形作つた枠組みと折り合わせることにその責務であると景利は考えたのである。そのために必要なことは、先規をその成立過程やその後に与えた影響も含めて理解することであつた。ただし、先規は、在地社会の新たな枠組みを形作るうえでの出発点とすべき基準であり、変化に対して摩擦を起こしはするが、変化そのものを否定するためのものとするべきではなかつた。いいかえれば、先規は景利にとって両刃の剣であつた。それは一方では、他村や幕府に対して、自村の既得権を保全するための根拠であつた。しかし、他方では、新たな経済的変化の妨げる足かせともなるものであつた。したがって、先規を守ると同時に、その柔軟な運用により村の経済発展を妨げないところに「村長」の能力が求められたのである。

また、先規の熟知に加えて、必要な能力として重要視したのが、交渉力と、先規と経済活動の現状の双方を注意深く鑑み、村民全体に利する方策を考える力、前章の景利の言葉を借りると「心を付」けて勘弁することであつた^{五九}。もちろん、それがたやすくできるものではないことを景利は自覚していたに違いない。だが、本章第一節で述べたように、そうした資質を持ち、佐原村全体の経済活動を円滑に保つ主体へと転換することなしには、近世初期から続く「家」の格を維持することは困難だと景利は感じていたのである。

このような先規に依拠しつつ、思慮深い判断力を備えた経済主体の成立を、どのように元禄から享保期の民間経済思想の潮流のなかに位置づけていくかが第四章と第五章の課題となる。そのためには、景利の想定する村役人像を相対化させる意味でも、当該期の他の上層民の経済思想との比較考察が必要であろう。次章では、新たに田中休愚を加えて比較考察したい。また、第二章では景利の紀行文を考察し、「無常」観を基調とする彼の経済観を析出したが、この経済観と、本章で考察した「村長」の経済観がどのように景利という人格のなかで結びついていたのであろうか。この点については終章で検討を加える。

一 代表的なものとして以下のものがある。大谷貞夫「近世前期における下利根川流域の治水事情」『佐原の歴史』創刊号、一〇二五頁、二〇〇〇年三月。川名登『近世日本水運史の研究』雄山閣出版、一九八四年。酒井右二「貞享・正徳期関東筋幕府林の支配状況」『徳川林政史研究』二二三号、四九〇八三頁、一九八九年三月。

二 丸山眞男氏は『日本政治思想史研究』において徂徠学の特質を考察する前に、元禄一五年の赤穂義士の一件を取り上げて、徂徠の「精神態度」(ガイステルハルトウング)に注目している。すなわち、徂徠は「私の論」としては浪士の行動を「義」として是認しながらも、その私論が公論を害することを、換言すれば個人道徳を政治的決定にまで拡張することを断固として否認する(『日本政治思想史研究』七六頁)。「私的な領域」と「公的な領域」とを分け、「公的な領域」を優先するという徂徠の「精神態度」は、同時代を生きた景利の経済思想(この場合の「公的な領域」とは「家」の経営や村の経済生活である)においてもあてはまるものではなかったかと筆者は考える。この点については終章で再度検討する。

三 『部冊帳』八巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、四五三頁、一九九六年。

四 酒井右二「村政に関する元禄・享保期の記録編纂活動―下総佐原伊能景利の事例から」『千葉県史研究』五号、五三〇六八頁、一九九七年二月。酒井右二「元禄・享保期在町上層民の文化活動」。

五 『先祖ヨリ申伝候条々 諸証文所々有之覚』、伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号三八八(以下『先祖』とする)。

六 『先祖』。

七 『根郷五ヶ村谷地御定納記』『千葉縣史料』近世篇下総國上、千葉縣、九四頁、一九五八年。

八 『古来ヨリ持伝候田畑条目 伊能氏中奥先祖書 五カ村御料私領諸証文所持所附』伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号三八七（以下『古来』とする）。

九 『古来』。

一〇 『先祖』。

一一 以下の佐原村の概観については、『佐原市史』佐原市、一一九頁、一九六六年。

一二 以下の佐原村における村役人の立場の変化に関する記述は、酒井右二氏の研究に基づいている。酒井右二『近世の新島開発と地域社会の変容』『佐原の歴史』四号、三五〜四二頁、二〇〇五年三月。酒井右二『在町佐原の豪商と地域社会』『千葉県の歴史』通史編近世二、千葉縣、三一九〜三四九頁、二〇〇八年。

一三 『古来』。

一四 『古来』。

一五 『先祖』。

一六 近世中後期の村役人による文書編纂の背景・変遷やその歴史的意義については、岩橋清美『近世における地域の成立と地域史編纂』『地方史研究』四六巻五号、三三〜四九頁、一九九六年一〇月、を参照。近世中後期の村役人層による文書整理、編纂活動の意義・背景については、大きく分けて二つの見解がある。富善一敏氏は、小前百姓と村役人層とを村落社会のなかで対立的に捉え、村役人層による文書管理は、先祖の功績を文書の調査を通じて立証し、その文書を独占的に管理することで、地域社会における自家の特権的な立場を保つ意識に支えられていたと考えている（富善一敏『近世村落における文書整理・管理について―信州高島領乙事村の事例から』『記録と史料』二号、一九九一年一〇月）。この点は酒井氏の理解に近いものと言える。それに対して、渡辺尚志氏は、村役人層のそうした活動を小前百姓の成長に対する受動的な対応策と見るのは一面的であり、文書に現れた先祖の功績は、村役人としての重責を果たし、村の権益を確保してきたことを中心的な内容とするものである。そして村政の実態においては、領主や他村に対して惣百姓の利益を代弁する形で表れ、その限りで村内から支持されるものだ指摘する。文書の収集・整理・編纂という作業は、「家」意識に支えられながらも、惣百姓の利益・権益を守るという村役人の使命を自覚的に捉える契機になりえたのである（渡辺尚志『惣百姓と近世村落』岩田書院、二〇〇七年）。景利の文書編纂活動に、もちろん富善氏、酒井氏の指摘する「家」の「由緒」という意識があったことは確実であるが、本章では渡辺氏の言う惣百姓の利益・権益を守るという側面に光を当てながら、以下考察していきたい。

一七 工藤航平『村役人と編纂物』横田冬彦編『読書と読者』平凡社、一〇三〜一三四頁、二〇一五年。

一八 工藤航平『近世地域社会における蔵書とは―地域〈知〉の史料論的研究を目指して』『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』七号、三五〜六〇頁、二〇一一年三月。

一九 『先年ヨリ市場出入之留書』伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号九八一。以下、第二節の引用で注記のないものはすべて『市場出入』からのものである。なお、引用中の読点は筆者によるものである。

二〇 近世前期に佐原村六斎市の実相については、永原健彦『在方市の諸相』『千葉県の歴史』通史編近世二、千葉縣、七四〜九七頁、二〇〇

八年、を参照。

二 上宿組は、「市場定」を下宿側の「市猥」を抑止するために制定されたものだと考えるのに対して、景利は後述の【史料三一】の引用のように、寛永二〇年の本宿の市開催の企てを防ぐべく、領主による新宿六斎市の既得権益の公認を得るためのものであったと考える。こうした解釈の違いは興味深いが、そのことについての景利の言及はない。

二三 『古来』

二四 景利は、『病家寂寞』で「侈」を次のように説明している。「私云、人上のならひ多ハ、他に先立ん事を思ひ、我か名を先に出して、人の名を後に云、是内心に侈有ゆへ礼をわすれてなり」(『病家寂寞』、五四七頁、二〇〇四年)。

二五 「威」や「威勢」という言葉を、在地社会で経済活動を実践するうえで否定的に捉えていたのは景利だけではない。可正は『旧記』において「末のみじかからん物の品々」の筆頭に、「御公儀様へ伺(候)公仕り、御意に叶ひたりとて威にほこる者」を挙げている(『旧記』巻十三、二一四頁)。この文脈における「威」は、公権力を利用して自らの地位、権益を誇るという点で、景利の「威勢」と同じものであると言える。また、休愚の「侈」はどちらかと言えば物質生活上の意味が濃かったが、そうした文脈のなかで、「倩人間の仇成事をおもふ二、上品に生るゝ人の身の上程、其終りの哀レ成事ハなし。其ゆへハ皆時につれ世に随て、いつとなく位(威)勢に随テ段々貴重ノ身と成ては無名の驕りに著す」と述べ、位が高い人間ほど「驕」り、その結果没落する当時の風潮に警鐘を鳴らしている。三者の用例を踏まえると、「威勢」とは、①分限を超えた奢侈、②他者を蔑み自己を誇ることに、③公権力を利用して自己の地位、権益を誇ること、という意味になるだろう。休愚の「威勢」に関しては第五章第三節をあわせて参照せよ。彼は、民間社会よりも下級役人の「威勢」を非常に問題視し、最大級の警鐘を投げかけている。

二六 そうした村役人批判は、過去の自身にも向けられる。景利は、元禄八(一六九五)年に、当時仁井宿組を支配していた佐倉藩に働きかけて、本宿側に六斎市を開催することを画策する。この出願は失敗したが、元禄一三(一七〇〇)年に景利は、寛永二〇(一六四三)年に本宿組領主天方氏が上宿組領主近藤氏に充てた書簡のなかに、本宿組百姓に市開催権を認めない趣旨の記載があることを発見する。このことを知った景利は、「但上宿二有之天方主馬様方近藤勘右衛門様へ之御状、亦近藤逢坂介様方近藤勘右衛門様へ之御状合式通有之御状之訳しかとその節ハ不存候故、御文言之訳茂勿論不存罷出候、其後近年二至、右之御状共写取申候、右御状之御文言を以て今考二、ケ様成訳不存事疎忽二願出候儀不可然候」と述べ、かつて領主が不認可を出していた市開催を出願した過去の自身の判断・行動を「疎忽」であると批判している。

二七 『病家寂寞』、五四七頁。

二八 『病家寂寞』には「召仕の者共二情を掛可申候」(五五〇頁)とあるように、「慈悲心」「ナサケ」は、目下のものや貧しいものへの物質的な援助を含めた共感・同情というように景利に理解されていた。また「ナサケ」は田中休愚においても村役人などの中間層が持つべき資質として強調されているが、その点については次章および終章を参照せよ。

二九 景利は、天正八(一五八〇)年の六斎市の開催の主導者となった三人の人物、「老岐」「郷左衛門」「与五右衛門」を調査し、そのうち「老岐」は伊能三郎右衛門家の初代であり、隠居の際に新宿に移り、市を立て、その後の茂左衛門家の礎を築くが、その他二人の家につい

ては、「中奥不仕合」によって市場が開催される表通り（香取街道）を離れることになったことを考証している。また、「但右三人之者市取立候ニ付、先年ハ上市中市下市ノ節、何れ之所へ成共筵敷、中見世取見世賃三人共ニ取候由之所ニ、中奥自然と止、筵敷中見世取申事相止候」というように、当初は市立ての三人は市全体で商人を差配し、「見世賃」を取るなどの特別な立場にあったが、次第にそうした特権がなくなり、屋敷持主体の市に変化していくという歴史の流れを理解していた。

二九 元禄四年の市場出入に際し、評定所が下した裁定について次のように『市場出入』には記されている。「其節町御奉行北条安房守様御意被成候ハ、地頭相判を相背不届ニ候間牢舎可被仰付候旨被仰候」。

三〇 大谷貞夫『近世日本治水史の研究』雄山閣出版、五一～八四頁、一九八六年。

三一 菊地利夫「隠遁武士請負新田としての新嶋領十六嶋新田について」『人文地理』四巻三号、一八四～一九七頁、一九五二年七月。

三二 『部冊帳』二〇巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、一八～二三頁、一九九八年。

三三 『部冊帳』二〇巻、一三三頁。

三四 『部冊帳』二二巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、二五一～二五二頁、一九九八年。

三五 『部冊帳』五巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、二四六頁、一九九六年。

三六 『部冊帳』三巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一一五頁、一九九六年。

三七 『部冊帳』四巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一六二頁、一九九六年。

三八 『部冊帳』四巻、一六二頁。

三九 『部冊帳』四巻、一七六頁。

四〇 『部冊帳』二二巻、二五三頁。

四一 「宝永二乙酉年日帳」、朝霞市伊能淳氏文書。本論では、伊能忠敬記念館所蔵の写真帳を用いた。

四二 景利が「覚書」を書いた翌年の享保九年に、佐原村は篠原村・津宮村・大倉村・岩ヶ崎村と連名で、御普請組合からの離脱を二度にわたって願い出ていることが『部冊帳』から確認できる（『部冊帳』二三巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、二七五、三〇六頁、一九九八年）。この願いは幕府に取り合ってもらえなかったが、幕府の管理を離れ、再び「自普請」に回歸しようとする享保期の村役人たちの思考と、幕府役人との駆け引きを景利は知っていた。ただし、この動きについての彼の見解はない。

四三 『部冊領』二三巻、三〇六～三〇七頁。

四四 酒井右二「近世前期下総における組合村と検地——下利根川流域根郷五ヶ村組合を事例として」『歴史地理学』一二二号、一～一六頁、一九八三年六月。

四五 『部冊帳』二巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、八一頁、一九九六年。

四六 『部冊帳』二巻、八七頁。

四七 『部冊帳』二巻、八七頁。

四八 『部冊帳』九巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、四五四～四五九頁、一九九六年。

四九 寛文・延宝期の検地については、加藤衛弘「武州山之根筋における寛文検地の基礎的研究」『学習院大学史料館紀要』七号、一～四八

頁、一九九三年一月、を参照。なお、寛文・延宝検地では徹底的な土地把握が目指されたが、あらゆるところで打出や年貢増徴が行われたわけではなく、地域性があつたことが指摘されている。

五〇 『部冊帳』三巻、一二〇頁。

五一 酒井右二「近世の新島開発と地域社会の変容」『佐原の歴史』四号、三五～四二頁、二〇〇四年三月。

五二 酒井一輔「近世後期の町場における宅地化と行財政運営の変容―下総国香取郡佐原村を中心に」『歴史と経済』五九巻四号、一～一六頁、二〇一七年七月、によると、佐原村では十七世紀末から十九世紀末までに宅地が一・五倍から四倍に増加した。それに伴い宅地から得られる収益が増加したことによって、商人や豪農などの富裕層は耕地ではなく、宅地を選択して所持するようになった。しかし、領主によって設定された宅地の課税標準額は、富裕層の経済力に比して低い水準にあつたため、町場では、宅地への課税率を耕地に比して相対的に高位に設定するという財政運営上の変更を試みることで耕地宅地間での税負担の不均衡を軽減させていた。この研究は、景利の【史料二二一〇】で示した考えを検討するうえで、示唆に富むものである。

五三 『古来』。

五四 『部冊帳』二三巻、三二一～三二三頁。

五五 『部冊帳』二四巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、三四一頁、一九九八年。

五六 『病家寂寞』、五五二～五五三頁。

五七 『根郷五ヶ村谷地御定納記』、九四頁。

五八 『部冊帳』一巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、三〇～三二頁、一九九六年。

五九 「心を付」けることに関しては、第四章第三節で詳しく述べる。

第四章 享保期の民間経済思想の展開―「変」・宿命論的貧福観と「心」の相克

四― 可正から景利、休愚へ―その思想・感性の共通性

本章では、元禄から享保期にかけての民間経済思想の特質とその展開について、田中休愚を中心に据えて、同時代を生きた景利と比較しながら検討する。まず、ここでは休愚の先行研究を概観し、彼に対する分析視角を設定してみよう。

休愚に関する研究は枚挙に暇がない。古くは、定免制や田畑自由売買論などの政策提言が、地主などの上層民の利害を代弁するものなのか、それとも勤労農民全体の利害を視野に入れたものであるのかをめぐるものがあつた^二。その後、そうした見方は一面的であると批判して、休愚が領主・上層民・勤労農民の間にあつて、すべてがともに益する農政を目指したものだ^三と指摘する研究が出てきた^四。他方、『民間省要』で提唱されている身分を超えた政治諮問会議の設置要求を考察検討し、休愚のなかに見出せる近世民間人の政治参加意識の成長を評価する研究もある^四。こうして積み重ねられてきた休愚研究のなかで、これまでの可正、景利の議論を踏まえたうえで、そして元禄・享保期の経済思想の時代性を考えるうえで注目されるのが、小室正紀氏^五と斉藤司氏^六の研究である。小室氏の休愚研究は、自然・社会の変化や新たな価値観形成を肯定する俳諧の精神と、市場志向的な休愚の経済論との共鳴関係について考察したものであつた。それを通じて俳諧的な「無常」観に共感しつつも、新たな状況に対して前向きに乗り出していく彼の内面性が明らかになつた。

斉藤氏は、これまで十分に行われてこなかつた『民間省要』の全体像を考察し、多岐に渡る論点に光を当てた。その一つとして、かつては適合的であつた「理」（制度）と、実務の現場で実際に活用する「事」（制度の運用上のスキル）とが隔絶している享保期の現状を休愚が批判的に捉え、現実には合わない「理」に対して「事」を強引に合致させようとすることで現状の無理が生じており、それを是正することが『民間省要』での彼の課題であつた、と斉藤氏は述べる。

両氏の研究を見ると、休愚に対する一つの視角を引き出すことができる。すなわち、変化を受け止めながら現実の経済活動に能動的に取り組む姿勢と、実務に関する知識・スキルを活かし、より現状に適合的な制度を模索する姿勢とが共存していたことである。同時代を生きた景利は、紀行文で見られたような「無常」観に共感を覚えつつも、「家」や村を営むうえで主体性の確立を求めた。と同時に、文書編纂物

の作成からわかるように、景利には村の歴史を抛り所として在地社会の安定的な運営を図る姿勢があり、そこからは近世初期以来の地域の制度に対する関心を見ることができた。こうした主体性の確立とは、後で細かく検証するように、景利と休愚において「心」の確立を意味したが、享保期に最晩年を過ごした両者は、一方で「心」の確立を求め、他方で制度に対する関心を深めた。この両者の経済思想を考えるうえで、「心」と制度はどのように関係していたのであろうか。その点は、近世前期の経済思想史上の「自然」と「作為」という枠組みを考えるうえで有効な視点・示唆を提供するものだと思筆者は考える。こうした休愚に対する見通しを踏まえて、本節では享保期上層民の経済思想の歴史的意義を考察するうえでの補助線を引くために、これまで扱ってきた可正、景利と休愚の共通点を二つに分けて議論してみたい。

(一)「不定」と「変」——「自然」に対する視線

可正、景利、休愚は在村文化人であり、いずれも俳句を嗜んだ。その俳諧的な感性がよくうかがえるものとして、まず可正の歌論をここでは紹介したい。可正は、『旧記』巻十八で朝顔を題材とした歌論を紹介する「權ノ賦」という段を書く。ここで「一日の榮」しかない儚さゆえに朝顔は古来より詠まれてきたこと、そして朝顔が花を開く時間は季節とともに変化することを指摘したうえで、朝顔は「不定」の象徴であり、だからこそその心を動かし、歌の題材になったのだと述べる。この可正の歌論の背景にあるのが、『徒然草』第一八九段であった、ここで『徒然草』の著者である兼好は、物事は期待通りにいかないものであり、「いよ／＼物は定め難し。不定と心得ぬるのみ、実にて違はず」と、「不定」であることを普段より心得ておくことが肝要であると述べている⁸。「不定」とは、確実・必然なることを表す「一定」の反意語で、不確実・定めなきことを意味する。可正はこの「不定」を自身の歌論の中心に据えたのである。

もちろん、第一章で検討したように、可正の日常生活における姿勢は、厭世的なものではなく、実際に「徒然草」に、万の事ハ頼むべからずと書れしハ、思ふ事なす事、皆定めなき世の中ぞといひつめて、心法を論じ給ひたると聞えたり。愚人の心には、さとしがたくむずかしき儀なり⁹と述べ、すべてを「定めなき世の中」とする『徒然草』の意図するところは理解できない、と批判する。自然の変化は「定めなき」ものであり、そこに風雅を感じる心性を持ちながらも、変化を宿命と諦観せず、日々「工夫」をするとところに可正の意図があったことが改めて確認できるだろう。

この「不定」という言葉を、景利も自らの考えを開陳する重要な場面で用いている。第二章で扱った享保九（一七二四）年の遺書の冒頭

を景利は、「夫不定国の変化ハ若きも短命不幸にして心ならず、老たるハ猶また頼なく、憂喜あひまじハリて悦びの中の歎、なげきの中のよろこび、いづれ盛衰のためし、なげきも終り有、悦びもすへ有、憂喜あらたまりてやすき事なし」^{一〇}という一節から始めている。この冒頭の箇所は、鎌倉時代の仏教説話集である『選集抄』から引用したものであるが、人生が不如意であり、盛衰を繰り返すものであることを「不定」という言葉で表現している。また、第三章で掲げた【史料三・一二】でも「萬眺須臾に變じ、百年眼裏にちぢむ、不定国の変化ハ兼て期したる事」と述べている。ここでは、地域社会の百年間の歴史を振り返り、その変遷が「不定」なものであったと景利は考えている。また、可正同様に景利も『徒然草』を愛読し、そこから大きな影響を受けていた。第二章で述べたように、『千代古見知』『記行部』のなかには『徒然草』第一九段を抜き書きしたものが収録されており、『徒然草』で語られている移り変わる四季に対する強い共感を景利が持っていたことがわかる。

それでは、休愚の自然・社会の見方はどのようなものであったか。彼は「不定」という言葉を用いていないが、『民間省要』から次のような俳諧的な感性をうかがえる部分がある。

【史料四・二】 二

飛鳥川を尋ルに睨と其所の者もしらす、昨日の渚のけふハ瀬と成らん程の流もなく、又立田川ニ至りて見れハ錦のためへき挹もなく、から紅にくゝるばかりの水もさだかならず。国々の山川古しへニ変ある事、さこそおもひやられたり。

『徒然草』第二五段に「飛鳥川の淵瀬常ならぬ世にしあれば、時移り、事去り、樂しび・悲しび行きかひて、はなやかなりしあたりも人住まぬ野らとなり、変らぬ住家は人改まりぬ」^{一一}という一節があるように、飛鳥川は「無常」の好例とされ、『古今集』巻十八にある「世の中は何か常ある飛鳥川昨日の淵ぞ今日は瀬となる」という歌がその伝統の始まりであるとされている^{一二}。休愚はこの文芸伝統に擬えて、自然は「変」を繰り返すものとみなすのである。

横田冬彦氏をはじめとする近年の書物の社会史研究は、『徒然草』といった中世書物が、元禄期前後の出版産業の成長によって、在地社会のなかで受容され、(近世的な)現実的な智として読み替えられていく過程を詳細に解明した^{一四}。だが、本章で扱った三人の事例からする

と、『徒然草』などの中世書物は、生活倫理や教訓の一環として受容されるのみならず、「自然」のなかで事物の変化を捉えたり、自らの生活意識をより大きな「自然」や歴史のなかで相対化したりするうえでの契機として働いていた点も無視できない。それは現実の変化を敏感に察知し、対応する能力を育むうえで大きな刺激になっていたのである。

ところで、休愚は【史料四・二】の飛鳥川を導入部分として、そこから近世初期以来の川除普請の変遷を論じるのであるが、その引用にある「変」という言葉は、休愚が諸制度を考えるうえで基調になっていたと言つてよいほど、『民間省要』のなかで頻繁に目にするキーワードである。たとえば、左の引用のように、国家の制度や法令は、職務に就く役人の入れ替わりにともなつて、常に変化するものと認識されていた。

【史料四・二】 一五

夫諸役の事、初五年が間ハ見習なり。次五年ニして漸手ニ入、又五年ニして悉我か物となり、其理を尽し其事ニかへりて邪正を弁し、是より国家を改んとすれハ、或ハ老を疾て役に辞せられ、病の為に泉下ニ趣く。悲哉、無常ハ上下を不融。倩世間の大家を見るに、其国ハ長ふして其人は短く、其職ハ大ニして其人は小なる事を、かゝる時ハ国法も亦飛鳥川の洲瀬ニひとしく、今年ハ去年に替り、昨日ハけふに変ず。世の掟・国の令、其君の無常ニよつて有情・非情の賞罰、忽ニ海と成、山と成事多し。

制度を担う役人が職務を全うするまでには長い実務経験が必要である。そのため、ようやく「事理」に精通し国家を担うようになるころには、その役人は老齢に達し、職を辞することになる。国家や職は長く続くもののなのに、役人が変わるたびに制度や法令に変化が生じる。このように自然と同じく制度や法令も、「飛鳥川の洲瀬」のように「無常」なものである、と休愚は認識していた。ただし、「有情・非情の賞罰、忽ニ海と成、山と成事多し」と述べるように、役人が変わるたびに制度や法令も変わる不安定性を批判していることに注意したい。「無常」を受け入れつつも、安定的な制度や法令を志向する意識が休愚のなかにはあったのである。

こうした認識は、民間社会に対してもあてはまる。「かく浅ましき民間の渡世、年々潰れて妻子もちり／＼に成、行方知さるも多しといへど、又一方には色々に変して身体を起し、田地・山林を買ふやして富家と成もあり。世は一概に論し難し」二六と述べるように、民間社会は

浮沈を繰り返す不確実なものであると認識されていた。この点について休愚はさらに、「惣して世ハあざなへる繩のことく、潰るゝ者あれば仕出ル者有。村々代りく〳〵て古来よりの百姓ハ稀なり。江戸町方猶更三十年過れば一町ニ古来の家持ハすくなし。何事か常住ならん」一七と述べる。社会経済において「常住」な状況は存在せず、常に浮沈をとまなうという認識は、『民間省要』に一貫して流れている。このように「変」を繰り返す民間社会をどのようにすれば安定的に治められると休愚は考えたのであろうか。彼は、「変」の実態を正確に把握することが肝要であると考えた。その一方で、「是らの事は、天地の間、上代末世の変易ありて今世にあらざる事多しといへど、年久ク国風の成り来を今更可改ニあらず。今改んとせハ還テ害をなす事有なん歟。然レハ其損益に不構、有来を用て可なり」一八と、「変」に合わせて安易に新制度、すなわち「新法」を出すことに対しては否定的な見解を示す。この点は、第三章で触れた景利の「先規」に対する認識と相通じるものがある。江戸幕府成立以来の根幹制度を理解したうえで、その大枠を崩すことなく「変」に対応していく。休愚のこのような理解が、彼の農政論の背後にあったわけであるが、そこからは「天地の間段々に変して、古法を用いて曾テあたらずる事多ければ、何事も常を知とう共、変を知らんハ有へからず」一九というような「常」（根幹制度）と「変」とのバランス感覚を求める意識が析出できる。

そうした休愚の考えが強く反映されているのが、寛永二〇（一六四三）年に幕府が制定した田畑永代売買の禁止令をめぐる議論である。その元来のねらいは、草分百姓の保護を通じた百姓体制の安定的な継続という点にあったが、半世紀以上を経て、「諸国の田地と言物、かくなたこなたへ離散合従して、いつれの村の御水帳も皆百姓の名段々と変」二〇わるのが実情である。草分百姓が存続するのは稀である一方で、成長する貧者もいる。また、他所から来てわずかな商売を営んでいたものが、田地を買い求めて立身する場合もある。このような民間経済の浮沈を象徴するのが、田畑所持の移動なのである。さらに、窮地に際して年貢皆済が困難な場合に、流動性を確保する最後の堡壘となるのが田畑なのである。このような理解のもとで、「御慈愛還テ国家大ニ悩ミと成ル。前に述かことく、夫国土の田地山林と言物、自由ニ売買の有之を以こそ百姓の宝とハ成事なり。世界に常と変とのあれば社、日月とくもに尽ル期なし。何事か常住成。殊ニ田地自由ニ売買なくして、いつれの国・いつれの郡、御料・私領共ニ御年貢米金の無滞相済事ありなんや。是人ニ立人、下々の意味とくと勉へ知給ハさるの一失なると言つべし」二一とあるように、有名な田畑自由売買論を休愚は主張する。その主張の根底には「変」が常に存在するという根本的な認識があり、売買はその「変」を象徴する現象であるという理解があった。したがって、休愚の売買自由論は特定の階層の利害を代弁するというよりも、「変」を基調とする彼の経済観や制度観を反映したものであったといえるのである。

以上のように休愚からは、「変」を受け止め、それに対して積極的・能動的に対応しようとする主体性が読み取れる。そして、景利において萌芽的に見られた制度の変遷に対する意識、さらに実態に合わせて制度を改編しようとする意識が、休愚のなかではより明瞭な形で現れていたことがわかる。この制度に対する大きな関心が休愚の経済思想を考察するうえで重要であると筆者は考えるが、それについては第五章のテーマとしたい。

(二) 宿命論的貧福観と主体性の相克

第一章と第二章の中心的な論点の一つに宿命論的な貧福観があった。元禄期の畿内、享保期の関東地方において勤労倫理が確立する一方で、人の貧福は不如意であり、勤勉・努力を実践しても必ずしも豊かな状況になれるわけではないという難解な問題が生まれた。人の「進退」(「身体」)は、自然現象、相場、豊凶、疾病によって左右され、「三面の大黒殿のまゝ」にもならないものであった。そのため多くの人間は、「天命」や「過去の業」といった儒教や仏教の概念を用いて諦観してしまう。元禄・享保期の民間社会においてこの貧福観は、経済思想上の「自然」として経済主体の前に立ちはだかることになったのである。

これに対して可正は、「定めなき」経済状況を認めつつも、「人為」の実践を強調し、経済実態の注意深い観察と、それに合わせて経験的に智を応用していく「工夫」を説いた。景利は、紀行文(【史料二一五】)や遺書(第二章注五三)においては、「三面の大黒殿のまゝ」にもならないと不如意性を強調する一方で、教訓書(【史料二一六】)では可正同様に、勤勉・努力の実践重視の立場を取る。個人の感性としては不如意であることを実感し、仏教的な世界への憧憬を持ちつつも、「家」や村の指導者としての立場においては諦観することを許さない。そのいわば「公的な領域」において景利が重視するのが、本章で後ほど具体的に考察する「心を付」けることであつた。

それでは、休愚の貧福観はどのようなものであつたのだろうか。休愚は『走庭記』という自叙伝的教訓書を以下のような段で締めくくっている。

【史料四一二】二三

人間自分／＼の福を可慎事

人間一生の貧福多ハ前因の極れる所と知へし、人始ニ事足りて、徒に福を費し、用る事多時ハ、終ニ必ス福足らず、幼少之時身ニ無益の錦を飾りて、老て後筵たに心にまかざる事、世に多きためしそかし、心に行末をおもひ、生得の福を慎て子を養ふの心とすへし

貧福は「前因の極れる所」と述べるように、休愚も貧福を不如意なものとして認めている。しかしここで注意したいのが、不如意であるが故に生まれ持った経済力を弁え、そのうえで儉約を実践することを休愚が強調している点である。「慎」という言葉は、『民間省要』坤之部でキーワードになる重要な概念であるが、「分限」を弁えて日々の経済活動を実践することが、宿命論的貧福観を乗り越えるために必要であると彼は考えたのである。また、貧福以外にも不如意なものに疫病があつた。『走庭記』の冒頭には「棠棣の夢 疫病嫌疑の弁」という段がある^三。ここでは休愚の故郷平沢村に住む北作一家が、疫病にかかり、「村中一家・他家の輩、近隣の村々迄」感染が広がるなか、北作一家を助けるために苦悩する休愚の心情が語られている。そして、北作を亡くした子の北兵が、援助の礼のために川崎の休愚を訪れた際、休愚は北兵に、「かゝる事ハ皆前因のなす処なり、汝か父母ともに生得心直ニして一家・他家・村中の者共迄皆常に善き者とす、一生邪曲の心なかりしといへど、いかなる前業ニかんじてかゝるうきめに逢ぬ」と述べる。ここで休愚は、人間の一生が不如意であることをはっきりと認めている。

しかし、休愚は北兵に対して「前因」の大きさを論しつつも、「かゝる事、又誰身の上とはかりかたし、更に世上に恥とするにあらず」と励ます。休愚にとって主体的な努力をせず、現実を「前因」「前業」として諦観することはあつてはならないことであつた。可正同様に、「天命」「前因」とは、主体的な営為の結果であつて、それ自体は是非善悪の対象とはならない。そしてそれに続いて『走庭記』で次のように述べる。

【史料四一四】二四

物ハ先其根元の善悪をとくと己れ心に思惟して、其上他の商量を請へし、斯して後其人を用ひ、其事をなせハ、事自然と齊、天ニ向て潔よし、我にかへりみて悔なし、人間一切の災難、己れ心よりなさずして外より来る物ハ、縦其災難にかゝるといふ共、何そ是に心を消し、是ニ志を失はん、皆時の厄に預れハなり、むかしより聖人すらのかれ給はす

後述のように「心」の確立を休息は重要視するが、自らの「心」で思慮し、人為を尽くした結果は「潔」よいものであり、それによって自己が否定されることはない。第二章で考察した景利の場合と同様に、「心」の確立は、必ずしも「齊家」と結びつくわけではなく、その不条理を「前因」という仏教的な概念を通じて受け止める姿勢を休息もまたもっていた。だが、「前因」によって自らの「志」が否定されるわけではない、というところに休息の強調点は置かれていた。彼は、諦観せずに奮闘する気概を持つことを欲し、自ら実践したのである。そのような主体性の確立について、主著の『民間省要』では次のように述べている。

【史料四一五】二五

且、農・商・工の三民、各々其祖の功ニよつて田地・家財、其業の品々の限りなく譲り得て、其余慶を以榮花ニ誇り、いつしか其業ニ疎く、身一寸の功もなく、剩え其富ニ飽て其富を費し、偶然として暮ス事、是居なからの大盜、何事か過之哉。惣して名ニ顯ハるゝの盜人は、身命を捨て偏にそれを業とす。

先祖の功に甘んじて生活することを「偶然として暮ス事」と批判する。休息は「偶然」を「成り行きに任せる」という意味で用いているが、ここからも生活に対して無為であることを休息が否定的に見ていたことがわかる。三民がそれぞれの「職役」に応じて自らを「慎」み、主体的に行動することを休息は求めたのであり、それが『民間省要』坤之部の主要なテーマであった。かくて宿命論的貧福観は、休息においては後景に退き、人為の実践が前面に出るようになったのである。

それでは、休息における主体性の確立にはどのような特徴があり、どのような言葉を用いて語られたのか。その問題につき、第二節では、「心」の主体性確立が必要であると彼が考えた時代背景について、「辰巳上り」という言葉を手掛かりに考察していきたい。それを踏まえて第三節では、同時代を生きた景利と比較しながら、「心」の主体性の形成過程およびその歴史的特質を検討することにした。

四二 「辰巳上り」と主体性確立の相克

前節の考察を通じて、自然や社会の変化を受け止め、それに対して能動的な働きかけを行い、新たな営為を切り開く主体性確立の可能性を確認した。それでは、休愚は、元禄から享保期にかけての社会経済をどのように認識し、そのなかでどのような主体性の確立を目指したのであるか。本節では、「辰巳上り」という彼の現状把握を手掛かりにこの問題について迫ってきたい。

(一)「辰巳上り」

元禄から享保期にかけての世相を表現する言葉として、休愚が頻繁に用いるのが「辰巳上り」である。「かく辰巳上りに人分限二過て奢ル世の中と成て、四民ともに困窮と成ル」^{二六}と述べるように、人の消費水準が上昇し、「分限」を超えて支出するようになった結果、全般的に勘定不足に陥るようになる事態を指していた。この状況は、小室氏の指摘のように「一得一失」をとまなうものだとして休愚は考えていた^{二七}。すなわち、質朴な風俗であった元禄期以前の社会は、貨幣流通量の増加とともに一変し、人々は華美な生活を望み、また地道な耕作を忌避して安易な商売に入るなど好ましくない事態を招くことになった。休愚は『民間省要』の坤之部卷之一において、士農工商の四民の「心」が驕ることを憂い、それぞれが家職を地道に実践することを「慎」という言葉で表現し、近世初期の姿勢に人々が回帰することを求めている^{二八}。だがその一方で、「少の飢饉」になっても餓死者が出ないように、経済生活が安定し、物質的に裕福な生活を送れるようになった。こうした時代状況のなか、農村経済の鍵となる百姓については、「殊に天地ハ三十年ニして改ルとかや。世と共に変して歳々年々人皆入替り、他より他の手へ渡りて、今はむかし草分ケの百姓とても、稀ニ開発の持主の持統たるもすくなし」^{二九}と述べる。その経営は、使用人・肥料・農具価格の上昇、役負担の増加という背景があつて、近世初期から続く草分百姓であつても難しいものだと感じていたのである。このようななかで、百姓はどのような主体性を確立すべきであると休愚は考えたのであろうか。次の引用は、生活水準が向上するなかで使用人を使う百姓の経営が難しくなり、それに伴い主体性を働かせることが困難になつてきている状況を述べたものである。

【史料四一六】 三〇

ケ様の事も近年そろ／＼と変し、世とともに食事もよくなれり・・・併自身の百姓ハ身の慾、勝手たるにより、飢食を用て始末を心とすといへと、下人を召仕程の百姓の分、食事の善過たるに迷惑す。適々古しへの事を用て粥をくれ、糧を強く入るれハ、下々の使用

人、いつしか口肥て其家へすむ者なし。仍て無是非世上の驕りにつれて夫食よろしく、頭立百姓の困窮と成。

たとえ自身が「始末」を心掛け、質素な食生活を実践したとしても、それでは「口肥」えた使用人を満足させることができず、世間に準じて使用人の食水準を上げてしまう。その結果、勘定不足になる状況が指摘されている。こうした使用人の払底、およびその生活水準の向上にともなう百姓経営の負の影響については同時代を生きた荻生徂徠（寛文六「一六六六」→享保一三「一七二八」年）も鋭く認識しているが三、この【史料四六】からは通用範囲が自身に限られる努力の実践だけでは、当時の経済状況に十全に対応できないと休愚が考えていたことがわかる。使用人の生活が変化している現状を踏まえて、経営のあり方を変えていく必要性を休愚が実感していたことは、次の引用からもうかがえる。

【史料四七】 三二

而も頃日の高直成下使用人ニ限り、不断ひたいニかゝり髪を撫で、こへ、灰のむさき業ハ譲り合、足踏込事も略し、田畑を耕ス事もうハの空なり。家業不丹練の主人はかゝる処え気を不付、下人任せすにいたし置ニより、こやし費え耕作疎にして、身体を失ふ事多し。是百姓の驕ニあらず、辰巳上りニ世上の驕りに準すれハなり。

使用人が払底するなか、仕事に対して彼らが「うハの空」になっているというのが時代状況である。彼らは「こやし費え耕作疎」かにするので、その結果経営が行き詰まる百姓が多い。その点をよく踏まえて、使用人の仕事を適切に管理することが「丹練」であると休愚は考えている。自身の勤勉努力は言うまでもなく、時代状況を理解し、使用人の生活・勤務状況に対する注意力、管理力がここでは求められているのである。

（二） 社交・儀礼の奢侈化

前節で見た「変」という概念が、たとえば作物の豊凶のように不確定でありながらも、周期的に繰り返す変化であるのに対して、「辰巳上

り」は元禄期以降のここ三十年來の時代の趨勢・トレンドを指す言葉であると言えよう。この趨勢のなかで、休愚が危惧するのが社交・儀礼の奢侈化と、それにもなう勘定不足という事態が起ることであった。

先の引用のように、休愚は、その土地に住む百姓が三代続くことは困難であると考えていたが、それは家長の倫理的弛緩や、天災といった環境的要因のみならず、社交・儀礼の奢侈化によるところが大きいと考えていた。すなわち、代々続く百姓は、婚姻を通じて近親者の関係が地域に広まり、その間で行われる互酬・儀礼が多くなつた結果、「分に過ぎて年々に無益の出入に物の費重なり、元來耕作の家業、人の察するより其身に成て余慶乏しき物成故、頭立百姓の三代と続くハ何方も稀成物と知へし」^{三三}という事態に陥つてゐることを指摘する。休愚は、冠婚葬祭にともなう支出は無用であるとし、それが年々増加しているにもかかわらず、誰もそれを改めようとしないうことを憂慮する。そして、後述するように「是らの費を停止」する法令を発する必要があると述べている^{三四}。

社交上の出費が増大し、その結果家計が圧迫されるのは草分百姓のような由緒ある「家」だけに限られるものではなかつた。百姓の実態を休愚は次のように説明する。すなわち、水呑百姓として小作をしているときには、「情を出して」働き、儉約も実践して資金を貯め、ついに田地を買い求めて「小屋敷の主と成て」、「百姓中間の付合」に加わるようになる。だが、その仲間との付き合いのなかで、「稻荷講・庚申待・念仏講、片寄ル題目中間、石より堅キ一向の同行」などといった交際費が嵩むようになり、止む無く田地を売却し、「始の地かり・店借り・水呑の身の悲しきも多し」という結果に陥つてしまう^{三五}。休愚はこの状況を、「四民ともに、かゝる事も皆己一人の心忸二もならぬ世の中、次第二辰巳上りと成て其粕を喰ひ、其汁もすゝられず、夫か人界の建立なりけらし」^{三六}と、自分ひとりの努力では如何ともしがたい時代的趨勢とみなしているのである^{三七}。

このような認識は、同時代において休愚だけのものではなかつた。第二章の【史料二一七】において景利は、生活水準がよくなるとともに、社交上の支出も増加する状況を指摘する。そのなかで勘定不足にならないように「うちば」の生活をすることを主張する。しかし、だからといって景利が社交・儀礼を軽視したわけではなかつた。むしろ、「振舞等に被呼候ハ、貴賤を不撰可参候・・・且又折合に出来合等振廻可申と申人有之候ハ、今給参候而も無辞退申請、一膳も給可申事、是先の志を破らさるゆへなり」^{三八}と述べるように、「振舞」といった互酬的な交流を大切にしており、「志」のこもった「振舞」を通じて円満な社会的関係を築き、村落秩序の安定化を目指した。このように「勘定」と「振舞」のバランスを図ろうとする景利が重視するのが「勘弁」である。「世財ヲ施ス計慈悲にあらず、志を以可致也、但シ能

勘弁致シ、財施をも相応に可行事也」^{三九}とあるように、社交・儀礼において「志」が大事であるが、同時に「財」の贈答も伴っていないといけない。勘定不足を回避するべく、「志」と「財」の適切なバランスを取る判断力を景利は求めたのである。言い換えると、状況に応じた適切な貨幣支出を判断する「勘弁」を通じて、勘定不足の回避と円満な人間関係の実現を景利は図ろうとしたのである。

(三)「一得一失」と判断力

「勘弁」と景利が呼んだ判断力と同様な能力を、休愚の言説のなかにも見出すことができる。休愚が物事の是非を判断する際に、非常に好んで使う表現に「一得一失」がある。「一得一失ハ天地の常なり」^{四〇}とあるように、人間社会の諸相において善悪・是非は相対的なものであり、だからこそ状況をよく理解し、「一得一失」を判断することが重要であると考えたのである。ここではその一例として、在地社会における文化のあり方に関する次の一節を取り上げてみよう。

【史料四一八】^{四一}

夫レ百姓の田地、漸武石・三石・五石・拾石位迄の田地を持て渡世する計有村々ハ、一向の土民ニて算筆もしらす、諸事不埒なる物なり。あいたに高持の百姓又ハ商を兼たる宜しき者共の交り居たる所ハ、公儀趣の法令も聞知りて、御年貢・諸役の算筆も明らかに諸事しまりてよし。かゝる所ニも又一得一失あり。夫物の理非をも弁、人がらもあしからぬ所にハ寺方交りニ、碁・せうき・鞠・揚弓杯の遊芸はやりて、子共よりあつまりてその事に心をよせ、人たる道も知り、諸芸にかしこく、士ともなりて君につかへ、能キ職に預ル人の出るも多し。又間にハ彼遊芸になづミ、農業・商事に疎にして家を失ふともがらもある物なり。能々慎むべし。

「物の理非をも弁、人がらもあしからぬ所」では、「碁・せうき・鞠・揚弓杯の遊芸」も発達し、その住民は幼いころから「遊芸」に心を寄せて、「人たる道」も学ぶようになる。自分の「家」を維持することで精いっぱいな農民ばかりの村では、「算筆」も知らないものが多く、行政も埒らないが、文化水準の高いところでは「士ともなりて君につかへ、能キ職に預ル人の出るも多し」と、公のために働くものも出てくる。このように休愚は、在地社会における文化の重要性を認めている。だが、「遊芸」に没頭する余り家業を疎かにしてしまうおそれもある。

る。したがって、「一得一失」を考えたらうで、「おの／＼得たる道のあしからぬ方の内に、とかく一生の用て利あらん事を修行し、能程に心を付て、扱家業のつらん心遣ひこそ、あらまほしけれ」^{四二}というように、「家業」と「遊芸」の適切なバランスを取ることが肝要である、と述べるのである。これは、第一章で見た可正の「工夫」と同様の見解である。このように事物・状況の「一得一失」を理解したうえで、判断する主体性の確立こそが、「辰巳上り」と表現された消費水準や儀礼関係の奢侈化という現状のなかで、「家」を存続し、在地社会を円滑に保つために不可欠な資質であると休愚は考えたのである。

景利と休愚が生きた元禄から享保期にかけては、社会の諸相において大きな変化を経験した時代であった。その三十年來の変化を休愚は「辰巳上り」と称したのである。このような時代のなかで、「分限」ないしは「うちば」を保つような経営・生活の仕方を両者は求めたのだと言えよう。しかし、この時期、何を以て「分限」であるのか、その基準が不透明なものになっていた。また、自身が考える「分限」が、社会の趨勢と齟齬をきたすこともあり、それに合わせる必要性もあつた。そのようななかで景利と休愚は、勘定と社交関係のバランスを取りつつ、それを両立させることを求めたのである。筆者はそれを、新たな「分限」を定めようとする模索の表れとみなすことができると考へる^{四三}。

そして、この点で興味深いのが荻生徂徠の享保期社会に対する時代認識である。徂徠は、人々の消費生活が奢侈化するとともに、武士と三民がともに世間体を気にし、奢侈品を求めるために物価が高騰した結果、とくに武士が困窮化する現状に警鐘をならしつつ、次のように述べる。

【史料四一九】^{四四}

兼て制度を立ててこれを守らする時は、人々知る故、分にすぎたるおごりはおのずからなくて、世上に費えなし。制度なければ、上よりおごりをするなど制したまうというとも、これまでが分相應にて、これよりうえがおごりなりというきつかけなければすべきようなし。華美を好むは人情の常なるゆえ、制度なき故に世は次第におごりになり。

この引用のように、徂徠にとって享保期の社会は、経済状況に左右されない確固とした「制度」がない一方で、物価と貨幣価値が物事の

尺度となっているために、「分相應」の基準（きつかけ）を欠き、ゆえに幕府がいくら儉約令を定めても無意味であると徂徠は感じていた。奢侈化と困窮化という一見すると矛盾した世相のもと、元禄期以前の質朴な生活水準に戻ることが困難な状況のなかで、徂徠は時代状況に左右されない（身分に応じたものであり、差別的ともいえる）「制度」を「作為」することでそれに対処しようする^{四五}。後述のように休愚も徂徠と似たような意見を表明しているが、武士であろうと上層民であろうと、享保期の世相を憂慮する人々にとって「分限」の設定は、奢侈化と困窮化という相反する経済問題の進行を食い止めるうえで大きな課題となっていたのである^{四六}。

四三 享保期上層民における「心」の確立の思想的過程と特質

前節で見た判断力を備えた主体性は、どのような思想的な過程や言説からの影響を踏まえて形成されたのであろうか。そして、それはどのような言葉で語られ、その特質はどのようなものであったのであろうか。本節では「心」に関わる景利と休愚の言説の比較考察を通じて、享保期上層民における「心」の確立の一類型を析出してみたい。

（一）景利における「本心」のあり方

まず、景利の事例を通じて、彼が「心」をどのように把握していたかを確認することからはじめよう。次の一節は、『病家寂寞』の序文であり、そこで自身の「心」の成長について述べている。

【史料四一〇】^{四七}

心も澄て過にし事を徒思へば、四十年の頃まで業む所ハ是非乃思慮なく、只心のむく俣に執行ふゆへに非成事已多し、誠に聖賢の詞にも心を師とする事なかれと今おもひあはず、是若き時学文せず、聖の道を聞かざるかゆへなり、然れども四十年余世間の善悪を見聞して、適五十年に余りて跡の非成事を知る、悔ても全なし

四〇歳迄は、「只心のむく俣」日々の生活を送っていたため失敗ばかりであつたと振り返っている。この状態を脱するための方策として景利は二つの点をあげている。すなわち、第一に「学文」を通じて「聖の道」を学ぶことであり、第二に「世間の善悪」を観察することである。このように、「心」はそのままの状態では自らの「師」（行動指針）としてはならず、「学文」と「見聞」を通じた陶冶によつてはじめて「是非乃思慮」を持った「心」に至ると考えたのである。

それでは、正しい「心」のあり方とは、具体的にどのような内面性を確立することを意味したのであろうか。次の引用は『病家寂寞』の最後の教訓であり、「第一の用心」と位置付けられた「本心」のあり方について記した部分である。

【史料四一―一】 四八

一切の事、気を付すしてうか／＼といたす時ハ、眼前の事も見る事あたはず、本心をうしなひ候事なり、能々心を付へし、是第一の用心なり

徒然草諸鈔大成 十九卷云 抜書

ぬし有家ハすゝろなる人、心のまゝに入くる事なし、あるしなき所には道行人ミたり立入、狐・ふくろふ様の物も人げにせかねば、ところえかほにいりすミ、こたまなどいふけしからぬかたちもあらハるゝ物なり

注云、心ニ主ナケレハ、若干ノ妄念ノ起ルト云ハンタメニ、先此家ノタトヘヲハ設タリ、サレハ主アル家ニミダリナル物入コトナシ、心ニモ主アルトキハ外物ニウバヽレザルナリ、……此書放心ヲモトメ、自己本分ノ一主人公ヲトリウシナハセマシキタメニ書ルナリ、若心ヲ守ル工夫ニアラストイハゞ、草木尾石ノゴトク無心ナルトコロヲヨシトセンヤ、是今ノ世ニ多キ断無ノ見ナルベシ

この引用は、三つの文章から構成されており、まず「一切の……」以下の景利の教訓部分があり、続いて浅香久敬（明暦三「一六五七」年）享保一二「一七二七」年の『徒然草諸抄大成』（貞享五年）十九卷の一節が抜き書きされている。抜き書き箇所は、『徒然草』第三三五段の冒頭の一節を示したうえで、久敬の手による注釈部分が続いている。

景利の教訓の説くところは明快である。日常において不注意に過ぐすと状況を見失うことになる。したがって平生から「心を付」けるこ

と、すなわち注意・観察することが重要であるというものである。景利は、事物への注意力・観察力を持つことが「本心」のある状態だとみなしたのである。

次に『徒然草』第三五段は、「家」に「主」がいなければ、悪しきものも含めて様々なものが「ところえかほ」に住み着いてしまうということをたとえに、「心」と「主」の関係について語っている。ただし、【史料四―一】では「・・・物なり」で終わっているが、この段には続きがあり、最後の節は「虚空よく物を容る。我等が心に念々のほしきまゝに來り浮ぶも、心というもののなきにやあらん。心に主あらましかば、胸の中に、若干の事入り來りざらまし」^{四九}というものである。ここでは「心」に「主」がないからこそ、様々な想念が浮かぶのではあるまいか、と述べられており、「主」がないことは必ずしも否定的に捉えられていない。

これに対して久敬の注釈部分は、「心」に「主」がないために「妄念」を起こすのだとしており、「妄念」や「外物」に奪われることのない「主アル」「心」の確立を説くためにこの「家」のたとえがあるのだ、と解説している。『徒然草諸抄大成』は、元禄期前後の多くの『徒然草』注釈書が世に出た時期に刊行されたものだが、久敬は、様々な注釈を幅広く「其邪正を論せずして集」めたものだ述べている。しかし、川平敏文氏によると、久敬は禄高六〇〇石の加賀藩士であり、当時の加賀藩主前田綱紀が朱子学を信奉していた時代状況をうけて、その著作には道学的傾向が著しかった^{五〇}。つまり、久敬の「心」の確立は、「妄念」を取り去って善なる主体性を確立することを意味したのである。

ところで、景利が「本心」のありようを語るうえで『徒然草諸抄大成』を引用したのは、「心」の主体性を持つことが肝要であるという考えを、書物の文言によって補強するためであろうが、景利の「本心」、すなわち注意して事物を観察するという考えが、『徒然草』および『徒然草諸抄大成』の引用部分から直截に読み取れないことに注意したい。「本心」に関するこうした内容上の差異は、景利の誤読というよりも、隱遁者や道学的武士の視点とは違う、生活に密着した「本心」の模索のなかで生じたものと捉えるべきだろう。

それでは、「本心」をもって事物を観察するとはどのようなことであつたのだろうか。それについて景利は『病家寂寞』で直截に語っていない。しかし、彼の読書ノート『千代古見知』の「儒書部」に、次のような興味深い引用がある。

童観抄 下巻 十三丁云

有主而虚ナルトキハ触之而応ス、無主而虚ナルトキハ触之而乱ル

本心アキラカニシテ （判證不能） □ ナルトキハ、万事ニフレテ通セスト云コトナシ、本心クラクシテウツクルトキハ物ニフレテ必スミタル、

タトヘハ目ヲモリタルハカリノコトシ、物ヲカケテカナラス軽重ヲシル、コレ心ニ主アルカコトシ、タトヘハ鏡ノ中明カニシテ、ヨク物ノカケヲウツス、物サシハ又ハモノノコトシ、是心虚ナルノタトエナリ、若目ヲモラヌハカリハ軽重ヲシリカタシ、鏡ヲウラカエシテ物ニムカハ、影ヲウツスヘカラス、コレ心ニ主ナキノタトヘナリ

林羅山（道春、天正一一「一五八三」〔明暦三「一六五七」年〕の『童観抄』からのこの引用では、まず『莊子』の「心」の主体性に関する一節が置かれた後、羅山の注釈が続いている^{五二}。ここで注目したいのが、「目ヲモリタルハカリノコトシ、物ヲカケテカナラス軽重ヲシル、コレ心ニ主アルカコトシ」という部分である。「心」に主体性を持つこととは、注意深く事物を観察するのみならず、秤の目盛りのようにその軽重を知ることであると羅山は述べている。言い換えると、「本心」とは目盛りのような基準に照らして、事物の価値を判断する能力を指していたのである。景利が『病家寂寞』を書いた際に、この『童観抄』の一節がどこまで念頭にあったのかは知る由もないが、そこで使用されている用語から見ても、「本心」の意味を考えるうえで大きな示唆があったことは間違いない。このように景利は、『徒然草』『徒然草諸抄大成』『童観抄』といった比較的身近な書物の言葉を援用しながら、生活に密着した「本心」の意味を模索していったのである。そして、その「本心」とは自己の視点・立脚点を以て、物事を注意して観察する主体性の確立を意味したのである。

（二）経済生活における「心」の働き

次に、「心」が景利の日常生活においてどのように働いていたかについて検討してみよう。ここでのキーワードは「心を付」けることである。すでに第二章で「心を付」けることが『病家寂寞』のキーワードであったことは述べた。本節ではその点を具体的に浮き彫りにし、三点に分けて「心」と経済の関係についての景利の考えを見ていく。

第一は、「費無之」「始末」することである。これは無駄を省き、可能な限り資源を再利用することであるが、そのためには日常生活の細部まで気を払うことが必要であると景利は考えていた。

【史料四―一三】 五三

物毎に費無之やうに可致始末、世上のついへ自他の為にならざる事多し、縦ハ菜・大根・芋の葉など召使のもの共ハ取ちらし捨候間心を付、くね垣へ掛干候て貧しきもの共にとらせ可申候、是慈悲にもなり、損にもならず

この引用のように、景利の「始末」は特に食料に力点が置かれていることに注目したい。佐原村は米穀の集散地であり、伊能家も米穀取引を営んでいたが、第三章で触れたように水害多発地域でもあった。このような環境のなか、平時から食料の重要性を忘れることなく「費無之やうに可致始末」だと述べている。同時に、「始末」を単なる吝嗇ではなく、窮民のための「慈悲」と結びつけているところに、在地社会を取りまとめる村役人たる心得が表れている。

第二は、使用人の扱いに関わるものである。【史料四―一三】で景利は、とかく食料を粗末にし、「費」を生み出しているのは「召使」であると述べている。だからこそ、彼らの行動には平生から「心を付」けて観察しなければならないのである。また、「其外の物方々へ取散ばかりにて取まとひ申事無之、打捨置候ゆへ、雨露にうたれ土二付くさり捨り申候、是又朝夕廻り候節心を付、・・・取まとひ候様に可仕事」^{五四}という条目があるが、ここからは使用人の管理力および業務実践力の欠如を景利が認識していたことがわかる。ただし、次の引用のように、使用人の怠惰だけに業務の乱れの原因があると考えていたわけではないのが興味深い。

【史料四―一四】 五五

惣而の業事井田畑拵候事召使のもの共おうちやくにも無之候得共、逆に致候故、先に可仕事跡二成、遅くても能事先に致候ゆへ手廻し悪敷、不断業事におはれ埒明不申候、是また心を付相考、順逆能様に明日の事ハ今夕可申渡候、宵日に不申渡候而ハ、朝うろく致シ只居候間、其心得可有事

使用人は決して「おうちやく」をしているわけではないが、伊能家の経営業務が多岐にわたるためか効率のよい業務ができておらず、また自分の役割も十分に自覚できずにいる。そのため業務が常時立て込んでしまう。したがって、家長は業務の前日から「心を付相考」えて、効率のよい業務指示をしなければならないと景利は考えたのである。さらに、「人を召仕候共、万事を人に計申付べきとおもハす、我と手つからして様体を知り、後には人にさするも能と心得へきなり」^{五六}と、率先垂範することが望ましいと述べている。

なお、景利は、「心」の主体性の確立という点で、家長と使用人の間に線引きをしているが、だからといって使用人である人間の主体性確立の可能性を否定しているわけではない。

【史料四・一五】^{五七}

召仕の者共二情を掛可申候、折節ハ肴二而も給させ可然候、同し人主人と成、家来と成る事如何成因縁二而候哉と、未来をおもひやり可申候、現世にて主人のものと家来と成、家来主人と打返ス事見聞に有之事なり、且又人遣ひ悪敷ものハ現在にて報ひ、手鍋をさげ候事粗有之事也、能々心を付可申事

主人であつた人間が没落して家来となり、家来が成長して主人になるという商家経営の冷酷な側面を景利は認識しているわけであるが、そうした逆転に仏教的因縁という宿命ばかりではなく、基準・指標を持つて状況を観察するという「本心」の有無が関係していると景利は考えている。同時に、前節で見た休愚と同様に、当時の地主兼商家の経営のうえで、使用人の管理・対応が重要な経営要因になっていたことに注意しなければならない。使用人の待遇が悪い家はその代限りで没落するのであり、だからこそその管理・対応には注意を欠くことができないと景利は考えたのである^{五八}。

第三に、「始末」のような経営にとつていわば守りの姿勢のみならず、積極的に利得を求めようとする姿勢とも「心」は結びついていた。次の二つの引用を見てみよう。

【史料四・一六】 五九

穀類によらず、油・茶・たばこ、其外いつれに不寄過半下直成年有、買置すべし、元來積りより過半下直成ものにてハ、損することなし、常々心を付聞あわせ可申事也

【史料四・一七】 六〇

遠国他国へ参候節ハ、其所々ニ而農具等に心を付、手廻シ能農具有之ハ調可参、其外五穀類の程ハ勿論、一切の種物調可持参、是他国の物を我かりへ持参事、自他の為に成候事なり、必わすれずして心に掛可申事

前者では、常々諸商品の相場に注意し、情報に耳を傾けて商機を確実に掴む姿勢と「心」が、後者では、遠方に出かけたときでも農業経営のことを忘れずに、新たな利得の種をうかがう姿勢と「心」がそれぞれ結び付けられている。残念ながら、景利の経営実態をつまびらかに示す史料が乏しいため、彼の経営についての考えを深く知ることはできないが、平生より商機を積極的に掴もうとするたたかさが彼にはあったのだろう。また、新たな農具・新種の導入は、「自他の為」になると考えている点に注目したい。商売以上に、農業は地域全体の振興につながると考えていたことがうかがえる。この点は、商売と比べて農業を優位に置く可正の見方に通じるものがある。

以上、「始末」、使用人の管理、商機を掴む姿勢の三点に分けて経済生活の具体相における「心」の働きについて検討してきた。景利の「心を付」けることとは、平生より経済活動の細部まで注視することであった。現在の「心を付けて」という言葉のイメージよりは「細心に」という表現に近いものとも言える。そしてその観察の際に、「勘定」、スケジュール、相場といった基準・指標が想定されていたことに注意したい。先に見た『童観抄』の「物サシ」を連想させ、興味深い。このように「本心」を備えることは、経済生活において基準・指標を持つて細部まで観察し、そのうえでの確な判断をくだすことだったのである。

(三) 休愚における「心」の確立―「心を付」けること・「術」・「工夫」

『民間省要』は一般的に農政についての提言書と理解されているが、坤之部巻之一は、武士を含めた元禄から享保期の人心のありかたを批判的に検討し、あるべき「心」の姿を論じたものである。そして、その「心」を確立する際のキーワードになったのが景利と同様の「心

を付」けることであり、坤之部卷之一を通じて一二回使われている。本節では、坤之部卷之一を素材にして休愚の「心」について、景利のそれを念頭に置きながら考察していきたい。まずは、「本心」について定義している次の引用から見よう。

【史料四一八】 六一

惣して我と我か身の上の事の落着せざるをハ、とくと我か心に問答して其是非・善惡を考へ、明らめて其上を他二問求めたる事ハ始終二悔なし、又あたらずと言事なし。しかるを我か本心ハ明らかにして、身の内二隠れたる是非・善惡を知る事のおそろしさに、誠二して親しき己か本心をは外二して、善惡邪正の根元も不知、疎キ他人の異見を問ハ非なり。他の答ハ其時宜二随ふのミ、豈二あたるへけんや。自の答ハ鑑のことし。夫茅屋の窓にハ螢雪多し。勤て学フ事あらハ猶独りを慎まさらんや

この引用は、先に『走庭記』から引用した【史料四一四】と趣旨が似ている。休愚はここで自身の言動を決定し、それを実行する主体性を求め、そのために「本心」を確立することが必要であると述べる。「とくと我か心に問答して其是非・善惡を考へ、明ら」かにすると述べるように、事物の「是非・善惡」を見極める能力を「本心」と呼ぶ。さらにその「是非・善惡」を判断する対象は、自身の「心」にまで及ぶ。この引用を読む限りでは、休愚の議論は内省的なものであり、「善惡邪正の根元」を分析し、それに対して「鑑」のように自己の解答を見出すことが「慎」みである結論づける。当該期の四民には、この「慎」みがないことを休愚は憂慮する。このように休愚の「本心」を確立することとは、「是非」「善惡」「邪正」を判断するという意味であり、事物の「輕重」を判断する景利の「本心」と近い意味で使われていたことがわかる。

もちろん、景利同様に実務家である休愚にとって、「心」の確立は内省的な議論で終わることは決してなく、「心」は実務を成功裡に行ううえで不可欠なものであり、実践をともなうものでなければならなかった。ここで休愚が強調するのが「心を付」けることであるが、興味深いのが、休愚が「心」を「工夫」や「術」という言葉と組み合わせさせて論じていることである。次の三つの引用を見てみよう。

【史料四一九】 六二

生涯の大事、是二過たる事なけれハ、朝夕工夫して身の怠りに心を付は、何そ其妙手ニ至らざらん。夫囲碁の事たる事、互ニ盤面に向て、己レ一目を下せは人も亦一目を下す。人我同し手を以、同し石を下す。何の差別有てか、大に其術の上下有事ハ何そや。

【史料四二〇】 六三

爰に一人の百姓有。駅宿の長として役を兼たり。少年より甲陽軍艦を見て其心をさと、身体を起す。是を問えは、信玄公の御生涯、四方の国々に強敵を請て、其備へ怠り給ハぬに心を付、こと／＼心に其術を尽すと。其者、初メ纔ニ四町余の田地を請て、二十年の間ニ四拾余町の田地を得たり。其上其所の乱レたるを治メ、人を相続し、各家業を勤て公用能弁ス。又一人有、太平記の評判を見て、一生是に心を付け身を治め、其家斉たり。……道を往にもうつかりと行事なく、行住座到、万物の事に心を付、物各其氣とり探りて朝夕身体の事ニ手を尽ス事、軍術の油断なきかことし。

【史料四二一】 六四

右人々相応の業に付て、それ／＼の手有事を悟りて朝夕工夫し、能手を考へて打へし。うか／＼と心のつかぬ人、かくのことくの備へ常ニ薄くして、身体ニ打負テ段々と不勝手に成、果ハ元もいわれぬ体に仕ちらし、其父母をはづかしめ、其名をくたす事限りなし。第一不勝手なれハ君の用ニも欠ケ、正直の氣も心ならぬ偽りかちニ成、成行て足らぬ事ハ心にも不叶、「諸事無念成事哉」とのミいひて止ぬ。……五常の根元、近く皆爰ニ有と知べし。

この三つの引用からまずわかることは、休愚が四民の生活する日常社会を、「囲碁」「甲陽軍艦」「太平記」という言葉で喩えているように、勝ち負けのつく戦場であると考えていたことである。そうした社会のなかで勝利をおさめるためには、「朝夕工夫」してそれぞれの家職に応じた「手」を知り、「行住座到（臥）、万物の事に心を付、物各其氣とり探りて朝夕身体の事ニ手を尽ス事、軍術の油断なきかことし」と述べるように、状況に対して最善の「手」を打ち、日常生活の細部まで「心を付」けることが必要であった。その意味で休愚の「心」とは、それぞれの家職の本分を弁えたうえで、状況に対して細心の注意を払い、最善の方策を作為する主体的な知性であり、だからこそ休愚そうした「心」のはたらきを「術」と呼んだのである。そのあるべき姿とは対照的に、「当世人間の生てより更に古しへの風義にあらず、皆懦弱

美麗にして錢の入遊芸を嗜好ミ、かりそめにも骨を強くし、氣を健やかにするの術を嫌ヒ、年々歳々風替り品改りて、時々刻々、視聽言動、其驕を増事ニ生長して各其業に疎く、我か心の駒の手綱を執の術をもしらす」^{六五}と述べるように、「心」を骨太にする「術」を好まず、家職に疎く、時節と共に變化する經濟状況に対応する「術」に無知であることを休愚は懸念する^{六六}。

次に、このような「心」を身に着けた主体は、自らの「家」の維持・拡大を図るために行動するのみならず、「其上其所の乱レたるを治メ、人を相続し、各家業を勤て公用能弁ス」^{六七}とあるように、在地社会に安定をもたらし、さらには「公用」のために働くべきであると休愚は述べる。言い換えれば、「家」の維持のための作為的な「術」の実践は、家長の技能を高めることになり、それを活かしてより広い公益のために尽くすことが「術」の最終的な目的であると休愚は考えたのである。たとえば、第五章で詳述するように、「百姓家禄に余力ある者」(「禄重キ」百姓)に対して、「其志直にして不驕時は近く身の用を弁し、其領其霞のたすけと成、遠ハ国の器と成、時至りて又忠臣とも成さらんや」^{六八}と述べるが、ここでも百姓として立身を遂げた後は、その「術」をより広い領域で用い、公益のために尽力すべきである、と休愚は主張する。

ところで、『民間省要』の社会秩序観について斎藤司氏は、儒教の「修身齐家治国平天下」の理念を下敷きにしたものであり、儒教的な思考のもと四民を国家の正当な構成員とし、「君」「臣」「民」によって社会を支えるものであった、と述べる^{六九}。しかし、『史料四四』や『史料四・一八』からわかるように、「心」と「齐家」の両者は必ずしも連続するものではなかった。「心」を確立しても、「家」の盛衰は不如意であり、ましてや社会の次元ではなおさらであった。この点を踏まえると、休愚はたしかに「修身齐家治国平天下」という『大学』の論理を借りながらも、その意味合いは異なるものであったと言える。また、休愚の「心」の主体性の確立は、精神修養的なものではなく、「行住座到(臥)、万物の事に心を付」というように、日常の經濟活動への注意から生まれるものであった。つまり、休愚にとっての「心」の確立は、觀察主体の確立であり、その觀察主体が變化する社会經濟を的確に認識し、最善手を取ることで はじめて「身」「家」「国」「天下」の安定が実現できると考えるのである。この意味で休愚の「心」は、朱子学のような道徳性の確立と必ずしも同義ではないことがわかる。そしてこの点において、休愚の人間観は、彼がその門下に入った徂徠のそれと共通する部分があったと言える。

周知のごとく徂徠は、人間とは生来道徳的に中立であり、「善」でも「悪」でもないと考えた^{七〇}。したがって人間の目指すべきことは道徳性の確立ではなく、また道徳を通じて社会を構想することでもなかった。そう考えるがゆえに徂徠は、内面的な修養論から離れ、当該期

の社会経済を冷静かつ客観的に分析することができたのである。享保一一（一七二六）年に幕府に提出された『政談』はそのような観察を基礎としたものであった。もちろん、休愚は徂徠のように人間から道德性を排除することはなかった。また徂徠が「形」なきものとして否定的に捉える「心」に関しては、これまでの行論から明らかなように、人間の主体性を語るうえで要となるものであった。だが、繰り返しになるが、休愚の「心」の確立とは観察主体の形成であり、この点で客観的な時代状況の把握を行う徂徠の姿勢と共通していた。

さらに、徂徠と休愚にはもう一つの共通点があった。それは「術」である。徂徠はある種の愚民観をもっており、「民を由らしむ」という形で聖人の「道」へと民衆を誘導し、適材適所の働きをさせることが彼の社会観の基調であった。それに関連して「術なる者は、これに由りて以て行はば、自然にしてその至るを覚えざるを謂ふなり。「民はこれに由らしむべし」のごときは、この意あり。けだし先王の道は、みな術なり」^{七二}と述べる。為政者は「術」を駆使して「民」を「道」へと誘導するものである^{七三}。こうした徂徠の「術」の意味は、戦場において最善手を打つという休愚の「術」と必ずしも同義ではない。しかし、「作為」的に社会経済を有利な状況へと誘導するという点で、戦略的な智として「術」が両者において位置付けられていた点は興味深い。これまでの休愚に関する先行研究では徂徠学が与えた思想的影響について検討されてきたが、筆者はこの「術」という点に両者の大きな共通性を見る。また推測の域を出ないが、「作為」を志向する姿勢（それは休愚が実務のなかで身に着けていった姿勢であるが）を徂徠の社会経済思想のなかに感じ取ったがゆえに、休愚は徂徠学に関心をもったのではないだろうか。

さて、休愚は、「四民其家の芸術に心を尽すを以、各其道を勤たるの人とやいはん」^{七四}と述べるように、作為的な「術」の実践を通じて家職で成功をおさめることが「心」の確立の第一義的な目的であると考えていた。たとえば、商人にとつて、「行住座臥・得失損益の事二心を付、或は天文の学を不勉といへと風雨旱水の年を心に考へ、東南西北国々の耕作の景氣を察し、諸商可買節を速ニして可売期をはづさす、昼夜算盤を枕として其事能ク手ニ入り其理熟して、売れは儲、買は利有を以、其道を得たる術者といはん」^{七五}というのが「心」の正しいありかたであった。そしてその実践が、「五常の根元」であると休愚は考える。社会経済は不如意である。そのなかで「家」や地域社会、さらには「公用」における営為を成功裡に遂行するためには、観察主体の確立が必要であり、その観察にもとづいて「術」を駆使する主体を確立することこそが休愚の求める経済主体の姿だったのである。

ところで、休愚は日常生活を戦いの場と捉えていたが、その一方で彼が特に「心を付」けるべきだと考えていたのが、「人を召仕二人々深

く心を付て、憐ミを先とすへし」とあるように、使用人の扱いであった。そして次のように述べる。

【史料四・二二】 七五

卑賤の百姓たちといふ共、ひたすら心の情ケを以てそれ／＼に人を召仕事に専ら心を付へき事第一なり。此事、筆におしへて更に尽る事なし。とかく其人の心二叶ふ事を心におもひやりて、心を付ルを以、心の情ケと言うなるへし。世上の人の心まち／＼なれハ、兎角に其人の氣質ニ随て、其樂とする所をたすけて情有を、眞実慈悲の情ケとハ言へし

使用人に対する「情ケ」は、どれほど強調してもしすぎることはないと思ふ。憐ミ「情ケ」のかけ方は一様ではなく、その対象となる人の「氣質」に応じて変えていくことが肝要であり、そのために「心を付」けることがひとしおに重要であると思ふ。こうした休愚の考えは、第二節でも述べたように、使用人の存在が大きな経営要因であるとの認識に基づいていたのであろう。と同時に、それを強調しなければならぬほど、上層の人間が「驕」り、下層の人間との間に「隔」を生じさせている状況を休愚は問題視したのである。そして、「隔有時ハ人を召仕ニ心の付ぬ事有て、下の苦むも有へし」^{七六}と述べるように、上下の「隔」が生じて苦しむのは下の立場のものである。このような在地社会の「和合」を説く考えとして、第一章で見た可正は「貧福和合」という言葉を使っていたが、休愚にも次のような在地社会の理想が存在した。

【史料四・二三】 七七

其外の三民は各其家業たに情ニ入て勤る事あらハ、其余ハ強て怒る事なかれ。上下和合し情ケ有時は、先朝夕の心穩にして互ニ今日を樂しむに吉。召仕ふ者、千ニ及、万ニ満ル共、又ハ一僕二僕の輩たり共、人ニ遣ハるゝ世の中二人を遣ふの菓をかんして寒暑・飢渴をおもひやり、是も又人の子なりと、賢キ人の言捨し言葉の末わするゝ事なく、家人を子のことく憐おもふ人は、四民共に其報かきりなからん。

経済活動は優勝劣敗をとまなうものであり、しかもそれは固定されたものではなく、勝つものもいつか没落することがある。休愚はそれを認識しつつ、勝つために「行住座臥」において細心の注意を払い、最善手を選択できる「術」を身に着けることを求めた。と同時に、勝つことに「驕」り、下に立つ者を蔑むことを強く戒めた。「人二遣ハるゝ世の中二人を遣ふの菓をかんして」という言葉からわかるように、経済社会では他者に遣われるのが常であり、人の主人であることの方が稀である。そのなかで成功者は、「和合」を実現するための配慮も必要であると考えたのである^{七八}。「術」という作務的な知性を実践すると同時に、「憐ミ」という共感心を持つことが休愚の理想とする「心」の主体性であり、それは「行住座臥」において「心を付」けるという観察力、注意力を通じて経験的に形成されるものだったのである。

四一四 おわりに――景利と休愚の共通点と相違点

本章では、第一章から第三章までの考察を踏まえて、可正、景利、そして休愚に共通する社会経済に対する見方を概観したうえで、元禄から正徳期に実務を行い、享保期に自ら経験をもとに多くの記録を遺した景利と休愚の「心」の主体性の確立について議論をしてきた。両者の「心」の主体性とは、一言でいえば観察主体の形成である。元禄から享保期に至る社会経済状況を、休愚は「辰巳上り」という言葉で表現する。経済生活の安定を背景に、人々の生活が奢侈化するとともに、内面的にも驕るようになり、「分限」（「うちば」）を超えた生活を送るようになる。景利と休愚に共通するのが、そのなかで時代状況に合わせた「分限」を再設定しようとする意識である。全体的な消費水準の向上、社交関係の奢侈化という時勢のなかで、どこまでが「分限」なのかを見出しにくい状況にあった。「分限」を明確にするうえで必要なことは、自己の生活を観察し、状況に応じて判断を下す主体性を確立することにあった。その際に彼らのキーワードとなったのが「心を付」けることであった。それは、「行住座臥」において細心の注意を払い、事物の「軽重」「是非」「善悪」を判断し、それに基づいて実践を行う経験的な知性を意味した。そのような「心」のあり方を、景利は、『徒然草』『徒然草諸抄大成』『童観抄』といった書物の言葉に拠りながら、より生活に密着する形で言語化しようとしたのである。このような両者における観察主体の成立は、奢侈化であると同時に、それ以前とは明らかに異質な元禄から享保期にかけての経済状況のなかで、「家」の維持・継承、在地社会の「和合」を実現するための彼らなりの模索の結果であったと言える。

さて、通俗道德の形成が始まった元禄期に、努力しても必ずしも報われるわけではないという問題を人々は抱えることとなる。そして宿命論的な貧福観によって不遇な状況を諦観するような風潮も生まれた。儒教の「天命」、仏教の「前因」という貧福観に対して、可正は「工夫」の実践という「人為」を通じてそれを乗り切ろうとした。そのような「人為」を実践しようとする姿勢は、休愚においてより強く表れることになる。彼は、経済生活を戦場と捉え、それぞれの家職に応じて最善手を打つことが「五常の根元」であると考えている。そしてそれを「術」の習得・実践であると説く。この意味で、休愚の「心」とは、状況を適切に観察し判断する実践的な知性であると同時に、現在の社会経済状況に対してなんらかの「作為」を行う主体性の確立を意味したのである。

このように「心を付」けることをキーワードに「心」の主体性の確立を求めた景利と休愚であつたが^{七九}、両者の経済思想には二つの大きな違いがあつた。この二点が、次章でさらに深掘りする休愚の経済思想を考えるうえで重要であると筆者は考える。

第一は、「辰巳上り」を克服するうえで、「心を付」けることだけでは限界があると休愚が考えた点である。本章第二節で述べた社交関係の奢侈化に対して、休愚は「是らの費を停止」する法令を発する必要があると考えていた。そして、それと同様の考えを坤之部卷之一においてもみることができる。

【史料四二四】^{八〇}

此書所々ニ、四民の驕り、段々其身／＼の禄に府合せずして、初より其家の人口を計りて年中の渡世に逼ル事を専らとし、其内ニ或ハ又夫婦の間に子を生し、又不意の損難・厄害の事ニ逢ふて段々往詰り、一生心程に世を過る事不叶、心外の不直のミ身を終るの品を弁する事を載るを、此書の大意とす。抑国君、是を能して五常を起ス根元とならん。しかれども当時四民の内、士を以第一とす。残ル三民は皆士の跡に随ふ事なれば、自今此法令を定ルニ下聞を納して吟味し、其人の職役、其位の尊卑に構ハす、其人の食禄・身体の有無に応じて、上中下に至迄、衣服・諸道具・居所、并ニ色々の付合、召仕の品々迄格を立、法を定る。自今嚴ニ命令下らハ、明君時至るの御慎に万民信を起スの砌なれハ、其規矩下ニ行ハれん事、豈ニ水の下れるにつくかことくならん。余の三民ハおのづから其威儀に随ひ、其風俗ニ慣て、天下の国民、日のかそへて質素と成へし。

『民間省要』全編の「大意」は、四民がそれぞれの「分限」を超えた生活を営むことで家計・経営が逼迫し、不慮の事態に対処することでもできずに没落する事例を考察することにあり、そしてそれを通じて、現況に対して警鐘を鳴らすことにある、と休愚は述べる。この点において、警鐘の対象が異なるとはいえ、可正、景利、休愚は同じ問題意識を持っていたと言える。しかし、その現状を改善するための方策として休愚は、まず武士の「分限」を「法」によつて厳格に定めることが必要であり、しかもそれは位階ではなく、「職祿」「身体」、すなわち現在の経済状況に応じたものでなければならぬと提案する。武士に対する「法」を厳格に定めることで、三民も経済状況に応じた「分限」を守るようになり、「質素」な生活が実現する。休愚はこのような「上からの規制」の必要性を主張し、「明君時至るの御慎に万民信を起スの砌なれハ」^八というように、幕府の改革が実行しようとする今が正にそのタイミングであると考えているのである。以上のように、本章で見た個々人の「心」の主体性の確立を求める一方で、その限界も併せて認識しており、生活にかかわる制度を「作為」し、規制を行うことを期待する点に休愚の経済思想の独自性があるように思われる。また、「分限」の設定の際に武士に対してひと際厳しい姿勢をとっていたことについては、次章で検討する制度論との関係においても注意しておく必要がある。

こうした制度による生活統制を幕府に期待する発言があるのに關しては、『民間省要』が幕府筋への上呈書であったという史料上の性格を考慮すべきであろう。そしてこの点で興味深いのが、休愚が『民間省要』を上呈した五年後の享保一一（一七二六）年に同じく幕府への献策書として書かれた『政談』のなかで徂徠が次のように書いていることである。

【史料四一二五】^{八二}

制度なきという事は如何の事となれば、古聖人の治めに制度という物を立てて、これにて上下の差別をたて、奢を抑え、世界を豊かにする妙術也。これによりて歴代みなこの制度を立つる事なるに、当時は大乱の後に武威をもつて天下を治め給いたるに、時代はるかに隔りて古の制度は用いがたく、その上大乱の後なれば、何事も制度みな亡び失せたりし代の風俗を改めず、そのままにさしおくによつて、今の代には何事も制度なく、上下ともに心儘の世界也。

徂徠は、このように身分に応じて日常生活、冠婚葬祭の儀礼に至るまで、何をどのように使うのかを幕府が決めるべきであると述べる。

この発言は、『史料四二四』の休愚の発言と似たものである。徂徠がこのような制度による生活統制を説いた五年前に、民間社会の立場から同様の趣旨の発言を行っていた点は興味深い。休愚には、小室氏が述べるように市場に対する信頼があつたが、他方でその限界も認識しており、近代的な視点からすると反市場的な生活思想をも持ち合わせていたのである。享保の改革を推進する幕府に対して、徂徠に先だつて休愚が右のような提案をしている点に享保期経済思想の一つの特質があると筆者は考える。

第二に、それとは対照的に、時代的趨勢、言い換えれば景氣が、個人の主体的な努力や制度よりも大きな影響力を生活状況に与えるという休愚の認識である。つまり、景氣と生活状況は深く結びついており、前者の影響力は人為では如何ともしがたいという認識である。それを示すエピソードを紹介しよう¹¹³。享保六（一七二一）年に休愚は客をともなつて隅田川の両国橋で納涼を楽しんだ。休愚が以前訪れた時は、「河上一面に遊船さらへ鍾を立るの透間なく、終夜金鼓糸竹・歌舞音曲の品々、……花火流星の光りハ凡ソ行程十里の外をも照しぬへく覚えたり」というような賑わいを見せていた。この描写は、第二章の【史料二一〇】にある正徳期の景利の描写と非常に似ている。しかし、享保期に入ると、幕府による奢侈・遊芸の引き締めが行われていないにもかかわらず、そうした賑わいは鳴りを潜め、「涼ミ船は漸四、五艘かゝつて有といえへと、金鼓糸竹の音もなく、舞女の形も見えず、各々勤て無言成かことし」という状況になつた。ここで注意したいのが、「古しへよりかゝる御法度の嚴なる御触流しありし二も、かく人の心の勤たる事ハいまだ見す」と休愚が述べている点である。昔より奢侈を規制する制度・法令は出されてきたが、どれほど嚴しいものであつても人々の消費生活を根底から変えることはできなかった。正徳期以降の貨幣供給量の減少をきっかけに享保期は不況であつたというのが現在の通説であるが、直截には述べてはいないが、休愚がここで指摘したいのは景氣の後退であり、景氣こそが人々の経済生活、さらには内面性に強い影響を与えるという認識である。だからこそ主体性を持ち、「心を付」けて景氣を含めた経済状況を観察することが休愚において重要だったのである。『民間省要』を読むと、元禄期以前の質朴な経済状況にあつた時代から、元禄期以降の好景氣を背景に奢侈化する時代への変化が繰り返して説かれているが、そうした「辰巳上り」の時代も終わらざるを得ない状況にあることを休愚ははっきりと認識していた。そうしたなかで、彼は、「辰巳上り」以降の時代に合致した制度の確立を模索するのである。その休愚の制度に対する認識・考えが次章の課題となる。

- 一 代表的なものとして、大石慎三郎『封建的土地所有の解体過程』御茶の水書房、一九五八年。
- 二 代表的なものとして、林基『享保と寛政』国民の歴史一六、文英堂、一九七六年。
- 三 高橋光二『田中丘隅の思想の歴史的位置』『民衆史研究』一九号、五一〜六八頁、一九八〇年十一月。深谷克己『百姓成立』塙書房、一九九三年。
- 四 若尾政希『近世前期の社会思想』『政治社会思想史』新体系日本史四、二三二〜二七一頁、山川出版社、二〇一〇年。
- 五 小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代における市場・「道」・権利』。
- 六 斉藤司『田中休愚「民間省要」の基礎的研究』岩田書院、二〇一五年。
- 七 『旧記』卷十八、三四九〜三五二頁。
- 八 西尾實・安良岡康作校注『新訂徒然草』第一八九段、岩波書店、三二三〜三二四頁、一九八五年。
- 九 『旧記』卷十四、二四四頁。
- 一〇 『伊能研忍病中并死去之節定書』、五五九頁。
- 一一 『新訂民間省要』乾之部卷之三、九四頁。
- 一二 『新訂徒然草』第二五段、五五〜五八頁。
- 一三 『新訂徒然草』第二五段注釈、五六〜五七頁。
- 一四 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』。
- 一五 『新訂民間省要』乾之部卷之六、一七六頁。
- 一六 『新訂民間省要』乾之部卷之五、一五七頁。
- 一七 『新訂民間省要』坤之部卷之七、四五二頁。
- 一八 『新訂民間省要』乾之部卷之一、二二頁。
- 一九 『新訂民間省要』乾之部卷之一、三八頁。
- 二〇 『新訂民間省要』坤之部卷之七、四五四頁。
- 二一 『新訂民間省要』坤之部卷之七、四五四〜四五五頁。
- 二二 『走庭記』『神奈川県史』資料編七近世四、一二二頁、一九七五年。
- 二三 『走庭記』、九二〜九八頁。
- 二四 『走庭記』、一〇八頁。
- 二五 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二〇五頁。
- 二六 『新訂民間省要』乾之部卷之四、一〇八頁。
- 二七 小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代の市場・「道」・権利』。

二八 『新訂民間省要』 坤之部卷之一、二〇〇〜二〇四頁。元禄から宝永期にかけての貨幣流通量の増加にともなう風俗の奢侈化と、その反面としての経済生活の安定化に対する認識は、次の引用のように石田梅岩とも共通している。「世間一統二元禄年中ヨリ宝永年中ニ至ル迄、金銀沢山ニ成、繁昌セシヨリ奢リニ長ジ、其余風今ニ残リ、奢リガ常ト成テ慶長年中ノ風俗ヲ知ル者ナシ。是レ氣質悪舗如クニシテ去ガタシ。天下ノ人民苦ミノ本トナル・・・慶長年中ヨリ以前金銀不自由ナリシコトヲ明ラカニ知ラバ、今日ノ天下程安楽ナルコトハ古今ナキコトヲ知ルベシ」『石田先生語録』卷十五、『石田梅岩全集』下巻、石門心学会、七七頁、一九五七年。元禄期以降の物質生活の向上はたしかに肯定すべきものであるが、過度の奢侈化によって個々の「家」、さらには社会が破綻しかねないという危機感を享保期に生きる人間は持つていたのである。この点は、徂徠においても確認できる。本章注三七を見よ。

二九 『新訂民間省要』 乾之部卷之二、五七頁。

三〇 『新訂民間省要』 乾之部卷之四、一〇三〜一〇四頁。

三一 徂徠は次のように述べている。「一事を挙げていわば、奴婢の類の給金高直になりたり。かれらがくらしを詮議するに、伽羅の油・元結を調え、刻み煙草を買い、請人に判銭を出し、口入に口入銭を出し、少し久しく住みかねて宿に久しく居れば宿払を出すに、諸色高直なる故これも多し・・・これらを考え見れば、下々の一人の身の上にも物入り多き世界になりたり」(荻生徂徠『政談』卷之二、辻達也校注『政談』岩波文庫、一三五〜一三六頁、一九八七年)。

三二 『新訂民間省要』 乾之部卷之四、一〇四頁。

三三 『新訂民間省要』 乾之部卷之五、一二六頁。

三四 『新訂民間省要』 乾之部卷之四、一〇八〜一〇九頁。

三五 『新訂民間省要』 乾之部卷之二、六一〜六二頁。

三六 『新訂民間省要』 乾之部卷之二、六二頁。

三七 徂徠は、生活水準の向上とともに人々が奢侈化し、物価が高騰し、商人を除く「上下」が「困窮化」していく状況を享保期の問題としており、さらにそうした社会の趨勢を歴史において循環的に発生するものとみている(渡辺浩『日本政治思想史—十七世紀—十九世紀』、一八七〜一八九頁)。なお、元禄期以降の奢侈化、とりわけ儀礼的な慣習の華美化に対する徂徠の対策は、休愚のそれと非常に似ている。その点については本章第四節を参照せよ。

三八 『病家寂寞』、五五三頁。

三九 『病家寂寞』、五五〇頁。

四〇 『新訂民間省要』 乾之部卷之二、七〇頁。

四一 『新訂民間省要』 乾之部卷之四、一一六〜一一七頁。

四二 『新訂民間省要』 乾之部卷之四、一一七頁。

四三 ただし、休愚は個人の主体的な実践のみで新たな「分限」を見つけていることに限界を感じていた。それに関する景利と休愚の相違については本章第四節を見よ。

四四 『政談』、一〇三頁。

四五 徂徠は、奢侈化を抑える基準が購入商品の価格になっっていることを非難する。というのもも価格は変動するため安定した基準となりえないからである(『政談』一〇八頁)。周知のように彼は、国内の供給量が少ない希少品を、少数の高貴な人間だけが手に入れられるというように、身分ごとにこまかく日用品の種類を規定することで、品物がそのまま身分を表すような「制度」の確立を求めている。また、それによって需給が安定し、物価の高騰を抑えられ、武家の困窮化を回避できると考えるのである。

四六 この点に関連して景利は次のように述べる。「諸道具等上つた二而御用ひ候を見候而、能事ばかりまなび候時ハ、段々修出来、一人の心より発り其所の風俗に罷成候間、能々慎可申事也」(『病家寂寞』、五五二頁)。ここで景利は、村役人層が武士と同等の道具を購入することと「修」が生じ、それによって村の風俗が悪化することを危惧しているが、徂徠や休愚ほどではないにせよ、身分に応じた「分限」を定める必要性があるとの認識をうかがい知れる。

四七 『病家寂寞』、五四六頁。

四八 『病家寂寞』、五五七〜五五八頁。

四九 『新訂徒然草』第二三五段、三九〇〜三九一頁。

五〇 川平敏文「浅香久敬―元禄加賀藩士の前半生」『語文研究』九〇巻、一〜一五頁、二〇〇〇年十二月。浅香久敬『徒然草諸抄大成』、早稲田大学図書館、請求記号・文庫30B014、マイクロフィルム版。

五一 『千代古見知』四巻「儒書部」、伊能忠敬記念館伊能三郎右衛門文書、史料番号三二九〇四。冒頭部分は『莊子』の「有主而虚者触之而応。無主而虚者触之而乱」を引用したものとなっている。

五二 『童観抄』下巻、新潟大学附属図書館(佐野文庫)、史料番号三三四二、マイクロフィルム版。

五三 『病家寂寞』、五四八頁。

五四 『病家寂寞』、五四九頁。

五五 『病家寂寞』、五四九頁。

五六 『病家寂寞』、五五六頁。

五七 『病家寂寞』、五五〇頁。

五八 武家であれ三民であれ、享保期の「家」の経営において使用人の問題が深刻であったことは、徂徠の『政談』を読んでもはつきりしている。とりわけ『政談』巻之一における使用人問題に関する記述が占める分量およびその配置に注目せよ。

五九 『病家寂寞』、五五一頁。

六〇 『病家寂寞』、五五四頁。

六一 『新訂民間省要』坤之部巻之一、二〇六〜二〇七頁。

六二 『新訂民間省要』坤之部巻之一、二一三頁。

六三 『新訂民間省要』坤之部巻之一、二一四頁。

六四 『新訂民間省要』坤之部巻之一、二一五〜二一六頁。

六五 『新訂民間省要』坤之部巻之一、二一八頁。

六六 そのような「心を付」ける主体は、在地社会を統括する幕府の役人にもあてはまる。「惣して軽キ事にも心も付されは大ニ費の立事多し」と休愚は述べる。江戸での普請に際して、その必要な資材を少量であっても在地社会に所役として課すが、「纔の朽木くされ板二も上ハ乗と言者を相添へて遣ス。其入用ニ川岸迄の持出し、役所迄の持込船ちん、彼是物入多かゝる事なり。是を売払て見てハ金壹分ニもならぬものを、式、三・四、五兩つゝも其所の入用ニて送り届るなどの類、世に多事なり」『新訂民間省要』坤之部卷之七、四四九〜四五〇頁」という状況になる。百姓の所役の増加を、百姓経営逼迫の有力な要因と考える休愚は、「惣して上ニ立人、少の事も其所の役として、むさと言付る事なかれ」『新訂民間省要』坤之部卷之七、四五〇頁」と主張するが、そうした状況を実現するためにも休愚は、役人も万事において「心を付」けることが必要であると考えたのである。なお、公用資材の調達および運搬の非効率性については、休愚は多くのところで語っているが、「纔二、三本有是も公用の無是非ハ、上ハ乗一人宛急度付て納ル事なり。扱其場所ニ積ミ置、諸役人御立合の上、薪二たに成事なく、抹香ニハ可燃物哉と笑ハれしよし」『新訂民間省要』坤之部卷之七、四五〇頁」と述べるように、在地社会の骨折損という事態が頻発している点を批判する。普請に関する非効率性については第五章三節を見よ。

六七 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二二四頁。

六八 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二三四頁。

六九 齊藤司『田中休愚「民間省要」の基礎的研究』四三七〜四四五頁。

七〇 以下の徂徠の人間観、社会観については川口浩『江戸時代の経済思想』一四三〜二一四頁、渡辺浩『日本政治思想史—十七世紀—十九世紀』一七六〜一九九頁、を参考にした。

七一 荻生徂徠『弁名』上巻、吉川幸次郎・丸山眞男・西田太一郎・辻達也校注『荻生徂徠』日本思想体系三六、四七頁、一九七三年。

七二 藤本雅彦「徂徠における「制度」と風俗」『待兼山論叢』一一、日本学篇、一九七八年十二月、一〜一八頁。

七三 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二二三頁。

七四 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二二三〜二三四頁。

七五 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二〇八〜二〇九頁。

七六 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二〇九頁。

七七 『新訂民間省要』坤之部卷之一、二〇八頁。

七八 また、坤之部卷之二「旅行の弁」では、旅行における人々の心の持ちようについて「買物などする人又大へいなれば、商人のんきんニ仕かけてぬいてやる。かゝる事も皆其中ニまじわられハ知レぬ事なり。人々心に付給ふへし」『新訂民間省要』卷之二、二四四頁」と述べる。「諸事格式」にこだわら過ぎず、旅行者とそれを迎える側が慇懃に交わることが両者の得となり、それに「心を付」けることが肝要であるという旅行観を提示している。慇懃については第五章第三節を合わせて見よ。

七九 景利と休愚と同じ寛文期の生れである徂徠においても、「心を付」けるは、彼の当該期の時代把握を行ううえで鍵となる言葉であったように思われる。徂徠は、延宝七（一六七九）年に、父が上総国に流されたのに従って同地に赴き、元禄三（一六九〇）年に江戸に帰ってきた。その間の江戸での社会経済の変貌を目の当たりにしたことが、『政談』に見られるような彼のすぐれた現状分析のきっかけとなったことはこれまでの研究で指摘されている。その点について徂徠は『政談』で次のように述べる。「十三年をへて御城下に返りて見れば、御城下の

風の抜群に替りたるを見て、書籍の道理をも考え合せ、少しは物の心も付きたる様也。始めより御城下に住みつづけたらんには、じねんと移る風俗なる故、うはうはとして何の心も付くまじきと存じ、げに御城下に常にすむ高官・世禄の人は何の心至も無く、また風俗につれて物をもいわぬも、これまた余義もなき事也と存候也」『政談』、五九頁。この引用からは、江戸の社会経済の変化を、農村との比較のうえで考察し、書物の道理に照らしつつ分析するという徂徠の知的過程の出発点に「心」を「付く」ことが位置付けられていたことがわかる。終章でも触れる休愚の言葉のごとく、元禄期以降の社会経済の変化は大きなものであったにもかかわらず、その変化は多くの人にとって自明なものではなく、江戸に常住する人間は「心」を働かせずに変化に気づこうとしない点を徂徠は批判する。これは景利や休愚とも共通する考え方である。先行研究では「心」を重視しないのを徂徠の思想的特質の一つであるとの指摘がなされてきたが、社会経済の観察主体の形成という意味で「心」は徂徠の思想のなかで依然として一定の位置づけがなされていたのではなからうか。この点を掘り下げて、享保期の経済思想における「心」の意義を多面的に解明することが今後の大きな課題である。

八〇 『新訂民間省要』 坤之部卷之一、二二〇頁。

八一 『新訂民間省要』 坤之部卷之一、二二〇頁。

八二 『政談』、九九頁。

八三 『新訂民間省要』 坤之部卷之一、二四一〜二四二頁。

第五章 田中休愚における公共性と「術」——『民間省要』における「作為」の展開

五― 本章の視角——「国恩」への自覚と『民間省要』

休愚の経済思想を考えるうえで重要なことは、「公用」・「公恩」・「国恩」・「天恩」といった言葉で表された経済活動を重視した点である。第四章第三節で、「心」を涵養した経済主体は、「家」の維持・拡大を図るのみならず、在地社会に安定をもたらし、さらには「国恩」のために尽力すべきであり、それが「術」の最終目標であると休愚が考えていたことを述べた。

可正と景利とともに、自家の利害を超えた利他的な行為（可正においては「仁」、景利においては「慈悲」や「振舞」）の実践を強調する。それによって在地社会の「和合」を実現することが富家の使命であり、それが巡り巡って自家の「長久」につながると考えたのである。休愚も、こうした利他的な行為を田畑に勝る「家の宝」とであるとみなし、その実践の重要性を強調する¹⁾。だが、休愚の利他的な経済活動に対する視線は、慈善的財施という意味を超えて、在地社会の公共性、さらには「国」を見据えたものであった。『民間省要』もそうした立場から書かれたものであり、「序文」で次のように述べている。

【史料五―】 二

天恩を荷ふ処ハ以一なり。適々清時の民間ニ生レ其業に粹ク、身生涯四民を渡、其困苦を嘗、その事理を身ニ識にまかせ、此条目を書つづけ畢ぬ。是全く筆を跡ニ残さんにもあらず、元より五畝ありて農業を楽しむ報をおもふに心なく唯為国恩寸志而已也。

休愚は、各人が「天恩」を担っており、自分は「適々」「民間」で生業を営んでいるが、それが自分の使命であり、そこで得た見識をまとめるために同書を執筆するのだと述べる。その背後にあるのは、「天恩」・「国恩」のために尽くすという意識である。現代的な言い方をすれば、公共の便益をその身に応じて自発的に実践することだといえる。「かりそめにも国恩をわすれ奉らず、一步の丸木橋なり共、破れたるを補ひ、絶たるを継て、人馬の労を救ハ、是一日の志を国恩ニよすると云物ならんか」²⁾と言うように、経済状況に関係なく、誰もが余力あ

るときに「国恩」のための実践をすべきであると考え。そして、そうした実践の中心的な主体として休愚が想定するのが、「百姓家祿に余力ある者」や「禄重キ」百姓と呼ばれる在地社会の上層民であった。彼らは、身近なところではその地域のために働き、事の次第によって「国の器」となって「国」のために尽力すべきである、と休愚は考える^四。休愚は、自身がそのような立場にあると自覚し、「国恩」の実践として、政策提言書である『民間省要』を執筆するのである。斉藤司氏によると、『民間省要』は休愚が隠居した正徳元（一七一）年から享保初年にかけて、それぞれのテーマごとに草稿が書かれ、その全体の内容と構成がまとまったのが享保五（一七二〇）年八月であると推定している。そして、その後も増補・修正が行われ、それがひと段落するのが、享保六年二月であり、その後懇意にしていた徂徠学派の儒者で歌人の成島道築（元禄二「一六八九」く宝暦一〇「一七六〇」年）を通じて享保七年に幕府に上呈された。その過程で上呈用に修正もなされたのであろう。その後、将軍吉宗の上覧によって評価を受け、享保八年に「川方御普請御用勤、十人扶持」として幕府に登用されることになった。

さて、「禄重キ」百姓のような在地社会の上層民の能力や姿勢が、その地域が「公用」のために正しく機能しているかを決める主な要因であるということ、休愚は東海道の宿駅を例に挙げて次のように述べている^五。すなわち、品川宿は江戸に近く、大変繁盛しており、上層民は裕福であるが、彼らは顕示的な消費に耽り、「公用」のためには人並みにしか支出しようとしなない。繁盛する品川宿とはいえ、その過半は貧民であり、結局上層民は貧民と同額しか「公用」のために負担しない。その結果、品川宿では常に「公用」が滞る。また、宿駅は概ね複数の村によって共同運営されるが、村ごとに役人が出されるため、意思決定に時間がかかり、「公用」を円滑に実行できない。それに対して、川崎宿は長年疲弊し、宿所にも空き家が多く、「公用」も滞っていた。しかし、休愚が名主・問屋・本陣を兼職すると、六郷の渡しの権利を獲得することで「公用」を捻出する資金源を確保するなどし、宿の立て直しに成功する。川崎宿では、品川宿のように「私用」のために顕示的な消費をすることは見られないし、することもできないが、「公用」のためには円滑に支出し、成功裡に遂行できる。そのみならず、川崎宿の風紀も改善され人々は家職に励み、文化水準も上がった。休愚の自らの行政手腕に対する強い自負をこの論評から感じるが、ここから「禄重キ」百姓のような上層民が、優れた行政能力を発揮し、それを通じて在地社会が「公用」のために資することを休愚が強く望んでいたことがわかる。

このように休愚には、民間社会の側から公共の便益を考える視点が育っていた。そしてこれから議論するように、その立場から種々の制

度の問題点を考え、新たな制度の「作為」を試みた。こうした休愚の意識は、従来近世民間社会における政治意識の成長という観点から考察されてきたが^六、本章では以下、江戸時代の民間経済思想における制度に対する認識、そして制度を「作為」する主体の形成という観点から考えてみたい。具体的には、まず元禄から享保期にかけての経済制度の趨勢についての休愚の認識を、彼の道中・宿駅論を中心に検討したうえで、その制度観を彼の市場観と関連付けながら明らかにする。次に、普請論に焦点を当てて、彼が非常に警戒した「衙商」(てれん・げんしょう)の問題について整理したうえで、在地社会に適合的な新たな制度の確立を目指す休愚の経済思想の実相に迫っていききたい。ここのキーワードは再び「術」であり、それを体现する主体の特徴を、川除普請の問題と関連させながら明らかにしつつ、在地社会の経済実態に精通する人物を制度改編に参画させるべきだ、という休愚の一貫した主張の背景にある経済思想に光を当てていく。

五二一 『民間省要』の道中・宿駅論に見る休愚の制度観

齊藤司氏は、『民間省要』の道中論について次のようにまとめている^七。元禄期を境に宿駅の伝馬や助郷村の人馬の動員が過度なものとなり、その原因として、公威の権力によって「驕」が生じた結果、下級武士を中心に不正・横暴が相次いだことを休愚は指摘する。それにより元禄末期から正徳期にかけて、道中・宿駅が疲弊し、この事態を改善すべく幕府は正徳二(一七二二)年に法令を出し、綱紀肅正を図るが、依然として事態は改善せず、享保期に至る。そして「明君御代をしろしめして、是より事新ならんとす」^八というように、新將軍吉宗が政権に就いた今こそ根本的な制度の立て直しを図るべきだ、と主張するのである。

この齊藤氏の要約のように、道中制度について休愚は、元禄期に大きな画期を見ていた。元禄期になり、街道はいうまでもなく辺鄙な場所でも安全な移動・輸送をすることができ、それは壮健な男子に限られたものではない。その点で幕府の道中制度の整備を「得がたきハ此時なり」と評価している^九。しかし、その一方で次のような弊害も生まれることになった。

【史料五二二】一〇

且又公用の重きを見るに一疋の御伝馬にも宿々より遙二遠見を付、御迎を出し、袴・羽織着たるの役人出向て、頭を地二つけて是を敬

ふ事、元禄の初より段々事取りて重し。是下より上え勤たるなり。しかるに元禄の頃、上の御慈悲、敬札の被仰出甚しく、公家・殿上人・諸寺諸山の僧侶、関東に往来するの威勢強大にして、諸国の館駅、民間の悩二筆紙の及ふ限りあらず。

制度の整備とともに「公用」による移動・輸送が儀礼化ようになる。それにつれて在地社会の経済的負担や、「頭を地二つけて是を敬ふ事」というような精神的な負担が増加する。しかもそうした「敬札」の強制頻度が高くなるにつれて、下級武士のみならず公家や寺社関係者の「威勢」も強大になる。このような「威勢」を背景にして、元禄期を境に「道中大賄」、すなわち道中にかかる人馬の役負担が増大し、街道沿いの在地社会が困窮化することを休愚は問題視する。その困窮化の背景をより詳細に説明したのが次の引用である。

【史料五二二】

凡道中大賄の節、人足ハ触本の高より四割、五割の余慶を懸て多人を集ル事、是国土の費とやいはん。其ゆへいかんそと言二、夫レ田舎の人足は、常二鎌・鋏・農具の業二のみ力を竭して肩の上の荷物を負ふ事をせず。故に道中人足、或ハ上下の雇、又ハ雲助等か、常二是のミを渡世として朝夕肩の上を修練したる力二不及。縦ハ二人にて自由二持来の荷物ヲ十人にて漸持ツ。縦其内二肩の強キ者ありといへと皆同シ・・・殊ニ以千人の人足を集れば、いか様にきひしく申渡し、証文を取ても、或ハ後家・鰥・老人・童にて一軒の百姓を立居ルの輩、自身ニて不動時ハ可出人なく、又ハ病人、俄煩などにて無抛不足、未進、用二不立人歩、大概二わり宛ハ是ニ引ケの付物なり。よつてかりそめの伝馬にも、道中宿々助郷の村々迄、脇の考へより大二人馬費、困苦しむ。

「道中大賄」の節、人馬は実際の触れ出しよりも「四割」から「五割」多く動員しなければ公務が遂行できないと休愚は述べている^{二二}。公務に関わるのは農民であるが、荷物を運ぶのには不慣れである一方で、道中の整備に伴い、民間社会では専門業者が生まれる。こうした業者に比べて農民の作業は当然のことながら効率的ではない。多くの人馬が「道中大賄」に駆り出されるが、「急病人・病馬、又ハ親兄弟の内に急死等有之て、無抛相返スも有事也」^{二三}といった不慮の事情もあり、すべての「家」が徴発に応じられるわけではなく「未進」が生じたり、「多くふれ出ス時は必ず老馬・よハ馬・老童迄出て員計二して用二不立」^{二四}というように、作業ができない人馬を送り出すことにな

つたりする。

さらに、「相集ル日、三日前よりす」というように、役を務めるのは一日だとしても、徴発されるのは三日前からであり、「あらましかく三日を限るといへど、大勢の田舎人足、常に法令と言事も不聞知、武家方の掟などのことくならずして、手足の様二廻る事、更になし。勤て帰ル日一日、都合四日宛ハ隙をとる事かくのことし」^{一五}と休愚は述べる。最低でも四日を要する役負担にもかかわらず、効率的な作業ができず、結果的に「あやまちをなす事」も多く、また「人馬」の大きな「費」となるのである。「あやまち」が生じた際には、宿の間屋・名主・年寄は「大に及へハ江戸・京・大坂迄も召れて数日逗留、しかりきめられて、物を遣ひ、所縁二より近付を頼て漸訴訟叶ひ、鼠のこく二逃て帰ルなど道中の常なり」^{一六}というような理不尽な仕打ちを受けることになる。「道中大賄」は、役負担に基づき、それに応じた「御扶持」の支給があり、「凡天下の御扶持給ハる程の人、其食禄の御恩に応して奉公の忠公をくらへ見んに、いつれの役、いつれの職か、道中の忠功二及事あらん」^{一七}と述べるように、休愚は「道中大賄」という役の重要性、重責に対して大きな自負を抱いていた。それが故に、それを軽んじ、乱用する下級武士に対する憤りの気持ちは激しいものとなったのである。

休愚は、「公用」の利用者である下級武士が「威勢」を誇示する実態を解消し^{一八}、非効率な役負担を軽減することが、在地社会の困窮化を回避するために急務であるとするが、「道中大賄」のありようは宿によって異なり一様ではなく、一律的な制度の導入によって解決するとは難しいと考えていた。

【史料五四】^{一九}

しかれ共（東海道、筆者注）五十三継は五十三色ニして、其地の体・其地の用・其地の人・其地利、各不同あり。依之邪正善悪・是非得失・治乱、以て様々也。・・・凡ソ国家の命令は日月余月の余光のことく、一様の大度ニして密二又密ニして一様なりといへど、爰に其品まち／＼成事を知らずんは、其職役二居るの人、其芸の密ならざる二似たらんか。

制度は、念を入れて「一様」に運用されるように作られていると思われるが、幕府役人が「其品まち／＼」であることを知らずにいるため、実際は緻密なものとはならない。この現状を改め、各地に即した制度運用をするためには、後述する「世話やき」のような各宿駅に精

通した人物を登用することが必要であると休愚は考えたのである。

ところで、元禄期以降の道中制度に関しては、休愚は削減すべきものが多いと考えていた。すなわち、「惣して御用の荷物上下の節、奉行・宰領と言もの、なくても有なん」^{二〇}と述べるように、公用荷物移送にかかる「奉行・宰領」は廃止しても差し支えなく、むしろ「奉行として歴々の附来時は、宿々より御迎送り、惣しての馳走、道中夥鋪物入費多し、辛苦する事限りなし」^{二一}とあるように、宿の経済的、精神的負担の軽減につながる。そして、休愚は「奉行・宰領」廃止の論拠として、次のような点を指摘する。

【史料五十五】 三二

月々の数度の送り御状箱、并ニ長崎の夥鋪御荷物など皆御証文計ニて通るといへど、急を告る事ハ矢のことく、重キを運ふ事ハ船のこ
とくニ終ニ滞事なく、上の御物入も露なく、且道中宿々の悩ミもなし。

このように、「奉行・宰領」の差配や管理がなくとも、スムーズな荷物運搬が可能であった。たとえば、「長崎の御荷物」については、元禄期以前は一月に一度か二度であり、多くても一度に十荷程度であった。それが元禄期よりだんだん増えて、一月に六度か七度となり、多い時には一度に五、六十荷に及んだが、「才料と言事なくて済む。才料なければ荷物言事なく、段々二人足を立て人足心々二肩をかへ、打たゝかる事もなく、笑ひたハふれても行事故、道中の苦勞なし」^{二三}というのが実情であった。元禄期を境に、道中の輸送量が増え、それともなつて幕府は制度を増備したが、過度な制度は民間社会の負担を強いることになる。休愚には民間社会における自由な経済活動の効率性に対する信頼があり、幕府の制度は、その効率性を至める恐れがあると感じていたのである。むしろ、民間経済を効率的に利用するような枠組みへと制度を変えていこうとする気持ちを【史料五十五】から読み取れる。また、それに関連して休愚は、次のような興味深い発言をしている。

【史料五十六】 二四

情此事をおもふに、初より御賄の諸道具諸色の御物入に付てそれ／＼の諸役人を多御出し有も、皆御入用の多かゝる事なり。其上下々

二至迄いろ／＼かくれたる費え物入多し。哀レ其五分一の御入用を道中宿々の亭主／＼え下されて諸事是を賄ふ時ハ、手廻しよく事閑
ニして民間の御救ともなり、上ニ失なく損なく、下ニ得あり益ある事とやいはん。

「道中大賄」に懸る諸道具輸送の公費は、宿駅の市場の実態を踏まえたものではない。そのため休愚は、「道中大賄」の公費の五分の一の運用を、宿駅の実態に精通する民間人に任せれば、効率的で無駄がなくなると考える。この引用は、現行制度が在地市場と適合していない状況を直截に指摘している。制度とは市場の実態を反映したものでなければならず、ゆえに、実態に精通する者が制度策定・運用に参画すべきである、という休愚の主張を支える論拠の一つに【史料五・六】はなっている^{二五}。

先に述べたように「道中大賄」を扱ううえで最もよい方法は、宿々により一様ではないと休愚は考えていたが、とりわけ宿割・船割については、急な変更等があり殊更に対応が難しく、その地をよく知らない「一旦の目」である幕府役人では対応できない^{二六}。優れた役人は、そこに居住する「世話やき」などにその地を案内させ、彼らの「異見」を取り入れて宿割・船割を行う。このようにその地を熟知した民間人の意見を採用する役人は首尾よく進む。ここでは二つの主張が休愚にはあり、第一に、役人が「威勢」を誇り、宿駅の間と離間することなく、上下が「みんきん」（慇懃）な関係を結ぶことが制度運用のうえで必須であること^{二七}、第二に、民間社会に蓄積した「事」の積極的な活用である。

このように元禄期の道中利用の増加とともに、幕府役人が「敬礼」を強制する風潮が生まれ、「威勢」を誇示する下級武士を中心に、制度の恣意的な運用が見られた。制度はこの意味で、一部の関係者、とりわけ上位の立場にある者のなかに「驕」を生み出すものになるというのが、休愚の制度観の一つであったといえるだろう。その「驕」を抑えるために、正徳二（一七一二）年に幕府は綱紀肅正を図り制度の引き締めを行ったが、その効果は小さなものであった。坤之部巻之二でかなりのスペースを割いて休愚は、享保四（一七一九）年の朝鮮通信使江戸往来の際の道中の混乱した様子を描写している^{二八}。そこでは下級武士は大いに「驕」り、東海道はこれまでにないほどの人馬が徴発され、その混乱の状況を川崎宿は幕府に注進するも一蹴される。この状況を見て、「凡ソ公用といへば、専ら人に害をなす物と知へし」^{二九}と述べるように、休愚は「公用」における「驕」と「費」を抑えるための制度改編を強く訴えけるとともに、民間社会の経済活動の効率性を抑える可能性がある制度の削減を目指した。以上をまとめると、下級武士によって恣意的に運用される現行制度の非効率性と在地社会の負

担の大きさを認識したうえで、公費のやりくりの一部を民間に任せた方が経済的であると休愚は主張したのである。それは市場的な要素を組み込んだ制度の再編を彼が考えていたことを示している。休愚の制度観のもう一つの特質をこの点に見て取れる。

とはいえ、「道中の宿々ハ往來の旅人、且国々の大名・小名の余慶を以て相立物なり。仍て参勤交代の時節ハ日々数万の人馬を継といへと、權威の邪なければ苦とならず、安靜ニして往來しかも速也」^{三〇}と述べるように、公的需要のうえに道中の宿駅の経済生活が成り立っている部分があり、「駅路の人馬公役なればこそあれ、纔の賃錢を取て昼夜自由ニ出用ニ立事、豈ニ国恩の有難ニあらずや」^{三一}と一定の評価を与えているように、「公役」として需要があるからこそ、道中の生業は成り立っているのだと休愚は考える。宿駅の安定的な存続には安定的な制度とその健全な運用が必要であり、その前提として上下の懇懃な関係を築くことが必要であると休愚は考えた。「公役」を果すものという観点から見れば、武士も在地社会も同等であり、民間社会が軽んじられる道理はないというのが休愚の本音であった。懇懃な関係のなかで、制度の大枠を管理する役人（理）とその経済実態に精通した上層民の経験的な技能（事）の相互作用的な実践を通じて制度は形作られる一方で、道中に芽生えた市場経済の効率的な要素を組み込みながら制度を改編させていくというのが、制度の理想的な姿であると休愚は考えたのである。

五十二 「禄重キ」百姓・「衙商」・あるべき普請

（一）「禄重キ」百姓と「役」負担の増加

前節で見たように制度の形成のうえで、下級武士の「理」と、民間社会の巧者の「事」の相互作用的な実践が重要であると休愚は考えたが、下級武士の実態について「其所々の事理を尋て是を採用ルの事とならば、何ぞ鑢刀の官人、上品の交りのミにして、画屏の内の商量ニ勝ル事もなからさらん」^{三二}と述べる。下級武士は「理」に泥み、その農政に対する見識は、「画屏の内の商量」、すなわち絵に描いた餅のようなものである。そのようななかで休愚が在地社会に安寧をもたらす存在として期待するのが、第一節でも触れた代々その地に居住する「禄重キ」百姓であった。彼らは、「代々其所に住して退転する事なく」、「聞バ其聞を恥、其名をおしミ、又ハ互ニ百姓中間の事ニて近領國中ニハ頭立者の分、親類好ミ有て大分ニ類葉広キ物なれば、身の慎ミも有物なり」^{三三}と言うように、名望家的立場から在地社会のために尽

力する意識を持っていた。また、「何そ其地に十年とも居住せずして能虚実・善悪を知らんや。渡り鳥ハ只己かあざらん事をのミに利を貪着して、其所の何とありなんもかへり見る事なし」^{三四}と述べる。その地に長期間居住して初めて地域の事情を理解し、公的利害に立つて行動できるが、他地域から来たものは自分の利害を優先して行動するばかりで、その土地にとって役立つものではない、という理解があったのである。

この「禄重キ」百姓を主体とした地域行政、地域経済の展開が『民間省要』における休愚の一連の主張の一つであると言つてよい。しかし、前章でも述べたように、彼らは苦しい経営状況におかれていた。その理由の一つは次の引用にある役負担の増大である。

【史料五十七】 ^{三五}

惣して国々諸普請人夫、其外近年公役二遣ハるゝ、駅路／＼の伝馬の人馬等二到迄、田地高へかかるの分、段々むかし二十倍二十倍するによつて、田地持の百姓自分ニ計難勤、其時二到、所々より一度にあて来れハ、日雇人馬を以事をなす多し。是らの事ハ制しかたし。

【史料五十八】 ^{三六}

且又海辺通・川辺筋杯二ハ、纔五拾石・百石ニも足らぬ小高の村に大普請有て、毎年数千人の普請人足を領内へ割懸て遣ハるゝ事共有て、難儀ニ及ふといへと止事なし。よつて互二人ニさする事とのミおもひ、又才料等の所々ニ普請多を悦ふ下心有よりハ、さしてせずともくるしからぬ普請も書上て年々其数の内二入ルゆへ、年々二人足高夥鋪上りて、果ハ村々の困窮と成。

ここで休愚は、持高にかかる「公役」の負担が次第に増加し、百姓がやむを得ず人馬を雇い入れている点を指摘し、それが制しがたいことであると述べている。また、後述するような川除普請の広域化にともない、他の村落へ人足を取られることを回避するために、 unnecessary 普請まで幕府に出願することにより、普請の件数が全体的に増加していることを指摘する。これは第三章で見た景利と同様の見解である。元禄期以降、幕府が諸制度の拡充によつて広域的・一元的な制度の樹立を目指すなか、役負担および普請件数の増加にともなう在地社会の困窮化は、その時代の特徴的な構造的な問題であると言えた。そしてその分析を踏まえて、休愚は在地社会の核たる「禄重キ」百姓が疲弊している状況を憂慮する。「其期至て其人悪敷、段々身体衰へて、いつしかそろ／＼所持の田地・山林は人の方え質に入てから高計所持し、人

馬も痩せつかれ、年中耕作にいたされて、世間向キの格のミ昔のことく、内証はさん／＼の百姓多キ物也」^{三七}というのが実情である。『民間省要』の地方政策に関する一連の提案には、この「禄重キ」百姓の経営危機を回避するための側面があったと言えるだろう。

「禄重キ」百姓がその経営を安定させ、在地社会の核として機能するためには、以下の引用のように商売と関わることが不可欠であると休愚は考えていた。

【史料五一九】 ^{三八}

片田舎・山中・野方・海辺・里方に至迄、其所に富家有ハ、皆百姓にして商を兼たる者にあらずしては、誰か金銀を自由にするあらん。或は酒屋・糶屋・紺屋など、又それ／＼の諸商売金を借シ、質を取などにあらずして、百姓一通にして中々人らしく世を渡、心易暮す事、不叶物と知へし。

当時の在地社会は、様々な形の商売と関わっていた。奉公人、人馬の日雇い、肥料・農具の購入など市場経済を無視しては成立しなかった。だが、このような外部経済との関わりあいが高まるなかで、危惧する事態も生じる。それが「銜術」の存在であった。

(二) 「銜術」とあるべき普請

川除を中心とした普請論をまとめた『民間省要』坤之部卷之五の冒頭で、休愚は以下のような時代認識を示している。それは『民間省要』全体の通奏低音となる「銜術」の弊害について述べたものであった。

【史料五二〇】 ^{三九}

開国の君、智・仁・勇兼備して御治世すてに百有余年、国富、人栄へ猶万歳の御余光を可奉仰の処ニ、四民安楽の姿ニいつしか身をかへりみる事なく、君道の難有を忘れて人々身ニ奢り恣ニ誇て、三十年以来、世上に銜術と言事を言出し、世を感じ人を誣、諸道の妨と成て国家に害をなす事大形ならず。其業たる事、万物実ニ為ス事無し、只口舌の弁を以偽り紛らかすの術なり。年々々々、其法世に

行ハれて、大ハ官庫の金銀を傾ケ費し、小ハ諸家の国財を煩尽スル事、凡ソ蘇秦・長儀が事をも嘲ルはかりなり。此事専ら元禄年中盛ニして世の患とハなりし。

元禄期以来の「三十年」間、普請においては「街術」を駆使し、ひたすらに利益を追求する商業資本、すなわち「街商」が暗躍するようになり、それが幕府の財政悪化の根元となつていと休愚は述べている。当時の普請事業において「街商」を増長させる要因として休愚が指摘するのが、「惣して其頃諸事の請負事するに、其物の見へたる直段よりはるかに入札を引下けて落し、頭から損の相立事知レながら、只其数を夥紛かして大ニ利を得ル計略のミを街術とす」^{四〇}というように、入札を通じた普請の請負が一般的になったことであつた。入札の際には、表向きは「諸色下直」となるような見積を出すのが、入札後は諸色・人数の数を誤魔化して、過分の利益を食ふことになる。

元禄期から宝永期にかけては自然災害が頻発し、第三章に見たように関東地方で大名手伝い普請が実施されるなど、川除を中心に普請が広域化・大規模化する。それが「街商」を増長させる一方で、幕府および地域住民の負担増加につながつたと休愚は考える。もし、普請場を地域住民が請負う場合には、「我か物にして費なく、千両ニしてハ五十年も修復ニ手をつけずとおもう程に、諸色吟味して造立すへき事」^{四一}というように、費用負担も小さく堅固な川除ができる。それに対して、「街商」の手にかかる「二万、三万の金ニしてハ不及、段々高下に従て如此」となり、完成した川除は、「今ニ堅固成ハすくなし」や、「早々傾キ倒るゝ事」^{四二}と述べるように、耐久性に乏しく、すぐに手入れを必要とするといった有様であつた。

ただし、入札については、「天下の御普請の事ハ、入札を以せされは何角と失脚のミ懸り、御損たるニより、入札請負と成事可なり」^{四三}との見解を休愚は示している。普請の広域化・大規模化のなかで、入札を行わなければ幕府の普請費用は増大する。このように費用軽減のうゑで入札は有効な手段であることを認めている。しかし、それに続いて次のように述べている。

【史料五十一】^{四四}

然るに入札と成て千金を越す時ハ、敷金、或ハ金元ニ差間へて、いかに其道ニ功者たんれん成者も是ニ力不及して皆彼者共の手ニ落事無是非。

入札には敷金が必要であり、普請の大規模化とともに敷金も高くなる。その結果、普請に関する知識・経験の豊富な「巧者たんれん成者」も、その力を発揮できず、資金の豊富な「衙商」が入札を意のままにしてしまう。この状況を休愚は、「金銀を以金銀を取ル」^{四五}と評し、歎いている。

このようななかで、川除普請について入札請負を廃止し、その代わりに在地社会の有力者から数名を担当責任者として任命するのが「衙商」を抑えるのに有効であると考えた。普請は「所役」とし、実際の工事にあたっては、担当箇所を村単位で割り振る「一村切」で行うべきだと主張する。そして、担当責任者が算定した見積もりをもとに、工事費用を五年前に渡し、在地社会内で貸付運用を行い、金額を増加させるという方式を休愚は提案する^{四六}。これは、普請費用の軽減と、堅固な普請の実現を図るための対策であると同時に、「衙商」の弊害を未然に防ぎ、「禄重キ」百姓を主体とする在地社会・経済の再編を目指すためであった。

この点は、宿駅の普請においても同じであった。普請が幕府主導で行われた場合について休愚は次のように述べている。

【史料五・一二】^{四七}

それ／＼の官所より下司の輩入来て作之の普請ハ、過分に御入用費で、しかも闇敷事目前たり。其子細は先材木諸色、大工・諸職人ニ至迄、皆以従江戸表召連来、日頃出入それ／＼の入口有て、かゝる事を待て年来出入し、月々の礼日を勤メ、金もふけを公然渡世とする者共なれば、誰かよく一人も公辺の御為をおもはん。皆以、下心無キハなし。夫レ亭主／＼の請取所ハ皆其地の諸職人を遣ひし故、其頃乾金壹分ニ職人手間七八工ニ当ル。江戸表、其節又大火の砌にて同壹分ニ弍工半、三工にあらたす。・・・かくして御入用大分ニ懸るといへど、出来方ハ亭主／＼の請取てする仕方ニすぐれず。

宿駅に限らず普請において幕府が請負業者を指定すると、宿の「亭主」が請負う場合に比べて三倍の費用がかかる。その理由は、職人や資材を江戸から調達するからであり、江戸と在地社会の人件費の格差、そして資材の運搬費が生じるからである。かつ、江戸の業者は役人と癒着しており利益を上げることが最優先にしている。結果的に普請の出来は、「亭主」請負の場合と比べて大いに落ちたものとなる。この引用からうかがえる休愚の普請に関する考えは二つあり、第一に普請の公益性である。普請は「金もふけ」の手段ではなく、在地社会の利

害に合致したものでなければならない。そのためには普請の主体は在地社会の住民、とりわけ「亭主」のような「禄重キ」百姓である必要があると考えたのである。第二に、普請と市場の関係である。普請は、人件費や資材調達費といった形で市場と結びついている。しかし、その市場とは、既知の人間関係のなかで展開する在地社会の市場であると休愚は想定していた。すなわち、普請とは、在地社会ではコントロールができない都市の市場とは切り離して行うのが理想であるという考えである。「公辺ハ大海のことくかゝる事を知ル人なし」^{四八}と非難するように、幕府の役人はこうした在地社会における普請の存在の大きさを知ることなく、安易に都市の商業資本を介入させようとする。川除にせよ、宿駅にせよ、休愚の普請についての考え方は、市場を無視したものではなく、都市と在地社会の価格差についての深い洞察がそこにはある。と同時に、普請に対する都市資本の影響力を極力排除しようとする点に重きが置かれていたことに大きな注意を払う必要があると筆者は考える。

ところで、「殊ニ近年別ニ又衙商の者ありて深く世をまどハシ、一年一月の間ニも万千の金を奸得するの輩世上ニ多けれハ、商家のミニ限らず、士農工の三民共に心それに慣て、一鼓ニ唯千金を得ん事をのミ心とす」^{四九}とあるように、一攫千金的な商売を行う「衙商」の影響力は大きく、地道な勤労を嫌がるような風潮が百姓の間にも生まれた。また、第一節で見た品川宿の事例のように、上層民の間に顕示的な消費に耽る風潮も見られた。そして、その弊害は、百姓の勤労・生活倫理だけではなく、右で述べたように川除といった在地社会にとって欠かすことのできない経済活動の場の劣化という事態に及んだのである。

このように「衙商」とは、休愚が【史料五・一〇】において「術」や「はかり」という言葉を使っているように、ある種の「作為」を行う主体であり、普請が広域化・大規模化するにもかかわらず、それに必要な資材・労働力の円滑な供給体制が確立しておらず、幕府の政策の進展に対して在地社会の経済実態が追いついていない時代状況を巧みに利用する商業資本のことを指していた。休愚は、「大道すたれて仁義の名あり、智恵出て大偽起ルと言老子の説、末代ニ至て正ニ的中せり」^{五〇}と嘆くように、「衙商」とは「智恵」が発達した結果の弊害であると考えている。「年々の貢物、大小の身ニ随て量有事を不弁して、民間を却掠する衙商の術こそ口惜けれ。いましめずんハ有へからず」^{五一}と述べ、これを正して「智恵」・「術」が正しく発揮できる状況へと改編することが必要であると考えたのである。休愚の普請論の要は、まさにこの悪しき「術」を抑え込み、これまでに蓄積されてきた「禄重キ」百姓たちの知見を、幕府の広域的な地方政策に合わせることに主眼が置かれたのである。

本節の内容をまとめると次のことが言えようか。当時の普請は、労働力は役負担という封建体制の基本原則が働いていながら、そこにかかる労働力・資材を市場で調達しなければ実行できないという市場経済に依る側面も大きくなっていった。ここに封建体制と市場の二面性が生じ、両者を調整する必要性が出てきた。その状況への対応は二つあり、一つは、「禄重キ」百姓への請負であり、もう一つは「衙商」への請負である。この二つの選択肢のうち、休愚は前者が、後述のように在地社会の「天の時」「地の利」「人の和」に通じており、様々な面で優れていると主張するのである。封建村落の体制が徐々に市場に接していくに当たって、その方向を肯定しつつも、在地社会の現状を破壊しない形で市場の展開を休愚は求めたと言えるだろう。

五・四 休愚の川除普請論と「術」

休愚は、近世初期から同じ場所に住み、田畠を所持する「禄重キ」百姓が、その地域に関する知見を活かし、主体的に「国恩」「公用」のために働くような状況を理想とした。そして一切の普請事業の円滑な実行は、そうした主体の活躍なしには不可能であると考えた。しかし前節で述べた「衙商」の出現によって、それが阻まれている。幕府の広域的な普請政策の必要を認めつつも、それを在地社会の経済の実情と合わせるためには、何らかの「術」、すなわち「作為」が必要であると休愚は考えたと言えるだろう。換言すれば、普請に関して市場化は必要であるが、どのような市場に、どの程度依存するのかは「禄重キ」百姓に任せ、市場と村落体制の間を調整するような「術」を実践することを休愚は求めたのである。百姓にとって大きな負担であると同時に、その経済生活において欠かすことができない川除普請についての彼の考えを本節では掘り下げて検討し、休愚が考えるべき「術」の姿を浮き彫りにしていきたい。

川除普請について、休愚は次の引用のように「国家安全」の要諦と位置付けている。

【史料五・一二】 五二

夫レ諸の普請と言事ハ、国家安全の初二して軍術要害の元トたり。且田地用水・井堰・堤・川除・川浚等ハ国家安全の業、城築・門・堀・柵・石垣等ハ軍戦の事たり。是古へより開国の君臣、其身の家事ニして朝夕は二心を碎キ、思念を費し、昼夜寢食を忘給ふニあら

すして、何そ其品々の術を覚へ得て其奥旨を手中ニ握り、其事理を發明するの位ニ至らん。抑此大業、皆天ノ時・地ノ利・人の和ニあらすして、其用の難弁事ハ知・仁・勇の士として誰か是を弁へさらん。

「国家安全の業」である普請に対して、「君臣」ともに常に「心を砕く」ことが必要であるが、それを通じて普請に関わる様々な「術」を身に着けることができると休愚は考えている。先に述べたように、「事理」という言葉に関して、「理」は制度とその背後にある理念、「事」をその制度の運用上のスキル、と休愚はそれぞれ定義づけているが、普請の「術」を実践するなかで、「事理」の「發明」に至ると述べる。つまり、普請は「国家安全の業」に位置づけられると同時に、人智の向上、技術の進歩、さらには制度の発展につながる「術」の実践の場であると考えたのである。

その「術」、とりわけ川除普請の「術」を成功裡に実践するためには、「天の時」、「地の利」、「人の和」という条件をそろえることが不可欠であった。以下では、この三つの条件についての休愚の考えを明らかにしていきたい。

「天の時」は、「日庸人足」を労働力とする「城下」（都市）の諸普請においてはさして重要ではない。しかし、在地社会の普請においては、「其所の百姓其の内より、骨強く其土地の案内を能知り、江戸の者増りに勤る者共せり合てすれば、おもひの外、普請もはかど」^{五三}と述べるように、百姓の知見を活かし、在地社会が益する普請にしなければならない^{五三}。幕府は、百姓の「農の時」、すなわち農作業スケジュールを念頭において、「急成事無キ命令」をすることが「天の時を能する」ことであると考える。同時に、時期によって資材の使い方も変わってくる。また資材の調達費用も変わる。その点について休愚は、次のように述べる。

【史料五・一四】 五四

惣ての諸色、先きより売度と言出スト、此方より買度と望ニハ、五割も三わりも立所ニ直段の高下有事、世上の常、目前の事也。況や田舎筋ハ殊更なり。人の上に立人、是らの事を心ニ懸て、ひたと下聞を納れて悉知せずんハ有へからず。

資材の市場価格は、需給状況による変動幅が大きいが、都市に比して在地社会ではその傾向は顕著である。したがって幕府は、普請実施

地域の市場価格を適切に知っておかなければならない。普請に限らず、公的事業の際には、「諸事の御入用、都合其節の相場を以て悉改め正^{五五}すことが肝要であり、その点で「天の時」は、儒教的な言葉であるが、市場や相場の状況を把握するという経済的な意味を色濃く帯びていることに注意しなければならない。

「地の利」は、技術的な意味合いが強い。河川一つをとっても、「日々夜々二洩瀨の替る物」であり、「地の利」も「千変万化限りなし」である^{五六}。海、川、池、砂地などその土地の状況に従って、適切な普請計画を「思量」することが肝要であり、「二様の仕懸」で対応することはできない。第二節の道中論で宿割・船割は宿によつて異なり、一様な対応は困難であると休愚が考えていたことを述べたが、普請論でも同様である。制度の大枠を考えつつ、その実施については個別の事例を考慮する（前章でいう「常」と「変」のバランスを取るという一貫した休愚の考えがここからも読み取れる。

「人の和」は、「天の時」と「地の利」という二つの知見を持った人物を登用し、普請を担当させることであつた。それについて休愚は次のように述べる。

【史料五・一五】^{五七}

夫レ人の和と言事ハ、天の時・地の利を能弁へ知て、事毎ニ其術の法ニ不背して、其地ニ応して人を用ニ事を成ス事、是人の和なり。此二ツを能弁知事ハ、只其所に住在して年々朝暮ニ其地の海・川の心を知り、……諸普請の理に通達せすと言事あらし。是らの人を知て撰ミ用、又ハ用ルニ足ル人なくんハ、随分それ／＼二下聞を尋求て其所の者ノ智を執用て事を作ス事、是ら又人の和ニ称ふの理なるへし。

「天の時・地の利」を弁えて、普請の「術」に長けていても、その人材が活かされなければ「術」は実践されない。その意味で「人の和」を実現すること、すなわち政策担当者が地方の普請巧者を登用する体制であることが、普請を成功裡に遂行するうえで最重要事項であつたのである。

しかし、それがうまく運ばないケースが多々あつた。『民間省要』には次のようなエピソードが記されている^{五八}。ある海辺に近く潮の差

し引きが強い、「水勢の荒強成事、又無類な」ところは、年々決壊するため、幕府は大名手伝い普請を実施した。その費用は七千両以上であつたが、二年と持たずに再び決壊する。その後、その地に住み、「年来此場所、川の様子、己か胸中を流るゝことく会得し」ている老翁が、「其普請の始終必ス成就すへき秘術」を名主に授けて七百両の費用でもつて普請を成就させることを幕府に願ひ出る。幕府の役人は現地を調査するが、老翁は滞りなく普請の是非得失を回答する。ここに「天の時・地の利・人の和、至極の理によればなり」と述べるように、普請成就の三つの条件が整うも、担当役人の交代によって話は白紙に戻り、結果幕府からは七十両のみが下されることになった。名主を始め一同は呆然とし、老翁に今後の次第を尋ねると、彼は次のように答える。

【史料五・一六】 五九

夫レ事小キなりといへど、公恩の難有事を、何そ一毛も徒ニ費ス事あらん。夫天地の間ハ限りなく、物として不成と言事更になし。併万物の事ニ付、或ハ五分一・三分一杯ニ略して事を成ス事ハ聞ケと、百分一にして其用を弁ル事をいまだ聞事なし。乍去、天地の間、限りなければ何そ物としてする事なき事あらんや。

ここで老翁は、「天地の間」に「限り」がないことを繰り返し強調する。七千両をかけても二年しか持たなかつた普請箇所を、百分の一の費用で対処しなければならぬ状況のなか、それにめげず「公恩」に報いるために奮闘すべきである、という老翁の気概に対する休愚の共感がここから読み取れる。そして休愚は、老翁の普請の「術」に対する姿勢について、「年来此所に住して民間の難を心とし、不断工夫して、此大河を腹心の間ニ流して之考へ、事々物々ニ其様をさがし、其源を極む」^{六〇}と評している。老翁の「術」とは、河川の日々の観察に基づいて不断に「工夫」することにあつた。休愚は経済生活における技術の進歩の可能性を信じ、それに向けて「工夫」する姿勢を最大限に評価し、それが「術」のあるべき姿であると考えたのである^{六一}。そして、右の老翁の言葉からもうかがえるように、その「術」の計画・遂行が貨幣の見積りに基づくものであつたことに注意しなければならない。老翁の「術」は、単なる経験的知見ではなく、資材、労働力にかかる費用負担を念頭に置かれたものであり、その意味で市場に関する知見に裏付けられたものであつた。ただし繰り返しになるが、その市場とは、都市の資本を軸にした市場ではなく、在地社会に根付いた市場であり、「術」もそうした市場を利用したものであつたのである。

休愚は、こうした「術」が公共性（公用）に適うものであると考える。しかし、幕府はそうした「術」を活かすようには機能していない。民間社会のなかで生まれた「術」を公共性に適う形で取り入れるためには、幕府においても相応の改編が必要であると休愚は要求する。『民間省要』とは、まさにそのための提言書であった。

本節の議論をまとめると、「術」に長けた人物とは、「天地の間」に「限り」がないという信念に基づき、不断に状況観察をし、「工夫」を続けるという意味で、公共のために「作為」を実践する存在であったと言えるだろう。と同時に、幕府がそうした人物を積極的に登用する体制に移行する必要があった。その意味で休愚において「作為」とは二重の意味を持っていた。すなわち、民間社会において公共性のため「術」を実践する主体という意味と、それを活かす為政者の側の制度改編という意味である。

元禄から享保期にかけて、幕府の普請が広域化・大規模化する一方で、在地社会がそれに十分に対応しえない状況のなかで、「術術」という悪しき「作為」が生まれる。それを抑え、民間社会で積み重ねられた「術」を、幕府の普請政策および在地社会の市場とうまく調和させることを可能にする制度へと現行制度を改編する必要性を休愚は強く実感した。『民間省要』の通奏低音のように流れる休愚の考えはこのようなものであったのである。

五・五 おわりに―休愚における「術」・制度・市場

第四章と第五章を通じて、休愚について「術」という言葉を手掛かりに考察してきたが、最後に三つの論点から休愚の経済思想の特質を整理し、享保期において「作為」を意識した思想がどのように展開していったのかを考えてみたい。

第一に、休愚の経済思想における「術」という概念の重要性である。「術」とは、在地社会における経済主体の中心たる「禄重キ」百姓が体得すべき実践的知見であった。第四章で休愚は、「行住座臥」において不断に「心を付」ける観察力、注意力を重視していたことを明らかにした。また、「術」は「工夫」と結びつけられ、本章で見た老翁のごとく、「天地の間」に「限り」がないという信念のもとで、日々技術進歩を目指す姿勢と繋がった。この「術」を実践することは「五常の根元」であり、まずもって家業において現れ、優勝劣敗の激しい経済社会のなかで、「家」を維持・継承するために不可欠な営為であると見なされた。さらに特筆すべき点として、休愚の「術」の適応範囲は、

「家」を超え、在地社会の公共性のために資することと結びついた。幕府の広域的な地方政策が展開されるなか、幕府と癒着した都市の商業資本が在地社会に進出する。そして、「術術」という悪しき「術」が暗躍する時代状況となる。そのなかで休愚はそれを抑え、「禄重キ」百姓が経験的に蓄積してきた「術」を在地社会のために有効利用できる体制へと幕府の制度を改編することを要求する。「天の時」と「地の利」に精通する人材が登用されてはじめて「人の和」ができ、「術」が「公用」のために働き、事業は成功裡に遂行される。その意味で、休愚の経済思想における「作為」とは、「術」の実践を通じたよりよい在地社会の実現と、「人の和」を実現するための幕府の制度改革、という二つの方向性を持っていたのである。

それと関連して、第二に、休愚における制度の意味である。制度については、第四章で引用した「天地の間段々に変して、古法を用いて曾てあたさる事多ければ、何事も常を知という共、変を知らんハ有へからず」^{六二}という発言が示すように、江戸幕府成立以来の基本理念・枠組み（「常」）を尊重しつつ、「変」に対応すべく慎重に制度を改編していくことが重要であると考えた。このような制度観に関連して、特に在地社会の困窮化につながる問題として休愚が指摘するのが、在地社会にかかる役負担が近世初期の寛永期に設定されたものを変更することなくそのまま維持されていることである。貨幣流通量の増大に伴って諸物価が大きく上昇したために、役負担に懸る諸費用も急騰している実態を幕府は理解せず、慣例通りの員数を課す。たとえば、東海道の各宿駅に対しては人足百人、馬百匹の用意を求め、その代わりとして「一万坪」の土地の地子を免除しているが、元禄期以降の貨幣増鑄、とりわけ正徳元（一七一）年に「四ツ宝銀」が流通し、貨幣価値が大きく下落してからは、馬を調達する費用が著しく高騰したため、免除される地子の経済的価値は相対的に大きく低下してしまった。これにより実質上地子の免除は、馬一匹を調達するのと同程度の経済的意味しか持たなくなった、と休愚は批判する^{六三}。「古しへ定りし事」が「変して成事なき」になっているのに、旧来の制度を前提にさまざまな道中政策が実施されていることが道中の疲弊につながっていると考えるのである。このように休愚の制度改編の主張には、貨幣流通量と物価変動という経済的要因が常に考慮されていることにその大きな特徴がある^{六四}。

このような制度を取り巻く社会・経済の実態を理解し、それに合わせた制度の改編をするためには、斉藤氏を始め多くの先行研究が述べられるように、「事」と「理」に精通した人物を制度改編に参画させることが必要であると休愚は考えていた。言い換えれば、「理」に長けた有能な幕府役人と、「事」に長けた「禄重キ」百姓の懇懇な関係が理想的な制度の前提にあった。しかし、制度を作るうえでの主導権は、常に

為政者の側にあった。そのため制度が拡充するにつれて、最初に恩恵を受ける下級武士が「威勢」を誇示する事態が元禄期以降に生じるようになった。また為政者の制度は、「万事空を以作ス事」^{六五}というように実態を踏まえない机上の「作為」であった。その具体的な結果が、道中においては微発される人馬の増加であり、川除普請においては普請件数の増加と「銜商」の出現であった。

第四章で休愚は、百姓の生活において「分限」を超えた消費支出が元禄期以降顕著になったことに警鐘を投げかけたが、それは幕府の制度にもあてはまった。すなわち、本来の制度の枠組みを超えて人的・物的資源が消費される事態がこの時期に現れ、天下の人馬が浪費されることになった。そしてそれが、「辰巳上り」という現象の根元的理由であったと休愚は考えたのである。しかし享保期に入り、「辰巳上り」の時期も終わろうとしていた。それは第四章の江戸の賑わいの陰りのみならず、「呪う又近年彼金銀の狂ひによつて、道中え落る所の金銀ハ下直ニして、而モ珠玉のことし。民間の困窮、何を以つくのふる事せん歟」^{六六}と述べるように、貨幣流通量の縮小にともなつて、道中においても景気の後退を実感していた。新たな経済状況に合わせた制度へと改編するなかで、為政者だけではなく、民間社会の人間がその過程に参画すべきであると休愚が考えた背景には、右のような貨幣供給量、物価、制度の構造的な問題に対する理解が存在したのである。

第三に、休愚にとつての市場の意味であり、市場と制度の相互作用についてである。道中論において、普請や諸道具調達に充てられる公費の五分の一を民間社会に任せて運用させれば、「費」がなくなり、より効率的になると休愚は述べていた。このように休愚は、現行の制度が地域市場の実態と乖離していると考えていた。また、普請論においても「天の時」という言葉を用いて、資材調達の市場価格を適切に知ることを普請成功の条件にあげ、百分の一の公費で普請に挑んだ老翁は「天の時」を知る典型例であった。この意味で休愚の制度観は、市場と密接に係るものであり、その適切な運用には市場の実態に精通するものの関与が不可欠であると考えたのである。

ところで、尾藤正英氏が江戸幕府成立時に共有されていた秩序原理として、「役」の体系を指摘したことは政治思想の研究史のなかでよく知られている^{六七}。「役」に基づいて、四民が社会的役割を果し、「公民」として、有用な働きをする意識を共有していたことが江戸時代の社会秩序の根本にあった。在地社会において百姓は、保有する耕地の石高に比例して貢租の義務を負うとともに、「役」として労働力を微発された。このような「役」を忠実に果たし、その職分に応じた生活することが自らの責任であるという意識を人々が持つことで、江戸時代の社会は成り立っていたと尾藤氏は考えるのである。さらに、このことは社会の固定化を意味するものではなく、武士以外の三民は、「職分」に忠実に生きることによって経済的に発展する可能性があり、実際に十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて経済は大きく発展した。換言すれば

市場経済の発展である。この市場経済の発展が、およそ享保期の頃に江戸幕府成立時の「役」の体系を徐々に形骸化させていき、齟齬が生じるようになる。尾藤氏によれば、「それを本来の精神に戻し、新しい「役」の体系を組織しようとしたのが、徂徠の思想であつた」^{六八}。このような尾藤氏の見解を踏まえると、徂徠と同様に享保期、民間社会の立場から休愚は「役」の体系の再編を考えていたと言えるだろう。そして、休愚の経済思想の歴史的特質は、徂徠のように市場経済を抑え込むのではなく、市場と「役」の体系に折り合いを付け、両者を調整する点にあつたと筆者は考える。

ただし注意したいのは、休愚の考える在地社会の市場経済とは、既知の人間関係のなかで相対交渉を基本としたローカルな市場を指していた。都市に近接するものの、都市と地方では賃金に大きな乖離がある。また、資材調達費においても異なる変動幅を見せる。その理解なしに、安易に都市市場と地域市場を連結することに休愚は大きな懸念を示す。その最たる例が、入札請負による都市資本「衙商」の参入であつた。このようにしてみると、休愚の制度と市場の関係についての一つの考えが浮かび上がる。すなわち、広域的に適応される制度の統一性は維持しつつも、その運用においては個々の地域市場の実態に合わせた形で融通させるということである。休愚が、道中論においても、普請論においても、その該当箇所の個別状況について触れ、一様の対応が困難であることを再三強調する背景には、そのような市場に対する理解があつたのである。元禄から享保期にかけて市場、とりわけ都市の市場は大きく成長するが、各地域の市場と完全に連結したのではなく、在地社会の経済は都市に完全に包摂されていない市場を軸に展開していた。休愚の制度論は、このような都市の市場とは異なる在地社会の市場の独自性、自律性を反映した経済思想に支えられていた。それは、都市とは異なり、依然として「役」の体系を軸に経済生活が展開する在地社会において、「役」に基づく資源の配分と、市場の機能とを適切に調整することを目指した新たな経済思想への模索のなかで醸成されたものである。

- 一 「家の宝」という利他的な行為によりながら休愚の思想を考察したものとして、高橋光二「田中丘隅の思想と歴史的位置」がある。
- 二 『新訂民間省要』自序、四頁。
- 三 『走庭記』、一〇九頁。
- 四 『新訂民間省要』坤之部卷之一、一三四頁。

五 『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二九九〜三〇二頁。

六 若尾政希「近世前期の社会思想」。

七 齊藤司『田中休愚「民間省要」の基礎的研究』、二四六〜二四七頁、二五三〜二五四頁。

八 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二六九頁。

九 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二四六頁。

一〇 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二四六頁。

一一 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二四八〜二四九頁。

一二 坤之部卷之三では「其頃は諸国天下の御用と言事も稀ニ、大名・公家、参勤交代の旅行も寛度ニして、饒に往還の沢を以、宿々富盛ニして公用伝馬の勤め軽く、宿々互ニ榮へたりしニ、御代長久に随ひ、段々上ノ御威光盛ニ、公用月二年に重く成て、いつしかむかしの十倍・二十倍ニ過し来り、往還の士も亦夫レニ随て用事多、中々宿々の人馬ニて御用難弁」(『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二九一頁)と述べている。元禄期以降の道中の公用のために徴発される人馬の飛躍的な増加を訴える記述は、このように『民間省要』全編を通じて確認できる。

一三 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二七三頁。

一四 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二七二〜二七三頁。

一五 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二四八頁。

一六 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五二頁。

一七 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五九頁。

一八 休愚は、武士の「礼」「敬」について、「下々の非道ニ逢ふて堪忍するハ礼なり、敬なり」(『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五三頁)と述べる。「礼」を儀礼的なものではなく、後述する上下の「ぬんきん」(慇懃)な関係を実現するための「堪忍」と結びつけている。「和合」を重視する休愚の思想がここからも見て取れる。「ぬんきん」と「堪忍」の持つ経済的な意味については終章で検討している。

一九 『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二九七〜二九八頁。

二〇 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五八頁。

二一 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五九頁。

二二 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五九頁。

二三 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五九頁。

二四 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五九頁。

二五 後述の普請論と同様に、請負主体はあくまでも宿駅に居住するものであった。宿駅の改修普請について休愚は次のように述べる。「御休泊の御普請ハ、すぐに其亭主へえ下シ賜り拝領す。其内自分への請負たるは取崩しても跡ニさして疵つかず、桎などにハつけ物などとしてしつらひ置、やねなどハ念入て御影を以跡ニ残ル。諸事煩すくなしといへと、官よりの御普請、江戸諸職人の入込ハ其心更ニなく、とかく間に合を本として所々ニ疵つき、やねハふきちらされて跡より破損に及ぶ」(『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二八三頁)。市場の実態を踏

また制度と言うときの市場とは、在地社会の既知の人々の間に成立する市場であって、都市的な市場ではないことに注意したい。この点については本章三節と終章第一節で再度検討する。

二六 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二四四～二四五頁。

二七 「諸事邪なく錢を払ふ人は、事庁（懸）懃ニして手形証文取事すくなし」（『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五三頁）というように、「相対」において円滑な決済を通じた信用関係が、懃懃の実現のために不可欠であると休愚は考えている。その一例として、休愚は元禄期

以前の備後国福山藩の事例をあげ、「宿々馬の継合・泊宿にても相対にて宿をかり、或は其守の本陣、又ハ火の用心能キ寺方など借りて、曾て宿々の悩ミと成事なき」と述べている（『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五六～二五八頁）。

二八 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二七一～二七五頁。

二九 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二五八頁。

三〇 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二六五頁。

三一 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二六五頁。

三二 『新訂民間省要』 乾之部卷之三、八一頁。

三三 『新訂民間省要』 乾之部卷之三、八四頁。

三四 『新訂民間省要』 乾之部卷之五、一四六頁。

三五 『新訂民間省要』 乾之部卷之三、七九頁。

三六 『新訂民間省要』 乾之部卷之三、八八頁。

三七 『新訂民間省要』 乾之部卷之五、一五六頁。

三八 『新訂民間省要』 乾之部卷之五、一四七頁。

三九 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三八二～三八三頁。

四〇 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三八三頁。

四一 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三八五頁。

四二 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三八五頁。

四三 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三九一頁。

四四 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三九一頁。

四五 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三八八頁。

四六 『新訂民間省要』 乾之部卷之三、八二～八三頁。

四七 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二七八頁。

四八 『新訂民間省要』 坤之部卷之二、二七八頁。

四九 『新訂民間省要』 乾之部卷之七、一九〇頁。

五〇 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四〇六頁。

五一 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三八八頁。

五二 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四一〇頁。

五三 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四一二頁。

五四 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四一二～四一三頁。

五五 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、三九五頁。

五六 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四一四頁。また、「地の利」について休愚は、普請論のみならず、道中論においても「道中宿々の様

子、地の利」によつて宿高・助郷、差別・高下あれは一樣に論じかたし」（『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二九一～二九二頁）と述べる。「地

の利」は、普請論、または道中論においても一樣に制度運用することが難しいことを説くうえでの論拠となっている。

五七 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四一四頁。

五八 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、「或翁、近年難所の普請を考たる事」、四一五～四二二頁。

五九 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四一七頁。

六〇 『新訂民間省要』 坤之部卷之五、四一七頁。

六一 小室氏は、休愚が普請の場における「工夫」（技術）を評価し、それによつてもたらされる社会経済の変化を肯定的に捉えていたと述

べ、進歩への見通しを休愚の経済思想の特質の一つであつたと指摘する（小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代における市場・「道」・権

利』一〇五～一一四頁）。また深谷克己氏は、休愚の地方巧者としての技術進歩に対する姿勢を高く評価し、その民政技術の先進性を指摘

する（深谷克己『田中丘隅―地方巧者の民政技術』永原慶二、山口啓二編『講座・日本技術の社会史』別刊一、日本評論社、一五五～一八

〇頁、一九八六年）。

六二 本論第四章注一九。

六三 『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二八九～二九三頁。

六四 『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二九二～二九三頁。休愚の貨幣論については、小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代における市場・

「道」・権利』四〇～四四頁、を参照。

六五 『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二九六頁。

六六 『新訂民間省要』 坤之部卷之三、二九二頁。

六七 尾藤正英『江戸時代とは何か―日本史上の近世と近代』岩波書店、一九九二年。

六八 尾藤正英『江戸時代とは何か―日本史上の近世と近代』、四八頁。

終章 元禄・享保期上層民の経済思想の特質と「自然」から「作為」へ

本論のむすびとして、ここでは可正、景利、休愚という人物の考察から浮かび上がる元禄・享保期上層民の経済思想の特質を三つの点に分けて考察してみたい。そのうえで、序章で言及した「自然」から「作為」へ、という丸山眞男氏の政治思想史のパラダイムを援用しながら、この時期の民間経済思想のなかでどのような形で「作為」の思想が現れ、展開していったのかについて検討を加えてみたい。

六一 元禄・享保期上層民の経済思想の共通性

(一)「和合」と「堪忍」の経済思想

西鶴の『日本永代蔵』に「大福新長者教」という副題がついていることが示唆するように、元禄・享保期の民間経済思想の大きなテーマの一つは、あるべき富者の姿を論じることであった。本論の対象である可正、景利、休愚もいずれも在地社会の富者であり、彼らはそのなかでどう生きるべきかという問題に向き合った。これまでの行論を振り返ると、彼らにとって富者であることには三つのことが関わっていたように思われる。

第一に、「工夫」(可正)や「心を付」けること(景利、休愚)、そして「術」(休愚)を実践することである。日常の経済活動において細部まで観察をし、原則・原理にこだわり過ぎず、適応する能力を身に着けることを三者はともに強調する。煙草栽培に関して、「然共物の上手には是迄と云かぎりのなき物也」二と述べるように、「工夫」の実践を通じて商業的農業の成功を促す可正の価値観、【史料四・一六】と【史料四・一七】に述べられた商機を逃さない景利の姿勢、そして「行住座臥・得失損益の事二心を付、……売れば儲、買は利有を以、其道を得たる術者といはん」三という姿勢を商人の「五常」と考える休愚の考えからは、観察を通じた積極的な利得機会の獲得こそが智の働きであるという確信を読み取ることができる。彼らが許さないことは、休愚の言葉を借りると、「偶然」に日々を送ること、すなわち惰性で経済活動することであった。この意味で富者とはなによりも、適正な観察にもとづく経験智の実践者であり、可正が【史料一・一六】の「但是をなすに功有ものハ得。功なきものは失ふ。貧福はよりわかつてり」という発言がその確信を示している。富者であることとは、適切な智の実践に対す

る見返りであると三者はともに考えたのである。

第二に、富者には「仕合」が必要であるということである。この点は、「分限は、才覚に仕合手伝はでは成がたし。随分かしこき人の貧なるに、愚なる人の富貴。この有無の二つは、三面の大黒殿のまゝにもならず」^四という『日本永代蔵』の貧福観に強い影響を受けた景利の考えからも明瞭である。景利は【史料二―四】のなかで、「時の仕合にて貴賤乃わかちあれハ、其差別もとより有へき事に候」と述べる。貧福を分けるのは「時の仕合」であり、両者の間に「差別」があるのは仕方のないことだ、と景利は考える。しかし、それに続いて「しかればとてをのれか貴に奢て、ことをかるしめ人を侮申す体ハ、あさはかに見くるしき儀に候」と警句を述べ、富者が「奢」り、貧者を見下す風潮を強く批判する。

その点に関して、可正も時代の進展とともに村の寄合の座席を貧福によって決めるようになったことに警鐘をならす。彼は、貧福は流動的なものであり、それ自体が善悪の対象となつてはならないと主張する。そこには景利の言葉を借りれば、「他を侮ハ自利利他心平等の事をしらざるかゆへなり」^五というような、仏教の影響を受けながら人間を本質的に平等とみなす考えがあった。富者も貧者も根元は同じであり、「自利」と「利他」は矛盾するものではないという思想が、元禄・享保期の貧福観の形成に大きな影響を与えたのである。

第三に、こうした認識のもとで、三者はともに、在地社会のなかで経済的に下層の人々に対して「情」をかけることを富者の使命と考えたことである。可正は「仁」の実践を「家」を長久に保つための最優先事項であると考え、「財施」にとどまらず、村入用の軽減を図るための「工夫」を説く。さらに、金銭や小作料の融通においても、【史料一―四】において「貧ナル者ガアレバコソ、銀ヲカシテ利銀ヲ取、田畠ヲ下作サセテハ作徳ヲ取ゾヤ」というように、「貧福和合」を実現するような貸借関係を導くことが肝要であり、そのためにも「憐ミ」をかけることが必要であると述べる。と同時に、可正は、「同じ国同じ所二住者ハ、常二中ヲ能シ、互ニ堪忍ヲ致シ、頼ミツタノマレツ、世ヲ渡リタキ事也」^六というように、貸借関係における富者の「堪忍」が「貧福和合」には不可欠であると考えた。

景利は、在地社会において儀礼的ではなく、貴賤に関わらない「志」のこもった「振舞」を媒介に、良好な人間関係を形成し、そこでの互助的な経済的なやり取りを重視した。また、【史料四―五】にあるように、使用人に「情」をかけ、「家」の経営に関わる人間同士が離間しないように「心を付」ることを説く。そのような円満な人間関係を築くうえで景利が重要視した徳目が「忍」であった。「忍の一字をわするべからず、人により腹悪敷ものハ悪口不礼成事有、是に負しとおもハ、ともに狂人なり、……平生ともに忍の一字をおもひ、短慮に致すべ

からさる事」^七と述べつつ、「元来名主も百姓も一同之民百姓也、当時名主役ハ百姓に先達までと心得、百姓の心になりて見る時ハ、いかりも恨もしづまるへし」^八と、百姓の立場に身を置いて名主は言動すべきであると説く。

休愚は、経済社会を戦場に喩え、日常生活において細部まで観察し、適切な判断を下す「術」を身に着けることが必要であると説く一方で、【史料四「二三」】のごとく、勝つことに「驕」り、下の立場の人間を蔑む言動を「上下和合」を乱す行為であると批判する。経済社会では人に仕えるのが常であるなかで、人を使う立場にある境遇に「仕合」を感じ、常に「憐ミ」をもつことが「心」の主体性を涵養するうえで重要であると考えたのである。

また、三者ともに富者が「威」・「威勢」を誇示することを厳しく非難する。在地社会において公権力に近い立場を利用して、自分の都合に合わせて経済活動を行い、下層の人間に不利益をもたらすことは、「和合」を乱す行為であった。公権力に頼ることなく、正しい智の働きの結果として致富を実現することを三者はともに称揚するが、それに「奢」ることは許さない。富者は、「堪忍」や「忍」の実践によって在地社会のなかで「和合」を実現すべき存在であり、そのために「振舞」などの贈与・互酬を行うべきであると考えた。市場での競争は、必然的に勝敗がつく。その影響を和らげる市場によらない経済的な機能として「和合」・「堪忍」・「振舞」という働きが重要視されたのである^九。その点に三者の経済思想の特質があつたのである。

(二) 地域独自の経済思想

江戸時代の経済思想史研究では、当該期の思想家の市場経済に対する見方を考察する際に、需要と供給の価格メカニズムが支配する市場が想定される場合が多かった。たとえば、序章で紹介した川口浩氏は「経済主体」の設定を行う際に、資本主義経済に適合的な人格という定義づけを行うが、「経済主体」成立の「客観性の契機」に関して「資本主義経済において行動する経済主体にとっては、現実社会において市場メカニズムを通して展開している経済情勢を的確に認識し」と述べ^{一〇}、さらに「一七・一八世紀の交に、経験的・合理的かつ能動的に経済に関わる人格が、武士と三民の双方に出現したことは、確認しておくに値するように思われる。特にこの場合の経済には、市場メカニズムというものが包含されていることも再確認されるべきである。武士と三民双方における最初の江戸時代型経済主体は、そのような経済に対応したもののなのである」^{一一}と結論付けている。そこで考えられている市場は、ある意味で「近代的」な普遍性を持つ市場であるといつてよい。しか

し、本論のこれまでの行論を見ると、元禄から享保期の在地社会の上層民の見ていた市場とは、たしかに価格メカニズムは働いているが、それが完全に優勢になっているわけではなく、多分に地域性を持ち、既知の人間関係の交渉を通じて価格が決まるような市場を指していた。そしてその市場とは、都市を主軸とした市場と結びついているものの、完全に包摂されていなかった。

彼らが生活した経済環境は何といっても基本は封建村落であり、役の体系を通じて生産要素が交換、配分される経済にあったが、そのなかで部分的ではあるが、しかし急速に市場化が進んでいる状況にあった。そのなかで役の体系と市場化をどのように折り合わせていくのか、換言すれば、ゲマインシャフトを基本とする経済関係のなかでゲゼルシャフトの要素をどのように取り込んでいくのかが在地社会のリーダーに強く求められた。こうした経済環境のなかで日々の活動を営みながら、彼らは自らの経済思想を形作っていたのである。

ところで、オランダ・ユトレヒト大学の経済史研究者のバス・ファン・バヴェルは、中世後期のイタリアや近代初期の低地諸国を例にとりながら、前工業化社会における市場経済のありかたとして、比較的狭い地域においてさえも地域的な多様性が保持されていた点を指摘する。都市において、市場、とりわけ生産要素市場が成長し、市場のエリート層が大きな影響力を持つようになるにつれて、市場の中核と周辺地域の間の相互作用がはじまる。しかし前工業化時代では、その相互作用の結果として、市場および地域の統合に至ることはなかったことをバヴェルは強調する。市場の中核の外側にある地域は、市場が支配する地域につなぎ目なく組み込まれることは決してなく、市場の成長への対応の仕方は、その地域の社会的背景に応じて変化するとバヴェルは述べる。そして彼は、そのような地域的な多様性を可能にしたのは、市場の中核にいるエリート層に対抗する組合、結社などの社会的勢力の存在や、共同性や家族の互助といった市場外の交換・配分システムが存在していたからだと指摘する。欧州の事例をもとにしたこのバヴェルの見解を、直線的に近世日本にあてはめることには慎重な姿勢を取らなければならぬが、これは、本論が扱う江戸時代の市場経済に対する上層民の思想を考えるうえで大きな示唆があるように思われる。

本論の対象である三者が居住した大ケ塚、佐原、川崎という場所は、大坂や江戸という大都市に一日から二日でアクセスできる町場・宿場であった。しかし、都市の経済論理に完全に包摂されることには可正、景利、休愚はともに否定的な立場にあったことはこれまでの議論からも明らかである。

可正の論点の一つは、都市の経済論理によって、大ケ塚の住民がその基幹産業である農業を忌避し、安易な商売に傾き、さらには遠隔地商業のような投機的な事業に走り、「家」の没落のリスクを高めてしまう状況に対し警鐘を鳴らすことにあった。また、貨幣経済の浸透とともに

に信用が芽生え、それによって「貧福和合」が実現する一方で、過度な貸借に依存するリスクも高まった。もちろん、在郷町大ケ塚の繁栄のうえで、商品作物の生産を通じて都市の市場と結びつくことは不可欠であると可正は考えており、そこから多くの利得をあげるための「工夫」を称揚する。しかし、重要なことは大ケ塚の地域性を理解し、状況に応じて農商バランスや貸借バランスをとることであった。こうした「当地相応の理り」を経験的に理解・実践することは、大ケ塚固有の経済論理をつくろうとする意識、そして都市の商業資本の論理に包摂されることに抵抗する意識の表れであると理解できる。さらにそこからは市場だけでなく、前項で述べた「仁」や「貧福和合」といった共同体の互助性という市場以外の経済機能も働く必要があるという可正の考えが読み取れる。「当地相応の理り」とは、市場経済と共同性を「両輪」にしたものであり、一方に傾き過ぎてはならなかったのである。

景利は、可正のように直截な言葉で地域固有の経済思想の必要性を語っているわけではない。しかし、佐原村の固有な経済的枠組みを形作ることが、「惣百姓の安楽しむ事」を使命とする「村長」の責務であると考えていたことは確かである。彼が村役人を務めた元禄から宝永期にかけて、佐原村では村内の商業活動が活発になり、享保期までには上方からの商人が集住するようになる一方で、寛永期に制定された市場に関する「定」が存在した。また、幕府が広域的・一元的な普請政策を展開し、村高に応じて役負担を課す一方で、元和期以来の周辺村落との組合に基づいた普請慣行があり、生産高に比して過重な石盛を設定された歴史的事情もあった。このような慣行・先規と新たな経済活動の展開の間に生じた摩擦を、訴訟や係争に発展させることなく調整することが村役人の責務であると考え、その解決の糸口を近世初期以降の歴史に見出した。そうした歴史を記した文書編纂物を抛り所に、景利は大きな経済的環境の変化を受け入れつつも、完全にそれに包摂されることなく、地域の慣行とのバランスを図ることに腐心したのである。

休愚は、「辰巳上り」という時代状況のなかで、「衙商」と呼ばれる都市資本と、「威勢」を誇示する下級武士に対抗するために、「禄重キ」百姓を主体とした地域経済の再編を模索した。道中論および普請論の双方において、近世初期以来の制度の根幹・理念を理解しつつも、それが各地の事情を考慮せずに、一様に実施される状況を休愚は批判する。また、その制度の実施は都市資本の参入を伴うものであったが、在地社会は収奪され、都市資本に利益を貪る機会を与えることとなった。制度の効率的な実施のためにも、在地社会の実情に精通した「禄重キ」百姓を積極的に登用し、在地社会の資源を有効活用すべきであると提案したのである。そうした主張の背景には、【史料五・五】や【史料五・六】にあるように、都市市場に包摂されない在地社会の市場に対する信頼があった。バヴェルは、前工業化社会の地域的な多様性を可能にし

たものとして、都市市場に包摂されない対抗勢力の存在をあげているが、休愚においてそれは、都市市場と関係しつつも自律的に動く在地社会の市場への信頼に依拠した「禄重キ」百姓を主体とする地域固有の論理という形で表れていたと筆者は考える。在地社会の経済機能は、市場のみならず、「情」・「憐ミ」といった共同性も含まれており、その間のバランスを調整することも「禄重キ」百姓の重要な役割であると休愚は考えたのである。

三者に見られる在地社会に根差した経済思想に関する今後の課題は、当該期の為政者の思想、および都市の経済思想との比較考察である。三者の経済思想は、大都市近郊の農業と商業が交差する場所で育まれた。その一方で、当該期には、儒学者の側では徂徠が『政談』を著す。『政談』を書くうえで農村（上総）での逗留生活が大きな影響を与えたと言われているが、都市居住の儒学者の経済書での経済認識・経済観と、在地社会でのそれらとの間にどのような共通点、そして相違点が見出せるのだろうか。寛文期に生れ、享保期に没した徂徠、休愚、景利という同時代人の時代性、そして享保期の経済思想の時代的特質を知るうえで、この作業は不可欠のように思われる。また、享保期の畿内では、石田梅岩が「心」の普遍性を説く。もし可正の延長線上に梅岩が位置づけられるとしたら、可正に見られた在郷町の「地域性」がどのうに「普遍性」と結びついていくのか。この点も当該期の経済思想史の特質を再構築するうえで避けては通れない課題である。

（三）「書く」ことの経済思想史上の意義

第五章で一部触れた引用であるが、『民間省要』坤之部卷之三で「道中大賄」の役負担が宿駅の現状と合致していない点について休愚は次のように述べている。

【史料六一】 二三

如斯時代、遙ニ隔りてハ、古しヘ定りし事の、変して成事のなきを知人もなく、上ニも五十三継の人馬は百足百人有筭の物とのミとおもふて居といへと、力不足、城下ノの大駄駄、又は津々湊の富饒の地ならて、所々田舎宿の分、急度人馬の可相立謂レハなし。倩々此理りをおもふニ、凡ソ武家ニして何千何百と言限りなき諸士、亦ハ組々の軽卒のそれノ急度知行切米給ハリて、代々御影を以妻子をハク々むに欠、目有て揃ふ事ハ稀なる習ニくらへて、いかに卑賤の下々、牛馬とひとしきものいふ事ならぬとてかゝる道理も弁へなく、

ひた物攻めせめらるゝ事こそ悲しけれ。かゝる事も筆の序二書付て見れば、予も初て知る心地こそする。自身勤る宿々の者もしらねは、夫レを日々二下知する間屋もしらす、命令する人は猶しらす。

第五章の繰り返しとなるが、近世初期と現在では時代が大きく異なっており、近世初期に定められた制度が現在では齟齬をきたしているというのが彼の制度認識であった。ここでは具体的に、東海道の宿駅に対して人馬を「百疋百人」を徴発することを、近世初期以来の定まった制度であると幕府は思っているが、城下や繁盛している宿駅ならばいざ知らず、大方の宿駅ではとても賄えるものではない。近世初期の制度を不変なものとし、それを当然のごとく運用する役人を批判したうえで、制度を在地社会の実態に合わせることで宿駅の窮状を救うことにつながる、というのがこの引用の論旨である。しかしここで重要なのは、その主張そのものではなく、在地社会を困窮させるこの制度的な問題は、同時代において幕府役人はいうまでもなく、宿駅に精通した人間にとっても自明なものではないと休愚が語っている点である。そして、近世初期以来の変遷と現在の窮状を「書く」ことを通じて、休愚自身もはじめてこの構造的な問題に気付いた、と述べているのが非常に興味深い。序章で触れたように、「書く」ことによつて自身の経験的な知見は、客観的に反省可能なものになるが、休愚において「書く」ことの働きはさらに一歩前進し、社会の経済問題を客観的に分析することを可能にしたのである。小室正紀氏は、休愚の『民間省要』を民間社会において初めて書かれた経済書であると述べているが、ここでの議論を踏まえると、その経済分析力は、実務経験によつて磨かれただけでなく、「書く」という冷静な知的作業を通じて高められたことになるのである。

休愚ほど徹底されたものではなく、また直截に述べているわけではないが、景利においても「書く」ことは現状の経済問題を分析的に考えることを可能にした。景利の村役人時代の苦悩は、係争処理と幕府役人との折衝にあったと言つてよい。「威勢」を誇示する相手に対して冷静な交渉力を示せるかが、「惣百姓を安樂しむ事」を実現するうえでの鍵となった。景利が、文書調査を始めた元禄初期は、新田地域の開基や市場の慣例の由来を知るものはごく一部に限られていた。その調査・文書編纂活動を行うなかで【史料三二二】のような在地社会の歴史観を獲得するに至る。史料の形で遺されたかつての「村長」の営為の結果である経済活動の場の慣例などを整理し、それに依拠して実務を円滑に進めようとした。そしてその歴史を部冊の形でまとめる過程のなかで、経済問題を歴史的に分析しようとする意識の萌芽が景利にも生れたのである。もつとも、在地社会の経済問題の原因を特定しつつも、彼はその代替策を指摘するには及ばず、またそうした機会もなく、おそ

らく休愚に比べるとそうした意識も稀薄であつただろう。休愚の『民間省要』が幕府の上呈のために増補・改編されたものであるという史料上の性格において、景利の史料とは大きく異なっており、両者の経済思想を比較検討するうえでこの点に留意しなければならない。とはいえ、そうした限界はあるものの、「書く」ことを通じて経済問題を客観的、歴史的に分析する意識が芽生えた点に、享保期関東地方の上層民の経済思想の特質の一つを見出すことができるだろう。

こうした「書く」という行為を通じて、事象を客観化し、分析可能なものにするという意識の萌芽は、景利と休愚の一世代の前の可正においても確認できる。「家」の貧福の大きな分水嶺は、商品作物生産における「工夫」の有無にあると可正は考えた。その際の「工夫」の拠り所となつたのが、生涯にわたって「農人帳」を「書く」ことであつた。その意図することは、経済的成功に至るプロセスを客観的な形で表すことを通じて、貧福が「人為」の結果であることを強調するところにあつたのである。

このように在地社会において経済問題を考えるうえで、「書く」ことが重要な役割を果たすようになった。言い換えると、「書く」ことを通じて彼らの現状分析力は向上し、可視化されるようになった。そして、元禄期の可正において「家」の盛衰における因果関係を知るための「書く」ことから、享保期の休愚において広く在地社会の歴史分析、そして制度の構造的な問題を分析するための「書く」ことへと展開していったことがわかる。もちろん、畿内の事例と関東のそれを直線的に結びつけるのは、いささか早急である。しかし、元禄から享保期にかけて在地社会で「書く」という行為が始まり、それがその地の経済活動の発展に裏付けられた行為であつたということは強調してよい事実である。横田冬彦氏は、読書をし、智的な営為を実践する「分厚い中間層」の存在がこの時期に広く形成されるようになったと主張するが^{一四}、彼らは同時に客観的・分析的に経済事象を考える経済主体の萌芽でもあつたのである。

六一 元禄・享保期上層民の経済思想における「自然」と「作為」

最後に、元禄・享保期の上層民の経済思想のなかで、なにが「自然」と受け止められ、なにをきつかけにして「作為」の思想が芽生え、それがどのように展開していったのかを確認し、本論のむすびにしたい。

元禄・享保期の民間社会の経済主体が直面した「最大のアポリア」は、勤勉努力と経済の不如意性に関わる問題であつた^{一五}。これは当時の

儒教思想や仏教思想が民衆に受容されるなかで正面から受け止めなければならぬ問題でもあった。それを、アイロニーを交えて描いたのが井原西鶴の町人物であった。『日本永代蔵』で「荷物おろして無常観じける」「我商に廻れるさきく」にも、世は愁喜貧福のわかち有て、…愚なる人はよき絹を身に累ねし。兎角、一仕合は分別の外ぞかし」^{一六}という喜平次の歎きは、貧福の不如意性を鮮明に表している。そして、そうした歎きは仏教的な「無常」観と結び付くことで宿命的な貧福観が生まれることになる。相場、豊凶、災害、疫病といった外部要因によって「家」の存立基盤は脆弱な立場にある。「家」の維持・継承に関わる人々にとって、こうした不如意性は人為を越えたものであるために経済思想上の「自然」として認識されたのではないか、という仮定を本論は立てた。この貧福観は、この時期の仏教関連書や、さらには大桑斉氏の研究が示すように浮世草子の浸透と相まって社会に広がった。そのみならず、可正の『史料一四』からもわかるように、儒教の天命思想もこの貧福観を支える論拠となった。

もちろん西鶴の町人物が広く受容されたのは、宿命論的な貧福論に肯定的だったからではない。景利が『病家寂寞』の跋文で引用した、『日本永代蔵』の序文の「朝夕油断する事なかれ、殊更仁義を本として神仏をまつるべし、是和国の風俗なり」^{一七}や、「人の分限なる事、仕合といふは言葉、まことは面／＼の知恵才覚を以てかせぎ出し、其家栄ゆる事ぞかし。是福の神のゑびす殿のまゝにもならぬ事也」^{一八}という『世間胸算用』の一節が示すように、「油断なく」、「知恵才覚」の実践を通じて宿命論を乗り越えるところに商人の活動の本意があると西鶴は考えたのである。

このような西鶴町人物のアンビバレントな経済観を、在郷町に合わせて受容したのが可正であった。可正は「工夫」の実践を強調するが、それは在地社会の実態観察のうえで、原理・原則に固執せずに柔軟に対応していく経験的、実験的な智の実践であった。それが大ケ塚における智者のあり方であり、それを通じて宿命論的貧福観からの脱却を図った。ここに自己の経済活動を通じて自然や社会に対して「作為」的な働きかけを行う主体の萌芽を見ることができると、具体的に言うところ、商品作物生産における「工夫」、農商バランスの見極め、過度な貸借の回避、貨幣支出のタイミング、といったことがあげられる。この「作為」の目的とするところは「家」の維持・継承である。フィクションである西鶴町人物の登場人物の多くと違い、安丸良夫氏の指摘のように可正には「家」の没落に対する強い恐怖があり、大ケ塚百年の歴史のなかで没落の事例は枚挙に暇がなかった。不確定で不如意な経済社会の現実を受け入れつつも、「家」に関していえばできる限り確実な継承を実現しようとする。それが可正の智の実践を支える原動力であり、都市と比べて一見「保守」的に見える経済思想の背景には、智の能動的な実

践を通じて「当地相応の理り」という大ケ塚固有の経済思想を「作為」する強い意識があったのである。

横田冬彦氏のいう「アボリア」に正面から知的に向き合い、人間が直面するアンビバレントな現実、ある種の人間の本質を感じとったのが景利であった。自己の死を目の前にし、「三面の大黒殿のまゝにもなら」ない人間社会のなかで、なぜ自分が恵まれた人生をおくることができたのかを自問し、景利はそれが「先祖の祿の余慶」のためであったと考える。貧福は不如意であると考えたのと同時に、彼の頭のなかで十分に整理しきれないが、景利は貧福を「先祖の祿の余慶」という「家」の連続性と結び付けようとした。この「家」の連続性や由緒に対するこだわりと、宿命論的な貧福論の持つ儚さを感じるところに彼の知的関心の大きな広がりを見ることが出来る。景利は、可正や休愚に比べて明確な言葉を用いて「作為」の経済思想を述べているわけではない。しかし、その生活全般にわたって「心を付」けることを強調し、事物を観察するのみならず、それに基づく実践を強く求めた。さらに、「惣百姓を安樂しむ事」を使命とする「村長」の立場においては、「書く」ことを通じて在地社会の百年の歴史を調査・分析し、それに基づいて現実の経済問題を制度の構造的な問題に引き付けて考える意識が芽生えていた。こうした制度に対する関心が景利における「作為」の経済思想の（萌芽的ではあるが）表れであったと筆者は考えている。

丸山眞男氏は、元禄・享保期を生きた徂徠の政治観の特質の一つとして、「私的領域」における道德観念を、「公的領域」である政治的判断に持ち込むことを否定したことを指摘する^{一九}。景利において個人としては宿命的な貧福観や「無常」観に人間のありかたの本質を見出しつつも、「家」・村を担うものとしてはそうした考えを持ち込むことを否定する。景利のこうした姿勢は、経済活動とは依然として宗教・審美・道德といった領域から完全に自律してはいないが、それから切り離して実践すべき領域である、という認識がこの時期の上層民のなかに生れていたことを示唆している。そして、この点をさらに推し進めていったのが休愚であった。

休愚は、可正、景利同様に俳諧を嗜み、小室正紀氏の指摘の通り、「変」を肯定的に受け止める俳諧的な心性と共感していた。しかし、可正、景利が真正面から向き合った宿命論的貧福観は、彼においては後景に退き、自ら経済生活を切り開いていく力動的な姿勢がより強まっていく。もちろん、休愚も疫病、凶作、相場変動といった経済の不如意性を認識しているが、経済活動は「公的領域」に属し、経験的に認識可能であり、正しい「作為」の実践を通じて運営すべきものであるという意識が可正や景利以上に強く表れることになった。休愚において経済活動を実践し、正しく導くうえでキーワードになったのが「術」であった。「術」とは戦場において最善手を取るような「作為」的な姿勢であった。また、「術」とは智の実践であると同時に「はかり」ごとであり、元禄から享保期にかけて都市では悪しき智の顕現として「術術」

が暗躍する。それを抑え、在地社会の資源を適切に利用し、困窮する現状を改善するために、正しい「術」を「禄重キ」百姓が身に着け、それを活かすことが必要であると考えた。また、その「術」が「公用」に資するものとするために、上層民が制度改編に参画できるような改革を幕府に訴えた。彼にとつてあるべき経済とは、士農工商がそれぞれの家職を実践しつつ、創意工夫をすると同時に、幕府役人の「理」と上層民の「事」の相互作用を通じて正しい制度を整備することにあつた。そのためには、幕府創設以来の制度の根幹を理解しつつも、経済実態の変遷を的確に捉え、より適合的な制度を「作為」することが肝要であると休愚は考えたのである。

元禄・享保期の上層民の経済思想における「作為」の意識は、「家」の継承という領域を越えて、より広い在地社会の安定・発展に資する経済制度を作りあげるといふ領域に達した。その最たる例を享保期の休愚の「術」といふ言葉に見ることができる。こうした経済活動を「作為」する意識が、徂徠の『政談』とほぼ同じ時期に現れたことは偶然の一致ではない。小室氏の指摘のように、休愚の思想は「情」の肯定という点で徂徠の思想に共鳴するものであつたが^{二〇}、経済活動での制度を重視する思考という点も重要である。

享保期に晩年を迎えた景利、そして休愚が自らの生涯を振り返りつつ、大きな課題と捉えたのが、在地社会のリーダーとしてその実態と市場化の折り合いを付けながら、能動的に在地社会の経済的枠組みを形作ることであつた。元禄から享保期にかけての在地社会は基本的には石高体制、役体制のなかにあり、その経済活動は既知の人間関係に軸足を置くゲマインシャフトの面が強かつたが、そのなかで部分的ではあるが急速に進む市場化に適応していく能力が、「惣百姓を安樂しむ事」を使命とするリーダーにとつて必要であると彼らは考えた。その能力こそが休愚の言う「術」だったのである。このように在地社会の経済思想における「作為」の意識は、政治思想と同様に、元禄期に芽生え、享保期に一つの高みに達する。それは在地社会に根差し始めた市場経済の発展を背景にし、それを都市の市場経済に包摂させるのではなく、また徂徠のように制度によつて抑え込むのではなく、従来の在地社会の歴史的枠組みのなかに適切に、かつ肯定的に位置づけていこうとする上層民の模索のなかに生れたのである。

一 横田冬彦氏が研究対象としている甲斐国山梨郡下井尻村の依田長安も『徒然草』や『太平記』などの読書を通じて、富者のあり方を考えた人物であつた（横田冬彦「『牢人百姓』依田長安の読書」『一橋論叢』一三四巻四号、九四〇―一〇七頁、二〇〇五年一〇月）。

二 第一章注七〇。

- 三 第四章注七四。
- 四 第二章注六〇。
- 五 『病家寂寞』、五四七頁。
- 六 第一章注九九。
- 七 『病家寂寞』、五四八頁。
- 八 第三章注一三。
- 九 深谷克己氏が明らかにしたように、為政者の「お救い」と同様に、富者の百姓への振舞は生活保障の一環として在地社会では当然視されていた（深谷克己「取立てとお救い―年貢・諸役と夫食・種貸」朝尾直弘編『負担と贈与』日本の社会史第四巻、岩波書店、一一七―一五二頁、一九八六年）。
- 一〇 川口浩『江戸時代の経済思想』、五頁。
- 一一 川口浩『江戸時代の経済思想』、三五七頁。
- 一二 Bas van Bavel, *The Invisible Hand?—How Market Economies have Emerged and Declined since AD500*, Oxford University Press, 2016, 281-283.
- 一三 『新訂民間省要』坤之部卷之三、二九五頁。
- 一四 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』、一二頁。
- 一五 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』、二七七頁。
- 一六 第二章注六三。
- 一七 第二章注五八。
- 一八 第二章注七一。
- 一九 第三章注二を見よ。
- 二〇 小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代における市場・「道」・権利』、一〇五―一一四頁。

初出一覧

序章

「元禄・享保期民間社会における経済思想史研究の視角と対象」『湘南工科大学紀要』五七巻一号、五七〇七三頁、二〇二三年三月、を加筆修正。

第一章

「河内屋可正の経済思想―元禄期畿内在郷町における「工夫」と「進退」」『日本経済思想史研究』一三三号、一〇一七頁、二〇二三年三月、を加筆修正。

第二章

「元禄・享保期在町上層民の紀行文と社会経済観―下総国香取郡佐原村伊能景利の事例によせて」『日本経済思想史研究』一九号、一〇二三頁、二〇一九年三月、を加筆修正。

第三章

「伊能景利の自己認識と村役人像―享保期在町村役人における「治者」意識の形成」『日本経済思想史研究』一一号、一〇二三頁、二〇一一年六月、および

「享保期在町村役人の地域史観と経済観―下総国香取郡佐原村伊能景利の文書編纂物を通じて」『三田学会雑誌』一一三巻一号、一〇一〇一三〇頁、二〇二〇年四月、を加筆修正。

第四章

「享保期上層民の経済思想―田中休愚と伊能景利の比較考察から」『三田学会雑誌』一一四巻三号、七一九四頁、二〇二一年一〇月、を加筆修正。

第五章

「元禄・享保期民間社会における経済思想史研究の視角と対象」『湘南工科大学紀要』五七巻一号、五七〇七三頁、二〇二三年三月、を大

幅に加筆修正。

終章

書き下ろし。

史料および参考文献

【未刊行史料】

浅香久敬『徒然草諸抄大成』、早稲田大学図書館、請求記号・文庫 30E0114、マイクロフィルム版。

伊能景利『古来ヨリ持伝候田畑条目 伊能氏中奥先祖書 五カ村御料私領諸証文所持所附』、伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号三八七。

伊能景利『先祖ヨリ申伝候条々 諸証文所々有之覚』、伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号三八八。

伊能景利『先年ヨリ市場出入之留書』、伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号九八一。

伊能景利『千代古見知』四卷「儒書部」、伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号三二九〇—四。

伊能景利『千代古見知』七卷「記行部」、伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門文書、史料番号三二九〇—七。

伊能景利「相模巡礼記行」『千代古見知』七卷「記行部」所収。

伊能景利「筑波記行」『千代古見知』七卷「記行部」所収。

伊能景利「正徳五乙未年五月漁獵場願ニ付江戸詰牛込記」『千代古見知』七卷「記行部」所収。

伊能景利「四国辺路の記の内抜書」『千代古見知』七卷「記行部」所収。

伊能景利「宝永二乙酉年日帳」、朝霞市伊能淳氏文書、伊能忠敬記念館所蔵の写真帳。

林羅山『童観抄』下巻、新潟大学附属図書館（佐野文庫）、史料番号三三四—一、マイクロフィルム版。

山下彦兵衛『増補江戸咄』一卷、慶應義塾大学図書館所蔵、請求記号 212②189②1。

【刊行史料】

石田梅岩『都番問答』、柴田實編『石田梅岩全集』上巻、石門心学会、一九五六年。

石田梅岩『石田先生語録』、柴田實編『石田梅岩全集』上巻、石門心学会、一九五六年。

- 石田梅岩『石田先生語録』補遺、柴田實編『石田梅岩全集』下巻、石門心学会、一九五六年。
- 伊能景利『根郷五ヶ村谷地御定納記』『千葉縣史料』近世篇下総國上、千葉県、一九五八年。
- 伊能景利『部冊帳』一卷、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』二巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』三巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』四巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』五巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』八巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』九巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』十一巻、『佐原市史』資料編別編一、佐原市、一九九六年。
- 伊能景利『部冊帳』二〇巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、一九九八年。
- 伊能景利『部冊帳』二二巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、一九九八年。
- 伊能景利『部冊帳』二三巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、一九九八年。
- 伊能景利『部冊帳』二四巻、『佐原市史』資料編別編三、佐原市、一九九八年。
- 伊能景利『元禄十五壬午年日帳』『千葉県の歴史』資料編近世五下総一、千葉県、二〇〇四年。
- 伊能景利『病家寂寞』『続千代古見知』三巻、『千葉県の歴史』資料編近世五下総一、千葉県、二〇〇四年。
- 伊能景利『年中行事』『続千代古見知』四巻、『千葉県の歴史』資料編近世五下総一、千葉県、二〇〇四年。
- 伊能景利『伊能研忍病中并死去之節定書』『千葉県の歴史』資料編近世五下総一、千葉県、二〇〇四年。
- 井原西鶴『日本永代蔵』、麻生磯次・富士昭雄『日本永代蔵』決定版対訳西鶴全集十二、明治書院、一九九三年。
- 井原西鶴『世間胸算用』、麻生磯次・富士昭雄『世間胸算用』決定版対訳西鶴全集十三、明治書院、一九九三年。
- 荻生徂徠『弁名』上巻、吉川幸次郎・丸山眞男・西田太一郎・辻達也校注『荻生徂徠』日本思想体系三六、岩波書店、一九七三年。

荻生徂徠『政談』、吉川幸次郎・丸山眞男・西田太一郎・辻達也校注『荻生徂徠』日本思想体系三六、岩波書店、一九七三年。
荻生徂徠『政談』、辻達也校注『政談』、岩波書店、一九八七年。

鴨長明『方丈記』、西尾實校注『方丈記・徒然草』日本古典文学大系三〇、岩波書店、一九五七年。

河内屋可正『河内屋可正旧記』、野村豊・由井喜太郎編『河内屋可正旧記』清文堂出版、一九五五年。

河内屋可正『影印河内屋可正旧記』一、大阪大谷大学博物館報告書第六二冊、二〇一五年。

熊沢蕃山『集義外書』、正宗敦夫編『増訂蕃山全集』第二卷、名著出版、一九七八年。

田中休愚『走庭記』『神奈川県史』資料編七近世四、一九七五年。

田中休愚『民間省要』、村上直校訂『新訂民間省要』有隣堂、一九九六年。

中江藤樹『翁問答』、山井湧校注『中江藤樹』日本思想体系二九、岩波書店、一九七四年。

福沢諭吉『德育余論』『時事新報』明治一五年二月二二、二三日、『福沢諭吉全集』第八卷、岩波書店、一九六〇年。

福沢諭吉『儒教之説』『時事新報』明治一六年一月二二、二九日、『福沢諭吉全集』第九卷、岩波書店、一九六〇年。

山鹿素行『山鹿語録』三五、広瀬豊編『山鹿素行全集』第九卷、岩波書店、一九四一年。

山崎闇斎『大学垂加先生講義』、西順蔵・阿部隆一・丸山眞男校注『山崎闇斎学派』日本思想体系三一、岩波書店、一九八〇年。

吉田兼好『徒然草』、西尾實・安良岡康作校注『新訂徒然草』岩波書店、一九八五年。

【参考文献】

井奥成彦『十九世紀日本の商品生産と流通―農業・農産加工業の発展と地域市場』日本経済評論社、二〇〇六年。

石井七海「抜書きにみる近世中期村役人層の「知」の受容と形成」『書物・出版の社会変容』二九号、二二三～二七頁、二〇二二年一〇月。

岩橋清美「近世における地域の成立と地域史編纂」『地方史研究』四六巻五号、三三三～四九頁、一九九六年一〇月。

岩橋清美『近世日本の地域社会と情報空間』名著出版、二〇一〇年。

大石慎三郎『封建的土地所有の解体過程』御茶の水書房、一九五八年。

大桑齊『民衆宗教思想史論』ぺりかん社、二〇一三年。

大阪府史編纂専門委員会『大阪府史』第五卷近世編一、大阪府、一九八五年。

大谷貞夫『近世日本治水史の研究』雄山閣出版、一九八六年。

大谷貞夫「近世前期における下利根川流域の治水事情」『佐原の歴史』創刊号、一〇二五頁、二〇〇〇年三月。

加藤衛弘「武州山之根筋における寛文検地の基礎的研究」『学習院大学史料館紀要』七号、一〇四八頁、一九九三年一月。

川口浩『江戸時代の経済思想——「経済主体」の形成』勁草書房、一九九二年。

川名登『近世日本水運史の研究』雄山閣出版、一九八四年。

菊地利夫「隠遁武士請負新田としての新嶋領十六嶋新田について」『人文地理』四卷三号、一八四—一九七頁、一九五二年七月。

川平敏文「浅香久敬——元禄加賀藩士の前半生」『語文研究』九〇巻、一〇一五頁、二〇〇〇年十二月。

工藤航平「近世地域社会における蔵書とはなにか——地域〈知〉の史料論的研究を目指して」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』七号、三五—六〇頁、二〇一一年三月。

工藤航平「村役人と編纂物」横田冬彦編『読書と読者』平凡社、一〇三—一三四頁、二〇一五年。

倉地克直『近世民衆思想と支配思想』柏書房、一九九六年。

小室正紀『草莽の経済思想——江戸時代の市場・「道」・権利』御茶の水書房、一九九九年。

小室正紀「日本経済思想史——江戸から明治へ——江戸時代経済思想史研究の二十年」『経済学史学会年報』四三号、六八—八六頁、二〇〇三年六月。

小室正紀「経済思想としての井原西鶴」『三田学会雑誌』一〇八巻二号、五—三七頁、二〇一五年七月。

小室正紀『幕藩制転換期の経済思想』慶應義塾出版会、二〇一六年。

斉藤司『田中休愚「民間省要」の基礎的研究』岩田書院、二〇一五年。

酒井一輔「近世後期の町場における宅地化と行財政運営の変容——下総国香取郡佐原村を中心に」『歴史と経済』五九巻四号、一—一六頁、二〇一七年七月。

酒井右二「近世前期下総における組合村と検地―下利根川流域根郷五ヶ村組合を事例として」『歴史地理学』一二一号、一〇一六頁、一九八三年六月。

酒井右二「貞享・正徳期関東筋幕府林の支配状況」『徳川林政史研究所研究紀要』二三号、四九〇八三頁、一九八九年三月。

酒井右二「村政に関する元禄・享保期の記録編纂活動―下総佐原伊能景利の事例から」『千葉県史研究』五号、五三〇六八頁、一九九七年二月。

酒井右二「元禄・享保期在町上層民の文化活動―下総国佐原伊能景利の家政や文化にかかわる記録編纂の検討を中心に」『千葉県史研究』一〇号別冊近世特集号、三七〇五一頁、二〇〇二年二月。

酒井右二「旧臣の由緒を求めて」『千葉県の歴史』資料編近世五下総一、千葉県、六〇〇六三頁、二〇〇四年。

酒井右二「近世の新島開発と地域社会の変容」『佐原の歴史』四号、三五〇四二頁、二〇〇五年三月。

酒井右二「在町佐原の豪商と地域社会」『千葉県の歴史』通史編近世二、千葉県、三一九〇三四九頁、二〇〇八年。

酒井右二「元禄・享保期在町上層民の文化活動」『千葉県の歴史』通史編近世二、千葉県、八六八〇九〇〇頁、二〇〇八年。

佐久間正「石田梅岩の思想」『季刊日本思想史』六五号、三〇二六頁、二〇〇四年四月。

佐々木潤之介「可正と西鶴」『地方史研究』一二四号、五〇九頁、一九七三年八月。

佐原市『佐原市史』佐原市、一九六六年。

塩川隆文「一東利助の経済思想―賑わいの観点から」『日本経済思想史研究』六号、一〇二三頁、二〇〇六年三月。

杉仁「近世の地域と在村文化―技術と商品と風雅の交流」吉川弘文館、二〇〇一年。

高尾一彦『近世の庶民文化』岩波書店、一九六八年。

高橋光二「田中丘隅の思想の歴史的位置」『民衆史研究』一九号、五一〇六八頁、一九八〇年十一月。

富善一敏「近世村落における文書整理・管理について―信州高島領乙事村の事例から」『記録と史料』二号、一九九一年一〇月。

田原嗣郎「山鹿素行の人間論―政治思想的考察」『北海道大学文学部紀要』九巻、五三〇八九頁、一九六一年三月。

中井信彦『歴史学的方法の基準』塙選書七八、塙書房、一九七三年。

- 中井信彦『町人』日本の歴史第二一巻、小学館、一九七五年。
- 中井信彦『色川三中の研究 伝記篇』塙書房、一九八八年。
- 中井信彦『色川三中の研究 学問と思想篇』塙書房、一九九三年。
- 永原健彦『在方市の諸相』『千葉県の歴史』通史編近世二、千葉県、七四〇～九七頁、二〇〇八年。
- 西岡幹雄『中井竹山における「義利」と「制度組立」——制度認識に立脚した政治経済観を中心にして』『経済学論叢』六〇巻二号、一六五～二〇二頁、二〇〇八年九月。
- 西山松之助『江戸町人の研究』四巻、吉川弘文館、一九七五年。
- 長谷川匡俊『佐原観福寺と伊能氏』『近世の地方寺院と庶民信仰』岩田書院、三一～五四頁、二〇〇七年。
- 林基『享保と寛政』国民の歴史一六、文英堂、一九七六年。
- 原淳一郎『近世寺社参詣の研究』思文閣出版、二〇〇七年。
- 引野亨輔『仏書と僧侶・信徒』横田冬彦編『読書と読者』シリーズ本の文化史一、平凡社、二〇九～二三九頁、二〇一五年。
- 尾藤正英『江戸時代とは何か——日本史上の近世と近代』岩波書店、一九九二年。
- 尾藤正英『国家主義の祖型としての徂徠』尾藤正英抄訳『政談』、二五五～三三九頁、講談社学術文庫、二〇一三年。
- 藤本雅彦『徂徠における「制度」と風俗』『待兼山論叢』一一、日本学篇、一～一八頁、一九七八年二月。
- 深谷克己『取立てとお救い——年貢・諸役と夫食・種貸』朝尾直弘編『負担と贈与』日本の社会史第四巻、岩波書店、一一七～一五二頁、一九八八年。
- 深谷克己『田中丘隅——地方功者の民政技術』『講座日本技術の社会史』別刊一、日本経済評論社、一五五～一八〇頁、一九八六年。
- 深谷克己『百姓成立』塙書房、一九九三年。
- 深谷克己『近世人の研究——江戸時代の日記に見る人間像』名著刊行会、二〇〇三年。
- 深谷克己『民間社会の天と神仏——江戸時代人の超越観念』啓文舎、二〇一五年。
- 藤田貞一郎『国益思想の系譜と展開——徳川期から明治期への歩み』清文堂出版、一九九八年。

丸山眞男『日本政治思想史研究』新装版、東京大学出版会、一九八三年。

八木清治『旅と交遊の江戸思想』花林書房、二〇〇六年。

安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』平凡社ライブラリー三〇六、平凡社、一九九九年。

山中浩之「解題」『影印河内屋可正旧記』一、大阪大谷大学博物館報告書第六二冊、二〇一五年。

山中浩之『河内屋可正旧記』の現在『日本史研究』六七〇号、五三〜六七頁、二〇一八年六月。

横田冬彦「牢人百姓」依田長安の読書『一橋論叢』一三四巻四号、九四〜一一七頁、二〇〇五年一〇月。

横田冬彦「死と葬礼についての覚書」『千葉県史のしおり』『千葉県の歴史』通史編近世二所収、一〜三頁、二〇〇八年。

横田冬彦『天下泰平』日本の歴史十六、講談社学術文庫、二〇〇九年。

横田冬彦『読書と読者』シリーズ本の文化史一、平凡社、二〇一五年。

横谷冬彦『日本近世書物文化史の研究』岩波書店、二〇一八年。

若尾政希『「太平記読み」の時代—近世政治思想史の構想』平凡社、一九九九年。

若尾政希「近世前期の社会思想」『政治社会思想史』新体系日本史四、二三二〜二七一頁、山川出版社、二〇一〇年。

渡辺尚志『惣百姓と近世村落』岩田書院、二〇〇七年。

渡辺浩『日本政治思想史—十七世紀〜十九世紀』東京大学出版会、二〇一〇年。

B. van Bavel, *The Invisible Hand? — How Market Economies have Emerged and Declined since AD500*, Oxford University Press, 2016

(B. ファン・バヴェル、友部謙一・加藤博・大月康弘・田口英明訳『市場経済の世界—見えざる手をこえて』名古屋大学出版会、二〇一四年)。